

会 議 録 目 次

令和4年第1回曾於市議会定例会

会期日程	1
○2月25日（金）	
議事日程第1号	3
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長諸般の報告	6
市長の一般行政報告	6
承認案第1号	7
議案第1号、議案第9号～議案第11号、議案第20号	11
議案第3号、議案第4号、議案第15号～議案第19号	16
議案第13号、議案第21号、議案第22号	18
議案第23号～議案第25号	27
議案第26号	31
議案第27号～議案第29号	54
議案第30号～議案第32号	56
発議第1号	58
散 会	59
○2月28日（月）	
議事日程第2号	61
開 議	63
一般質問	
徳峰 一成 議員	63
片田 洋志 議員	83
迫 杉雄 議員	101
出水 優樹 議員	121
矢上 弘幸 議員	129
散 会	139
○3月2日（水）	
議事日程第3号	141

開 議	143
一般質問	
上村 龍生 議員	143
今鶴 治信 議員	157
瀬戸口恵理 議員	179
岩水 豊 議員	196
山中 雅人 議員	217
散 会	241

○ 3月11日（金）

議事日程第 4 号	243
開 議	246
議案第 1 号、議案第 9 号～議案第11号、議案第20号	246
議案第 3 号、議案第 4 号、議案第15号～議案第19号	249
議案第13号、議案第21号、議案第22号	252
議案第26号	255
議案第27号～議案第29号	261
議案第30号～議案第32号	263
施政方針	264
議案第 5 号～議案第 8 号	268
議案第12号	280
議案第 2 号、議案第14号	281
議案第33号	289
議案第34号～議案第36号	331
議案第37号～議案第39号	333
散 会	340

○ 3月25日（金）

議事日程第 5 号	341
開 議	344
議案の訂正について	344
議案第 5 号～議案第 8 号	344
議案第12号	347
議案第 2 号、議案第14号	348
議案第33号	351
議案第34号～議案第36号	367
議案第37号～議案第39号	371

発議第 2 号	373
発議第 3 号	374
発議第 4 号、発議第 5 号.....	375
議会改革調査特別委員会の設置について	377
閉会中の継続調査申出について	379
議員派遣の件	379
閉 会	380

令和4年第1回曾於市議會定例会

会 期 日 程

令和4年第1回曾於市議會定例会会期日程

会期29日間

月	日	曜	会 議	摘 要
2	2 5	金	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・提案理由の説明 ○議案等の審議・委員会付託（補正等）
	2 6	土	休 日	
	2 7	日	休 日	
	2 8	月	本 会 議	○一般質問
3	1	火	休 会	
	2	水	本 会 議	○一般質問
	3	木	休 会	
	4	金	休 会	
	5	土	休 日	
	6	日	休 日	
	7	月	委 員 会	
	8	火	委 員 会	
	9	水	休 会	
	1 0	木	休 会	
	1 1	金	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（補正等） ○施政方針・議案等の上程・提案理由の説明 ○議案等の審議・委員会付託（当初）
	1 2	土	休 日	

月	日	曜	会 議	摘 要
3	1 3	日	休 日	
	1 4	月	委 員 会	
	1 5	火	委 員 会	
	1 6	水	委 員 会	
	1 7	木	委 員 会	
	1 8	金	委 員 会	
	1 9	土	休 日	
	2 0	日	休 日	
	2 1	月	休 日	春分の日
	2 2	火	休 会	
	2 3	水	休 会	
	2 4	木	休 会	
	2 5	金	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（当初） ○閉会

令和4年第1回曾於市議會定例会

令和4年2月25日

(第1日目)

令和4年第1回曾於市議会定例会会議録（第1号）

令和4年2月25日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長諸般の報告

第4 市長の一般行政報告

第5 承認案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度曾於市一般会計補正予算（第10号））

（以下5件一括議題）

第6 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

第7 議案第9号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について

第8 議案第10号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について

第9 議案第11号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

第10 議案第20号 曾於市末吉農村地域活性化定住促進対策事業に関する条例の廃止について

（以下7件一括議題）

第11 議案第3号 曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について

第12 議案第4号 曾於市地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について

第13 議案第15号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

第14 議案第16号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

第15 議案第17号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

第16 議案第18号 曾於市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第17 議案第19号 曾於市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

(以下 3 件一括議題)

- 第18 議案第13号 曾於市営住宅条例の一部改正について
第19 議案第21号 大隅都市計画事業八合原土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について
第20 議案第22号 末吉都市計画事業上町土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

(以下 3 件一括議題)

- 第21 議案第23号 機構改革に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について
第22 議案第24号 機構改革に伴う文教厚生常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について
第23 議案第25号 機構改革に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について

- 第24 議案第26号 令和 3 年度曾於市一般会計補正予算（第11号）について

(以下 3 件一括議題)

- 第25 議案第27号 令和 3 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
第26 議案第28号 令和 3 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
第27 議案第29号 令和 3 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

(以下 3 件一括議題)

- 第28 議案第30号 令和 3 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第29 議案第31号 令和 3 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 5 号）について
第30 議案第32号 令和 3 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

- 第31 発議第 1 号 曾於市議会会議規則の一部改正について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1 番	山 中 雅 人	2 番	出 水 優 樹	3 番	瀬戸口 恵 理
4 番	矢 上 弘 幸	5 番	片 田 洋 志	6 番	重 久 昌 樹
7 番	鈴 木 栄 一	8 番	上 村 龍 生	9 番	岩 水 豊
10 番	渕 合 昌 昭	11 番	今 鶴 治 信	12 番	九 日 克 典
13 番	土 屋 健 一	14 番	原 田 賢一郎	15 番	山 田 義 盛

16番 大川内 富 男 17番 渡 辺 利 治 18番 迫 杉 雄
 19番 徳 峰 一 成 20番 久 長 登良男

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 鶴 田 洋 一 総務係長 梅 木 康
 主 任 富 田 洋 一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市	長	五位塚	剛	教 育 長	中 村 涼 一
副	市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人	
副	市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力	
総 務 課 長		今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	内 山 和 浩	
大隅支所長兼地域振興課長		徳 留 弘	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博	
財部支所長兼地域振興課長		荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	安 藤 誠	
企 画 課 長		外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一	
財 政 課 長		上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸一郎	
税 務 課 長		山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美	
市 民 課 長		上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治	
保 健 課 長		櫻 木 孝 一	会計管理者・会計課長	桐 野 重 仁	
介 護 福 祉 課 長		福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩	
福祉事務所長兼福祉課長		竹 下 伸 一	農業委員会事務局長	中 山 純 一	
大隅支所建設水道課長		平 原 秀 人			

開会 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより令和4年第1回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（久長登良男）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久長登良男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、渡辺利治議員及び迫杉雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月25日までの29日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、会期は29日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

. . .

日程第5 承認案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度曾於市一般会計補正予算（第10号））

○議長（久長登良男）

次に、日程第5、承認案第1号、専決処分の承認を求めることについて、（令和3年度曾於市一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第5、承認案第1号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

本案は、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第10号）を令和4年1月6日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の専決処分であります、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯、住民税非課税世帯等に対する支援事業の実施に伴うもので、歳入については、国庫支出金で子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を、歳出については、住民税非課税世帯等臨時特別給付金をそれぞれ追加するものが主なものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は10億3,810万5,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ301億6,893万2,000円となりました。

以上で、日程第5、承認案第1号を説明いたしましたので、よろしく御承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの専決については、先ほど全員協議会で担当課長から詳しい説明がありましたけども、それを踏まえて、二、三質問をいたします。

まず第1点は、ただいま市長の報告にもありましたけども、財源的には総額で10億3,810万5,000円になるようでございますが、最終的には、基本的には国からの交付金で一応財源対応ができますけれども、ただ昨年の12月議会の段階においては、国からの財源が全て曾於市にも示されていなかったために、曾於市では取りあえずといいますか、この対応策として財政調整基金から3,410万円の繰入れを行ってきましたけども、この財調からの繰入れについては、今の段階で全て、国からのお金が入っておりますので、これをまた財調に繰り戻す措置が当然取られていると思いますけども、これ、私たち議会に提示されていないようでありますので、この取扱い等についての答弁をしていただきたいと思います。それが第1点でありま

す。

第2点目は、今回のこの専決処分においても追加的な対応ということで、市としては、それに対応した実施要綱をつくりまして議会に示されております。この実施要綱については先ほども全協で申し上げましたけれども、まず質問の第1点であります、この要綱が基本的には議会への提案と質疑、あるいは承認事項でございますので、1点伺いますけれども、この要綱の地方自治体における曾於市を含めた、いわゆる定義を含めた内容について、担当課長から説明を頂きたいと考えております。

今回の要綱を含めて、曾於市には全部でどれくらいの要綱があるか、もし答弁ができたなら答弁をしてください。これが2点目であります。

最後に、この要綱については、条例の場合は議会議決事項でありますので、条例の廃止の場合は、もう当然議会の議決が必要であります、要綱は先ほどの質問と関連いたしますが、市長の言わば裁量事項でありますので、議会への報告等はなされておられません。先ほど確認いたしましたように、要綱を定めた場合は、当然、予算の実施の関係で議会に説明がありますけれども、要綱の廃止の場合は、もうそのままというか、議会には報告が義務づけられていない、実際報告がされておられません。先ほども全協で議長にも申し入れましたけれども、申し上げるまでもなく、市としては当然、要綱を廃止したなら議会に速やかに報告するとか、全ての要綱において、これを制度化、ルール化すべきだと当然思っております。現状ではそれがされておられませんので、その点は市長の考え方一つで対応できますので、この点をルール化していただきたいことを含めての質問であります。

以上です。

○市長（五位塚剛）

ただいま質問がありました要綱の問題でありますが、当然、条例に伴っていろんな事業を進める場合に要綱・規則が発生してまいります。その中で要綱については議員の皆様方にお示しをしておりますが、廃止について、具体的にそのような形で要綱はなかったようでございます。今後、その在り方についても十分議論させていただきまして、報告ができるように今後進めてまいりたいというふうに思います。

あとは担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、財政調整基金の繰入金、今回4,525万2,000円を繰り入れしております。これにつきましては、先ほど議員からございました12月定例会におきまして補正予算（第8号）で可決を頂いた子育て世帯への臨時特別給付金、これにつきましては15歳以下につきましては国の予備費で対応できるということで国庫支出金を充てた

ところでございましたが、この16歳から18歳以下につきましては、国が12月の国会において予算化するということでしたので、一応財政調整基金で立て替えたところでございます。

そこで、市としましては、今回その16歳から18歳の分につきましても国の予算が通りまして、今回、国庫支出金という形になりましたので、それを含めて今回、財政調整基金で手だてをしておりました4,525万2,000円につきましては繰戻しという形で、今回、専決処分の中で予算を上げさせていただいたところでございます。

以上です。

（「繰戻しですね」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

繰戻しでございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

要綱の全体的な数でございますが、先ほど市長が申したように、それぞれ事業をするときに、要綱は皆様方にお示ししております。廃止につきましては、また検討するというところでございましたが、市の全体の要綱の数については把握をしていないところでございます。後ほど調べて報告したいと思います。

（何ごとか言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

要綱の定義につきましては、それぞれ事業をする中で、その目的、定義、それぞれ、今回であれば支払いの対象者の定義とか受給者、あとは申請に関すること等を明記して、その事業を円滑に執行していくためのものだというふうに思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

課長、ここは本会議ですから、「思っている」じゃいかんとですよ、課長。これは、ほかの課長を含めて、思っているというのは議事録に載りますよ。だから、思っているというのは主観ですから、個人の。だから、あくまで課長は課長に限らず客観的な実態ちゅうか、一応代表するわけですから、「思っている」という答弁はなじまないというか、今回の質疑に限ってはなじまないと思っております。これは、やはり総務課長なり財政課長がまとめて答弁してください。

一般に議会との関係においては、法的には、まず条例があります。そして要綱、規定がございますが、条例は確認するまでもなく議会への提案事項で、そして議決事項であります。どこからどこまでが条例として提案するか、一方、要綱として提案するかは、別に細かい具体的な客観的な基準というのがあるのかどうか分かり

ませんけれども、少なくとも要綱で今回の提案されている専決については対応いたしておりますので、要綱とは、そもそも議会との関係においてこういった定義がされているか。これはもう当然、全国の地方自治体に関係ありますので、国として定めていかなければならないし、あると思っております。その点で基本的な点を今回の提案に関連いたしまして、要綱とはそもそもどういったことですかということをお聞きしているんです。代表して、どなたか答弁してください。

○総務課長（今村浩次）

それでは、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず、数のところを、今、手元に資料が参りましたのでお答えしたいと思います。現在のところ、条例が290本、規則が234本、要綱が567本あるところでございます。

定義についてでございますが、当然先ほど言われましたとおり、条例、規則、要綱等というところで重要度があるところでございますが、通常的要綱・要領の定義につきましては行政機関内部における規律であって、行政指導を行うための一般的な基準等を定めるものというものでございます。ですので、通常は条例で議会にお願いするところでございますが、それを補足するようなことにつきましては規則で定めてまいります。

その次に要綱ということで、いろんな補助金、補助事業とか実施の規律なるものを、この要綱で定めるというものでございます。ですので明確な、これが規則、これが要綱というような明確な基準といいますか、それはないというふうに認識しております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

重ねて、まとめて市長に質問いたします。ただいま総務課長からありましたけれども、明確な基準はありませんけれども、しかし、議会あるいは市民からみた、1つ1つなりの、今回もやっぱり何千万円、億円単位の事業でありますけれども、その対応については要綱で一応交通整理を行っております。基本的には市長としてはこうした対応した場合は、担当課長から要綱で対応したんだけどということで、当然副市長を通して話があると思うんですが、それを基本的には担当部署に任せているということで、要綱、規則、そして条例の取扱いについてはトップとしては対応している、そういった基本姿勢であるということで理解していいのかどうか、一言、市長の基本的な在り方を答えていただきたいと思います。思っております。

○市長（五位塚剛）

全ての事業におきまして、まず基本は担当課の職員、担当課の課長を含めて議論しておりますので、一番精通をしているというように思っております。そういう中

で、予算を伴って具体的に提案する場合には、やはり規則、要綱は必要となっており、そのことについても各担当課に任せて柔軟に予算の執行ができるように、当然この役目があると思いますので任せているところでございます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案第1号については、会議規則第37条3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、承認案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより承認案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、承認案第1号は承認することに決しました。

—————・—————・—————

日程第6	議案第1号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第7	議案第9号	曾於市個人情報保護条例の一部改正について
日程第8	議案第10号	曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について
日程第9	議案第11号	曾於市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10	議案第20号	曾於市末吉農村地域活性化定住促進対策事業に関する条例の 廃止について

○議長（久長登良男）

次に、日程第 6、議案第 1 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから、日程第10、議案第20号、曾於市末吉農村地域活性化定住促進対策事業に関する条例の廃止についてまでの以上 5 件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第 6、議案第 1 号から日程第10、議案第20号まで一括して説明をいたします。

日程第 6、議案第 1 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明をいたします。

本総合整備計画を策定するに当たり、1 月27日に鹿児島県との協議を終えましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、大隅町市吉辺地の総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

当該辺地は、平成29年度から 5 か年の辺地総合整備計画を策定し、地域内の市道の整備を進めてまいりました。現在策定している総合整備計画が令和 3 年度末で計画期間を終了しますが、地域内に継続して整備すべき区間を有することから、今回、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 か年の総合整備計画を新たに策定するものです。

事業内容といたしまして、地域内の市道笠木・かんじん松線の改良舗装であり、延長700m、事業費8,100万円を計画するものであります。

次に、日程第 7、議案第 9 号、曾於市個人情報保護条例の一部改正について説明をいたします。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、引用されている法律名及び条項を改正するため、提案をするものです。

次に、日程第 8、議案第10号、曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について説明をいたします。

民法の一部を改正する法律により、成年となる年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴って、本条例における住宅用地の契約者に係る年齢要件を改正するため、提案するものです。

次に、日程第 9、議案第11号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について説明をいたします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、関連する規定を改正するため提案するものです。

内容については、国民健康保険税について、未就学児に係る被保険者均等割額の2分の1を軽減するものです。

次に、日程第10、議案第20号、曾於市末吉農村地域活性化定住促進対策事業に関する条例の廃止について説明をいたします。

本条例に基づく定住促進対策事業の実施期間が平成18年3月31日に満了しており、当該事業による助成金の交付を受けた者が返還の対象となる期間も経過しているため、提案するものです。

以上で、日程第6、議案第1号から日程第10、議案第20号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

ごめんなさい、私が質問したのは二十何号ですかね。通告、いっぱい出したものだから。

○議長（久長登良男）

辺地と国保を通告をされているみたいです。

○19番（徳峰一成議員）

この辺地については、これまで再三、質問を、ずっと提案いたしておりますけども、まずは辺地の現時点における基本的な考え方をお聞きしたいと思っております。議案第1号は、これが第1点であります。

第2点目は、これまで、この路線についてはほかの個々の事業で対応しておりますけれども、今回、辺地のほうに切り替えた、むしろ辺地のほうが財源条件はいいんでありますけれども、その理由経過について答えていただきたいと考えております。どれだけ、その点でメリットとなるのか。今回の総合整備計画を限られた期間が終わるに当たって、もう全てこの路線は整備が終わるというふうに理解していいかどうか、以上が1号の質問でございます。

次に、議案第11号については、先ほども全協でも申し上げたんですけれども、文厚ではなくて総務委員会サイドで税務課が行っていくということで、この基本的な内容について、この条例の内容について説明をいただきたいと考えております。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、議案第1号、辺地債の適用基準について少しお話をさせていただきます。

定義となる法律ですが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律となっておりまして、これによる基準につきましては、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差を是正することとなっております。

具体的には、この辺地地域の中心から5㎞以内の人口の数、それから学校や医療機関、郵便局、役所までの距離などを点数化して、辺地度の点数が100点以上のものを、この基準に沿って該当させるというものでございまして、今回のこの市吉辺地が、点数のほうは112点となっております。

また、今回の改良につきまして平成29年から辺地債を利用して整備を行っておりますけれども、今回、令和4年度から新たに未改の部分を整備するものでございます。今回の計画によって全てが改良できるかということでございますが、現在の改良率が53.8%でございまして、まだ5年間では全線改良というところには至らない計画でございます。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、国民健康保険税条例の一部改正の内容等についてお答えいたします。

今回の条例改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行によりまして、関連する規定を整理するものでございます。

主な改正の内容につきましては、令和4年度分以降の国保税につきまして子育て世代の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児1人当たりの均等割額の2分の1を軽減するものでございます。影響額につきましては、対象者を202名と見込みまして、約206万円の軽減額を見込んでいるところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第1号、ただいまの課長にありますように、112点で令和4年度以降でありますけれども、このことで全てこの路線が整備が終わるということではないということでございますが、先ほどの1回目の質問の答弁漏れでありますけれども、この事業はこれまでも亡くなられた坂口議員が再三取り上げた経過もありますけれども、どの補助事業で対応してきたのか、そして今回、辺地債を使った事業に切り替えるということで、どれだけ財源的に軽減ができるのかが1回目の質問でございます。

また、ただいまの課長説明でありましたように、辺地債を使って、全てこれが最終的に整備されることにはならないようでありますけれども、今後、最終的には大体

何年度までかかり、そして今後の事業はどういった事業で対応したいと全体的には考えているのかの質問でございます。以上です。

それから、議案第11号については課長の説明にもありましたけれども、基本的には子育て世帯に対する均等割の2分の1の202名を対象とした軽減額であるということでございますが、これが、この提案された条例改正の中心点であるというふうに理解していいのかどうか。これは新年度予算でも、この分は予算対応が軽減額として対応しているのかどうか、その点についての確認を求めた質問であります。

以上です。

○企画課長（外山直英）

まず、これまで使われた補助事業あるいは起債等の件ですけれども、平成17年から改良工事等を行っておりますが、これまで過疎債を使っております。平成21年が緊急地方道路整備事業費交付金、それから平成22年が地域活性化・きめ細かな臨時交付金、平成23年が緊急地方道路整備事業費交付金、平成24年度から平成28年までが社会資本整備総合交付金等を利用しております。今回、平成29年度以降に辺地債も兼用して使っております、補助につきましては充当率100%の算入率が80%です。財源的には辺地債を使ったほうが有利ということでございます。

現在、総延長が3,658.6mでございます。今回のこの辺地債で計画する距離が700mでございます、その後、未改良となるのが約990m、こちらにつきまして、今後新たな整備計画等を検討して改良しなければならない延長ということになっております。

以上でございます。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

今回の改正内容ですが、今回の改正内容につきましては未就学児の均等割軽減に伴う引用条項の整理であったり、関連規定を整備するものでございます。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

予算措置をしているのかというようなことでございます。予算措置については一般会計の国庫負担金が2分の1、県負担金で4分の1受入れをしまして、国保特別会計のほうへ市の4分の1を合わせまして、繰出しをしているというような予算措置をしているところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

辺地債について、1点伺います。

ただいま企画課長から説明がありましたけれども、この事業は合併後の基本的には

事業であると私も記憶いたしております。平成17年度以降、課長にもありましたように、実に幾つかの補助事業を、いわゆる適債事業といいますか、今使っていないですけど、起債事業を使つての、取り組みながら行っております。今回が条件が最もいいであろう辺地債を使っておりますが、これも、今後全てではございません。残りの約990mぐらい、これもどういった起債を使うかがこれからであるようでございますが、それに対しまして、もう既に17年、18年たっております、最終的には30年以上たつんじゃないでしょうか、全部が終わるのには。

副市長でも市長でもいいんですけども、基本的には、もう辺地債と分かっているわけでありまして、延々と続いている路線でありますので、辺地債だったら辺地債を重点的にやはり使っていくという基本的なありようがいいんじゃないかと思うんですけども、この起債の活用の在り方を含めて、市の基本的な考え方を聞かせていただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

辺地債については、市にとって有利な事業でありますので、なるべく利用したいわけでありまして、ここだけじゃなくて、まだほかにも財部を含めて利用しております。国のほうが辺地債のこの事業を、もうちょっと予算をたくさん認めてもらえばできるんですけど、現実問題としてそれができないからこのような形になっておりますけど、しかし、今後も引き続き国に対してもまた要望を強めていきたいというふうに思っています。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案5件は、配付いたしております議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第3号 曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第12 議案第4号 曾於市地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第13 議案第15号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第16号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一

部改正について

日程第15 議案第17号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

日程第16 議案第18号 曾於市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第19号 曾於市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第11、議案第3号、曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第17、議案第19号、曾於市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの以上7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第11、議案第3号から日程第17、議案第19号まで一括して説明をいたします。

日程第11、議案第3号、曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について説明をいたします。

公民館として管理している施設のうち、社会教育法第20条に定める目的及び同法第22条に定める事業を行う施設として管理することに関し、見直しを行うとともに、本庁・支所機能再編計画に伴う適正配置を図るため、提案するものです。

次に、日程第12、議案第4号、曾於市地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について説明をいたします。

公民館その他の関連施設のうち、地区公民館として活用している施設の効果的な管理運用及び本庁・支所機能再編計画に伴う適正配置を図り、共生・協働による地域社会の実現及び市民の主体的な地域づくりを推進する拠点施設として、恒吉地区公民館ほか16地区公民館を管理するため、提案するものです。

次に、日程第13、議案第15号、曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

令和6年4月1日に曾於市立高岡小学校を曾於市立末吉小学校へ統合することに伴い、提案するものです。

次に、日程第14、議案第16号、曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

令和6年4月1日に、曾於市立高岡小学校を曾於市立末吉小学校へ統合することに伴い、配食する学校から高岡小学校を削るため、提案するものです。

次に、日程第15、議案第17号、曾於市教職員住宅条例の一部改正について説明をいたします。

令和４年４月１日に岩川小学校校長住宅を変更し、及び令和６年４月１日に曾於市立高岡小学校を曾於市立末吉小学校へ統合することに伴い、別表を改正するため、提案するものです。

次に、日程第16、議案第18号、曾於市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

本庁・支所機能再編計画並びに地区集会施設の設置目的及びその運用状況に伴い、対象施設の見直しを行うため、提案するものです。

次に、日程第17、議案第19号、曾於市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

本庁・支所機能再編計画並びにコミュニティセンターの設置目的及びその運用状況に伴い、対象施設の見直しを行うため、提案するものです。

以上で、日程第11、議案第３号から日程第17、議案第19号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案７件は、配付いたしております議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————・—————・—————

日程第18 議案第13号 曾於市営住宅条例の一部改正について

日程第19 議案第21号 大隅都市計画事業八合原土地地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

日程第20 議案第22号 末吉都市計画事業上町土地地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

○議長（久長登良男）

次に、日程第18、議案第13号、曾於市営住宅条例の一部改正についてから、日程第20、議案第22号、末吉都市計画事業上町土地地区画整理事業施行に関する条例の廃止についてまでの以上３件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第18、議案第13号から日程第20号、議案第22号まで一括して説明をいたしま

す。

日程第18、議案第13号、曾於市営住宅条例の一部改正について説明をいたします。

昭和29年度建設の中松田団地1戸、昭和43年度建設の東馬場団地12戸、昭和48年度建設の笠木第3団地8戸、昭和50年度建設の南方神社団地4戸、昭和51年度及び昭和52年度建設の水ノ手団地20戸、昭和49年度及び昭和52年度建設の水ノ久保団地7戸を老朽化に伴う用途廃止により、曾於市営住宅条例の別表を改正するため提案するものです。

次に、日程第19、議案第21号、大隅都市計画事業八合原土地地区画整理事業施行に関する条例の廃止について説明をいたします。

大隅都市計画事業八合原土地地区画整理事業の完了に伴い、本条例を廃止するため、提案するものです。

次に、日程第20、議案第22号、末吉都市計画事業上町土地地区画整理事業施行に関する条例の廃止について説明をいたします。

末吉都市計画事業上町土地地区画整理事業の完了に伴い、本条例を廃止するため、提案をするものです。

以上で、日程第18、議案第13号から日程第20、議案第22号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第13号の市営住宅条例の一部改正について質問をいたします。

ただいまの市長説明にもありましたけども、基本的には市営住宅の老朽化に伴う条例の改正の提案であります。まず質問の第1点は、数ある市営住宅の中では一般的に老朽化が非常に進んでおりますが、この用途廃止の前段として、まず政策空き部屋を一定期間設けております。政策空き部屋の考え方、そしてその基本的な期間について教えてください。

そして、それを過ぎますと、これも一般的には用途廃止の方向でございます。それが今回の提案でございますけれども、この用途廃止の基本的な考え方、もちろん老朽化が前提となっておりますが、もっと踏み込んで用途廃止の基本的な考え方を説明してください。

今回の条例改正の議決を経て、最終的には市営住宅が何戸あって、そして政策空き家がその中で何戸、そして用途廃止の候補として考えているのがもしあったら、これも含めて、そして全体として、今後のこうした老朽化対策についての用途廃止を

含めた市の基本的な方向性や方針について答えてください。

次に、議案第21号でございます。22号も同じでございますが、この整理事業について、これを言わば総括する意味での今回の提案であります。

議案第21号については、基本的には旧大隅町時代の事業でありますけれども、この事業の対象面積並びに戸数、事業費、保留地は全て完売されたのか、今回、今の時点で条例廃止に至った経過と理由を含めて説明してください。

同じく議案第22号、これは上町区画整理事業でありますが、同じような質問になりますが、この事業の対象面積と戸数、そして事業費。事業費については先ほどの議案第21号もそうであります、財源内訳も分かっていたら、含めて答弁してください。そして保留地の売却と残りの保留地、残りの保留地がまだ残っておりますけれども、この保留地について、そして保留地が残っている今の段階でこの条例を廃止するに至った理由、経過を含めて答えてください。

以上です。

○建設課長（園田浩美）

それでは、議案第13号、政策空き部屋の用途廃止の基本的な考え方、それらの実態、それらの今後の計画についてお答えしたいと思います。

まず、政策空き部屋につきましては、用途廃止の基本的な考え方についてですが、平成30年度に制定いたしました曾於市公営住宅等長寿命化計画によりまして、それによりまして販売いたしております。この計画期間を2027年度、（令和9年度）において目標管理戸数をおおむね940戸としているところでございます。

管理戸数の基本方針としましては、耐用年数を耐火構造の住宅を70年、それから準耐火、それから……。

（「ごめんなさい、何年ですか」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

70年です。それから、準耐火・簡易耐火構造の2階建てを、それとあと木造の昭和56年以降建設の分、この住宅を45年、それから木造の住宅、これは昭和55年以前の建設をした分ですが、それから簡易耐火構造平家建ての住宅を含めまして30年を基準としているところでございます。状況を勘案しながら政策空き部屋、それから用途廃止の判断を行っているところでございます。

現在、政策空き部屋が157戸ありまして、そのうちに、今回提案したものが52戸でございます。

今後は、基準を超えた建物の用途廃止を進めながら、末吉地区の公営住宅の集約化を計画いたしているところでございます。

以上でございます。

（「このことで最終的には何戸ですか、市営住宅は」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

市営住宅につきましては、令和3年度末で、今現在ですけれども47団地182棟の928戸、今現在あります。それが令和4年度になりますと、これを可決していただきますと44団地163棟876戸になるところでございます。

以上でございます。

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

それでは、議案第21号、この事業の対象面積、戸数、事業費、保留地は全て完売か。条例廃止に至った経過等についてお答えいたします。

八合原土地地区画整理事業の対象面積は44.9ha、戸数は148戸が移転です。事業費は40億8,800万円です。

（「事業費、幾らですか」と言う者あり）

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

事業費は40億8,800万円です。

保留地は1区画107㎡が残っています。保留地処分が残っていたため、条例を残しておりましたが、分譲地として処分しているため条例の廃止となったところです。

事業費の内訳ですが、国費が16億7,200万円、それから保留地処分金事業、保留地を売って事業に充てる金額が8億7,700万円、残りが当時の町費ですけれども、起債事業等を活用しています。

以上です。

○建設課長（園田浩美）

議案第22号の、この事業の分の対象面積、戸数、事業費、保留地などの売却はどうなっているか、それから条例廃止に至った経緯ということでお答えをしたいと思います。

上町土地地区画整理事業の対象面積は約54haでございまして、戸数は、そのとき310戸、移転がされております。

事業費につきましては68億3,000万円でございます。内訳としまして補助を19億5,100万円、それから起債を10億100万円、一般財源としまして34億3,155万9,000円、その他としまして4億4,634万1,000円となっているところでございます。

保留地につきましては4万7,955.75㎡ありまして、そのうちに3万3,230.0㎡処分をいたしております。率で申しますと69.3%となります。

先ほど申しましたように保留地処分が残っていたため、条例を残していたところですが、今現在、分譲地としての処分を終えているため、条例の廃止となったところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

議案第13号の市営住宅の条例改正について質問いたします。この用途廃止に至る基本的な考え方と実態については、担当課長から1回目の答弁がありました。

2回目の質問でありますけれども、いずれにいたしましても、課長答弁でも令和4年度で876戸が市営住宅が残るであろうと、その中にはいわゆる老朽化している、今後さらに進むのが多くではないかと思っております。

質問でありますけれども、これまで平成30年度の、一応建設課のほうで長寿寿命化計画を策定いたしておりますが、また、それを踏まえての基本的なこれまでの市の対応でありますけれども。ただ、この木造住宅を中心として、また客観的には、あるいははたから見ると、まだ住めるであろうというのを、この用途廃止の過程にあるのが、恐らく幾つかあるのじゃないかと思っております。

質問でありますけれども、市内外の方々が市営住宅に入りたいと、しかし政策空家になっているから入れないというのが、やはり1年間通して幾らかあろうかと思うんですね。しかし、近隣に住める場所がない、そういった事例が1年間にどれくらいありますか。昨年はありません。私どもに相談がありました。いわゆる政策空家の期間を若干延ばしていただきましたけれども、その地域は。

こうした市民や市外の方々の入居希望に対して、いわゆる行政需要との間で市営住宅についての一定の怪奇現象というか矛盾が生じている、今後これが続くと思うんですね。この実態と基本的な考え方についてお答え願いたいと考えております。あまりにも単純化できない側面があるからでございます。それが質問であります。

次に、議案第22号について質問いたします。議案第21号は担当課長から答弁がありましたように保留地が1件残っておりますけれども、これも分譲の方法で、課長、残りの1件についても一応売却できる見通し、方針があるわけですね、課長。そのように受け止めました。ですから、この議案第21号は了解いたします。

一方、議案第22号については課長答弁にもありましたけれども、まだ保留地が全体通して4万7,955㎡の中で約40%強が、保留地が大分残っております。残っている中において、今回この条例の廃止の提案を行ったということの基本的な考え方についてお聞きいたします。これを行ったからといって、別に今後の運営上は全く支障、影響はないのかどうかを含めての考え方をお聞きしたいと思っております。

いずれにいたしましても、この上町区画整理事業については課長の説明にもありましたように68億円という大きな予算の中で、結果として一般財源を34億3,000万円も使っている。当初の見通しが大きく狂いまして、共産党議員団は一貫して、これは批判して、反対した経過があります。その辺りの総括、財源金の問題を含めて

総括が行われた中での今回の提案であるのか、財源問題を含めて総括は全く行われていないのかどうか、これは大休寺副市長のほうで、一応キャップでありますので答弁をいただきたいと思っております。

いかなる事業であろうと大きな事業を行う場合は、廃止を議会に提案する場合は、財源問題を含めて総括した上で提案すべきだと言えますけれども、総括がされたんでしょうか、お答え願いたいと考えております。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

上町土地区画につきましてはこの間、ずっと処分をしてまいりましたが、当時この68億円という金額で逆算をし、1区画1坪幾らくらいで渡せばいいかということでしてまいりましたが、その区画が実勢価格と合わなくなってきたということで、このまま置いて売りづらいと、処分しづらいということもございまして、それぞれ担当課からもそういう数字を頂きまして、今の実勢価格、そういうものと比較をして、早く処分をしたほうがいいたろうということで、坪単価を下げてまいりました。あと固定資産税のいろんな問題もありまして、それも全部換地もすみまして、そういうことも含めまして、将来を考えたら実勢価格に近いほうがいいたろうということで、今回、処分を鋭意行っているという状況でございます。

○建設課長（園田浩美）

それでは議案第13号のほうをお答えしたいと思います。

議案第13号の相談件数は何件あったのかということなんですけども、こちらのほうに届いています、それに関しては、今1件だけと認識いたしております。

あと、それから空き家の用途廃止の考え方で、先ほど申しましたように木造は30年となっているところでございますけども、それを一応15年延ばして45年間で、今管理をしていると。それは新耐震以降の建物という形で今やっているところでございます。

昭和56年以降の建物は、指定木造は45年で対応しているということでやっていますけども、現在、建物の老朽化がどんどん進んでいるところでございます。それに耐用年数の30年を過ぎまして、もう15年という形になります。それで、残りの10年でだんだんと用途廃止をしていくという形を今、進めさせているところでございます。

それで、まだ使えるんじゃないかという御意見もありますけども、そこは見極めをしながら対応していますけども、現在入居されている方には、こちらのほうから文書を出しまして、移転の必要がありますよという形ではお知らせをしているとこ

ろでございます。それにつきまして、入居されている方からいろいろありまして、こちらのほうも移転されるときは移転費を支払いをして、住宅の集約をしていくという形で今、進めさせていただいているところでございます。

あと、それから議案第22号のほうですけども、処分の基本的な考え方はどうかということなんですけども、これにつきましては末吉町上町地区宅地分譲要綱というのを昨年制定いたしております。それに基づいて、保留地の処分もしているところでございますので、あと、どのような形で宣伝というか、どういうことをされているかということなんですけども、チラシを作成いたしまして、個別に相談に来られた方にはチラシを見せながら説明しているところでございます。また、分かりやすいようにホームページ上にもありますのでそれを見ていただければいいかと思っているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

市営住宅の今後の在り方について、もうほとんどが老朽化しつつありますのでとても大変でしょうけども、特に市内外からの市営住宅に入りたいという方々との間、スムーズに対応できるように、用途廃止の基準を含めて弾力的な対応をすべきじゃないかと思っておりますが、答弁よろしいです。

最後に、議案第22号について、二、三、確認を含めて質問いたします。

この事業は、もう率直に申し上げて、財源的に私は失敗だと思っております。あまりにも結果として一般財源の持ち出しが大変な金額、たしか記憶では一般財源は当初は十数億円だったんですよ。建設課長、当初の資金計画、お持ちでしょう。もう答弁は必要ないです。十数億円だったと記憶いたしております。それが2倍以上の三十数億円になっております。さらに増えかねません、今後の保留地の処分の在り方ですね。ですから、資金計画では、はっきり言って、客観的には成功していないと言えます。これ、客観的には。

で、質問でありますけども、まず質問の第1点は、まだ保留地が全体の4割残っている今の段階でこの条例を廃止したとして、国を含めて財源対策上は全く支障はないと理解したいんですけども、そのように解釈していいのかどうか、これが第1点であります。

第2点目は、最初の保留地の坪単価と、今の段階での坪単価をお答え願いたいと考えております。その差額がいわゆる一般財源で、相当額、恐らく10億円以上、この間、穴埋めをせざるを得なかった経過があります。それを答弁してください。

第3点目は、今の坪単価、あるいは平米単価で、今後もし残りの4割近い広大な面積が対応できるのかどうか、この見通しについてもお答え願いたいと考えておりま

す。これが質問の第3点目でございます。

最後の質問であります、最初の坪単価18万円と、今の坪単価は数万円、当然、土地価格の評価も違ってきていますよね。これは長年経っていますから。最初に購入した18万円は単純化して質問いたしますと、18万円で固定資産税を納めることに基本的にはならざるを得ないと。数万円で購入したところは数万円で、最終的には基本的には固定資産税を払わざるを得ないと。そうした同じ対象地域内の税金一つとっても、市民サイドから見て、購入された方が見て矛盾が生じていると思いますけども、その辺りは基本的にはどのような解消の、制約・限界がありますけども、努力をされているのか、この点についても、当然、市としては研究がされていると思いますのでお答え願いたいと考えております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

この上町地区の区画整理事業におきましては、当時から私も一議員として携わってきました。田崎町長時代にこの事業が提案されたわけですけど、平均で坪18万円という状況で進んできましたけど、今、言われましたように実際の計画から非常に、財政的には変わってきております。そういう意味では、結果的に市の一般会計からの持ち出しが非常に多くなっているというのは事実であります。

私たちは現状において、この段階において売れる単価で下げるということも考えながら進めていきましたけど、当初買われた方々との金額があまりにも違うと、今言われるような問題も発生しますので、非常に厳しい状況の中で、現況としては、やはり早く処分したほうがいいだろうという観点の下に進んできました。区画整理事業については、基本的には全部終了しておりますので、この段階においては、保留地処分を、一日も早く売却して一般財源のほうに充てるというのが得策であろうということで今進めているところでございます。言われるようにいろんな問題がありましたけど、結果的には地域の環境整備という意味では区画整理事業の大事な事業であったんだろうというふうに思っております。

あとは担当課長から答弁させます。

○建設課長（園田浩美）

それでは、財源としてどのように利用されるかということですが、保留地処分という形で、先ほど市長が申しましたように、市の財源として利用させていただくところでございます。

それと、保留地の単価なんですけども、申し訳ございませんが、当時の分を持ってきておりません。現在の分につきましては区画地について全て単価が違いますので、平米単価としましては、今現在で一番高い——4丁目の10の20というところな

んですけども近隣商業地域になります。これが坪単価で4万7,225円となっていて
ところでございます。申し訳ございません、これは坪単価になっているところでご
ざいます。

（「安いところは幾らですか」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

安いところが3丁目にあるところなんですけども、これが2万7,601円となっ
ておるところでございます。各保留地についての単価はホームページのほうでもお示
ししてありますので、お目通しを願いたいと思います。

あと、保留地の今後の見通しという形なんですけども、先ほど申しましたように
7割近くは、もう売れております。それで、この保留地をどのようにして売ってい
くかという形を、今、建設課で模索しているところでございます。大きな区画があ
れば、それを小さくして売りやすいような形にするとか、そういう形を今取ってお
りますので、それで少しでも処分が進むような形でさせていただいておるところで
ございます。

以上でございます。

（何ごとか言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

固定資産税につきましては3年に一度の評価替えによりまして課税を行って
おりますので、その都度その購入価格ではなくて、その評価替えの価格で課税をして
いるところでございます。

（「税務課として分析していないですか」と言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

そちらにつきましては分析していないところでございます。

（「大休寺副市長が総括した上で提案すべきでは」と言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

先ほども申し上げましたとおり、当時の坪単価18万円という価格が、その当時の
時価とかそういうのを含めて、あと、この補助事業の関係を含めて出した価格でご
ざいます。しかしながら、時代も過ぎまして、評価額が、申し上げました購入価格
の評価替え等もありまして、その地価、標準価格も下がってきております。そう
いうことも含めまして、非常に市場価格と乖離が出た、この状況ではとても塩漬け
状態になるということで検討してきたところです。

その中でまた、どれくらいの乖離があるかということで専門の不動産鑑定士を入れ
て、全筆、調査をしました。また、近隣の近傍価格も調査をし、あと固定資産の評

価額、そういうものも参考にしながら、この価格を下げざるを得ないと。今言われました固定資産税につきましては、ご存じのとおりに評価額でいきますので、18万円が6万円とかになりましたけれども、固定資産税につきましては矛盾はないと思っております。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時14分
再開 午前11時23分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————・—————
日程第21 議案第23号 機構改革に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第22 議案第24号 機構改革に伴う文教厚生常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第23 議案第25号 機構改革に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（久長登良男）

次に、日程第21、議案第23号、機構改革に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第23、議案第25号、機構改革に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定についての以上3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第21、議案第23号、機構改革に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第22、議案第24号、機構改革に伴う文教厚生常任

委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について及び日程第23、議案第25号、機構改革に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定についてを説明をいたします。

本庁・支所機能再編計画に伴い、主に総務常任委員会、文教厚生常任委員会及び建設経済常任委員会所管の関係条例に規定する所管課名を改正するため、本案を提案するものであります。

総務常任委員会の所管する条例については、曾於市総合企画審議会条例外3件、文教厚生常任委員会の所管する条例については、曾於市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例外2件、建設経済常任委員会の所管する条例については、曾於市産業振興審議会条例の外5件の条例を一部改正するものであります。

なお、総務常任委員会所管の第2条曾於市職員定数条例の一部改正については、合併時より改正していなかった職員定数に関して、昨年10月、曾於市定員適正化計画を策定したことから、令和4年10月に配置予定の職員数に合わせて改正するものです。

以上で、日程第21、議案第23号から日程第23、議案第25号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまありました3議案は関連があります。また、議会にも関連がありますので、まとめて二、三、質問いたします。

この条例の制定については、附則の中で、本庁増築庁舎の開庁の日から施行するとなっております。開庁の日は、令和4年度の10月1日というふうに一応確認したいと思うんですが、確認かたがたの答弁をしてください。

2点目、そうなりますと、この改正は議会の、特に3常任委員会の審議に関わる直接的な内容がありますので、確認かたがたの質問ではありますが、10月1日となりますと、いわゆる9月議会が9月から10月にかけて行われますけれども、その辺りは今後の委員会審議の中で議会との調整が必要であるのか。基本的には、もう議会のトップと一応話合いがついた上での今回のこの条例での提案であるのかを含めて、当然9月から10月にかけての決算を含めて関連いたしますけれども、議会との関連について、今の段階での答弁をしてください。これが質問の2点目でございます。

12月議会での提案でも関連いたしますが、2点だけ質問いたしますが、今回のこの条例改正を含めた中で、これまで総務課と企画課が分かれておりましたけども、

これも企画政策課にまとめます。これはもう昔から、どこの市町村でもいろいろ議論されておりまして、旧末吉町を含めて試行錯誤というか、特に合併後は経過があります。文字どおり、この企画政策課が、本市の各課の中でも中心的な役割を一層担うことになりますけれども、人数の上でも大きな所帯となりますが、これはやはり公務の処理にとってはいいということで提案だと思うんですが、どのような議論がされてこのようになったのか、全てがいいということにもなりかねない要素が部分的、個別的にはあり得るからでございます。これが質問であります。

次に、私の所属する文厚委員会関係では、例えば文言だけの問題としては捉えたくないんですが、これまでの介護福祉課が福祉介護課になります。介護福祉課と福祉介護課はどう違うんでしょうか。違うということで、あえて文言含めて、これまで提案された経過がありますけれども、お答え願いたいと考えています。

最後に、関連いたしまして、曾於市福祉事務所がなくなりまして子ども未来課がありますけれども、生活保護を含めた関係のも福祉介護課で対応するという事で理解していいのか。

以上であります。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

1点目でございますが、増築庁舎開庁の日でございますが、10月1日が土曜日となっておりますので、現時点では10月3日の月曜日ということで考えているところでございます。

常任委員会との関係、9月議会との関係でございますが、調整はというところでございます。今年度令和3年度、昨年の9月議会もそうでしたが、これは市議会議員選挙があるという関連でございましたが、9月議会そのものを、我々と議会事務局の話合いでは9月までに9月議会を終了して、9月末までに終了していただけるとスムーズに移行できるのかなという話はしておるところでございます。これは、ちょっと私のほうでは答えられないと思っております。

総務・企画の企画政策課でございますが、これは2つが1つになるわけではございませんので、総務課は総務課のままで、あとは企画が企画政策課となっているところでございます。総務課につきましては、地域協働、コミュニティー関係が総務課のほうから企画政策課のほうに移っていくと、企画課におきましては企業政策の係が商工観光課のほうに移っていくというようなところでございまして、大きく人数等が変わるというものではないと考えております。

介護福祉課と福祉介護課でございますけれども、これにつきましては、福祉事務所は当然、福祉介護課のほうになるわけでございますので、福祉介護課のほうで主

に福祉関係は担っていくと。例えば、高齢者福祉なり、先ほどありました生活保護の関係も、この福祉介護課で担ってまいります。その中に、現在、介護福祉課で担っております介護保険の関係、特会を含めまして介護保険の関係がこの福祉介護課のほうに入るということで、名称とは反対になったような形になりますけれども、福祉が大きな部分を含んでおりましたので、福祉を前に持ってきました。あと、介護という名前が消えますと市民の方々が分からないということもありますので、介護をつけまして、福祉介護課という名称にしたものでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

結果論になりますけれども、先ほど機構改革に伴う3常任委員会に関わる条例については結果論になりますけど、やはり議会に関わりがありますので、市としては前もって、少なくとも正副議長のトップには、こういったのを提案するからということで基本的な申入れと了解を得た上で、やはり議会には提案するのが私は筋だと思うんですね。これをいきなり本会議にかけて、そして委員会で基本的には話し合うというのは2番目の手順として対応すべきであって、これは大本の議案でありますから、議会のトップには前もって副市長を通してでも説明すべきだったと思うんです。それを行っていないんですかね。行っていなかったら、今後の教訓か議会での係において、こういった点では信頼関係がやはり大事だと思いますので、すべきだと思いますけれども、経過を含めて説明してください。

○市長（五位塚剛）

今回の機構改革につきましては、職員の中で、この間、本当に数え切れないぐらい会合をいたしまして、当然、そこには議会事務局も入っていただいて、名称から、また今言われるような議会とのすり合わせを含めて、かなり議論した結果、このような形での提案をしたわけでございます。

直接、私から議長、副議長に、このことについては申入れはしておりませんでしたが、配慮が足らなかったのなら申し訳ないというふうに思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議あり

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案3件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第23号から議案第25号までの以上3件を一括して採決いたします。お諮りします。議案3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第25号は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第24 議案第26号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第11号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第24、議案第26号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第24、議案第26号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第11号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額に14億7,802万7,000円を追加し、総額を316億4,695万9,000円とするものです。

第2条は継続費の補正であり、7ページの第2表のとおり、岩川小学校改築事業について年割額及び総額を変更しております。

第3条は繰越明許費の補正であり、8ページの第3表のとおり、総務管理事務費の例規整備支援業務のほか27件について、翌年度に繰り越して使用することができ

る経費を定めております。

第4条は債務負担行為の補正であり、9ページの第4表のとおり、2件について限度額をそれぞれ追加、変更しております。

第5条は地方債の補正であり、10ページから12ページの第5表のとおり、南九州畜産獣医学拠点事業ほか1件について限度額を追加し、庁舎増改築事業ほか13件について限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を、配付いたしました補正予算提案理由書により説明いたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算は、それぞれの事業の確定及び執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、交付額の確定による地方交付税及び国の補正予算に伴う国庫支出金の追加や実績見込みによる寄附金、財源調整による財政調整基金繰入金の減額が主なものです。

歳出については、事業費の確定及び執行見込みによるものや新型コロナウイルス感染症による各種事業の中止等に伴う減額、南九州畜産獣医学拠点事業や繰上償還に伴う公債費の追加が主なものです。

以上で、日程第24、議案第26号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。

質疑通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

まず、上村龍生議員の発言を許可します。

○8番（上村龍生議員）

議案第26号の委員会の予算説明書の19ページのところです。毎年のことだと思っておりますけれども、普通交付税の8億6,974万9,000円、増額の主な理由を報告をしてください。

2番目が23ページです。ふるさと基金繰入金1億3,000万円の減額となっておりますけれども、来年度のふるさと納税増額に向けて、今年度のふるさと納税減少の原因を考えられる範囲で報告をしてください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、議員から質問のありました普通交付税、11号補正予算、19ページですが、8億6,974万9,000円の増額の主な理由についてお答えいたします。

今回の補正につきましては、地方交付税における普通交付税の交付決定に伴う追加でございます。当初予算額を75億7,863万9,000円としておりましたが、交付決定

額は84億4,838万8,000円でありました。前年度の交付額が80億7,407万5,000円でしたので、前年度に対しまして3億7,431万3,000円、4.6%の増となったところでございます。

増減の主な理由といたしましては、基準財政需要額におきます地域デジタル社会推進費の新設があったところでございます。それと、先般12月ですが、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律に基づきまして、交付税の再算定がされました。これに基づきまして大きく伸びたところでございます。

この再算定の中身といたしましては、2つの項目が設けられたところでございます。臨時経済対策費、それと臨時財政対策債償還基金費というこの2つで大きく伸びたところでございます。

以上です。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、②になりますけれども、今年度のふるさと納税減少の原因を考えられる範囲でということについてお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、今は住んでいませんけれども、以前、自分が住んでいた、生まれ育った自治体に恩返しをするためや、思い出のある自治体を応援するなどによって寄附をすることということで、それは本来の趣旨でしたけれども、現在ではインターネットを利用しての商品を購入する、返礼品を購入するという感覚で寄附をするという形になっております。各自治体を選んで寄附をするということではなくて、まず返礼品によって、少しでもお得感のある返礼品を決めて、そうして寄附をすると。結果をもって、その自治体に寄附が行くという形のものになってきているようであります。

今年も、例年ですけれども、毎年10月から12月にかけてが寄附の多い時期ということになっております。ほとんどの寄附につきましてはインターネットを利用しておりますので、その10月、12月に向けましてインターネットの広告等も行いまして前年度どおり行っはきていたんですけども、今年度につきましては前年度よりも下回ったという結果となりました。

今後につきましても、広告の内容を工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

1番目の財政課のところなんですけれども、昨年度の決算に比べると4.6%程度伸びていると。2つほど理由を掲げられましたけれども、2番目の理由については、多分、次年度以降からも同じような算定になるんだろうなと思うんですが、1番目のところのやつは、要は曾於市にとって同じような増額傾向で捉えればいいのか、

それとも臨時的なものなのかというのが1番目の質問なんですけども。

2点目は、コロナ関連の国の事業については補助金で受入れをしていたと思うんですけども、交付税措置の中にはコロナ関係のやつは入っていないと思うんですが、交付税以外の受入れの費目というか補助金、ひもつきのやつ、交付金、いろいろあると思うんです。その辺の兼ね合いというか仕訳、ちょっと分からないところがあるんですが、財政課長のほうでちょっと説明していただけないでしょうか。

それから、ふるさと納税のところなんですけども、あまりはつきりよく分からなかったんですけど、コロナの影響等もあるのかな、それから取組の何か違いがあるのかな。来年度に向けて、どうしても、また増額獲得ができるようにやっていくべきだろうという意味での質問なんですけど、来年度に向けては今年度とはちょっと違う方向性なり、何か考えるところがあれば教えてください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今ありました2回目の質問の中で、今回大きなものとして上げました地域デジタル社会推進費、基準財政需要額に含まれているんですが、これにつきましては今後も続くものと、国が推し進めている事業ですので続くものと思っております。

ただ、あともって申しました臨時的費目としまして臨時経済対策費と臨時財政対策債の償還基金費、これにつきましては国が昨年12月に予算化したものでございまして、今現在のところでは単年度限りというような形で私どものほうでは伺っているところでございます。

それと、コロナ関係の経費でございますが、普通交付税の中でそのような算定基礎はないとこでございまして、今現在来ているのは地方創生臨時交付金のほうで、企画課のほうで一括して各種事業に充当できる事業費等を算定しているところでございます。ですので、まとめてそちらのほうで受入れをしているということであります。

以上です。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、今の御質問に対しまして、今年度につきましては、先ほど、ちょっと私が述べた中で返礼品目的といいますか、趣旨的にふるさと納税は自治体に対しての寄附なので、自治体の、まず選んでいただいて、そこから寄附という形になれば一番いいんでしょうけれども、インターネットでいろいろありますポータルサイトということで、曾於市ですと5つのポータルサイトを利用しておりますが、前は1万円の寄附をするという場合に、そうしたときに幾らかの、お肉だとすると、お

肉が何kgという形で、各自治体それぞれ1万円という形になりますと、いろんなのが出てきます。その中でキロが多かったりとか、肉質の点で選ぶとか、いろいろあります。その中で、例年ですと曾於市も結構人気があったのもあったんですけども、どこもそういうので知恵を絞ってきていまして、返礼品の付加価値といいますか、寄附をする方に対して非常に比べやすい、グラムとか、そういうのでお得感のあるものは寄附者のほうから選ばれるというのが、まず一つあります。

ただし、総務省の中で返礼品につきましては寄附額の3割以内というのがありまして、これを3割で調達できる品物というのは、そういう制限が課されておりますので、1万円だから、じゃあ5,000円の返礼品を贈ればいいんじゃないかとなると、これは50%を超えてしまうので、それは総務省からの指定を受けられなくなる場合もあります。

ここで他の市町村のことを言うわけではありませんけれども、実際に今年度2年間、2年間というのは1月の中旬からでしたけれども、2年間、その指定を外された市町村もあります。実名とかそういうのは控えさせていただきますけれども、そういうのがあったりして、寄附者の方々に対しての、もっとそういうお得感のあるものをPRできればいいんでしょうけれども、なかなか制限があると、それが3割の制限と。

それと、あと来年度に向けてということでもありますので、今お願いしているのは令和3年度の補正予算ということでもありますけれども、次年度に向けまして、先ほど言いましたインターネットの広告につきまして力を入れたいと考えております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

ふるさと納税については、いろいろと試行錯誤しながらやっていると思うんですけども、私が申し上げたかったことは、今年度の取組で、ちょっとここが弱かったのかな、まずかったのかなというところがあれば、そこをしっかりと見直して次年度につないでいただきたいという質問でございます。それについて何かあれば。市長、何かありますか。

○市長（五位塚剛）

曾於市は平成26年度から、県の中でも先駆けてふるさと納税を取り組んできました。この間ずっと伸びてきましたが、今回は少し伸び悩みました。全体の鹿児島県のふるさと納税の実情を見るならば、行政が中心となっているのは、もうほとんどなくなってきております。観光協会とか民間のほうに委託をするとか、いろんな形で宣伝効果をかなりされているようでありますので、曾於市においても、今後は曾於市の観光協会とタイアップして、このふるさと納税に力を入れることによって、また寄附額を集めていきたいというふうに思っております。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は、おおむね1時から再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岩水豊議員の発言を許可します。

○9番（岩水 豊議員）

補正予算について、最小限、質疑させていただきます。

まず、委員会説明資料の60ページのメセナ食彩センター使用料の皆減の根拠について、条例等を含めて説明を求めます。

次に、69ページ、大隅物産館使用料減額の根拠、関係条例等についての説明を求めます。

同じく74ページの道の駅すえよし指定管理納付金の皆減の根拠について説明を求めます。

それと253ページ、メセナ住吉交流センター指定管理料の増額の根拠について、条例と契約内容等についての説明を求めます。

次に、257ページの第三セクター運営補助金の根拠、算出根拠等含めてお伺いいたします。

次に、332ページのGIGAスクール運営支援センター業務委託料について、委託先、委託料の算定根拠並びにこの内容についてお伺いいたします。

最後に、360ページの市民プール指定管理料増額の根拠について説明を求めます。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから、まず、60ページのメセナ食彩センターの使用料の皆減の根拠についてということでお答えいたします。

メセナ食彩センターの今年度の売上げにつきまして、12月末現在で約2億1,000万円というところでございまして、経常損益で約1,300万円ほど赤字となっている状況でございます。そういった状況から、食彩センター側から令和4年の1月11日付けで使用料の減免申請が提出されたところでございます。

このことから、メセナ食彩センターの設置及び管理に関する条例第9条に基づいて、使用料を減免するものでございます。

続きまして、253ページでございます。メセナ住吉交流センターの指定管理料の

増額の根拠についてお答えいたします。

指定管理者である株式会社メセナ末吉から、1月12日付けで令和3年度の納付金の免除についての協議の申入れがございました。年度協定書の第3条第2項及び第3項の規定に基づいて、この協議を行ったところでございます。内容としましては、今年度の収入見込みから支出見込みで約2,000万円程度の赤字が想定されるということで、今年度も厳しい状況で納付金が厳しいということでございます。

会社としまして、累積剰余金全て充当しても次年度以降に厳しい状況ということになることから、本年度の宿泊客の収入分とコロナ禍前の過去3年間の平均宿泊収入額の差額分を指定管理料として協議をして決定して、900万円を指定管理料として計上するものでございます。

それから、257ページでございます。第三セクターの運営補助金の根拠ということでございます。メセナ食彩センターの使用料の皆減ということで説明いたしましたけれども、今年度の経常損益が12月末1,300万円の赤字であるということから、食彩センター側から同日1月11日付けで使用料の減免と併せて運営補助の要請もあったところでございます。

協議の結果、ユズの買取価格が122円から127円ということでしたけれども、昨年は122円ということで、この5円分の1,000トン分を運営補助という形で決定をさせていただきました。

支出の根拠につきましては、今回、農林水産業及び商工業等に係る補助金交付要綱に第三セクターの運営補助金という形で要綱を追加させていただき、支出をするものでございます。

以上です。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、私のほうから2項目になりますけれども、まず69ページになります。大隅物産館使用料減免の根拠ということで、その件につきましては、この施設につきましては曾於市大隅物産館の設置及び管理に関する条例というのがあります。この中で、使用料の減免を規定した条項といたしましては第8条にあります。第8条の中には、市長は特に必要があると認めたときは使用料を減額し、又は減免することができると定めております。

なお、新型コロナウイルスの影響がなかった令和元年度4月から12月までの売上が、この大隅物産館につきましては、やごろう農土家市とやごろう亭の2か所が入っておりますけれども、やごろう農土家市のほうでいきますと約2億2,574万円の売上げですが、影響を受けた今年度の同時期の売上額が約1億8,337万円で、比較しますと4,237万円、率にいたしまして18.8%の減となっているところであります。

また、やごろう亭につきましては、同じく令和元年度同時期の売上が約2,578万円でした。今年度の同時期売上が1,445万円ということで、比較しますと1,133万円、率にいたしまして43.9%の減となっていることから、新型コロナウイルスの影響により売上げが減少していることから、今回、補正予算をお願いしているところであります。

続きまして、74ページの道の駅すえよしの指定管理納付金の皆減の根拠ということについてですが、まず、この施設につきましては指定管理施設であり、指定管理者は株式会社メセナ末吉であります。市と株式会社メセナ末吉との間では基本協定を結んでおります。

なお、納付金、また納付金の減免等については、この基本協定の31条の3項で規定されておりますけれども、その内容といたしましては、地震、台風等自然災害その他、予見しがたい事象が発生し、道の駅の機能が著しく失われた場合の納付金については、市と指定管理者が協議の上、定めるものとなっております。

今回、新型コロナウイルスの影響ということで、影響がなかった令和元年度4月から12月までの売上金額が約4億1,130万円、影響を受けた今年度の同時期ですが、売上額が約3億2,357万円でした。比較しますと8,773万円、率にしまして21.3%の減となっております。このようなことから、新型コロナウイルスの影響により売上げが減少していることから、今回、補正予算をお願いするところであります。

以上です。

○学校教育課長（平 千力）

332ページのG I G Aスクール運営支援センター業務委託料の委託先、委託先の算定根拠についてお答えいたします。

委託料の算定根拠は、小中学校1校当たり35万900円の22校分で771万9,800円に消費税の77万1,980円を合わせて849万1,780円でございます。

委託先につきましては、入札の結果次第となります。

○社会教育課長（内山和浩）

360ページでございます。市民プールの指定管理料の増額の根拠についてお答えをいたします。

曾於市民プール施設管理に関する協定書の指定管理料の変更の第16条の第1項に、施設の修繕等による営業中止により、甲乙の間で当初合意した指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるとなっております。

今回の指定管理料の増額につきましては、新型コロナ感染症により8月18日から

9月30日までの約1か月半の期間、プールの閉館をお願いをしたところであります。閉館期間分等の赤字の補填を今回の補正でお願いするところでございます。

なお、補填額につきましては、指定管理者の株式会社メルヘンスポーツから令和3年度の収支決算案を提出していただき検討をしたところです。今後、3月までの収支決算をもって、予算の範囲内で最終判断をしたいと考えているところでございます。

主な金額でございますけれども、30年、31年、元年度、2年度ですけれども、コロナの前では630万円程度の収入がございましたけれども、昨年の令和2年度では380万円ということで、昨年もこの金額を増額補正をさせていただいたところです。今回も同じように37%程度の利用者の減ということもありまして、224万8,000円の増額をお願いをするところでございます。

以上です。

○学校教育課長（平 千力）

追加で、大変申し訳ございません。GIGAスクールの事業の業務内容についてお答えいたします。

現在、小学校、中学校で1人1台タブレットが配付されまして活用がなされているところなんですけれども、それぞれネットワークが遮断されとか、ネットワークやアプリの動作が遅いとか、ネットワークにつながらないとかの不具合が出ております。それは対処しているところなんですけれども、根本的に原因を調査するための目的で行われるものです。各学校それぞれネットワークサーバー、ルーター、ケーブル、タブレット端末ありますので、その不具合の原因を全て調査する事業になります。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、一つお伺いしたいんですけど。

まずは、メセナ末吉が運営している施設等についてであります。経営しているのはメセナ末吉であります。メセナ末吉につきましては、市長、大休寺副市長も経営者の中に入っておられると伺っておりますが、経営者側の努力というところで、昨年度出された決算書等を見てまいりますと、まだ繰越利益剰余金等においても9,000万円からあるという数字が出ております。そういう中で、経営努力としての改善、そして今回、売上げ等の減額によって多大な出費をなされるわけであります。使用料については、指定管理といいながら、毎年のように使用料の皆減をしている状況でありますので、この指定管理の在り方の根本としての見直し、それと努力されたのか、それをお伺いいたします。

それと併せて、以前、31年の3月議会でもお尋ねした中で、市長並びに大休寺副

市長におかれましては、メセナ末吉におかれまして年間14万8,000円の報酬を受け取られ、また、メセナ食彩センターにおいても2人合わせて22万円の報酬を受けております。補助を出したり、使用料の減額をするのであれば、経営の改善という面で、この役員報酬の棚上げとか、役員会を開いて、そういうことは検討されなかったのか。

第三セクターということで補助を出しておりますが、実際にいえば第三セクターに補助を出して、その補助金の中から市長、副市長職としての報酬を受けると、ましてや退職金まで出るというような条項になっているということで、以前も質疑したときに、これについては検討していくというような答弁も頂いておりますが、今回この提出に当たって、その件についてされたのかどうか伺います。

それと、市民プールについてであります。市民プールについては売上げ、言えば使用料の不足分を見るという形なのか。それと、休館したわけでありますので、そうしたときにパートなりで雇っている方々の休業補償とかかれて、一般管理費としての、管理費というのは、そのまま休業補償という形で全額出ているのであれば、売上額の減少を補償するのはいいと思いますが、そうじゃなくて、そういう売上げが減った、休館したということであれば、おのずと経費もその分かかっている部分もあるのではないかと思います。ですから、そういう経費がかかっている分を算出して決めた額なのか、そこをお伺いします。

それと、GIGAスクール運営センター業務委託等についてであります。これはシステムとして、当初、タブレットを児童1人当たりに配付します。そしてネットワークを組みます。で、運用、活用していくわけですね。ですから、今の不具合については、その設置の段階での不具合であるのか、その原因究明をしたのか。その上で、それではないということで、今回この新たな委託料というのが発生したのか、それについてお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今回の補正につきましては、曾於市と関わりのある大事な施設の問題であります。特に新型コロナウイルスに係る状況の中で店を閉めざるを得なかったことや、どうしてもお客さんが少なく、経営的に厳しい状況の中で相談がありましたので、このような形でお願いをいたしました。

今後、コロナが落ち着けば、また今までのような売上げに伸びてくるだろうというふうに期待しております。基本的にはメセナ末吉にしても食彩センターにしても、経営の努力をしながら頑張っているところでございます。

また、私の場合はメセナ末吉のほうを会長という形で、食彩センターもそうですが、なっておりますが、今回のコロナの関係で基本的な報酬等やら、そういうも

のについては出さないという形で話合いがされているとでございます。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、指定管理の見直しに対する努力ということで、お伺いだと思えます。

今回、この住吉交流センターの指定管理を申請するに当たって、メセナ末吉とも協議をさせていただきました。私どもも、昨年もここは赤字でございましたので、指定管理料として計上する案も出しましたけれども、このコロナ禍が過ぎれば、またお客さんの回復も見込めるというようなこともございまして、今回、新しくまた指定管理を委任したわけですが、指定管理料は、年度協定としては以前のままで、売上げの95%を指定管理料として収受するという形で、今、話は進めているところでございます。

また、会社側としましても温泉の人員の配置であったり、そういったもので経営努力をされておりまして、経費を落としていくというような形の努力は、今されているところでございます。

以上です。

○社会教育課長（内山和浩）

コロナによって施設のほうの休館もしているのであれば、その間の出勤がないというようなことになると思うんですけれども、私どものほうでは、各施設ありますけれども管理人は置いておりまして、職員に出ているところなんです。それによりまして、9月以降であります、9月分の利用、10月以降の利用についての問合せ等もありますので、職員は出てきてもらっております。

あと、かねてできないメンテナンスの部分でありますとか、清掃作業でありますとか、外のプール等もありますので、いろいろな面で仕事をできていない部分等についてしていただいております。その関係で、その分の間の委託料は支払いをさせていただきます。

ちなみに、年間では約1,300万円程度の指定管理料が発生しております。そのうちの600万円前後が収入として入ってきますので、約800万円前後を収入を引いた分から委託料として払っておりますので、このような形で今回も補正をお願いをしているところであります。

以上です。

○学校教育課長（平 千力）

不具合についてお答えします。設置の段階でありまして、一応全て調査してつながっております。今回、なぜこういうふうになったのかと申しますと、タブレットを一斉に全員が使う際であるとか、学校と学校をつなぐときに全員のタブレット

同士つなぐであるとか、教育委員会と学校をつなぐときに、これもまた同じようにつないだときに遮断されたり、遅くなったりというふうなことが、生まれております。

全員が一斉で使わないと分からない状況が多々あるものですから、使っているうちに出てきた不具合であると考えますので、そもそも、その原因を根本的に調査して、新たにスムーズに使えるような形にしていきたいと考えております。

○9 番（岩水 豊議員）

それでは、市長に1点だけ伺いたいします。

メセナ末吉等については、役員報酬の減額とかいうようなことについて協議されて、そのような体制を築いてきているということの認識でいいか、それを市長、副市長を含めた特別職の方についての報酬については経営努力のかねがねしているところを、再度、確認です。

それと、農林振興課長のほうに確認しますが、メセナ食彩センター並びにほかの施設とメセナ住吉交流センター等についての収入等については、コロナ前は使用料として取っていたかどうか、その確認をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

私たち行政が携わる施設についても報酬が出ていることがあるわけですが、このようなコロナの状況でありましたので、話合いの下、支払わないという形になったというふうに思っています。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

使用料あるいは指定管理料につきましてですが、メセナ住吉交流センターにつきましては、指定管理料のほうは、その売上げの95%を収受されて、5%が市のほうへ納入していただくという形になっておりましたので、コロナ禍の前まではそういった形で納入いただいております。

あと、食彩センターにつきましては、月額27万円の12月分、330万円というところなんですけど、去年は満額、令和2年度、納めていただいておりますが、令和元年度、それからその前の年につきましては減額ということで、100万円という形で納入をいただいているところでございました。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19 番（徳峰一成議員）

まず、補正予算の繰越明許費の補正の追加分についての主な内容と、毎年聞いていますが、大体、令和4年度の何月頃までに終わる計画であるのか。それから、債

務負担行為についての追加分についても説明をしてください。

質問の２点目は、財政の歳入歳出についての主な内容について質問をいたします。

今回の財政利用では、普通交付税は、先ほど同僚の上村議員が質問いたしましたのでよろしいです。

一つは、財政調整基金について、歳入では約６億円の減額がありますけれども、一方におきましては、財調は11号補正の段階で26億5,000万円ほどになるようでございますが、この財調の基本的な11号補正段階での運用を含めた考え方についてお聞きをいたします。これが、新年度、４年度の当初予算に向けての基本的な財政運営の、一つは要になるからでございます。

それから２点目は、今回の補正の中で１項において、ふるさと開発基金を２億円積み立てております。ふるさと基金はこのことで約12億円になりましたけれども、言わば優先する形でふるさと開発基金に積み立てておりますけれども、その考え方について。あるいは、ふるさと開発基金の今後の活用について計画があるのかどうかも含めて答えてください。

次に、これは同僚議員が再三質問いたしておりますが、ふるさと寄附金が減額しているということで、これが財調を含めて、少なからず財政運営にも影響を及ぼしております。

まず、質問の第１点は、このふるさと寄附金ですね、昨年比べて、見通しとして本年度はどれだけこの寄附金が少なくなって、どれほどの３年度末では寄附金の見通しがあるのかどうか、その点をお聞きをいたします。内容はよろしいです。そのことで今回の補正予算でも、歳入を含めて、少なからず財源調整が行っているからでございます。

次に、一方、歳出におきましては公債費が、いわゆる繰上償還が約２億円行われております。例年、３月の議会では元利償還の繰越しが２億円規模以上、行われておりますが、この内容を見ますと、もう利率がほとんどゼロに近い金額が繰上償還行われておりますが、これも基本的な市としての繰上償還に対しての繰上げの考え方をお聞きいたします。以前は利率が２％、場合によっては４％、こういう利率があったために、議会サイドからも繰返し、繰上償還を行うように意見が出されておりましたけれども、最近是非常に利率自体が少ないのに繰上償還を行っておりますが、その基本的な考え方を聞かせていただきたいと思います。

以上が財源関係でございます。

次の質問であります。今回の補正でも突出して、金額的にも、また内容的にも大きなものが、財部高校跡地の南九州畜産獣医学拠点事業の20億774万円という突出した予算でございます。

これを振り返ってみますと、ちょうど昨年の3月議会においては、予算はともかく、まだ曾於市の総合振興計画にも全く触れていなかったですよ。調べてみたんですが、全く昨年の、1年前の段階までは振興計画にもまだ入っていません。これが、振興計画を策定する段階でこれを入れまして、そして併せて特段の力を入れてこの事業を進めてきて、4年度じゃなくて、もう3年度の今提案されている最終予算の中で20億円を入れ込むという突貫工事であります。この突貫工事については、経験的に私、非常に複雑な思いがありますけども、同僚議員も含めて、今後の在り方として、一般質問を含めて質問がたくさん今後は出てくるかと思いますが、とりあえず本日の補正段階で、二、三お聞きをいたします。

まず一つは、この20億774万円の財源の内訳でございますが、国庫支出金が9億9,504万9,000円、これは地方創生交付金だと思うんですけども、地方創生交付金のこの事業での特徴について報告をしてください。これは元利償還も含めてでございます。また、利率を含めて、据置期間が何年であるか、何年度から本年度使ったとして元利分を含めて償還することになるのか、あるいは償還の期間年度を含めて、そして元利均等でやるのかを含めて説明をしてください。これが第1点であります。地方債はですね。

そして国庫支出金については9億9,504万9,000円ということです。一番はこれ市としてもこの間、市長を先頭に努力されたと思うんですけども、ほぼこれは、市が目標として掲げていた金額、内容であるのかどうか、これもお聞かせ願いたいと考えております。

残りの一般財源は、結果として少なく139万1,000円でございますが。そしてその他があります。その他の1,630万円についても説明をしていただきたいと思いますと考えております。

大きな2点目でございますけども、一般質問でも今後、同僚の上村議員が質問の1つに据えているようでありますが、この事業が本日の段階では、財部高校跡地はまだ曾於市の所有にはなっていないわけですよ。これまで全員協議会でも、また同僚議員を含めて、この点、最も質問があった1つなんですけども、この見通しを含めてお答え願いたいと考えております。

まだ、曾於市の所有物でない、そうした土地に市の予算を使って予算提案を行う、これは金額の大小に関係なく前代未聞だと記憶いたしております。ほかの人の土地に市の予算を提案する、これはどんなものでしょうか。理論的には成り立つのでしょうか。法理論的に正式に予算を提案する。まだ、ほかの人の土地であります。近々見通しがあるということは前提にしても、それはまた別の問題であります。法理論的にこれが成り立つとしたら、法理論的な解釈を、ここは議会でありますので

説明をしていただきたいと考えております。

あとは、時間によっては質問いたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

財部高校跡地の南九州獣医学の拠点事業であります。これについては、当初からいろいろと県を通じて国に対して、この事業のお願いをしてまいりました。最終的には国のほうから、まだ、基本的には譲渡先が市になっていなくても問題がありませんということで、この間進めてきた経過があります。

また、予算についても国から地方創生事業の関係で、当庁からすると全体事業で出してくださいという指導がありましたので、このような形で大きな予算を出すことになりました。

あと、土地の無償譲渡の件であります。これについては私のほうも、県のほうに曾於市としてこのような事業を進めますので、早く無償譲渡の契約をさせていただきというお願いを何度もしているところでございます。知事との交渉の中で、基本的には無償譲渡いたしますという契約書といいますか、交わしているところでございます。

また、副知事を通じて、3月中に必ず無償譲渡の契約ができるようお願いをしているところでありますので、法律上の問題ではなくて、県も国も行政も一緒に進めている事業でありますので、御理解を頂ければありがたいというふうに思います。

あとは担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、徳峰議員からあった質問にお答えいたします。

まず、繰越明許費の補正追加分、それと債務負担行為の追加分についてでございます。

繰越明許費の補正につきましては、総務管理事務費の例規整備支援事業ほか27件につきまして、翌年度に繰り越して使用することのできる金額を追加しております。繰越しの総額は25億2,368万4,000円となっているところでございます。

この中で、各事業につきましては担当課のほうで申しますが、財政課関係では、まず上から2番目の大隅支所の庁舎管理費の消耗品費、それから財部支所の庁舎管理費の消耗品費、市役所庁舎管理費の消耗品費となっているところでございます。

これにつきましては、年明けから新型コロナウイルスの感染が拡大しているところでございます。それに伴いまして、市役所でも早急に対策を取ったほうが良いということで、職員間の机の前にパーティションの設置をすべく購入手続を行ったところでございます。ただ、業者より、やはり大変今、物が入らないような状況である

ということで、3月末までの納入がひょっとすると難しいかもしれませんということでございました。そこで、今回、繰越明許費の設定をさせていただいたところでございます。

続きまして、その下でございます。

庁舎整備事業の駐車場整備事業でございますが、これにつきましては、今現在行っております西側の駐車場、耕地課のまだずっと奥のほうにあります。向こうの駐車場の整備でございます。これにつきましては2,370万5,000円設定をさせていただきました。完成予定としましては5月末ぐらいをということで、今現在考えているところでございます。

続きまして、11号補正段階の財政状況、基金の状況についてということでございます。

今回の補正予算におきましては、歳入につきましては、交付税の確定による地方交付税及び国の補正予算に伴う国庫支出金の追加や実績見込みによる寄附金の減額等が主なものとなったところでございます。

歳出につきましては、事業費の確定及び執行見込みによるものや、新型コロナウイルス感染症による各種事業の中止等に伴う減額や、今回お願いしております南九州畜産獣医学拠点事業、それから、先ほどありました繰上償還等に伴う公債費が主なものでございます。

基金につきましては、財政調整基金の繰入金を、今回の補正予算の財源調整として6億758万6,000円減額しております。その結果、令和2年度末の財政調整基金残高が29億5,990万9,000円であったことから、それに令和3年度の補正予算（第11号）までの繰入金6億7,249万1,000円、積立金を3億6,799万9,000円計上しておりますので、現在のところ、令和3年度末の基金残高見込額は26億5,541万7,000円となるとでございます。これにつきましては、昨年度からすると2億5,000万円ほど財政調整基金の現在高が多くなっているところでございます。

それから、ふるさと開発基金についてでございます。ふるさと開発基金につきましては、今回2億円の積立てを行っております。今回、ふるさと開発基金に2億円積立てを行っておりますけども、これは、今後の施設の整備事業、それから既存施設の老朽化に伴います維持補修等を考慮しまして積み立てたものでございます。今回の11号補正におきます最終的な令和3年度末のふるさと開発基金の残高見込額は12億359万8,000円となるようでございます。昨年の同時期の年度末残高見込額が9億5,188万円ということでしたので、約2億5,171万8,000円ほど、これも増加しているところでございます。

それから、思いやりふるさと寄附金の関係の思いやりふるさと基金でございます。

これにつきましては、今回の補正予算で積立額として2億円の減額をしているところでございます。昨年末が20億6,694万1,000円でございます。今回、当初予算で19億円、ただし、今回1億3,000万円の繰戻しをしております。その結果、17億7,000万円の繰入れと、積立としまして、今回は1億9,971万5,000円を補正減をとしております。トータルとしまして、3年度末の残高見込額としては18億9,741万円となる見込みでございます。これは、昨年同時期と比較いたしますと、1億6,900万円ほどの減となっているところでございます。

続きまして、繰上償還に伴う公債費についてでございます。

繰上償還につきましては、今回、2件分をお願いしているところでございます。

平成22年に借りました合併特例債で、そお鹿児島農業協同組合様から借りたものでございます。利率としては1.1%でございます。借入金額といたしましては9億2,110万円でございます。元金の償還残高が9,672万3,035円残っております。

もう1件のほうが、平成24年度に借りました、同じくそお鹿児島農業協同組合様からお借りしましたものでございます、合併特例債でございます。利率としましては0.77%ということでございました。借入金額としましては4億3,640万円、元金の償還残額としまして1億3,445万9,200円残っておりますので、合計、今回2億3,118万2,235円ですので、それを繰上償還という形をお願いしたところでございます。

繰上償還につきましては、やはり財源的に今後の公債費の増嵩、そういったものを考えますと、できるときにはなるべく繰上償還をしていきたいと考えております。利率につきましても、今現在は相当低いですが、比較しますと、この利率も中では高いものとなっているところでございます。

それと、続きまして、先ほどありました南九州畜産獣医学拠点施設、これについての市債の関係でございます。これにつきましては、市債名といたしましては、今回、国の補正予算にもなるものですので、通常、補正予算債と呼ばれますが、正式名称としましては、一般補助施設整備等事業でございます。地方創生拠点整備交付金に係るものという形でございます。交付税措置といたしましては元利償還金の50%、それから償還期限としましては20年のうち3年据置きという形でございます。借入先につきましては財政投融资資金でございまして、今現在での借入利率といたしましては0.3%となっているところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

では、私のほうから市長、それから、財政課長以外の部分で、財源の内訳の中で、その他の部分は何なのかという御質問でございました。

これは、一般のふるさと納税とは違いまして、企業版ふるさと納税というものが
ございます。1企業当たり10万円以上の寄附をしていただいた当該年度のみ充当で
きるという制約がございます。今回、この財部高校の拠点事業に際しまして、この
補正予算の編成時点で1,630万円の寄附の申出がございましたので、こちらを充当
しているものでございます。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、私のほうから、繰越明許費補正の総務課分と債務負担行為の追加の部
分について御回答いたします。

まず、繰越明許費でございますが、総務課の関係では例規整備支援業務というこ
とで110万円の設定でございます。これにつきましては、令和5年4月から施行さ
れます職員の定年延長に関する例規整備の支援業務委託でございまして、7月末ま
でに完成予定と考えております。

それから、債務負担行為の補正の追加。今回、モバイルノートPC借上料という
ことで、令和4年度から9年度まで、1億2,307万5,000円をお願いをいたしており
ます。この考え方につきましては、市が現在保有している約500台のパソコン、そ
れの老朽化が非常に進んでおります。それで、10月の組織再編に併せて、前にちょ
っと説明いたしましたけれども、来庁者と別庁舎に在籍する職員等と、直接テレビ
会議を通して会話ができるパソコンが必要であるということから、500台のパソコ
ンを更新する計画でございます。この金額については、令和4年度の当初予算に計
上しているところでございます。

しかしながら、昨今の半導体不足というのがございまして、納付が間に合わない
可能性がありますので、少しでも早く発注作業を進めるために3月11日議決予定の
補正予算により、債務負担行為を設定させていただきまして、議決を頂こうとする
ものでございます。

総務課分は以上です。

○企画課長（外山直英）

すいません、前後いたしますが、繰越明許費の補正、南九州畜産獣医学拠点事業
20億8,503万2,000円の内訳でございますが、今回、11号補正でお願いいたします20
億774万円と、さきの9月議会で設計予算を認めていただいております。そのうち
の7,729万2,000円を合わせて20億8,503万2,000円、繰越明許費の補正をするもので
ございます。

以上です。

（「何月終わるか、事業の終了」と言う者あり）

○企画課長（外山直英）

今回、この11号補正予算で提案させていただいております全額を繰越しさせていただいて、令和4年中の完成を目指しておるものでございます。

以上です。

○市民課長（上村 亮）

市民課分でございます。

今回、297万円補正させていただいておりますが、こちらにつきましては戸籍住民基本台帳費でございまして、こちらにつきましてはマイナンバー関係を利用いたしまして、オンラインで転入、転出を可能とするシステム改修でございまして、こちらにつきましては準備の日程を、調整を早めにしまして、スムーズな運営を行うために、今回補正を上げさせていただきまして、明許繰越しということで補正を組まさせていただいたところでございます。

以上です。

申し訳ございません。完了予定でございますが、来年度、令和5年の2月に完成予定となっているところでございます。

○農業委員会事務局長（中山純一）

それでは、農業委員会分でございます。

情報収集等業務効率化支援事業ということで88万円繰越明許費を組んでいるところでございます。

内容につきましては、国の経済対策の支援事業ということで、今現在、農地パトロール等を行っておりますけれども、今、紙ベースで、地図を広げて農地パトロール等を行っておるところで、タブレット導入というようなことで、国のほうの支援事業ということで急遽決まったところでございます。

台数につきましては、農業委員、そして推進委員、合計38名おりますけれども、2人1組1つということで19台、それから事務局に3台ということで、22台の予定で繰越明許費を組んでいるところでございます。

以上でございます。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

耕地課分について御説明いたします。

耕地課の農地総務事務費でありまして、公用車購入費であります。令和3年度で軽乗用の4WD車を1台購入する予定としておりまして、5月に入札を行いました。が、コロナ禍の中でデジタル半導体等の不足によりまして、まだ現在、納車がされていない状況でありまして、3月までの間に納車の確定ができないということで業者より話を伺いまして繰越しを上げたものであります。金額は175万7,000円であり

ます。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、商工観光課関係を説明いたします。

まず、商工関係ですけれども、3項目あります。

まず一つが、地域商品券発行事業であります。この事業につきましては、例年、通称チューリップ券を発行いたしております。令和3年度発行分が来年の12月31日までの有効期限ということになっております。その関係で、今回2,880万5,000円、枚数にしまして、500円分の券ですので5万7,610枚分を今回、繰越明許をお願いするところであります。

続きまして、2項目ですけれども、新型コロナウイルス感染症時短要請協力金給付金事業ということで、今、鹿児島県に、国がまん延防止の指定をいたしております。この金額につきましては、議会といたしましては、前々回なんですけれども、第7回補正のときに1,539万3,000円、そして12月になりますけれども、第9号補正におきまして1,170万2,000円、合計の2,709万5,000円、この金額と同額ですけれども。

まん延防止が、この予算の計上時点では今年度9月30日までということで、国、県からのほうで示されたところなんですけれども、今現在、まん延防止が1月27日からまた始まりまして、2月20日までということでありました。今、2月21日から3月6日までという形でまん延防止が延長になりました。

県のほうに問合せいたしましたところ、前回の8月20日から9月30日までの分につきましては、今年度の3月に県のほうから請求をさせていただくということで、その分については3月に執行ができるわけなんですけれども、現在、1月27日から3月6日の分につきましては、県といたしましては令和4年にまたがるということで連絡が来ました。今回、補正で2,709万5,000円既定予算がありますので、この分につきましては明許繰越をさせていただいて、それに対応させていただきたいと考えているところであります。

続きまして、3項目になりますけれども、市単独持続化給付金事業（第3期）ということであります。金額が1億3,500万円です。

これにつきましては、12月補正でお願いをいたしました。今現在、2月14日から5月31日までの申請期間ということになっております。そういうことで、これにつきましては全額明許繰越しさせていただくところであります。

以上です。

○建設課長（園田浩美）

それでは、建設課分を説明いたしたいと思います。

土木費のほうでございます。市道整備につきましては、市単独事業、それから辺

地対策事業、それから過疎対策事業、社会資本事業につきましては、用地交渉が、繰越しをする分があるところでございます。

それと、橋梁長寿命化事業につきましては、適用箇所が増えまして、その分を繰越しをするところでございます。

あと、緊急自然災害防止対策事業におきましては、補正で頂きまして、この分の追加でございます。

あと、都市計画総務費につきましては、都市計画の変更業務という形で都市計画の基礎調査をやっていますけども、都市計画の変更業務を街路事業のほうと合わせていって、その分の繰越しとなっているところでございます。

あと、それと大規模盛土造成地の変動予測調査業務ですけども、これにつきましては補正予算に頂きまして、今度、財部のウッドタウンが行うことになっているところでございます。これにつきましては、その変動予測の調査をいたしまして、これからどのような事業をするかということをするところでございます。

あと、がけ地の近接事業におきましては、令和3年度で1件申込みがあったところなんですけども、それにつきましても補正予算で頂きましたので、繰越しという形でさせていただくところでございます。

以上でございます。

申し訳ございません。現年災害復旧費につきましては百入橋のほうが繰越しという形で、その分を繰越しをするというところでございます。

以上でございます。

（「大体事業が終わるのはいつ頃ですか、全体で」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

全線、年度内に終わるという予定で……。

（「それは当たり前ですね。大体目標は何月よ」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

百入橋は来年度以降もなるとお思いますので、来年度の3月末には開通させたいと思っていますところでございます。

以上であります。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、教育委員会総務課分を申し上げます。

教育委員会総務課におきましては、まず、小学校教育振興費の公立学校情報機器整備事業70万7,000円、それから学校保健特別対策事業・小学校1,803万8,000円、中学校教育振興費・公立学校情報機器整備事業112万3,000円、それから、最後に学校保健特別対策事業・中学校315万6,000円を繰越明許費の補正として計上しており

ますが、いずれも今回の国の補正予算による補助金がありましたので、今回、補正11号に計上させていただきました。

内容につきましては、公立学校情報機器整備事業が、学校において無線LANのアクセスポイントだったりウェブカメラ、モバイルルーターの購入、それから学校保健特別対策事業につきましては、コロナ感染症対策としてのマスクや消毒薬等の購入、それから児童生徒の学習保障支援として家庭学習教材等の購入に充てたいと考えております。いずれも令和4年度中の執行となります。

○学校教育課長（平 千力）

学校教育課分をお答えいたします。

教育総務費のGIGAスクール運営支援センター整備事業、国の委託事業になりますけれども、金額は849万2,000円になります。こちらは10月頃までには全て調査が終了します。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

総務課分が1件漏れておりましたのでお答えしたいと思います。

下のほうにございます消防施設整備事業の消火栓設置工事250万円でございます。

これにつきましては、市内2地区の消火栓設置工事を予定して執行しておりましたが、工事に使用する資材のメーカーが不正に認証を取得していたということで、その可能性があるということで、出荷は停止されているという状況がありますので、今後、この資材の調達見込みが3月までできなかったために、今回、繰越明許とするものでございます。

よって、完成時期につきましては、今のところ不明でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

財部高校跡地の整備事業について、1点、再度質問いたします。

県との譲渡の契約は交わして、3月、本年度中には何とかなるんじゃないかという、それはもちろん私も十分承知でありますけれども、やはり議会でありますから、法的な立場での議論を深めていきたいという点からの単純な質問であります。

今現在、提案はされていますけれども、この土地はほかの人の土地であります。何か鹿児島県だと身近な感じがいたしますが、これは民間の場合を含めて考えるべきだと思うんです。民間の場合、まだ他人所有の土地に市が予算化する等々があり得るでしょうか。そういった意味で私、あったかもしれませんが、過去、経験的に全く記憶がないんですよ。こうした場合は、恐らく全国の地方自治体、今まで長年の戦後における地方自治体の歴史がありますので、類似したような事例がいっぱ

いあろうかと思います。それに対しての基本的な法の理論的な立場からの解釈、どのようにになっているか、単純な質問でありますので、勉強不足でありますから単純な質問をしているんです。

他人の土地に対して、県の所有地を含めて、市が何かを利用を行うということを前提として予算化した場合に、それが理論的にも可能であるということを、本会において法理論的に説明してください。裁判の判例を含めてかなりあると思うんです。それでないとやっぱり納得できません。県と譲渡契約を交わしている、それだけでは、ちょっとここでは理解できませんよ。どなたでもいいから答弁してください。

○市長（五位塚剛）

この問題は、私たちも議会の皆さんたちに予算を提案いたしますので、できましたら、一日も早く無償譲渡の契約をさせてほしいということをお願いをしております。知事ともお願いをいたしました。また前回、副知事とお願いをいたしまして、副知事のほうからも教育委員会のほうにお願いをしていただきました。それで今、最後の詰めの段階で、文書の取り交わしをしているところでございます。

私たちは、できましたら3月の中旬までに、できたら手続を完了してほしいということをお願いしてあります。この手続が終わるとすぐに登記に入りますので、登記の期間もありますので、このことはちゃんとお願いしてあります。

ただ、全国にこのような例があるかというのは、私も分かりません。基本的には、全体の流れとして議会の皆様たちにこの間説明してきた状況であります。全力で、できるように進めてまいります。

○19番（徳峰一成議員）

その流れの話、もちろん分かるんですよ。ここはあくまでも議会でありますので、当初予算だったら3月末までに最終本会議で議決するから時間的にも間に合うということで想定ができるんですけども、これは補正予算でありますので、それより早いと思うんです。早い段階で、議会で、例えば表決を行う段階で、表決です、委員会だけじゃなくて、本表決を行う段階で、まだその土地が他人の土地であるというのを、20億円の予算をかけた大きな事業費を、議会を含めて可決することが法理論的に問題なかったら一安心というか。内容自体は、私含めて同僚議員も大いに賛成だと思うんです。そのことを言っているんじゃないんです。やはり、それでは冷徹に、お互いに理解を含めて、当局も含めて、ここは本会議の審議の場でありますから、深みのある答弁をしていただきたい。

もう3回目の質問でありますので、十分答弁ができなかったら、もう委員会に委ねるしかないんですけども、総務課長、財政課長、これは大休寺副市長もですか。ここは議会ですからね、ですから、これはもう基本の基本だと思うんです。そうし

た場合は問題がないのでしょうか。問題がないということを、どなたか説明していただきたいと思うんですね。どなたか、勉強されていますか。やはり、指示して検討した上で本会議に臨むべきですよ。こんな質問、私だけじゃなくて、やはり議員の方はお持ちだと思いますよ。

これは、財部高校跡地は大事だ、県も約束しているって、それは一つの側面ですよ。それを全面否定するわけじゃないんですよ。ただ、今現在、他人の土地であるという、そこがもう冷厳なる事実でありますので、そこを提案されているわけでありますから。

それが、表決の段階までに、恐らく登記を含めて間に合わない心配、おそれ、可能性があるので、こういった単純な質問を、くどいようですけども繰り返し質問しているんです。

ここは大休寺副市長、力のある立派な副市長、私も賛成討論をあえていたしました。締めの意味で答弁、誰かさせてください。事業自体は賛成であることを前提にしての質問なんです。責任ある答弁してください、どなたか。

○市長（五位塚剛）

私が答弁いたします。

この問題につきましては、私たちも県と何度も話合いをしております。そのために予算を計上するために県知事とも会いまして、無償譲渡を必ずやりますという契約書を取り交わしました。これが前提になっております。

それで、今そのための手続を県の教育委員会のほうで最終的な詰めをしていただいております。文書を含めてやり取りとして、基本的には、この議決をするときまでには必ず無償譲渡ができるように最大の努力をいたします。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○議長（久長登良男）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第25 議案第27号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第26 議案第28号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

日程第27 議案第29号 令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて

○議長（久長登良男）

次に、日程第25、議案第27号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第27、議案第29号、令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第25、議案第27号から日程第27、議案第29号まで一括して説明をいたします。

日程第25、議案第27号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から408万8,000円を減額し、総額を57億2,360万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正予算は、保険等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、国民健康保険税や県支出金を追加し、国庫支出金及び繰入金を減額するものが主なものです。

歳出については、事業費の確定及び執行見込みによる減額が主なものです。

次に、日程第26、議案第28号、令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に63万5,000円を追加し、総額を6億2,001万円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明をいたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正予算は、執行見込みによる増減が主なもので、歳入については繰入金を、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものが主なものです。

次に、日程第27、議案第29号、令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に49万3,000円を追加し、総額を59億2,306万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について補正予算提案理由書により説明しますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算は、国庫支出金等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なもので、歳入については国庫支出金を追加し、県支出金及び繰入金を減額するものが主なものです。

歳出については、執行見込みにより総務費及び地域支援事業費を減額し、予備費を追加するものが主なものです。

以上で、日程第25、議案第27号から日程第27、議案第29号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第28 議案第30号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第29 議案第31号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について

日程第30 議案第32号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第28、議案第30号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第30、議案第32号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第28、議案第30号から日程第30、議案第32号まで一括して説明をいたします。

日程第28、議案第30号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から2,543万2,000円を減額し、総額を8,798万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算は、事業費の確定及び執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、国庫支出金及び市債を減額し、繰入金を追加するものが主なものです。歳出については、生活排水処理事業費を減額するものが主なものです。

次に、日程第29、議案第31号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の20ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正であり、水道事業収益既決予定額から7万円を減額し、予定額を5億9,036万7,000円、水道事業費用既決予定額から1,094万円を減額し、予定額を5億5,754万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明しますので、12ページをお開きください。

今回の補正予算は、収益的収入については、営業収益の給水負担金を減額し、その他営業収益を追加しております。

収益的支出については、執行見込みにより営業費用の原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費を減額し、資産減耗費と営業外費用の消費税及び地方消費税を追加しています。

次に、日程第30、議案第32号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の22ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正であり、下水道事業収益既決予定額から894万9,000円を減額し、予定額を2億4,295万7,000円、下水道事業費用既決予定額から1,815万6,000円を減額し、予定額を2億1,147万9,000円とするものです。

それでは、予算の概要については補正予算提案理由書により説明いたしますので、13ページをお開きください。

今回の補正予算は、収益的収入については、収入見込みにより営業外収益の他会計補助金を減額しております。

収益的支出については、執行見込みにより営業費用の処理場費、総係費を減額しております。

以上で、日程第28、議案第30号から日程第30、議案第32号まで一括して説明をい

たしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第31 発議第1号 曾於市議会会議規則の一部改正について

○議長（久長登良男）

日程第31、発議第1号、曾於市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○14番（原田賢一郎議員）

発議第1号、曾於市議会会議規則の一部改正について、上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。令和4年2月25日、曾於市議会議長、久長登良男殿。提出者、曾於市議會議員、原田賢一郎。賛成者、岩水豊、同じく片田洋志、同じく鈴木栄一、同じく上村龍生、同じく今鶴治信、同じく九日克典。

提案理由、議場システムの改修に伴い、電子表決システムが導入されたため、現行規則の一部改正を行う必要が生じたことから提案するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号については委員会の付託を省略する

ことに決しました。

これより討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、2月28日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時21分

令和4年第1回曾於市議會定例会

令和4年2月28日

(第2日目)

令和4年第1回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和4年2月28日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

通告第1 徳峰 一成 議員
通告第2 片田 洋志 議員
通告第3 迫 杉雄 議員
通告第4 出水 優樹 議員
通告第5 矢上 弘幸 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 山中 雅人	2番 出水 優樹	3番 瀬戸口 恵理
4番 矢上 弘幸	5番 片田 洋志	6番 重久 昌樹
7番 鈴木 栄一	8番 上村 龍生	9番 岩水 豊
10番 渕合 昌昭	11番 今鶴 治信	12番 九日 克典
13番 土屋 健一	14番 原田 賢一郎	15番 山田 義盛
16番 大川内 富男	17番 渡辺 利治	18番 迫 杉雄
19番 徳峰 一成	20番 久長 登良男	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留 光一 次長兼議事係長 鶴田 洋一 総務係長 梅木 康
主任 富田 洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中村 涼一
副 市 長	八木 達範	教育委員会総務課長	橋口 真人
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	平 千力
総 務 課 長	今村 浩次	社 会 教 育 課 長	内山 和浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳留 弘	農 林 振 興 課 長	竹田 正博

財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	安 藤 誠
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会計管理者・会計課長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農業委員会事務局長	中 山 純 一
大隅支所保健福祉課長	田 代 庄 市		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可します。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

私は日本共産党を代表して、大きくは2項目で質問をいたします。

最初に高過ぎる介護保険料の引下げについて前回に続き質問をいたします。

質問の1、私は、この3月議会の令和4年度の新年度予算で市当局は介護保険について一般会計から法定外繰入、財源を繰り入れて介護保険料の引下げを期待していましたが、残念ながらそうした措置が取られておりません。こうした予算対応は納得しがたく、遺憾であり、このことで、まず、所見を伺いたい。

質問の2、一方、国民健康保険は令和2年度の前年度の数値2億5,000万円の法定外繰入、一般会計からの繰入れが見られます。このことでの所見をお聞きしたい。併せて、2億5,000万円とした算定の根拠、考え方をお聞きいたします。

質問の3、新年度予算で国民健康保険税は2億5,000万円を繰り入れることで1世帯当たり、そして1人当たり平均での国民健康保険税の軽減額、軽くなった金額を示してください。

次に、質問の大きな2点目、所信表明にあります市長の農家の所得倍増について質問をいたします。

質問の1、曾於市の農業は大きく分けて園芸と畜産、畜産は特に和牛の生産、肥育、養豚は生産豚と肉豚、そして養鶏はブロイラーと鶏卵が中心となります。この中で、農家が多く携わるのが、園芸と和牛生産の分野であります。

お手元にこの間の資料をお渡しいたしております。曾於市が合併した平成17年の農畜産物実績並びに五位塚市長が就任した平成25年、そして所得倍増の考え方、5年間という議会答弁がこれまでありますが、5年後の平成30年、そして昨年の令和3年の農畜産実績並びに市町村の所得については鹿児島県が毎年2年遅れで4月

に発表いたしていますが、五位塚市長が就任した平成25年度、それから5年後の平成30年についてもデータが出ておりますので、資料として市町村、所得については曾於市も含めてお手元の資料に配付いたしております。

ただ、園芸は合併時の16年間、生産額が24億円減少いたしております。五位塚市長になってからのこの8年間に園芸作物は17億円減少をいたしております。令和3年、去年は総額61億円であります。

ゴボウや里芋、ユズなど一部を除いて、例えば水稻、カンショ、大根、白菜、葱、カボチャ、スイカ、花き、お茶などなど主要作物の多くがこの間、生産額が減少している、後退いたしております。

質問であります、こうした曾於市は畑かん事業に力を入れてきましたが、後退してきた園芸作物の背景なり要因をお聞きいたします。

こうした要因を客観的に、深く分析なしに、どんなに農業振興を強調いたし、また、政策を進めたとしても、もちろん部分的に、個別的には評価したい点、前進面が出ますが、しかし、総体として効果的で合理的、中長期的に鑑みて、果たしてお金の十分な使い方がなされるか、その点があるから、こうした後退の背景なり要因を分析した上でお聞きをいたします。これまで全く、そうした深い分析に基づく市の方針が出されていないからであります。

質問の2、現在曾於市の中心作物はもちろんカンショであります。去年は基腐病があったとはいえ、生産額は14億円。ほかの主要作を圧倒した位置にあります。しかし、このカンショも僅か4年間に21億円から14億円に減少いたしており、基腐病だけの原因ではないと言えます。

その点でまず第1に、基腐病対策は行政にとってはまさに中心課題であります。令和4年度の国、県、市と連携した対策を含めてお聞きいたします。併せて、市の新年度予算案に計上されたカンショ振興策の3,225万6,000円についてもお聞きしたい。

質問3、関連して、本市の農業振興において有害鳥獣対策も重要であり、令和4年度は計上された4,111万円の主な予算内容をお聞きいたします。

4、関連して、令和4年度に計上された農家を対象とした新型コロナ対策の支援金9,000万円についても説明をしてください。

質問の5、次に、農家の付加価値を高め、併せて曾於市の農業の充実、発展させるためには、様々な加工施設を設置することが重要となります。加工施設誘致についてのこれまでの実績、そして今後の見通しについてもお聞きいたします。

併せて、以前も2回、一般質問で聞いておりますが、市内で生産された園芸作物で、市内の加工施設で加工され出荷されるのは、全体の何割程度とみられるかお聞

きをいたします。

さらに、市は園芸作物を市内の加工施設で加工することを引き上げる数値目標があるのか伺いたいと思います。

五位塚市政にとって市長はあらゆる部門や分野で数値目標を掲げるよう各課に徹底した指示を行っていると聞いておりますが、この農業部門の加工施設についても数値目標を掲げるべきで当然でありましてお聞きをいたします。

質問の6、現在曾於市の農業で生産額が最も大きいのが鶏肉、鶏卵で、去年は148億円、全体の31%であります。市内の養鶏業について、これも数年前の一般質問でお聞きいたしましたが、市内の養鶏業の中で、市内・市外ごとの法人数と規模内容、全体の敷地面積と従業員数、令和2年度の法人税、固定資産税をお聞きいたします。

併せて、生産額が123億円と農業全体の25%と大きい、生産豚と肉豚についても養鶏業と同じ内容での答弁をお願いいたします。

質問の7、市長は9年前に市長就任以降、毎年、令和4年度を含めて、所信表明の中で農畜産物を生かした所得倍増のまちづくりを表明されてきました。表現があまりにも先を行って一般的あるいは大ざっぱであるために、特に後になってこのことは検証が必要あるいは総括が大事じゃないかと思っており、その立場で私は数年前も一般質問でこの問題取り上げたことがあります。私の質問に対して市長答弁は平成28年の3月議会で取り上げた質問に対して、市長答弁では所得倍増の対象となるのは農家全体ではなく新規就農者を含めた認定農家、そして農業法人であり、また所得倍増の期間はどれぐらいかといった質問に対して、対象期間は5年間、5年間に農家の取得を倍増するといった答弁でございました。市長就任の平成25年から5年後となりますと令和2年の所得が基準となりますが、既に令和2年の所得が県から発表されておまして、所信表明にある、こうした対象農家が5年間にどれだけ増えたか検証が必要であり、また検証が大事なのであります。この5年間の所得はどの程度増えたか分析、検証を踏まえた上でこの新年度、令和4年度の所信表明を論理的にも当然行うべきでございます。曾於市を代表する責任あるトップの市長として、そうした立場からの、いわば科学的な対応を含めた所信表明が必要ではないでしょうか。その件での、お手元にも資料として一応配付いたしておりますが、その件をお聞きいたすものでございます。

質問の8、併せて、市長就任時と現在の認定農家数と、認定農家数が若干減っていますが、農業法人について、農家形態、規模、年齢構成など可能な限り分類して報告してください。

最後に質問の9、特に農業の中で園芸振興は、国の所得補償あるいは価格保証が

確立していない中では、制約や困難が伴うことはあります。しかし、ここ我が曾於市でありまして、そうした制約困難な中でいかに新たな打開のための解決のための農業振興策を見だし継続的に力を入れていくか、これがまさに五位塚市長の肩にかかっています。その点で五位塚市政としての特に力を入れたい園芸振興策についてお聞きをいたします。

これで私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

では、徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

1、高過ぎる介護保険料は引き下げをの①介護保険料引下げの提案が見られない点は納得しがたく、遺憾である。所見を聞きたい。についてお答えいたします。

介護保険料については、介護保険法第117条の規定により、3年を1期とした計画を定め、介護保険法第129条により、政令で定める基準に従い保険料を算定することになっております。令和3年度から令和5年度までの第8期事業計画に基づく介護保険料につきましては、令和3年3月議会において、賛成多数で可決され、本年度より執行しておりますので、事業計画期間中の令和5年度までの改正は考えられないところであります。また、事業費に対する市の負担は、令和4年度も一般会計より約7億5,900万円、介護保険特別会計へ繰入れを予定をしているところです。

1の②、国民健康保険は令和4年度も2億5,000万円の法定外繰入が見られる。このことでの所見を聞きたい。併せて、2億5,000万円の算定の考え方を聞きたい。についてお答えをいたします。

国民健康保険の法定外繰入金は、国民健康保険特別会計の安定運営と被保険者が負担する国民健康保険税の緩和を図るため計上しているところです。

算定については、県より提示された国民健康保険事業費納付金に対し、国民健康保険税や保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、繰越金等を充当しても不足するところであり、この部分を、法定外繰入金として2億5,000万円繰り入れることとしたところです。

1の③、国保税は2億5,000万円を繰り入れることで、1世帯当たり、1人当たりの平均の負担軽減額についてお答えをいたします。

1世帯当たりの国民健康保険税の負担軽減額は、2億5,000万円を国保平均世帯数5,791世帯で割りますと4万3,170円となります。

1人当たりの国民健康保険税の負担軽減額は、被保険者数の9,445人で割りますと2万6,469円となります。

1の④、こうした法定外繰入で、国からのペナルティーはあるのか聞きたい。にお答えいたします。

介護保険事業に対する一般会計からの負担金繰入は、介護保険法第124条及び第124条の2により負担割合が定められております。

法定外繰入につきましては、介護保険制度の中では想定されていないため、法定外繰入れに対する罰則は規定されていません。

2、所信表明にある、農家の所得倍増について、の①園芸の主要作物後退の背景と要因について、お答えいたします。

園芸作物についての作付減少については、農家の高齢化による減少と作業省力化が進まない野菜等の減少と、たばこ廃作奨励による面積の減、また台風常襲地帯であるために、より安定した防災営農作物であるカンショへの栽培転換が進んだことによると考えています。

2の②令和4年度の国県市のカンショの基腐病対策とかんしょ振興事業の内容について、お答えいたします。

令和4年度の国の対策につきましては、農地耕作条件改善事業として土壌の反転・混層や堆肥施用・排水対策の取組に対して補助金を交付する事業があります。

県の対策としては、プロジェクトチームの取組として、市町や関係機関と農家での実証試験を中心に取り組みます。

市のかんしょ振興事業につきましては、基腐病被害があり、令和3年度に国の事業申請をされた経営体で、引き続きカンショ栽培をされる975haに対しての資材の一部助成として10a当たり3,000円の2,925万円を補助するものが主な事業です。

2の③令和4年度有害鳥獣対策の重点的予算内容について、お答えいたします。

令和4年度の有害鳥獣対策の重点といたしまして、令和3年度中に1,000万円を寄附頂きました方の意向で、イノシシの捕獲補助金の1頭当たり単価を5,000円引き上げて2万円に計画しております。事業費1,843万円を計上しております。

また、市内4地区において国の有害鳥獣捕獲整備事業でワイヤーメッシュ防護柵を合計で約36ha整備する計画で事業費は約1,258万円の予定です。

2の④支援金9,000万円の内容と考え方について、お答えいたします。

農業者応援給付金事業として、令和3年中に農業収入があり、引き続き農業経営を営む販売農家に対して一律5万円を給付する計画であります。

コロナ禍にあつて農産物の価格も伸び悩んでいる状況の中で、販売農家の生産意欲を向上していただくための応援給付金という考え方です。対象者は、個人・法人合わせて1,800経営体を予定しております。

2の⑤農産物の加工施設誘致の見通し、市内加工割合及び数値目標について、お答えいたします。

農産物加工施設誘致については、見通しは立っておりませんが、継続して取り組

んでまいります。

市内で生産された園芸作物で市内の加工施設で加工される割合は、栽培面積でおおむね20%前後と推測しております。

数値目標は掲げておりませんが、今後この割合を引き上げるためにも、加工施設誘致に力を入れていきたいと思っております。

2の⑥養鶏業及び養豚業の市内・市外ごとの法人数とその規模内容、全体敷地面積と従業員数、令和2年度の法人市民税、固定資産税について、お答えいたします。

養鶏業の市内法人数はブロイラー経営のみの7件、敷地面積は14万996㎡、従業員数は23人で、令和2年度の法人市民税は42万8,000円、固定資産税は87万9,000円であります。

市外法人数は採卵鶏とブロイラー経営の12件、敷地面積は99万4,019㎡、従業員数は185人で、令和2年度の法人市民税は66万8,000円、固定資産税は6,018万6,000円であります。

養豚業の市内法人数は繁殖と肥育の一貫経営を中心に17件、敷地面積は144万5,725㎡、従業員数は210人で令和2年度の法人市民税は947万5,000円、固定資産税は2,814万6,000円であります。

市外法人数も一貫経営を中心に11件、敷地面積は24万1,448㎡、従業員数は48人で、令和2年度の法人市民税は89万5,000円、固定資産税は647万2,000円であります。

2の⑦所得倍増の対象者は市長就任時から5年後の所得はどの程度増えたか、分析して報告されたい。について、お答えをいたします。

認定農業者は、5年ごとに認定の更新をするようになっております。平成25年時点以降の認定者で令和3年までに更新された法人を含む454経営体で調査した5年間の所得の伸び率で申し上げます。

肉用牛が212件で497万3,000円から599万6,000円で1.21倍、養豚が8件で525万円から512万4,000円で0.98倍、養鶏が5件で646万円から822万6,000円で1.27倍、酪農が4件で342万5,000円から258万8,000円で0.76倍、露地野菜が138件で500万4,000円から400万4,000円で0.8倍、施設野菜が15件で416万7,000円から374万7,000円で0.9倍、茶が53件で581万8,000円から473万9,000円で0.81倍、花きが10件で278万3,000円から166万円で0.6倍、その他が9件で420万円から540万5,000円で1.29倍となっております。

2の⑧市長就任時と現在の認定農家数と農業法人の形態について、お答えいたします。

平成25年の認定農業者数は540人で、うち法人が60となります。

農業形態としては畜産部門が267人、うち法人が28、耕種部門が273人で、うち法人が32です。

経営規模は分類できませんが、個人の年齢構成は、多い順に50代169人、60代146人、40代93人、70代31人、30代27人、20代13人、80代1人です。

令和3年度の認定農業者数は537人で、うち法人が71となります。

農業形態としては畜産部門が294人、うち法人が36、耕種部門が243人で、うち法人が35です。

経営規模は分類できませんが、個人の年齢構成は、多い順に60代152人、50代132人、70代66人、40代64人、30代43人、80代6人、20代3人となります。

2の⑨特に力を入れたい園芸振興対策について、お答えをいたします。

園芸作物については現在、国の価格安定制度と県・市の野菜価格安定制度があります。また、収入保険制度も加入者が63人で新規加入者を18人見込んでおり、今後加入者は増えてくると思います。

今後の園芸振興対策としては、サツマイモを中心として、ゴボウ・白菜・キャベツ等と組み合わせた、畑かんを活用した作物推進と加工施設誘致による加工業務用野菜栽培を進めていきたいと思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、高過ぎる介護保険料の引下げについて、質問をいたします。

最初に、現在の曾於市の介護保険料はどれくらい、市民から見て、納税者から見て高いかについてですね、それを、いわば行政として総括する立場の市長の見解について伺いたいと思っております。

前回の私の一般質問の中で、介護保険料の1号被保険者の方々が65歳以上でありまして、ほとんどが年金から介護保険料が天引きされております。

年金収入を中心とした1年間の被保険者、高齢者にとっての介護保険料の負担がどれぐらいの割合であるか、収入の1割以上の方々に対しての私の質問に答弁では、1割以上の方が634人、634人の中で1割から1割5分、つまり10%から15%の介護保険料の方が347人で、収入の15%を超える介護保険料を納めている方が280何人と言った市長答弁でありました。

1割を超えるとなると異常とも言えるのではないのでしょうか。

私も議員の立場で1年間を通して高齢者を含めていろんな方々と会話をし、また相談を受けておりますが、特にこの数年ですね、国民保険以上に負担割合で言いますと、特に65歳以上の方々の年金生活者の負担割合で言いますと、負担割合が大きくなることを、多くの方々と対話をする中で実感をいたしております。このことは、

曾於市だけでなく、日本全国、県内も同様であるようでございます。

ですから、昨年5月7日の南日本新聞の社説の中で、介護保険料というタイトルで「高齢者の負担は限界に」という見出しで書かれています。「高齢者の負担は限界に」という見出しであります。まあ、それほど負担が高くなっており、特に曾於市の場合は昨年の3月の17%を大きく引き上げることによって今で言えば霧島市や鹿児島市よりも1人当たりの介護保険料は高くなっております。このように客観的に今の曾於市の介護保険料の実態を見た場合に負担の限界を超えている、あるいは超えつつある方々が増えている、そうした、市長は行政のトップの立場として認識をまずお持ちであるか確認をいたします。

○市長（五位塚剛）

認識を持っているかということではありますが、昨年の3月議会に介護保険料の改定をお願いいたしました。

あのときは、曾於市はほとんどのほかの市町村が6,200円近くもらっている中で約5,800円という平均でありまして、あの状態では値上げをしないとやっていけないということで値上げをお願いいたしました。

今、曾於市が43市町村の中で11番目に来ておりますけど、非常にそういった意味では値上げをされた方々に負担をかけとると思っております。そのことについてはちゃんと認識はしております。

○19番（徳峰一成議員）

介護保険料が客観的に見て大変高いという認識は持っておられるとのことでございます。

さらに質問の全体としてこの点が、私と共通の認識、共通の土台になっていることは幸いでございます。

では、2回目の質問に、介護福祉課長に質問をいたします。

昨年の、特に文教厚生委員会でも質疑を深めた中で、課長の答弁として、全国的には全部約2,000の市町村がありますが、数ある市町村の中で、数は少ないけれども、介護保険料を軽くするために市町村の一般会計からの繰入れで、いわゆる法定外繰入をすることによって、負担を軽くしている市町村が見られるといった答弁でございました。このことで、どこ市町村ということはもう答弁はよろしいですけども、法定外繰入を含めてこの時点での事実確認をいたします。各答弁よろしく願いいたします。

○介護福祉課長（福重 弥）

それではお答えいたします。

昨年度の2月、昨年度の議会の委員会のほうにこういう御質問がありましたので、

このときのお答えといたしまして、会計監査のほうからそういう一般繰入れのあった自治体につきましては好ましくないという……

（「そういうこと言ってない。あるかどうかという事実確認の質問です」と言う者あり）

○介護福祉課長（福重 弥）

あるかないかと言ったら、まあ、そのときは繰入れがあったという会計報告があったとおりです。

○19番（徳峰一成議員）

課長、一般質問の場合だから、かみ合った答弁してください。私は、事実確認をしているわけですよ。で、市町村が前例があるという確認だけなんですよ。一応、それはあることですよ。そういった、文教委員会での課長答弁だったんですよ。これは、議事録載ってますから。

○介護福祉課長（福重 弥）

申し訳ありません。その当時はあったということでございます。

○19番（徳峰一成議員）

まあ、当時はあったというのもちょっとあれですけども、まあ、いずれにしてもですね、これも、お互い、まあ、この場で言うのも失礼ですけども、考えていきたいと思います。今後の論議のかみ合いを詰める上で……。

日本は法治国家であります。で、憲法の下でいろんな、福祉分野を含めて教育、農業、無数と言える法律があります。

今の日本の法律体系は憲法にのっとっております。憲法の中では地方自治、これが、戦前までの、いわゆる明治憲法と違って、地方自治が日本国憲法の大きな柱の一つであります。

ですから、例えばこの介護保険料を考える場合も、もちろん国が法律で介護保険法で基本的な定めはいたしております。しかし、市町村によって介護保険料は違います。つまり、介護保険料を引き上げるか、あるいは場合によっては引き下げるか、法定外繰入を行うかどうか、基本的には、憲法で保障された地方自治体を踏まえての曾於市の、いわば裁量権ではないでしょうか。

もう答弁はよろしいです。

これは基本です。日本国憲法と法律体系ですね、介護保険含めて、それをしっかりと踏まえた上でお互い議論を展開していきたいものでございます。

で、そうした点ですね、税金の値上げを行うのも、もちろん100%曾於市の権能でございます。ですから、介護保険も市町村によって高いところもあれば、曾於市よりも低いところもあるのでございます。

その件で、質問であります、介護保険は確かに高い中で、なぜ昨年3月議会で五位塚市政が法定外繰入を1円も行うことなく値上げだけに踏み切ったのか、これは結果論というだけでは済まされませんので、市長の基本的な姿勢なり考え方なりをお聞きしたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしました、改定する前の段階でいった場合に介護保険の制度が維持できなくなるということで、保険料の改定をいたしました。

まあ、言われるように、この制度は国が作り上げた法律でありまして、このときには議会のほうも要望を上げていただきました。国の負担を、やはり増やさない限り簡単にはこの問題を解決できないというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

率直に言って避けた答弁ですよ。

まあ、先ほどの私の、基本的な国の法体系の下での介護保険、あるいは国民健康保険も同様であります。ですから、基本的には介護保険も国民健康保険、あるいは介護保険料も国民健康保険税も上げるのも下げるのも100%曾於市の、いわば権能でございます。

ですから、国民健康保険税の、今、鹿児島県に移行しつつある、その過程であっても国民健康保険税が市町村でまちまちでございます。

そうした中でお聞きいたしますが、国民健康保険税については昨年も今年も一般会計からの繰入れを行って、そして負担額を抑えております。

ところが、同じ、基本的にはそうした日本の法律体系の中において、なぜ、高いと認識を持ちながら介護保険のほうは一般会計からの繰入れを行わなかったのか、これは今年ですけれども去年の場合、その件もこれは市長の基本姿勢に関わる問題じゃないかと私は思っているから今回も取り上げてるんですよ。なぜ行わなかったのかの1点なんです。お聞きいたします。

○市長（五位塚剛）

昨年の議会で、第8期計画をするときに介護保険料の要望を議会にお願いをして決定を頂きました。

これは、議会ですから尊重すべきなんですよ。去年値上げしたのを今年引き下げるということは普通あり得ない話であります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

論点をぼかした答弁をしないでください。

私は、去年なぜ値上げを全額被保険者にお願いしたのか、一般会計からの繰入れ

をなぜしなかったのかということを聞いてるんですよ。

値上げはその結果ですから。値上げを提案したんですよ。値上げ以前の問題として、市長として、トップに立つ、なぜ、一般会計からの繰入れを検討、金額がともあれ、しなかったのかという、そういった基本認識を聞いてるんですよ。

○市長（五位塚剛）

介護保険制度を維持するために市町村が負担すべき介護保険料としたパーセンテージで指示があります。当然、一般会計からの繰入れも行っております。ただ、法定外の繰入れはしておりません。法定外繰入は基本的にはできないということになっております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

市長は長年議員活動やっていて、くどいようですが、繰り返しますが、法定外繰入は法律上できないことはないでしょう。ですから冒頭に私は課長に聞いたんですよ。これは日本の法律体系からいっておかしいんじゃないですか。法定外繰入を。国民健康保険も法定外繰入をやっています。もちろんスムーズにはいきませんよ。国民健康保険も30年、40年になる長い歴史があります。最初なかなか、いろいろクレームがついて、ペナルティーがついて、なかなか難しかった。しかし、今でもそうしたことが当たり前のことであります。残念ながらいいことではないです。国の制度が根底にありますから。法律上本当に100%できないんですか。

そういうことでしたら、6月、9月続けて質問いたします。本当にできないんですか、法定外繰入は。

○市長（五位塚剛）

現段階ではですね、保険料の算定は、国の負担分、県の負担分、市の負担分、被保険者の負担分ということで、計算のほうがちゃんと決まっておりますので、これを前提としてしておりますので法定外繰入はできないというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

論理の飛躍ですよ。国の負担、県の負担、市の負担、そして第三者機関による負担割、これは当然のことながら法律で負担割合が決まっております。これは国民健康保険も同じでございます。

で、国民健康保険の場合は違いまして、新年度予算をもってきましたけども、一般会計からの、いわば負担割合と同時に法定外繰入で今回も2億5,000万円繰り入れてるんですよ。これが基本的な法律の認識でしょう。

それを、だから、行わない、だから100%本当にできないのかどうか。情けないですよ、こういったこと聞くの。法治国家として、本当に100%できないんですか。

(「いいえ」と言う者あり)

○19番(徳峰一成議員)

やりなさいってことは私言ってないですよ。基本的な認識を聞いているんです。

○市長(五位塚剛)

基本的には、できないというふうに認識しております。

○19番(徳峰一成議員)

時間の関係でもう6月議会で取り上げます。

ただこれは、大休寺副市長、大休寺副市長の役割が非常に大きいんですよ。

例えば介護保険計画、3か年計画あります。もちろん、国として介護保険を全国市町村、安定的に財政運営行うために3か年の計画をつくることは、私、必要であり、大事なことであると思っております。

その中で、2,000の、恐らく市町村の中には、3か年の途中において介護給付費が非常に高くなったり、あるいは控え目に財政を抑えていたために、途中で値上げをしなければいかんともしがたい事例は一般論としてあり得る、考えられると思うんですよ。その場合に3年間の途中においても、値上げを一方的に全額財源措置を行うか、値上げを行って、加えて、それを抑えるために法定外繰入を行う中で、いわば3か年の途中においても行うかということはあるでしょう。

まあ、全国の2,000調べてないから分かんですけども、これ、あり得ますよ、人間の組織でありますから。そういった場合もですね、年度途中においても条例改正で上げることもある。上げることもあるということは、一方で下げることもできるんですよ。論理的にも。そうした弾力的な対応を、少数ですけども、これを預かる大休寺副市長、行政の経験があまりにも長い。率直言って、あまりにも国や県からの、まあ、指示というか、これが厳しく言って頭にこびりついてるんじゃないですか。もっと弾力的な発想が欲しいんですよ。

例えばいいと思う点がありますよ。多くの市町村に先駆けての市長の退職金の廃止。志布志も行っております。あるいは、高校3年生児までの医療費の無料化。これもほかの市町村に先駆けて行っています。

もちろん、国や県はこれは好みません。煙たい対応をするでしょう。しかし、ここは我が曾於市ですから、そうした優れた先見のある施策を行ってるんですよ。

なぜ介護保険ができないのか。負担が高いつてことは同じ共通の認識なんだから、それを補佐するのがお二人の副市長ではないでしょうか。私はその能力を高く買ってるからこそ、本会議でも昨年人事案件での賛成討論もあえてしたんですよ。もう能力は、大休寺さん、間違いないから。大休寺副市長の。もっと弾力的な発想を、市民の目線に対応していただきたいんですよ。五位塚市政を支える上からも。その

点で考えていただきたいと思っています。

今後、6月議会で再度取り上げてまいります。

基本的なもう終わったこと、昨年の3月議会で賛成多数で決まったこと、これはもう過去の、いわゆる言葉悪いけども、中央政治市政だったら私も対応は違ったかもしれませんが、私も支える1人として、そうした、いわば前向きな、いわば革新的な、この点でもですね、対応をしていただけないか。金額はともあれ、そうした気持ちなんです。その点で最後に、市長と大休寺副市長の、いわば深みのある、そうした包括的な答弁をしていただきたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

市長として、いろんな会議がありまして、この間、国保の問題、介護保険の問題を含めて、いろいろと意見を言っております。

やはり、今までになかった新しい介護保険制度ができて、元気な国民を作るという前提で始まっておりますけれども、今言われるように一部の方に負担が増えてきている部分があります。そういう意味で、やはり国の方へもっと積極的な支援を引き続きお願いしてまいりたいというふうに思っております。

あとは大休寺副市長のほうから答弁させます。

○副市長（大休寺拓夫）

じゃあ、お答えいたします。

介護保険法制度上ですね、先ほど市長が申し上げましたとおり、国・県・市町村の負担割合が決まっております。そういう関係で、法定外繰入をするということは規定にありません。当然、想定されておきませんので、罰則もありませんから、こういったペナルティーがあるかということ、そこははっきりはしておりません。ですから、国としても、その想定外のことに對してペナルティーというのはないわけがあります。

先ほど議員が言われました法定外繰入をしてもいいという論理は、そこは私は、飛躍的な考えだと思います。ないから入れていいという話ではないと思っております。

あとですね、要は、先ほど介護福祉課長が申し上げましたけれども、過去平成25年度、会計検査院が調べた結果しかありませんけれども、現在は、厚生労働省に問合せをしましたけれども、法定外繰入を入れているというところは確認ができておりません。

平成25年度に入れた市町村の実態は、途中、今言われましたように介護保険料が上がったということで支え切れなくて、そういう場合は、保険財政安定化基金というものをつくっておりますので、それから借入れいたします。で、次期保険料でそ

この分を返していかないといけませんので、そこはあまりにも高くなり過ぎるということで、一般法定外を入れたというのが実態でありまして、その当時ですね。で、今の保険制度は安定しておりますので、ほとんどそれがありません。

で、あと、曾於市の保険料が高い高いと言われますが、周りの鹿屋市が6,700円、大崎町が6,700円、東串良が6,700円、肝付が7,200円、曾於市におきましては高齢化率が41%です。その中でこの保険料を維持しているのが、私は、非常に安定をしていると思っております。

以前申し上げましたけれども、特別養護老人ホームの待機者解消ということで、曾於市のほうはミニ特老、いわゆる29人以下の特別養護老人ホームを増やしてまいりました。3万4,000人の市町村規模で5か所のミニ特老を持っている市町村はございません。当然、そういうことをすると介護保険料は上がっていくのは当然でございます。しかしながら、非常に、前回も県内32位ということで保険料を抑えてきました。そういうこともありまして、当然上がってきますから、これも保険料が高いというのはそう一概には言えないのかなと思っております。

私としましても、いろんな法律を見まして、そういう法定外繰入を、まあ、法定外繰入というか、保険料の軽減はしたいと思っております。しかし、この制度上、これは全世帯で支える仕組みになっておりますので、そこは非常に適当ではないということでございます。

よろしくお願いいたします。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの大休寺副市長の答弁も、全面否定するわけじゃないんですよ。言葉は悪いですけど、事務屋としての側面からの説明であって、それは客観的な事実ですよ。

私が申し上げたいのは、五位塚市長を支える立場で、やはり客観的には介護保険料が高いというのは、これは市民の中に入ってください。入っているいろんな人の意見を聞いたら高いんですよ、これは、今が。高くなってる、負担割合が。特に曾於市の場合は、国民健康保険の方々が多いもんだから、まあ、全体として。ですから、そうした客観的な実態の上での質問なんですよ。

私はもう長年、特にいつも頭に浮かぶのが、国民健康保険の関係なんです。国民健康保険も30年、40年前こうやって議論してきたんですよ。そうして、いいことじゃないけども、これは国の制度に問題ありですからやむなく曾於市を含めて、これはもう池田市政のときもそうなんです、一般会計から繰入れをやっている、長年の経過があるんですよ。

私は30年、40年前のことが頭に浮かびながらも、今介護保険の問題をお聞きして、

当局のやり方を、当時は田崎町長だったけども記憶ありますので——答弁してるんですね。残念ながら、そうしたいわば、今の状況じゃないでしょうか。やはり、問題点があったら、我が曾於市が率先して道を切り開くという、まあ、金額はともあれ、一般会計の繰入れは金額はともあれ、そうした、やはり道を歩んでほしいという、そうした気持ちも強くありましての答弁なんです。

これは今後も議会で取り上げてまいります。もちろん納得はできません。

○議長（久長登良男）

徳峰議員、次に入りますか。

○19番（徳峰一成議員）

はい。休憩。もう時間は短いけどいいですか。

○議長（久長登良男）

ここで徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時53分
再開 午前11時03分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○19番（徳峰一成議員）

残りの与えられた質問時間は16分しかありませんので、3項目前後に絞って順次質問をいたします。

まず初めに、一般質問の質問書にもありますが、所信表明にある農家の所得倍増についてでございます。

令和4年度の新年度予算の所信表明では、これは毎年でありますけども、5項目、市長の所信表明がありますが、その5番目に「農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくり」とあります。これは具体的な内容を含んでおります。例えば「市民に優しい市政運営」これは検証、分析するにも分析ができません。「人と自然を生かした活気ある地域づくり」これもなかなか検証が難しい問題でございます。このような一般的な検証が難しいのを所信表明に上げるのはいかがと個人的には思っておりますが、それは市長の考え方でございます。

ただ、農・畜産物を生かした所得倍増となりますと、より具体的でありまして、最初9年前に聞いたときも、簡単に農家の所得が倍増できるもんか。私は農業をやっていないなくても、日々、農家の方と接する中でそう思いました。同僚議員の中には、まさに農業の第一線で頑張っておられる方も何人かおられます。恐らく同じ気持ち

じゃないかと思っております。そのため私は2回ほど一般質問で聞きまして、そして平成27年にも聞きました。平成28年にも聞きました。そのときの答弁が、冒頭申し上げましたように農家全体ではなくて認定農家が中心であります。2倍化の物差しも、5年間でやりますといった答弁がありましたので、5年間は私は待ってあったのです。幸い5年目の市町村所得が出ましたので、今回質問しているわけでございます。

市長答弁にもありますように2倍では到底難しくて、言わば園芸作物についても、この5年間に施設野菜ということで416万円が374万円と90%に落ち込んでおります。2倍ではなくて0.9倍です。あるいは花き、お花にいたしましても6割に落ち込んでおります。お茶の場合は、もう予想はできましたけれども、5年間に8割に落ち込んでおります。肉用牛は1.2倍、それでも1.2倍であります。和牛生産はそこまでいっていないんじゃないでしょうか、5年間でありますから。あとは市外法人が多い養豚、養鶏があります。それでも全体としてはあまり増えておりません。

ですから、あくまでも所信表明でありますので、私たちが聞いて、一般市民を含めて議会が聞いて、なるほどこれだったら何とかできるんじゃないかという期待感を持たせるような目標値の立て方がいいのじゃないかと思っております。その点で、今回は、もうこれは所得倍増というのはもう出していますので致し方ありませんけれども、来年以降については、この所得倍増のまちづくりって誤解のもとになりますし、これを聞いてなるほどと期待できる人は、恐らく関係者、農家を含めてほとんどおられないと思うんです。ですから、この在り方は変えるべきじゃないかと。去年、五位塚市政が3期日誕生いたしましたので、これからでありますので。もちろん、農畜産物を生かした所得増というのは大賛成であります、農業振興も。ですから取り上げますけれども、この文言については、やはり見直しが必要じゃないか、率直に言って。答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

今言われますように、所得倍増というのは簡単じゃないというふうに私自身も思っております。

しかし、所得を倍ぐらいに増やしたいという気持ちの方はたくさんいらっしゃると思います。今多くの若者が所得を増やすために、また、機械を導入しながら、また省力化を図り、いろいろ頑張っております。当然ながら売上げは相当増えております。売上げは増えておりますけど、やはり大きな機械を導入したために、その償却に追われまして、当然ながら所得としてはまだそれほど出ておりませんが、将来的なそういう大きな目標を持って所得倍増を入れたつもりでありますけど、いろいろと御批判があるようでございますけど、また今後検討させていただきたいと

思います。

○19番（徳峰一成議員）

今の答弁は、6年前の議事録を見ますと、全く基本的に同じ内容で答弁しているんです。5年前は市長就任から2年後あたりだったですから、まだよしとして、もう既に5年以上、8年目、9年目に入っているわけですから、もっと科学的な、期待感の持てる、そうした関係者を含めて、目標値の立て方が、私はそんな所信表明であっていいんじゃないかと個人的には思っておりますけども、これ以上は答弁よろしいです。

では、具体的にお聞きいたしますが、1回目も申し上げましたが、曾於市の、言わば多くの農家が携わっているのは園芸関係でございますが、園芸部門が残念ながら合併後も、あるいは五位塚市政になってからも毎年、昨年の場合も落ち込んでおりまして、例えば平成25年から30年も10億円落ち込んでいる。市長就任してから8年目の令和3年度、8年間にも園芸作物は17億円も落ち込んでおります。

ここでは国の問題は時間の関係上省きまして、なぜ園芸部門がなかなか思うように伸びないのか、個別的な分析も必要だし、全体的な分析も必要であります。そうした大きな立場での客観的な分析をしていますか、していたら、お聞かせ願いたいと考えております。していなかったら、今後の大きな課題としてやはり大事じゃないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たちの役所の中にはJ Aさんも交えて、農業の目標について議論をしております。農業委員会やら県の技術の方々にも入っていただいて、曾於市に合った農業をどうするかということを基本的には議論しておりますけど、やはり外国からの輸入を含めていろんな問題がその年、そのときでありまして、伸び悩むということも実際ありますので、全体的な考え方を農林振興課長から答弁をさせたいと思います。

（「現状はいいから分析の結果を教えてください」と言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

分析の結果ということでございます。平成17年合併から令和3年度までの差で見ますと、やはり水稻が約685ha減っております。それから、大きいのがネギが36ha、カボチャが36ha、スイカが29ha、そして政策としてたばこが124ha減っているわけでございます。こういったたばこ作の減、水稻につきましては転作の絡みもありますので、減ってきたのは仕方がないかと思っております。また、このたばこの減が、いわゆるカンショへのシフトということになっていったんだろうということの分析はしております。

また、先ほど市長のほうから答弁がありました、やはり重量野菜、この中でも、カボチャ、スイカといったあたりの、いわゆる収穫作業等で機械化が難しいものとか、そういったものの栽培が減ってきているということが一つの要因ではないかといふうに考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

市長も、特に大休寺副市長も考えていただきたいんですよ。全体の園芸部門が毎年、個別的なものを含めてですけども、全体的に落ち込んでいる原因はどこにあるか。これをもっと集团的に議論をして、そして市として統括して、やはりまとめるべきじゃないかと思うんです。まとめたのを、私は一回も見ただことない。今度の所信表明でもいいことしか書いていない。後継者の確保育成や農地の集積・集約、コスト減のために、国、県と連携しながらスマート農業を推進しますとか、あるいは、引き続き加工業務野菜と環境保全型農業の推進も取り組みますとか畑かんの水を活用した農作物の収量増を図ります、品質向上も図る。もう、これは毎年のようにおうむ返しで強調されている一つの側面でありますけども、厳しく言って上辺だけの表現なんですよ。落ち込んでいる原因の究明が全くされていないんです。

ですから、新年度予算を見てもこれは、同僚議員が、今鶴議員を含めて質問いたしますけど、個別的にはいい内容もあるんですよ。例えば3分の1保険に対する補助なんか、金額は小さいけど、私はいいい内容だと思いますよ。ですから、それがばらばらなんです、施策が。ですから、全体的な統括して分析した上で、やはり目標値を持ってやっていく。例えば加工関係もこれまで誘致いたしまして、なかなか難しいと。そのことも分析なく、引き続き加工関係も取り組んでいきます。だけど目標値は持っていない。どれだけ引き上げるか、2割ぐらいが加工されているんです。しかし、これを何年度までに2割5分、3割持っていくと、目標値はない。非常にゴールが見えないというか、検証ができない、総括ができない一般化した強調なんです。これはいけないんじゃないかなと思うんですよ。

その点で大休寺副市長、統括しますか、もっと科学的な対応が大事じゃないんでしょうか、全体の課をとりまとめる意味で。そして議会を含めて、それを示してください、近々、どうでしょうか。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

具体的な数値はつくっていないんですが、畑かん作物については目標数値はちゃんと定めております。品目ごとにですね。ですから、できるものについては言われたとおり、その辺、目標値をつけたほうが検証しやすいので、そこは工夫してい

たいと思います。

先ほどもありましたけれども、要は作業の労力というものが高齢化に伴いまして離れていったということでもあります。それについては農業公社のほうでカバーをしていこうということで行っております。

若い方につきましては大規模化が進んでおります。特に畜産については大きく伸びておりますので、そっちにシフトしたのかなということ。今、議員が言われたとおり、可能なものについては目標数値を定めていきたいと思っています。

○19番（徳峰一成議員）

畑かんも、私、長年の資料持っているんです。一方通行なんて、いいことばかり書いてあるけども検証がされていないんですよ。ですから、全体を統括する意味で、ぜひそれを、副市長のそういった答弁がありましたので、まとめて市長、答弁をしていただけないでしょうか。この全体を統括する分析を踏まえた、うちの農業政策ですね。

○市長（五位塚剛）

私自身も曾於市内の畑、水田部、見ておりますけど、非常に作物の選定が難しい状況に入っております。私も台風に耐える作物ということでゴボウを推進してきましたが、これ以上、ゴボウも非常に厳しい状況になるんじゃないかなというふうに思っております。

要するに、問題は売り先を確保しながら、基本的には価格の、契約栽培を含めたものをちゃんとしていかないと何をしても難しい部分があります。

しかし、今後、水がどんどん来ておりますので、水を使った農業をしないと、また新たな市の負担が出てきますので、作物選定を含めて、また、曾於市に合った農業体系を必ずつくり上げなきゃいけないかなというふうに思っておりますので、今後さらに努力させていただきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

一応、これを議会に示してください、よろしいですね。副市長もよろしいですね。議会にそうした新しい統括した方針を。その中で限界があっても、いろんな施策が、この有機的な結合の中で、今のばらばらの施策だから、しないよりはいいですけど、しかし、なかなかお互いの結合されたとか有機的な形になっていないような気がいたします。例えば農業収入の保険制度を含めて、そうした位置づけのもとで進めていただきたい。あるいはカンショの基腐病、あるいは有害獣対策なんかも、そうした大きな位置づけで加工業関係、各施設を含む問題を含めてしていただきたいと思っております。

最後に1点だけ、この曾於市は、繰り返しますが、農業のまちといいながら、鶏

肉が一番多くて148億円、全体の30%を、生産と肉豚が123億円、25%ということで、全体の半分以上を占めております。その中には市外法人が大きな部分を占めております。別に市外法人が悪いということではないんですが、これは数年前も質問して答弁があったんですが、先ほどの答弁にもありましたように、地元になかなか従業員は一定おりますけども、お金が回っておりません。例えば、この典型的なのが養鶏業でございますが、多くが市外法人であります。令和2年度の1年間の法人税が僅かに66万円でございます。66万円。全部の養鶏関係の1年間の市外の法人税が100万円にも達していない、66万円です。これは6年前の答弁と変わらん数字なんですね。あれだけの広大な面積を持っていて、法人税が全部市外に行っている。固定資産税は6,000万円で、高いようでありますけども、新年度の曾於市の固定資産税の収入見込額が17億円ですよ。17億円、これは農家を含めて、市内の農業法人を含めて17億円、固定資産税を払っているんです。これは所得、景気に関係なく固定資産税は払わなければいけない。17億円ですよ。17億円の中で市外関係の養鶏関係は6,000万円、法人税に至っては僅かに66万円です。

最後の質問でありますけども、これが日本の税制度の仕組みでありますけども、しかし、独自に研究して税という形にできるかどうか分かりませんけども、もっと応分の、あるいは市民と応分に近い形で何らかのお願いを、こうした市外法人にもしていく。どういったやり方がいいかは研究してください。あまりにも少ないんじゃないですか、数十億円の年間の生産額がありながら。その辺りを、やはり研究していないと思うんです。僅か100万円にも達していない。1つの会社だけで100万円というのは幾つかあるでしょう。ですからこのあたりは問題提起として研究はしていただけないでしょうか。市長の答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

農業をされている企業の方々に法人市民税、また、建物等に対する固定資産税、いろいろお願いしております。これはちゃんと法律に基づいて税金をかけて入っておりますけど、今言われますように、私自身もこれを見たときに非常に少ないなという感じは持っております。

そういう意味で、今、新たな取組として、曾於市以外にある企業の方々にふるさと納税の企業版という形で、曾於市でいろいろと収入を上げられておりますので、曾於市に対して支援をお願いできませんかということについて、今お願いに回り始めたところでありますので、税を上げるというのは簡単にできませんけど、また、この税の中身も、場合によっては個人の名前で払っている方もいらっしゃるということです。もうちょっと中身を分析をして、もっと収入が増えるように努力したいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

世界的にはアメリカに、特に本社は多いです。IT関係の何兆円ものもうけを行っているところも地元にお金が回っていないということで、今、世界的に、アメリカだけじゃないんですが、国に税金を落とすといった運動と、また、国としても取組が進む過程にあります。比較がどうかは分かりませんが、曾於市の場合もそうした、言わば治外法権的な市外法人については、応分とはいかなくても、もう少しいろんな形で地にもお金を提供していただくことは研究をしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、片田洋志議員の発言を許可します。

○5番（片田洋志議員）

5番、れいわ会所属、片田洋志です。

それでは、議長の許可を頂きましたので、通告書に基づき質問させていただきます。先輩議員の徳峰議員の後ですので、新人ですから、温かい目で見ていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルスに感染された方々にお見舞い申し上げるとともに、感染されている方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

私は、大きく4つの質問をさせていただきます。

1つ目は、曾於市でも感染拡大の一途をたどる新型コロナウイルス感染症について質問いたします。

1、新型コロナウイルス感染症について。

①ワクチン接種状況と今後の課題を伺いたい。

②新型コロナウイルス感染症の支援策を今後予定しているか伺いたい。

③新型コロナウイルス感染拡大による小中学校での休校、学級閉鎖がどのくらい存在しているのか伺いたい。

④新型コロナウイルス感染者の自宅療養者は何名ほどか伺いたい。

⑤コロナ禍での保育所等利用料の減額基準を伺いたい。

2、児童福祉施設について。

①現在、曾於市のこども園、保育所、幼稚園等で建物が20年以上経過した設置数と構造を伺いたい。

②曾於市のこども園、保育所等施設整備に関する補助金の上限額を伺いたい。

3、曾於市のSDGsの取組について。

①曾於市はSDGsの取組を推進されているか伺いたい。

②地方創生のため、SDGsの実装化に向けた政策提言プロジェクトを関西大学経済学部と連携協定を締結したが、今後SDGs事業をどのように考えているか伺いたい。

4、中学校のスクールバスについて。

④スクールバスの送迎基準を伺いたい。

以上で、壇上での1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、片田議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1の③と4以外は私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1の③と4については教育長に後から答弁させます。

1、新型コロナウイルス感染症についての①ワクチン接種状況と今後の課題についてお答えいたします。

ワクチンの接種状況は、2月23日現在で、1回目接種が2万8,016人、2回目接種が2万7,784人、3回目接種が7,217人となっております。

現在、3回目の接種を進めておりますが、2回目の接種日から一定の間隔を空けて接種する必要があることから、接種可能になる方へ順次接種券を発送し、予約を受け付けているところです。

今後の課題については、3回目用として国から配分されるワクチンのうち約半数はモデルナ社製となり、1回目、2回目と異なる種類のワクチンを接種することの不安などから、ファイザー社製に接種希望が偏り、接種が進まないことが懸念されます。

1の②新型コロナウイルスの支援策を今後予定しているかについてお答えいたします。

保健課では、ワクチン接種時の75歳以上へのタクシー利用料金の助成、感染症に不安がありPCR検査を希望する方へのPCR検査費用の一部助成、新型コロナウイルス感染症に罹患した方への傷病見舞金の支給を令和3年度に引き続き計画しています。

農林振興課では、農業者応援給付金事業として販売農家の生産意欲を向上していただくため、令和3年中に農業収入があり、引き続き農業経営を営む販売農家に対して一律5万円を給付する計画であります。対象者は、専業又は第一種兼業農家で、個人、法人合わせて1,800経営体を予定しております。

1の④新型コロナウイルス感染症の自宅療養者は何名ほどかについてお答えいたします。

鹿児島県では自宅療養の区分はありませんが、県が毎日公表している感染者の療養先状況の自宅待機等では、2月22日現在、県全体で2,493人となっています。

なお、待機者の医療圏別、市町村別の公表はされていないところです。

1の⑤コロナ禍での保育所等利用料の減額対象基準についてお答えいたします。

保育所等利用料については、令和2年3月27日付けの内閣府、文部科学省、厚生労働省の連名による事務連絡、新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の利用者負担額の取扱いについてにより、当初5日間を超えて閉園されている場合が対象とされていましたが、5日間を超えない場合についても日割計算の対象となる旨、変更の通知がされております。

日割計算ができる臨時休園等とは、子供等の感染が発覚し、市町村からの要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合、地域において不特定多数の方に健康被害が発生又は拡大する可能性がある場合について、公衆衛生の観点から市町村の要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合又は保育所等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により、一部の子供に対して市町村から登園回避の要請・同意を行った場合等の基準があるところです。

2、児童福祉施設等についての①現在、曾於市のこども園、保育所、幼稚園で建物が20年以上経過した設置数と構造についてお答えいたします。

現在、曾於市には、保育所4か所と認定こども園12か所があるところです。一つの園で園舎や子育て支援室等複数の建物を有しているところもあり、それらの全てを合わせますと22棟あり、そのうち20年以上経過した建物は10棟であります。内訳は、鉄骨造り2棟、鉄筋コンクリート造り6棟、木造造り2棟であります。

2の②曾於市のこども園、保育所等施設整備に関する補助金の上限額についてお答えいたします。

補助金については、曾於市認可保育所等整備事業補助金交付要綱において、2,500万円を上限として定めているところであります。

3、曾於市のSDGsの取組についての①取組を推進されているかについてお答えいたします。

令和2年3月に策定した第2期曾於市総合戦略における重点プロジェクト18施策

のうち、16施策についてはSDGsの指針に沿った事業を展開しております。

3の②今後、SDGs事業をどのように考えているかについてお答えいたします。

関西大学は、平成28年以降、地域振興を様々な観点から図っていきたいという考えのもと、政策提言を行っています。平成31年3月25日に連携協定締結後も、継続的に調査研究を実施しています。本年度は「ジェンダー平等を実現しよう」をテーマに、曾於市内の女性活躍について提言を受けたところです。

今後もSDGsの目標に沿った事業を展開したいと考えております。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

1の③新型コロナウイルス感染拡大による小中学校での休校、学級閉鎖等がどのくらい存在しているのかについてお答えいたします。

今回の第6波に関しては、令和4年2月24日現在、休校が3校、学年及び学級閉鎖が5校14学級となっております。

4、中学校のスクールバスについての①送迎基準についてお答えいたします。

中学校のスクールバスを利用できる生徒は、原則として通学距離が片道7km以上の生徒で、かつ、末吉中学校は光神小学校、高岡小学校、櫛小学校、深川小学校、柳迫小学校区からの通学、大隅中学校は大隅北小学校、笠木小学校、恒吉小学校、大隅南小学校、八合原を除く月野小学校区からの通学、財部中学校は財部北小学校、財部南小学校、中谷小学校からの通学者について利用を許可しております。

なお、末吉中学校の櫛小学校及び柳迫小学校区、大隅中学校の八合原地区を除く月野小学校、笠木小学校、岩川小学校の新原地区、財部中学校の中谷小学校区については、特例として片道7km未満でも利用を認めております。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

それでは、まず新型コロナウイルスの感染についてお伺いします。

1回目、2回目のワクチンの接種でモデルナとファイザー社とか出ているわけですが、3回目のワクチン接種に関して、今現在で7,217人ということでしたが、これは人数として、今対象となっている方の、ワクチンの予約されている方もこれは含まれているのでしょうか、お伺いします。

○保健課長（櫻木孝一）

この7,217人につきましては接種済みの方だけでございます。

○5番（片田洋志議員）

先ほども御答弁いただきましたけども、ワクチン接種を希望されている方には、速やかに円滑な接種を受けられるように接種券を発送されているということをお聞

きましたけども、これ、現在では対象者には全員発送されているのかということと、今5歳から11歳未満に関してもワクチン接種するようにということをされておりますが、この5歳から11歳までの方の発送については予定とか、今現在の進捗状況をちょっとお伺いしたいと思いますが。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

まず、接種券は全員発送しているかということでございますけれども、この接種券については、今、国のほうが示しているのが6か月経過後からが接種ができるということです。順次、その期間が迫ったときに発送していくようになっております。だから、期間がある人はまだ発送をしていないというような形になります。

あとは、5歳から11歳につきましては今週中に接種券を発送し、再来週から個別で各医療機関で、6医療機関が小児のワクチンを打てるということで手を挙げていただきましたので、13日の週からワクチンを接種する計画でございます。

○5番（片田洋志議員）

今、ワクチン接種の状況の把握をされたりということで、追加にしる、早期に登録がされるように、ワクチン記録接種システム（VRS）、これは曾於市のほうでは記録されているということでよろしいでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

VRSにつきましては、全自治体のほうで取り入れているということになっております。

○5番（片田洋志議員）

ありがとうございます。

先ほど、ワクチン接種について課題の部分をお伺いしましたけども、今後の接種について副反応を恐れて、報道で「接種控え」というようなことも、よく耳にしたりにすることがございます。

2回目の接種と比べて、ワクチンを当初の2回の開始時と今3回目の接種状況について、進捗状況は前回と比べて、今はどのような感じというふうにお考えですか。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

接種状況につきましては、1、2回目とはちょっと内容的にも違いますけれども、接種率で、県平均、国平均、市の平均と見ますと、2月の23日現在ですけれども、市の3回目接種率は21.2%になります。これは全人口で計算したところです。

あと、県といたしましては、県の平均が18.5%、国が16.5%ということで、市の接種率としては、今順調にいつているところだというふうには考えているところで

す。

○5番（片田洋志議員）

全国的には高い水準だなというふうに思いました。ワクチン2回接種についても、12歳以上の接種率がかなり曾於市も高いなと思っておりましたので、この数字はなかなか、情報提供やら、いろんな対策がされているからというふうには感じているところです。

しかし、12歳未満となると——私は12歳以上の子供を持っておりますけども、ワクチン接種に関しては、やっぱり親として、正直、接種にちょっと悩んだりするわけですね。結果、2回目は打ちました。それは子供が主張して接種することに至りましたけども。子を持つ親としては、ワクチン接種については、本当に安全なんだろうかというような気持ちになるところが実際のところです。私の子供は小学生の高学年になりますけども、これが、これから5歳から11歳までの12歳未満ですね、このワクチン接種に関して、正直言って小学校の低学年の方がワクチン接種をしないという、正直そういう決定権というのは、実は親にあるような感じがします。そこで、やはり親の、これは結局最終判断となるわけですけども、そういった御家庭にどういうふうにして市からの情報提供というか、接種のリスクについての啓蒙活動というようなことは何か考えてございますでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

小児ワクチンにつきましては、接種券と同封する中に、厚生労働省から出されています5歳から11歳のお子様と保護者の方へということで、新型コロナワクチン接種についてのお知らせというのを同封いたします。その中で、いろいろな副反応のこととか効果とか、そういうのが書いたのを2枚入れてありますので、それを見ていただいて、保護者の方、子供さんの方で判断をしていただくと。小児ワクチンにつきましては、接種義務ではありませんので、それぞれで御判断していただくことしかできないのかなというふうには思っているところです。

○5番（片田洋志議員）

厚労省からいろいろ、そういう接種とかのチラシが入っているところですけど、市として、その接種券を送付する段階で、全体的にもっと市民の方々が分かるような啓蒙活動をしていただければなというふうには思っております。

また、3回目についても、なかなか接種が進まなかったりというところもありますけども、今度は交互接種というところが出てくると思います、1回目、2回目と違って。その場合に、やっぱり安全性とか、その効果とか、ワクチン接種を3回するという、そういったことも、厚労省からも当然そういったものの話が、広告が一

緒に折り込んで市民の方々に接種券を配られると思うんですけども、接種券が来たとか、それで私は打つ打たないとか、全体がもうちょっと、それ以外で、例えば曾於市で使える広報活動とか、ラジオもあつたりとかいうこともあるでしょうけども、もうちょっと全体にワクチン接種が——今日のテレビでは薬が承認されたというところで、まだその先は、このオミクロンに関してはいろいろと状況は、また展開は変わってくるかもしれませんが、ワクチン接種というのは、やっぱり基本的には最終的にやっていかなくちゃいけないところだと思いますので、そういった啓蒙活動を、厚労省が出すチラシ以外に、もうちょっと市で検討していただくようなことはいかがですか。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

その広報活動につきましては、FMも使いながら広報もしているところです。また、市のホームページのほうにも掲載して、希望される方はこういう副反応等も記載しながら広報をしているところですが、あと、ワクチンの接種券と一緒に市からの案内の文書の中にも一応そういう形では入れてありますので、あとはそれを見ていただいて、なるべく希望される方は早めの接種をお願いしたいというふうなお願いしているところでございます。

○5番（片田洋志議員）

どうか皆さんが安心して3回目を受けれるように、希望者は、受ける気持ちになれるように、ぜひよろしくお願ひしたいところでございます。

質問変えますけども、新型コロナウイルスの感染者に対する支援策をご答弁いただきました。ワクチン接種をする、高齢者の方へのタクシーの利用料の補助とかPCR検査の費用の一部とか、これは昨年というか、今行っている事業の引き続きの事業かなというふうに考えております。

いろいろ、考えれば考えるほど支援もたくさんあると思いますが、ぜひこういった困っている方々への支援を継続していただいて、安心安全の暮らしを確保していただければなというふうに思っております。

そこで、小中学校での休校と学級閉鎖についてお伺いいたしますが、今、休校が3校、それから学級閉鎖が5校の14件、これは2月の24日現在ということで、この数字を見てかなり多いのと、今、曾於市もかなり感染が拡大しているという状況でございまして、そういうふうに感じられました。

現在は、あまり文科省は休校を求めないというようなことに基本的にはなっていると思いますけども、学級閉鎖や時差登校を求める通知文なのかなというふうには思っておりますけども。これは、学校・学級閉鎖をする場合の基準というか、それ

から時差登校をしている学校というのはここまでにあったのかお伺いします、教育長。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

学級閉鎖、学校閉鎖の基準ですけれども、曾於市の学校としましては、感染者が1人出た場合には基本的に学級閉鎖、若しくは学校閉鎖という措置を取っているところです。ただ、2日前までに当該児童生徒が休んでいたとか、そういった個別な案件がありますので、そういった場合にはその子だけ自宅待機というような措置を取っております。広がらないようにというふうな形で保健所、それから学校と連携しながら徹底したところでございます。

第6波におきましては、時差式登校をやっている学校は現在ございません。時差式をする状況というよりも、もう学級閉鎖、学校閉鎖するところで止まっているというふうに認識しているところでございます。

○5番（片田洋志議員）

休校はもうないということで、先週、ある記事をちょっと見まして——これは参考というか、こういう記事がありましたということなんですけれども——島根県の近隣の5つの市町村で新型コロナウイルス感染拡大に伴う、小中学校、高校が一斉休校したというところがあったりしました。そうしたら、休校前の約7割ほど感染者が減少したという記事をちょっと目にしたんですけれども。国の対策、法制度、いろいろ、今すごく基本対策方針、変わってくるのはすごく分かります。ただ、今の段階で——仮の話をしてなんなんですけれども——今かなり曾於市も10代、10歳未満でもかなり広がっていると思われますけれども、今の段階で市内全域の休校とか、若しくは休校が考えられるのかどうなのかを考えておく必要もあるんじゃないかと思えますけれども、考えられるときというのはどういう場合なのかお伺いします。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

基本的には、子供たちの学びをできるだけ止めない。もちろん子供たちの安全を守っていくというのが前提なんですけど、今議員のほうからありましたように、一斉休校という、本市の場合、現状としてはほとんどの子供が家庭内感染、いわゆる親からうつってきている状況があります。若しくは兄弟ですね。そうなった場合、曾於市だけの学校を休校しても、兄弟関係で例えばお兄ちゃんが高校に行って市外にいと、そういう状況もあって、父親もお母さんも市外で働いていると、そういう状況を考えると一斉休校するよりも、今の現状としては早期に学級閉鎖とか、場合によっては休校して、学校ごとに対応していくのが一番いい方法ではないかなと思

っております。

ただ、片田議員が言われるように曾於市内、特にうちの学校で、幸いなことに校内でのクラスターとかは発生していませんが、そういうものが頻繁に出てくるような状況であれば、そういう方法も検討していいのかなと思っております。

ただ、一斉に休むとなると、働いている、共働きの親御さんたちは、その間、子供をどうするのか。前回、全国一斉の休校のときは、結局、学校のほうで預かったと。結局、休校しても、学校でしか預かってもらえない家庭もあるということで、これもまた、いろいろそれは課題があるのかなと思っております。幸いなことにこの第6波、現状としてはそこまで、何とか今踏みとどまっている、休校をずっとしなきゃいけないという状況ではないということでございます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

これから、またいろいろ国も、それから医療体制やら、先ほどもお話ししましたように経口薬等で大分状況も変わってくるんだろうとは思われます。

私は、こういった場合に休校を考えられるかということなんですが、基本的には考えられないというところで、これはもう文科省がやられる基本的な対策方針というところで考えてよろしいということですかね。

学校、生徒児童たちに本当に感染拡大を強く呼びかけておられると思うんですけど、やっぱり今でも広がっております。こういったオミクロン株に関しましては、本当に正確な情報と、それから感染拡大防止の呼びかけ、そういうのは学校、生徒児童もそうですが、家庭にももうちょっと大事であるということを訴えかけていただきたいと思います。

では、次の質問をさせていただきますが、感染者の自宅療養者について、先ほど御答弁いただきましたけども、自宅待機に関しましては市町村別の公表はされていないというようなことを今お聞きしたところですけども。県全体では2,493人、2月の22日現在ですけども。

今、教育長からもお話がありましたが、今曾於市は10代、10歳未満とかいうようなところが多い中で、家庭内感染ということで、今多いですよという話を聞きました。こうなると、家庭で子供が1人かかると親御さんも濃厚接触者になるんですね、今の国の基準でいけば。今の国の基準でいけば濃厚接触者ということは、誰かがかかれば、その家庭はもう家から出れないというふうなことになるわけなんです。あとそれから独り暮らしの高齢者、それから当然一人暮らしの若い世代とかそうですけども、そうすると外出ができないと、これは国の規定でそうになっているわけですけども。そうするとなかなか、今は短い期間でありますけども、7日目までです

ね、待機期間が、8日目から解除というふうに今なっていると思うんですけども。そうなるとその期間、小さいお子さんを預かって見ている親御さんとか、その家庭が全員濃厚接触者となると、日用品とか食料品のほう、維持をするというか、それから買い出しに行けないというようなことも出てくるように、ちょっと私感じたものですから。

先ほど市長も支援策の中でいろいろと、こういったたくさん市民に、ほかの市民の方々へ支援をしていきたいという、本当に大変困った独り暮らしの家庭、それから家族が感染になって全く動けない家族、自宅療養者は公表されないと分からないということですから、ほかの自治体ではそういった方に物資の支援を行っているということも聞いたりしているんですが、そういう支援策というのは今後は考えられないところでしょうか。市長、どうですか。

○市長（五位塚剛）

コロナの感染者については、基本、保健所のほうで把握しておりまして、私たち行政のほうは誰と誰が感染者ということはタッチができない状況です。ただ、保健所のほうに相談して、仮に食料品の買い出しができないというふうになれば、ぜひ私たちの保健課のほうにも相談してもらえば、保健所ができない部分については、また何らかの考え方は対応したいというふうに思います。

○5番（片田洋志議員）

本当に手間はかかると思います。保健所もかなり、鹿児島県はなかなか今、人数も下がりきらないところで大変かと思うんですけども、独り暮らしの御高齢の方とか、お子さんのいる家庭というのは、今の国の規定からいえば本当に出れないわけです。どうか、ひとつ骨を折っていただいて、この期間には早い対応をしなければ、またいろいろと、どういう国の基本対策方針が出るか分かりませんが、できるのであれば、考えられる、保健所に言っていただけるということであれば、早い御検討をしていただいて、そういった方々への支援をぜひお願いしたいというふうに思います。

ですから、今の市長の答弁からいえば御検討いただけるということでしたので、前向きにということで御検討いただきたいというふうに思います。

いいんですか。

○議長（久長登良男）

よろしいですよ。

○5番（片田洋志議員）

それでは、次のSDGsの取組についてお伺いいたします。

（「保育所」と言う者あり）

○5番（片田洋志議員）

すみませんでした。失礼しました。

○議長（久長登良男）

1項目だけ、済ませましょうか。

○5番（片田洋志議員）

次に、児童福祉施設についてお伺いいたします。

（何ごとか言う者あり）

○5番（片田洋志議員）

ごめんなさい、保育所ですね。

失礼しました。

5番の保育所等利用の減額についてお伺いいたしました。今、曾於市の中で濃厚接触者の一部の子供に対して市町村から登園回避要請・同意を行った場合は基準があるということでございますが、ほかの自治体を言うのも何ですけれども、まん延防止重点措置が出た場合には、すぐ登園自粛をした方には減額の措置をするというようなところを取っている市町村もございます。これは感染拡大を、自主的に拡大を止めるというような意味合いもあると思います。

保護者の方は、先ほど、休園になったりとかクラスで学級閉鎖になったりとかいうようなことになると、保護者もお金を払っていますから、それから自分の仕事もありますから、てんびんにかかけたりとかいうことが非常に話が多く出ているところでございます。自分も濃厚接触者だったりとか、じゃないかとか、それなりにどうしようかとか、子供を連れて行けないんだろうかとかいうところで、今まん延防止措置なので休園措置を取っていなくても、市がそういう対応をしていただければ休ませようかなという意見も私は受けたことがございました。

これは何度も言いますけども、子育て世代への減額の支援ということも一つあります。その支援とともに、感染拡大防止の一つではないかと私は思っていますが、こういったことを検討していったらどうなのか、いかがでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

今議員が言いましたようにまん延防止になりまして、都城市が一斉に保育園を休むような話になったところでございます。これにつきましては、曾於市から都城市に子供たちを出している園がございまして、そういう園に通っている子供たちにつきましては、先ほど市長が申し上げましたように、出た日数、日割りで計算をしまして、減免をしているという状況でございまして、

保育料につきましては個人が市町村のほうに納めて、減免の場合は市が個人に返

すと。こども園の場合については個人が園のほうに納付いたしますので、減免の場合は園が個人に返すというような形を取っておりますが、個人に返納した分につきましては、市がそれぞれ園に負担をしている状況でございます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

これは登園する方々へ、利用されている保護者の方々へこういった通知文とか、そういった周知というのは今されていますでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

この通知につきましては、先ほどありましたように市町村からの要請、同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合ということがございます。これにつきましては市長のほうと相談をいたしまして、それぞれの園には通知をしているところでございます。

○5番（片田洋志議員）

施設にはそういう文書が来て、それを保護者というふうな形になっているかと思うんですけども、なかなかその把握をしていない、実態は把握をしていない保護者も——こちらから説明をすれば分かれる方も多いんですけども、もうちょっと周知の仕方というか、その施設側にも問題があるかもしれませんが、こういったことも何かまた分かりやすく、例えばFM等も使っていただいて、皆さんにご周知ができるようにしていただければというふうに思います。

まだ、よろしいですか。

○議長（久長登良男）

いいですか。

○5番（片田洋志議員）

はい。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため、片田議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後は、おおむね1時10分に再開いたします。

—————・—————
休憩 午後 零時09分
再開 午後 1時10分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。片田議員の一般質問を続行いたします。

○5 番（片田洋志議員）

次は、児童福祉施設についてお聞きします。

建物の年数が20年以上経過したもの、先ほどお聞かせいただきました。今後、令和4年度以降で、認定こども園、保育所等の施設整備をする予定がございますか。年度と件数で結構ですので、分かりましたらお伺いします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それではお答えしたいと思います。

今のところでは1か所、整備計画をしているところがあるところです。

○5 番（片田洋志議員）

今、こども園に移行している保育所等が市内で十二、三あると思います。保育所等から認定こども園ですね。この認定こども園というのは、今、現在移行されているところというのは、みなしこども園と言いまして、開設に必要な設置基準の広さとか、そういったものは、保育所のままでも認可が取れるというようなものがほとんどです。ですから、20年以上たっている建物というのは、今後、建て替えをしなければならぬというふうなところが出てくるかと思います。

そうしますと、こども園というのは、設置の認可基準というのは、学校設備を踏まえての広さになってきますので、保育所等を造るものとは全然違いまして、設備それから広さこういったものが、かなり厳格化されております。ですから、こども園を造る場合は、今あるこども園が、曾於市も十二、三あると思うんですが、これがもし今20年以上たっている施設が、建て替えをするとすると、今の建物よりもかなり大きく造らなくちゃいけません。これは人数が多い少ないじゃなくて、こども園の最低基準というのがありますから、いかに大きく造るかということになっておるわけです。

そういったところで、今、国が施設整備に関しまして、補助金を出しているわけですが、これが大体通常、国が2分の1、市町村が4分の1、そして、設置者が4分の1というふうなものがほとんどかと思います。

そこで私が思うには、この建物を建てるに当たって、設置者がこの建物を造るに当たって、負担が非常に大きくなっているんじゃないかと思います。今後は20年以上たっている建物というのが、たくさんございます。10棟ということでございますけども、こういったところが建物を建て替えるときに、非常にやっぱり予算が大きくなってくるんですね。建物の補助というのは基本的には建物しか使えません。例えば、建物を建て替えるときに、土地だったり外構費だったり、そういったものは全て補助はかかりません。

こども園というのは、園舎を建てるときには、仮園舎を造らなくちゃいけないで

すね、新しく。そういったものを取壊し、こういったものも一応、国から一部、助成が出るんですけども、持ち出しも基本的にあります。

ですから、こういうことを考えて、これから建物を建てるに当たっては、十分、今、市の予算の上限が2,500万円というふうに先ほど伺いましたが、これを4分の1という、国の求める水準にどうかできないものかというふうに考えております。

もう1つは、今、建築資材が2015年比に値しますと、2022年度鹿児島県の建築資材費というのは、今134%なんです。これを1年間で20%以上上がっているんですね。それにコロナの影響だったりとかいうところもあると思うんですけども、これがコロナの前に戻ったとしても、防疫の観点からいっても、材料は今の現状では輸入できない。そしてコロナの前に戻ったとしても、今度は材料が取れる、国とか世界でも物資の取合いなんですね。

そうすると、今、資材の下落は、もうあまり見込めないんじゃないかというふうに思っています。ましてや今何年か、今は消費税も10%という非常に設置者の方々にはこれから不安を抱えるようなことになると思います。

そうすると、子供たちの設備に、設置者側によっては、ちょっとやっぱり充実した設備ができなかったりとかいうようなことも、ちょっと危惧されるんですね。これから、今20年以上たったものが10棟ということですから、これから今、設置者の方々、少ない子供の安心安全を守るためには、やっぱり市のほうも、市町村もできれば国の水準に合った、その補助金、よくよく検討できないものかということでお伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

曾於市内においても、今までの保育園、幼稚園からこども園のほうに移行される方が増えてきております。そういう中で、私たち市も将来の子供たちのために、幼児教育をしていただいている観点から支援をしているわけですけど、なかなか財政的なものもありまして、今、急にこの支援の金額を増やすということは、考えておりませんが、何らかの形で、やはり、応援はすべきだというふうに思っております。

○5番（片田洋志議員）

認定こども園がですね、今、多くなっているということを十分、みなしの認定こども園ということを十分、御理解いただいて、今後、認定こども園、今なっている施設の設置者ですね、今後、建て替えを予定するときに、安心して子供たちの安心安全を担保しながら、設置者の健全な運営ができるように、ことをうまく御理解をいただいたということで、次の質問をさせていただきます。

次は、SDGsについてお伺いします。

曾於市のほうで、SDGsの推進をされているか伺いたいということで、今、SDGsについて、事業を展開しておりますということでございました。

私も昨年、関西大学の経済学部のプロジェクトゼミに、一応、参加させていただきましたけど、その中でも、やっぱり、曾於市というのは、すごくこれから地方創生に向けて、魅力のある地域であるということをおっしゃっていたような気がします。

地方再生に関しましては、国が今、自治体だけではやはり地方創生というのは、難しいので、企業を含めて、SDGsを使って、地方創生に向けて、やっていただきたいということでございますが、企画課長に伺いますが、未来都市について御存知でしょうか。御存知でしたら説明だけちょっとお願いいたします。

○企画課長（外山直英）

それでは、私の認識で十分かどうか分かりませんが、少し、御説明させていただきます。

SDGsの取組をやっている中で、やはりモデル的な都市というものを国は選定しております。2021年度までの4年間で、124都市を指定しておりまして、この未来都市として選定されたところが先駆的な取組を実施しております。

選定基準等は少し、私ども理解していないところがあるんですけれども、先導的な取組という部分を国が認定しているようでございます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

この選定都市と未来都市、いわゆる選定都市ということなんですけども、これを国が認証すると、今後、そのSDGsについて、有識者、それから各省庁からアドバイスやサポートをもらいながらフォローをもらえると、というような仕組みになってきます。これに対し、補助金も頂けるというようなことになっております。

これに合わせて、今の官民連携プラットフォームというのは御存じですかね、企画課長。官民連携プラットフォーム、御存じですか。じゃあ、ちょっと分かりましたら、御説明お願いいたします。

○企画課長（外山直英）

官民連携につきましても国が推奨しておりまして、自治体だけの力では、難しいということも事業によってはありますので、民間の力も加えながら、施策を打っていくというものでございます。

○5番（片田洋志議員）

今、選定都市とか、それから官民連携プラットフォームとございますが、鹿児島県で本選定都市に選ばれているのは、大崎町と鹿児島市と徳之島町、この3つでございます。

何がこのSDGsを推進するかというと、地方創生というのは、どういうふうにやっていくかということが大切だと思います。基本的にはこの取組をすると、先ほど言いましたが、各省庁それから有識者からのフォローアップをもらえるということで、これが企業が今、求めているのが、このSDGsに取り組んでいる自治体を探しながら、今、この企業もSDGsに取り組んでいるんです。こういう、今、選定都市と選ばれているところは、ほとんどの自治体が一部上場企業とか、九州でいえば、トップ企業、それから各省庁ですね、それから外郭団体、これらとほとんど、連携協定を結んでおります。

ということは、これは非常に曽於市を大きくアピールできる場、何に取り組んでいるかということが明確に分かると、大手企業でも小さな町にどんどん進出して来られるんですね。

ということは、これからの財政とかそして今、財政から住民サービスから、いろいろと先々不安なことがたくさん、今、何とかこれを乗り切って市長の力で頑張っているんですけれど、やはり、先々5年、10年後を見据えたときには、この取組というのは、いち早く取り組んで選定都市を目指すべきじゃないかと思うんですが、いかがですか、市長。

○市長（五位塚剛）

今、言われますように、この世界的に持続的可能な開発目標というのを決めて、いろんな独自の取組がされているようでございます。

私は、特に食べる食料がなくて、困っている人たちが、世界にいっぱいいらっしゃいますけど、そういう子供たちのためにも、せめて、飢餓をゼロになくすという、世界的な運動になりますけど、やはり、これを含めた形で、やはり私たちの曽於市もこういうものに参加するというのは、大事なことだというふうに認識しております。

○5番（片田洋志議員）

本当に前向きに考えていただきたいということです。この九州に限ってのそのSDGsについてですけども、持続可能な成長に向けた調査、経営の推進というものを、経産省の九州経済産業局が2019年3月に報告書を出しているんですが、これ、SDGsのビジネスと市場規模の試算が出ています。

これによると、2030年度までに食料と農業、都市、エネルギーと材料、健康と福祉この4つ経済システムの最高事業の試算が12兆ドルと言われています。これ、九州だけです。そうすると、12兆ドルですから、円に換算してもお分かりのとおり1,200兆円を超えるわけです。こういったところに、やっぱり、今、企業は目を向けて、SDGsに取り組んでいる市町村に、どんどん連携協定をして、進めている

ということであります。

先ほども言いましたが、官民連携プラットフォーム、これは、各自治体が会員になれば、大手企業それから各省庁、これと連携しながら、できない課題やらそういったものをマッチングして、どうやったら成功に向けられるかというような取組をやっております。ほかの市町村は、どうだこうだということは、あまり言うあれはないんですけども、やはり、注目されているところというのは、そういうところを率先して取り組んでいると思います。

このSDGsのちょっと、もう時間があまりないので、たくさん御説明できませんけども、来年は鹿児島国体があると思うんですよ。それから令和6年には、財部高校跡地のアジアが注目する南九州畜産獣医学拠点事業、こういったものが開設されるわけですけども、まさに、全国それからアジア、全国の企業から世界の企業が注目するわけです。

そういったことを考えるとSDGsの取組をこの機会にせめて、財部高校跡地の南九州畜産獣医学拠点事業が始まるときには、ぜひ、選定都市になるというのは、時間がかかるかもしれませんが、いかに曾於市が今、18、16の施策を今、取り上げておりますけども、この農業畜産に関連したもの、それから曾於市にある山林が7割ですから、そういったやっぱり、エネルギー問題から、それから環境問題に取り組んで、曾於市のアピールというか、これからそういったことで、初めて企業が参入してきて、何というんですかね、法人税収入、そういったものもある程度見込めてくるんじゃないかというふうにも考えておりますので、市長、またどうですか、今後SDGsの取組について、令和6年度の、南九州畜産拠点事業に合わせて、取り組んでつくるのは、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回の財部高校跡地の南九州地域の獣医学の拠点事業については、国の地方創生事業であります。国がこれを認めていただいたのは、やはり、官民一体となって、地域の活性化を進めるという上で、非常に、評価をさせていただいております。

そういう中で、今、言われるようにSDGs、この取組を今後、進めるというのは、非常に大事だと思っております。

隣の小さな大崎町が、取組をして、市外からいろんな企業から支援を頂いているようであります。私たちも、今回のことを考えて、ふるさと納税の企業版というのを昨年、申請をいたしまして、今、少しずつですけど、市外からの企業から、支援を頂いておりますので、今後このことも、曾於市に合ったもの、どういうふうにできるかということ、さらに研究していきたいというふうに思います。

○5番（片田洋志議員）

本当に、この地方創生に向けた、国がこういう施策をして、地方を創生してくださいというふうなうたった事業です。どんどん、先の先を見越して、本当に曾於市に明るい未来が訪れるというふうな市長の見解だと思いますので、次の質問に移らせていただきます。

通学のスクールバスについて、先ほど基準をお伺いしましたが、このスクールバスについては、先輩の議員の方々に、いろいろ議論もあったようで、難しい問題であるように思います。

そこで、今、今年度末、近年で結構なんですけども、このスクールバスについて、保護者から何か要望が出ているようなことがございますか、教育長。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

お答えいたします。

中学校のスクールバスについては、保護者からの要望あるいは、学校からの要望というのは、私のところでは聞いていないところでございます。

○5番（片田洋志議員）

要望が出ていないというところではありますが、私が今日話をする前にも先ほど話しましたように先輩議員方からもこういったことで、議論に一度のつたこともあるということですが、全くないというか、保護者の方が話をしないと分かりませんが、私のところに相談がありましたけど、末吉のある地区ですけども、中学生の親からですけども、娘が帰宅中にちょっと、不審者から声をかけられたと。怖くて、自転車だったですけども、急いで逃げたと、というようなことで、お金を出してでもいいから、バスに乗せてくれということが話がありました。こういうこと、まあ、この方は市営団地に住んでいる方だったんですけども、今、子供が少ない中で、スクールバスを出す、今、基準が7kmがめどになっているようなんですけども、なかなか昔みたいに、子供と一緒にたくさんいて、一緒に集団下校したりとか、友達と一緒に帰るという数が今、少ないんじゃないかというふうにも考えております。

そうなるとですね、スクールバスだけではなくて、例えばこれはなかなか、陸運局への手続、届けとかいろいろあると思うんですけども、例えば思いやりタクシーをですね、お金出しても乗ってもいいという方があれば、その通学路に、思いやりタクシーを朝の時間に、スクールバス、市の交通機関として、各中学校の付近まで、中学校の前までとは言いませんが、その中学校の町の中の付近ぐらいまでは、そういった取組をしながら、事件や事故があってからでは遅いので、なるべく、そういった何度も言いますが、陸運局の届けだったり、ダイヤ改正だったりとか、ルートの変更とか非常に難しい部分もあると思うんですが、やっぱり、1人の子供が事件や事故が起きてからでは遅いなと思いますので、そういったところも含めて、ス

クールバス、通学路に対して何か御検討いただけることは、どうでしょうか、市長。

○市長（五位塚剛）

スクールバスの問題につきましては、教育委員会をはじめいろいろ検討しています。また、柳迫の蓑原地区から小学校の子供たちの通学のことで、スクールバスという形での延長とかいろんな形ができないかという相談は受けております。曾於市全体の子供たちの通学を安全に進めていくというのは、大事なことでありますので、曾於市の交通対策協議会というのがありまして、そういう中で、また一つの議題として取り上げて、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

○5番（片田洋志議員）

事故が起こる前に、何とか検討していただいて、柳迫もそうですし、あと、暗い通学路ですね、例えば7kmとはいかなくても、今、言えば、柳迫のその蓑原の近辺もそうです。私の近くで言えば、深川小学校へこう抜ける、畑道、ずっと真っ暗の辺り、小学校の付近までも、この通学路とか、そりゃ、市内にはたくさんのまだ、ほかにもそういうところがあるかと思います。

ですから、例えばその小学校区を通りながらも、本当に今、先ほど言いました、思いやりタクシーを本当の、言わば、都会には普通の路線バスの代わりに使えるような、そういったことも考えていただけると、それは、お金を、スクールバスは対象外ですけども、お金を払って乗ってもいいですよとか、乗れますよ、市の交通機関ですよということで、乗るようなそういう仕組みもしながら、ぜひ、安心安全を守っていただきたいと思います。

曾於市の一人一人の子供たちを守っていただける御意見として、私は解釈いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時34分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3、迫杉雄議員の発言を許可します。

○18番（迫 杉雄議員）

私は、3月定例会の一般質問に2項目に6点の要旨で、市長並びに教育長に質問

いたします。

通告1の農業振興についてであります。曾於市においては、曾於北部の畑かん事業により農業生産の経営がなされており、農業生産実績額におきましては全国1,741市区町村中、第12位にランクされております。今後、いろいろな問題、課題の下、営農に際しながら生産実績額を上げるべきと思います。

まず、通告文の①であります。曾於北部畑かん事業の事業ベース・通水面積並びに水利用作物等の状況について伺います。

次に、②であります。令和9年度までの事業推進と水利用の作物生産の安定化がどのように見通せるか、市長の見解を伺います。

次に、③であります。曾於北部土地改良区一般会計に関して、市からの運営補助金もさることながら、平成30年2月からの太陽光発電所の連系工事がなされ、売電が開始されました。そして、繰入金で維持管理に対応されております。

今後水量を十分検討して、小水力発電事業を検討する必要があると思いますが、市長の見解を伺います。

次に、2の本市の教育振興について。

①令和2年度から令和11年度の曾於市教育振興基本計画に基づいて、コロナ禍が3年目となり、なかなかであります。少子化の地域での青少年の育成については、郷土に学ぶ・育むはどうであるか。社会環境情勢は目まぐるしく変化しておりますが、曾於市の実情を伺います。

次に、②であります。収束後もいろいろ見据えて、新たなる地域の郷土教育に対応すべきと思いますが、まず、コミュニティ協議会の促進との関係を伺います。

また、2回目以降に、教育の根源は、人間が世の中を生き延びるため、あらゆる場面に対応できる能力を身に備えることと思います。国は2023年度から第4期教育基本法を改正いたしますが、曾於市は参酌しながら、教育基本法第17条2項に基づく独自の計画は考えないのか、教育長の教育ビジョンについても若干所見を伺います。

次に、③であります。旧3町合併以前は、それぞれ特色ある宣言の看板が立てられておりましたが、市内を走り回ってもなかなか目に入りませんが、新たに標語を立てて市内の要所に立てたらと思いますが、教育振興宣言にかかわらず、ほかにも何本か立てて曾於市の発展にちなみ、市内外へのアピールをするべきと思います。市長並びに教育長に伺います。

以上で、壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1については私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の2については教育長に後から答弁させます。

1、農業振興についての①曾於北部畑かん事業の進捗及び水利用作物の状況についてお答えいたします。

令和3年度末の事業進捗につきましては、事業費ベースでは123億3,100万円、進捗率57%、配管済み面積は1,237ha、進捗率62%で通水済み面積は769ha、進捗率39%です。水利用面積は120haで利用率は6%です。水利用作物はカンショ、ゴボウ、ユズなどの普通畑作物のほか、ハウス、茶を中心とした水利用が行われております。

1の②、令和9年度年度までの事業推進と水利用作物生産の安定化についてお答えいたします。

令和9年度の全面通水に向けて、県営畑地帯総合整備事業により事業の推進を図っていきます。

水利用におきましては、令和10年度を目標年度に設定した曾於地域畑地かんがい営農ビジョンに基づき、水利用による異常気象に左右されない畑地かんがい施設の整備を進めながら、畑かん推進品目の生産量アップをはじめ、IoTを取り入れた農業生産技術や新たな水利用技術を普及し、農業経営の安定化を図ってまいります。

1の③小水力発電事業の検討についてお答えいたします。

谷川内ダムの再生可能エネルギー導入につきましては、維持管理費の軽減対策として、平成18年度及び25年度に九州農政局において検討がなされました。

このうち小水力発電事業の導入については、平成18年度に検討した結果、費用対効果が見込めないため導入が見送られましたが、平成24年度に固定買取制度による売電価格見直しがあり、平成25年度に再度、再生可能エネルギー導入の検討を行い、小水力発電と太陽光発電は同等の費用対効果が見込めましたが、国営事業工期が残り1年であったことにより、施設設置工事が短期間で可能な太陽光発電施設が設置され、曾於北部土地改良区に管理を移管し、平成30年1月より売電が開始されました。発電により得た収益は土地改良区の会計に繰り入れられ、維持管理費軽減に寄与しております。

今後の小水力発電につきましては、売電単価の推移や施設更新費用の検討など詳細な検討が必要と考えます。当面は、現在の太陽光発電施設で継続して売電できるよう、曾於北部土地改良区との連携に努めてまいります。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、2の教育振興についての①コロナ禍も3年目となり、曾於市教育振興

計画に基づいての教育、地域での青少年育成状況について、ふるさとに学ぶ・育む教育はどうであるかについてお答えいたします。

コロナ禍のため、本市においても青少年を対象とした育成事業のほとんどが中止又は延期となりました。ふるさとに学ぶ・育む教育については、残念ながら十分な成果を得られていないと考えております。

2の②収束を見通した新たな地域での青少年の健全育成とコミュニティ協議会との連携を考えるべきではないかについてお答えいたします。

急速に進む少子化の中で、子供がいない自治会も増えております。このような中で、地域の全ての方が参加するコミュニティ協議会との連携は、青少年育成の活性化のためにも不可欠と考えます。

2の③本市独自の教育振興等に関する宣言看板を設置するべきではないかについてお答えします。

今後は、曾於市独自の教育振興を明確にしながら、青少年の育成をどのような方法で市民に周知していけるかを検討してまいります。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

まず、農業振興の①ですが、現状の曾於北部畑かん事業の内容は答弁がありましたが、まず、畑かん事業の目的は農業所得の向上、地域の経済の活性化に寄与するということと言うまでもありませんが、当然、その年の農業・畜産生産額実績が農業振興のバロメーターと言っても過言ではないと思っております。

そのような中から、今年度の本市の農業生産額は489億1,000万円ということですが、昨年に続いて18億9,200万円ほどアップです。中には、サツマイモ基腐病が2億5,000万円相当減っておりますが、このあたりから見通して、今年の489億1,000万円という実績、これについて市長はどのように捉えておるのか、まず伺いたいと思います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の農業生産額が489億円ということで、全国の中でも、また鹿児島県の中でもトップの地域にあります。都城市を含め鹿屋、志布志、この地域が非常に農業生産額が増えてきておりまして、私は非常に大事な地域だというふうに思っております。

今後は、畑地かんがいの水を使った作物の選定を行って、売り先を確保しながら所得の向上ができるような、そういう一貫性を持った取組をしないとこれはうまくいきませんので、引き続き、このことについて議論して、農家の方々、またJAさんとも一緒になって取組を強化したいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

市長の見解、認識と、現状ですので、当然そうでなくてはならないというふうにと思いますが、やはり曾於市は基幹産業が農業ということ等で考えますと、今日までの先輩方の振興については今日まできちよるんですが、今後、曾於市の農業生産並びに農業ビジョンをどう展開するかというと、やはり、通告いたしておりました東部にしろ北部にしろ、水利用が一番肝腎要じゃないかと思いますが。自然と農家の皆さん方が努力された結果が489億1,000万円という額まで来ました。ここを考えれば、これからがまた正念場だというふうに捉えるべきだと思います。これまでの努力は、やはり伸ばすこと、今、市長が答弁されたように県下でもという生産額になっていると私は思います。市長もそう捉えられたんだと思います。

その中で、一言、前々年度の全国市町村ランキングでいえば12位なんですね。そうすると、やはりもう早い時期に、ランキングが発表になるまでに1桁台に飛び込むという、これは一つの農業ビジョンじゃないかと思いますが、午前中も農業生産について得々、同僚議員が質問、意見をされましたが、今後の対応若しくは今後の基幹産業、曾於市の農業が引っ張るとなると何か目標がなければいけないということで、今言う全国ランキングをせめて8位や9位や7位まで上げようという考えはあるのか、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

そのことについて、担当課を含めて、JAさんを含めて、日本の生産額のトップテンを目指すということを議論したことはないんですけど、当然そういう方向もあってもいいんじゃないかなというふうには思います。

○18番（迫 杉雄議員）

ぜひ、やっぱり世の中を発展、振興させるには目標がなければいけないし、俗に言う、言葉は的確でないかもしれませんが、旗振る旗がなければいけないというふうに考えます。市民若しくは関係者一丸となって方向を目指すためには、やっぱり旗振りやら旗が必要だと思います。

まず、所管課のほうに聞いたほうがいいかもしれないけど、この全国の市町村のランキングは今後どうなるか、課長がつかんでいるのであれば、さっき、市長が県下でも金額的には489億円というのは、恐らく上ですね。上には鹿屋がおるけど、鹿屋は、どこまで今年度伸ばしているか、そこは私には分かりませんが、つかんでいるのであれば、目標として農家の関係者にアピールするべきだと思いますが、今後、いつのとき、このランキングが取り組まれるか、答えられたら答弁を求めたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

このランキングが出されるのが、ちょっと私も時期は分かっておりませんけれども、先ほどおっしゃられた部分につきましては曾於市が全国で12位ということで、ちょっと捉え方が違うんですけど438.3億円となっております。10位になりますと447億円という形で、約9億円ぐらい差があると考えております。その10位が熊本市でございまして、部門的に野菜、果実となっております。曾於市の場合につきまして、やはり肉用牛、豚ということが中心になってきていると。ですので、先を見据えますと、やはりこの畜産部門の伸びというのが、上位に食い込んでいく鍵を握っているのかなという気はいたしておるところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

早い時期に全国のランキングが発表になるかというところですが、いつの時期なのか、的確に注目しておいてもらいたいと思います。

今、課長が答弁された耕種部門のことですが、本市は大体畜産が85%以上でしょう。それに対して耕種部門が前年度よりも減っているわけです。ここが、どうしたら耕種部門は上げられるのか。私は一般質問に立つたんに、やっぱりバロメーターになる実績額を上げること、これが農家の元気を出すことだと考えております。ですから、耕種部門で昨年度は2億1,000万円減になっていますね。当然、サツマイモの基腐病の分だろうと思いますが、ここが耕種部門を上げるためにどうするかと。畜産部門を上げるのは、もう完全に曾於市の取組は上り調子ですので、このまま順調に、また世界経済も変わることですので、いいんじゃないかと思いますが、耕種部門をどうして上げれるかということを見解を聞きたいところですが、それに対してはそれなりのいろいろ角度があります。端的に言えば、せっかく水利用ができる東部、北部を完全に生かしきることが一つの入り口でないかと思いますが、市長、どう思いますか。

○市長（五位塚剛）

私たちの地域では大隅町の南校区というところが水が来ない地域でありました。やはり、若い人たちが農業をするためにどうしても地域に水を引いてほしいという要望がありまして、南校区に独自のボーリングによっての畑かんが始まりました。あの地域の方々が曾於市の畑作の耕種部門の農業を支えているというふうに思っております。

ただ、そういう地域であっても、今、白菜が3年連続して安値でございます。要するに農業というのは、その年の相場といいますか、需要と供給のバランスによって全く価格が違ってきます。安くても高くても、契約栽培でされている方はそれなりにあるかもしれませんが、そういう意味では非常に農業というのは難しい部分

がありますけど、しかし、私たちの地域で、東部畑かん、北部畑かん、南工区の畑かん事業を推進してきた理由は、やはり水を使った農業をするという前提にありますので、このことについて、やはり目標を高く持って、ちゃんと農家が安定して収入ができる経営の体制づくりを、引き続き努力していきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今、市長は3つの畑かん、若しくは大隅南の畑かんということで、白菜がよくなかったということですが、この実績額を見れば、白菜は今相当高めに生産額は上がっているわけですね。そのほかに水利用をてきめんだというのであれば、やっぱりお茶だと思いますが、お茶は下がっていますよね。そういうことやら、反対に、ゴボウも先ほどもっと悪いとされましたが、ゴボウは上がっておりますし、1,000万円単位でもショウガも上がっています。ただ、ユズは裏表があるということで下がっていますが、ここらあたりを的確に捉えて、農家をそれぞれ励ますことだと思います。

その水利用について、その年々、気候変動があるということは理解できますが、基本的には水利用がもとで農業振興、生産額アップを狙うという考えに基づいたらどうですか。もう一回、答弁をしてみてください。

○市長（五位塚剛）

曾於市はユズの産地でありまして、旧末吉町だけを中心としたユズの栽培をしておりましたが、希望のある方については、大隅、財部地区の方にもユズを今植えてもらって、今後、拡大を図りたいというふうに思います。そのためのユズの加工センターを造りながら、生産量をアップしていきたいというふうに思います。ユズも、今、水を使った散水をしているようでございます。そのように少しずつ水を使った確実な農業をしていきたいと思います。

ゴボウについてもこの間相当増えてきておりますけど、ゴボウについては連作障害がどうしても出てきますので、ゴボウの方々も土地の確保やら、また価格の保障の問題も含めて、先を見た上での取組をしないと、過剰になってくるとまた大変になりますので、そういう意味を含めて、今後いろんな形での経営について、行政と農協やらが一体となって推進を進めていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

やはり、振興のためには議論をして取り組んでいくと、本市の基幹産業であるわけですので精いっぱい取り組んでいく、そこが基本的にあって、一頃——あまりいい言葉ではないような気もするんですが——農家がもうかれればまちが潤うと。この言葉は私は理解しているんですけど、今の時代となれば、農家だけが潤うというような考えにはなりたくないんですが、けど、農家の人はそれぞれ業種が違うから、

それなりに一生懸命やっているということだけは、今後の議論に立てておかなければいけないと思います。

そういう意味からいって、今後、取り組むための——ユズは今答弁されたとおりでありますが、ゴボウ若しくはショウガはまだ件数が少ないわけですが、やる気のあるところはどんどんさせて、連作障害というのは何の作物に対しても大変なわけです。それはゴボウでも連作障害という——ショウガはてきめん連作ができませんが、ゴボウはそれなりの対応で続けておられる。市内のゴボウを植えられるところを見れば、去年のところに植えているなというのを見まして、岩北の、あそこの上のほうなんかは毎年同じところに植えているようですね。飯塚原ですかね。そういうところをずっと見渡せば、あとは農家の自助努力と、これもまたいい言葉じゃないかもしらんけど、真剣になれば自助努力というのは効果があると思うんです。

今後、その実績額の品目を見て、伸ばせる品目を、市長は何か考えがあるのか、ユズは別ですよ、ユズは精いっぱい取り組んで、来年以降は、なお生産額も生産収量も上がるじゃろうというような気がして、それなり農家も楽をしたいと思いますので、ユズ以外に何か、どうだろうかというような考えがあれば、答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私たちもいろいろと考えるんですけど、どこの自治体も、全国どこの農業も全く考えは一緒だというふうに思います。

ただ、北海道の農業と曾於地域の農業というのは何が違うかということと気候が違いますから、北海道でできないものが、この曾於市でもできるわけであります。そういう意味での、土地の利用を生かしたものを作るというのは大事だと思っております。

それと、私たちの地域では軟弱野菜を作っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるんですけど、単価的にはなかなか上がらないことが多いところがございます。それで、やはり単価を上げるには果樹というのも一つの大きな考え方でもあるんじゃないかなと思っております。

今後、どういうものがいいかというのは、やはり専門の課長が詳しいですので、担当課長に考え方を述べさせたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、ゴボウにつきましてはということでございましたが、ゴボウにつきましても、短ゴボウが多いんですけれども、志布志の野菜事業所のほうが周年出荷体制で取扱いを始めるというような議論も今進んでおりまして、ゴボウの面積については、ま

だ伸ばしてもいいですよというような形で、JAを含めて、今、協議がされているところでございます。

あとの作物につきましては、昨年より伸びているのが里芋が若干伸びております。それからショウガ、そして軟弱野菜等が伸びているわけですが、やはりサツマイモ基腐病の影響が大きく、この額に影響しておりますので、今、サツマイモの農家のほうでも、ほかの作物との輪作体系というのも、今、畑かんセンターの実証の中にも入れております。

そういった部分でゴボウであったり、あと一部、加工用のカボチャというのも取組を始めております。そういった部分も実証していきながら、カンショと輪作体系の中で取り組めるような作物の導入というのが今から必要なのかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今からという言葉やらですね、私は②として質問をしているんですが、午前中の徳峰議員の質問にも出てきましたが、市長の所信表明にも、園芸部門の振興に対しても具体的な目標が見えないと言われたんですが、今さっきのことです。

そういうことから、やはり営農部門が弱いという意味です。それを営農ビジョンなりかれなりで示すべきだと。ただ羅列するように文言だけでは、実践と計画とは乖離するんじゃないかと思いますが、課長が園芸部門若しくは耕種部門ということで、今後、曾於市の在り方はどうあるかということが一番前提に立って考えていることを、再度求めたいと思います。先ほどの同僚議員のおさらいをするわけじゃありませんが、一番肝心なことだと思いますので答弁を求めます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

やはり耕種部門が伸びるためには、基幹としては、このサツマイモというのは防災営農作物ですので、守っていかなければならないと考えております。そのほか、畑かん営農ビジョンの中に曾於市の野菜としましては、大根、白菜、キャベツ、ゴボウ、カボチャ、里芋、ショウガという部分がございます。あと、花き類では菊、それからソリダゴというのも一応入っております。工芸作物ではお茶、サツマイモ、果樹でユズという形で、畑かんのいわゆる営農ビジョンの中にはこういった形でうたわれているところです。

こうした中で、この品目ごとに、より効率的に連作、輪作、そういったもののモデル体系、そういったものをつくっていかなければならないというふうに思っております。そうしたことで年1作から1.5作、2作型、そういった水利用をした中で

の作物体系をつくっていくこと。それと、あと、どうしても1つの品目になりますと労力がそこにかかってきますので、労力配分ができるように、そういったモデル類型をつくりながら作っていくという形が必要であろうというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

営農ビジョン、私がここに立って質問をするのは、今回は水利用を考えての営農ビジョンということですので、露地もですが、できるだけ水利用がアップしていくように、地域的にいえば南之郷方面はそれなりの年数もたっていますが、やっぱり財部方面が茶というのが目に留まるけど、それから先があまり見えません。先ほども言いましたが、2年度よりも3年度の実績額は数字は上がってないよということです。そこらあたりが、ぜひ推進していくというふうに進まなければ、一生懸命やっていますがって言って答えが出なければ、数字が出なければ何だったのかと、一言です、努力が足らんからだと。

そういうふうに議論が進みますので、今後、水利用についても精一杯やってもらって、せっかくの数百億円をかける施設が曾於市のものだということで、先々の未来に向けた農業振興につながるんだという明るい見通しを立ててもらいたいと思います。

いろんな機会あるたびに議論をさせてもらいたいと思います。

○議長（久長登良男）

ここで、迫議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時19分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

それでは、③の太陽光発電について答弁が出ておりましたが、まず、売電額から、繰入金ということで、数字が違うかもしれませんが、平成30年の最初の年は1,472万7,000円、そして令和元年度から2年度に向けては1,185万円、そして令和2年度から3年度に向けては367万5,000円と、金額を問うわけじゃないんですが、太陽光ですので。それが一般財源化され土地改良区のほうに入れば、それなり、市の負担額も少し軽減ができるという根拠にはならないもんかですね。丸々、市が毎年出しても1,800万円相当の助成額には響かないのか、そこら辺りを、まず聞き出してお

きたいと思います。

○耕地課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

今、御質問があったとおり、平成30年、令和元年につきましては1,000万円を超える繰入金ということに、一般会計の繰入金ということになっておりましたが、令和2年度から制度が改正されまして、更新のための積立金を特別会計に残さなければならぬということになりまして、それが443万5,000円であります。その部分が特別会計のほうに行きますので、令和2年度から一般会計への繰入れが少なくなったということであります。

あと、その補助金につきましては、土地改良区と年度終わりに次年度の事業費の見直し等を行いまして、その中で次年度の助成額、補助金額というのを決めているところであります。

○18番（迫 杉雄議員）

ちなみに令和3年度の曾於市の運営補助金は1,820万円ですよ。今年度も当初予算に出ておりますが、そういうふうに、令和2年度は1,540万円、だから上がっていくんじゃないかという臆測です。それを言うわけじゃないんですが、そうすると、どうしても管理費的に捻出していかんやいかんし、積立的にも360万円、350万円台になるとなれば、今度は一般財源のほうから出すのも打ち合わせにいかんというふうに私は理解するんですが、それでいいですか。

そういうことになって、市長の1回目の答弁で太陽光をやっているということで、今後、太陽光について、どうやって、この売電額が——、その年の環境もあるやろうけど——、持っていくか。できれば、通告いたしておりますように小水力発電所の方向を考えてみたらどうかということです。2つともやってもいいんじゃないかと、あとは事業の申請次第だという考えですが、市長のお考えで今のところは検討されていないかもしれんけど、今後の、内容的に考えるべきじゃないかという質問です。答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

メガソーラー太陽熱の場合は天候に左右されますので、そういう意味では水力発電のほうが24時間、安定的な電気の発電ができるというふうに思っております。私たちも当初、太陽光発電でなくて水力発電のほうがいいのではないかと国をのほうにも申し上げましたが、1回目の答弁のとおりであります。

今後についても、今の北部畑かんの中では、とてもできません。当然そうするとすれば、市が新たな財源の持ち出しになりますけど、それだけの費用対効果が今からあるかというのも、非常にまた問題がありますので、今の段階で水力発電を取り

付けて、それだけのことがあるかということも含めて、再度、それについては検討はさせていただきます。

○18番（迫 杉雄議員）

今、考えがないということで、できますなら検討をして私が言うたのは、市長は以前、九州地区の副会長だったですか、畑かん事業の役員をされていたから、九州地区内のことは十分分かるんじゃないかと思いますが、私が勘にあるのは、九州内でどれほどの畑かんがあるかという、三十二、三ぐらいなのかなと思っていますが、その中で、俗に言う太陽光をやっているというところは理解、調べているか、分かっておりますか。

この南九州の近辺は、ほとんど小水力です。見にも行きましたが、小水力でやって太陽光は見当たりません。ただ、本市の報告については、先ほど市長が答弁されたように、農水省に相談しても売電やいろいろな取引があって、仕方ないという言葉でいかんけど、太陽光にしたという経緯があるんじゃないですか。そのとき小水力も所望すれば、できたのか。市長は、そのときには市長でなかったんであれば答弁しにくいと思うんですが、そのいきさつぐらいは、肝腎な立場を持っていらっしやいますので、見解を聞きたいと思います。

○市長（五位塚剛）

谷川内ダムの太陽光発電のときは、当時は池田市長のときでありました。私が市長になって、あとの九電との取決めを含めて、打合せになったというふうになっております。

ただ、もうその時点では、私が市長になったときに、なぜ水力発電をできなかったのかということでもいろいろお願いしたけど、現実にはできない状況になっておりました。しかし、太陽光だけは認めてもらったという経緯があるところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

今、答弁のとおりだろうと思います。

完全な、九州内で太陽光をやっている施設は、どこか勘にありますか。この近辺でいえば、ほとんど小水力を、その後、平成26年度以降に設置しているようです。ちょっと広げて九州中部・北部に行けばどうなのか分かりませんが、恐らく太陽光と小水力を並行しているところはないのじゃないかな、反対に太陽光だけでやっていますよとかいうところもないようですしね。

言いたいことは、やっぱり水という宝を、せっかく貯水している水をどげんかせないかと、もったいないと。それは水量が少ないんですよと言えばそこまでです。しかし、やっぱり利用するための施設だというふうに捉えれば、今後の努力が必要だと思うんですが、毎回検討するなり、見解を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

財部にあります谷川内ダムは、あそこが源流ですので、あの地域に集まった水があそこへたまって大隅町まで水を流していくわけでございまして、水がかなり豊富で、常時、水を流しておいて水力発電をするということができれば、当然それも考えるというふうに思います。ただ、先ほど言いましたように、いろいろ計算した結果、採算が合わないという状況になったというふうに経過を聞いております。

現段階において、九州管内の畑かんのところでメガソーラーとか併用しているところがあるのか、水力発電があるのか、まだ私には分かりませんが、今の段階で水力発電が、今のあのところに設置が可能か、また、どれぐらいの費用がかかるか、市の負担がどれだけかかるかということは、当然、試算はできると思いますので、そのことを協議をさせていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

事業に対しては、当然、農林水産省、国土交通省、環境省とか、各省にそれぞれの事業を持っているわけですので、それで一番ベターなパターンを検討することはできると思うんです。あとは市長が検討してみて、俗に言う九州管区内を見渡すつもりでやってもらって、そうすることによって、この農業振興を前押しできるというふうに、やっぱりトップですので引っ張っていってもらいたいと思います。

答弁はそれでよろしいですか。検討するということで、早い時期に、市長が今期中で結論は出すと。というのは、こういうのは申請するとこまでいっても、時間がかかると思うんです。日数、年数が。それはもう当然なわけですね。だから、早い時期から取り組んで、その申請をやっていかなければ、何年も、忘れとりやせんかというようなふうに見とります。それが一つですね。

あと1点、太陽光に頼つとるとしますよ、現在、施設において太陽光にもいろいろ問題が、もうそろそろ出ていますよ。やっぱり太陽光の曲がり角というところで——名前は言わんでいいですが——、やはり太陽光の欠点、それも出ているわけです。ですから、今から10年先を見たとき、そのままでいいのかという、その前に小水力を申請して準備しておけば、併合するときもあるやろうけど、いつの時期か、太陽光はもう要らんがという日も来るんじゃないかなという考えになりますが。

特に太陽光は、もう世間の一般の太陽光でも20年が耐用年数だということは、みんな薄々知っています。そこら辺りも考えて進めてもらいたいんですが、最後にとまって答弁してください。

○市長（五位塚剛）

太陽光を設置することによって収益の売電をして、少しでも北部畑かんの運営の

事業費に充てるというのが基本的な目的であります。現在でも水を使った農家がまだまだ少ない状況であります。

今、財部のほうは、お茶農家の方々が防霜ファンから区の畑かんの水のほうに防霜を切り替えておりますので、その分、増えておりますけど、一般的には畜産農家が非常に多い中で、牧草を植えている人たちは水をなかなか使えない現状があります。そういう意味で、最終的にこの事業が完成した後に、全体の運営費に、非常に私たちも心配しております。

収入が足りない分は、当然それが市の新たな負担になってくる可能性がありますので、そのことの少しでも支えになればいいということで、今、太陽光発電しておりますけど、今言われましたように、いつまでもこの太陽光が存在するわけではありませんので、言われましたように検討させていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

それでは、2の教育振興についての①ですが、曾於市の教育振興基本計画ということで、俗に言う——私だけが不勉強なのか分かりませんが——なかなかこの教育振興計画なるものが実感してつかめられない、若しくは目に入らない、耳に入らないと、私の言葉が過ぎるかもしれませんが、そういうような気がいたします。

取りあえず、分かりやすいところから①に書いたんですが、青少年の健全育成について、「郷土に学び・育む」と、これは県のほうから下りてきた言葉ですね。そこをつかんでいくためには、教育長は、先ほどもコロナ禍ですからということで答弁されておりますが、取りあえず、コロナはちょっとおいて、質問をするということで答弁を求めたいと思います。

学校、家庭、そして地域は三位一体という言葉はずっと捉えてきたんですが、今日におけば地域はもう大人の活動で、もう青少年とか郷土教育というところから外れているという感が大きく左右しているんじゃないかと思いますが、私だけの目や耳じゃなくて、教育長はどのように捉えているか、まず伺いたいと思います。

こういう行政については、やっぱり教育行政については、行政側が一肌も二肌も脱いで市民の前に立つことこそ、沈みかけた地域社会を少しでも明かりを見いだすんじゃないかと思いますが、取りあえず教育長の見解、求めます。

○教育長（中村涼一）

私は物事を悲観的に考えるところがあるものですから、ある程度割り引いて考えていただきたいなと思うんですが。

コロナの問題は取りあえずおいて、私も先ほどの答弁で2番目のほうでしたか、少子化によって地域に子供がいないと、小中学生がもういない自治会が半分ぐらいございます。そうなってくると何が起きているのかというと、大人と子供の交流が

なくなる。これまで、我が子じゃなくても、よそちの子でも地域の子として捉えていただいた子供たちへ対する地域の大人の目が、だんだん子供がいないことによって、少しずつそういう目がなくなっていくんじゃないかなと、非常にそれを心配しております。それに、今回追い打ちをかけるようにコロナで地域行事とかいろんな行事がなくなって、さらに大人と子供が関わる場がなくなっている。

青少年育成というのは、基本的には子供の自立というのが目標でございます。その自立を支えるのは、本来、大人でなければならないんですが、それが今、学校、家庭という、割と限られた場所になってきているんじゃないかなと思っております。もちろん、それぞれ学校、家庭も役割はありますが、私はやっぱり地域というのが、非常に本来の教育力を発揮する場だと思っております。

そういった意味で大人との交流の場がなくなったということが、これからどういう影響が出てくるのかなと、ちょっと心配しております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

心配そのものを議論しているところです。特に大規模学区はそれなりにだけでも、ほとんどの学区が児童数が少ないということで、一言で言いますと地域に子供たちの声は聞こえないし、登下校を見かけるのは町周辺かなというぐらいの感覚。これが、10年、20年遡った場合は、まだ生きていたんですよ。急激な少子高齢化ということですので、それはそれなりの対応をしていかないかんということで、いろいろ危惧するところは、一言に言いますと公民館活動が大人の活動だという雰囲気、風潮は見てとれるはずですよ。

そこで、またいろいろ考えなきゃいけないわけですよ。一頃は、地域の行事は子供の行事がたくさんあったはずなんです。子供が動けば、保護者やいろんな者が引きずられて来るんですが、もうそこまでもないということで。

あと1点、私の手元の資料が間違いでなければ、481の自治会数の中に、もう220から小中学生がいないというこのデータは、当たらなくても、それに近い数字だと思います。小学生がいないのが189、そこそこ、180ばかりは、もう小中学生がいない自治会活動だと、その上にある公民館活動はやっぱり少ないわけですよ。そこら辺りを的確につかんでおられるのか。地域活動をちゃんと社会教育課あたりが見抜いているというのかですね。一頃は、先ほどから言うところですが、必ず担当職員等が地域で見ておったけども、最近、そこまでもない地域だということを一番心配しています。

そこで、今後の問題として捉えるには、もう的確に言います、公民館活動とコミュニティ協議会活動との中身をどうするかということについて、教育長本人の見解

を求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

曾於市の青少年育成活動は、私も課長時代から見ていたんですが、青少年指導員の皆さん、それから地域の一部の、本当に一生懸命取り組んでくださっている皆さんの献身的な支えによって、何とかできてきた部分があるんじゃないかなと思っております。

先ほど、迫議員からは、地域から子供たちの姿がなかなか見れないと。最近では、それを補完するような形で子ども食堂とか、そういう場で地域の大人と高齢者、子供たちの交流の場が図れているというのは、私も聞いております。

ところが一方では、全くそういうふうに、なかなか大人と子供たちが触れ合う場がないということで、コミュニティ協議会、自治会に入っている入っていない、またコミュニティ協議会には様々な団体があります。そういう中で青少年育成を担う、そういう部会みたいなのがあって、その中でPTA、学校、それから子ども会、育成会とか、そういうのが一体となって活動ができればいいのかなと。今の公民館が駄目だということではないんですが、いろんな団体が連携して取り組むということからいうと、少し、私はコミュニティ協議会のほうがいいのかなと思っております。

社会教育課も守備範囲が広くて、子供が少なくなる中で、いろんな地域行事に参加できないところもあるかもしれませんが、我々としてはできるだけ、コミュニティ協議会が本格的にスタートしていけば、そういう方面に関わって少しでも青少年育成活動が効果あるものになるように取り組んでいけたらなと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

教育長の思いがそのままの現状だというふうに受け取りますが、また本年の4月からコミ協と公民館とがだんだん離れていくわけですね。今、総務課がコミ協の準備をしておりますし、10月からは総務課から企画課に移ると。こうなると、教育委員会、社会教育課等は、どこにスタンスを持って、どれだけの立場で立つのか、それが分からないわけですね。企画課と完全にパイプがつながって社会教育課があるんだと言い切れば、それにこしたことはないし、今までの沈みかけている地域の活力の回復につながればいいんですけど、どうも市民、地域も高齢化です。おまけに若い人はいません。なかなか、そういうのを理解するというのが、ちょっと安心できんですね。もう地域でコミ協の活動が計画となれば、もうそのまま、先ほど言いましたように大人の活動になるやもというふうに思います。大人の活動というたら、ちっと語弊がありますが、とにかく子供がいないわけですので、なかなかです。そうなると、やっぱり地域に行政のほうが下りてくる方法を考えてもらわにゃいか

んし、今までのずっとやってきた延長線ですので、どっかでこの気概を変えにやいかんというふうに思うんです。

今までのパターンでやってきたのは、教育委員会、社会教育課というふうなところですが、今度は確実に言葉が企画課に変わるんだというようになると、いよいよ分からなくなるんじゃないか、それを的確に企画課長あたりが説明をしてくれれば、そうか、なるほどというふうに受けていくんですが、教育長が見解を答えますか。

○社会教育課長（内山和浩）

今、迫議員からありましたとおり、私どもとしましても少し心配な点があるところですけれども、公民館、自治会、総務課が持っています自治会を含め、公民館の関係が企画のほうに一緒に行って、地域コミュニティという形で青少年の育成も取り組んでいただけるというふうに思っているところです。

そういった関係に、子供が少ない少ないということですが、少し調査等をしておりますので、そこをちょっとお示ししたいと思います。

自治会のほうと、あと公民館を含めまして、495の団体にアンケート調査をいたしました。その関係で回収率は約81%で376の団体から回答を頂いたところです。

単独の子ども会が今現在57で、ちょっと連合的な団体というところが10か所ほどで、67の団体があるようです。こういった方々がいろいろな、人数的には少ないんですが、社会教育におきましてはいろいろな事業に入れていただいておりますので、今後も、そういう少ない人数ではあるかもしれませんが、皆さんが集まっていたいただけるような事業を取り組んでいきたいというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

今後は、それがベースになって取り組むという意味ですかね。そうすると、やはりコミ協との連携は続けにやいかんし、ただ、ちょっと、今課長が答弁された社会教育施設等も全部、企画が窓口になるという意味でしたか。

○社会教育課長（内山和浩）

今回、公民館関係の中央公民館の条例と、それから地域公民館の条例を制定をお願いをしているところでございます。その中で、24の公民館につきましては、その施設を拠点に活動をしていただいて、コミュニティ協議会もやっていただきたいというふうに考えております。

あと、中央公民館と名前のつくのは旧末吉・財部・大隅に大きな公民館が1つありますので、こちらについては社会教育のほうで管理をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

はい、分かりました。

そうすると完全な曾於市の教育振興基本計画に戻るんですが、法令が、このまま令和2年から令和11年までの——前期は6年ということですが、——前期6年と、また後期にはそれなりに社会情勢が変わると思います。それに対しては、どのような見解なのか。

一方で、やはり社会が目まぐるしくあれば、地域はなおさら動きがあるんだということを考えれば、今までの10年単位の基本計画がそのまま動くのか。私の手元にあるのが、令和2年から11年の基本計画ですね、もらった分が。その中身を見れば、どうしても地域行事、地域活動の項目が1個か2個しかなくて、あとは全部、教育委員会サイドの、社会教育課サイドのイベント活動になっているわけですね。ここら辺りもどうなるかということを確認をしたいんだけど。

言いたいことは、その20項目の中に地域が率先してやるのは、1個だと思います。タイトルが「そお元気だそお」の、これだけじゃないかと。これが的確に歯車が回っておれば、地域はまだ活力、活性化が残っているんじゃないかと思うんですが、これも補助金は動いても、中身は動いていないと見たほうが、それは私が見るよりも所管のほうが見たほうがいいんじゃないかなと思っているんですが、そこらだけ答弁を求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

迫議員の御指摘のとおり、この青少年育成に関わる部分で、基本的には教育委員会サイドの行事が中心となっていて、本来、それを支えるべき地域行事のほうがかほとんど記載されていないという状況がありますので、後期の振興計画に向けて、この辺は十分検討してまいりたいと思っております。

あと、先ほど教育長のビジョンをと言われたんですが、私自身、やっぱり青少年教育というのは、単なるイベントではないと思っております。こういうイベントをやったからというものではなくて、基本的には自分が生まれたふるさとに誇りを持ってほしい。就職で、進学で市外に出ても、自分のふるさとをいいところだったなと思してほしい。郷土愛というんですか、そういうのを持ってもらいたいと、非常に思っています。

そのためには何が必要なのかというと、私は青少年教育と郷土教育、自分の郷土を知らないで、なぜ自分のふるさとのよさが分かるのかというのを、私も振興計画を見ながら、もっともっと、この辺をきちんと考えていくべきかなと思っております。鹿児島には郷中教育といって、異年齢集団での体験活動、また、曾於市にはいろんな社会参加活動もありますし、伝統行事、いろんなものがあります。もっともっとそういうものを教育委員会の中で活性化していけるような、そういうのが必要

なのかなと、私自身すごく思っています。

その中で、先ほどから申し上げているように子供は地域で育つということを大事にして、学校だけが子供を育てる場所じゃなくて、家庭だけが育てる場所じゃないので、ぜひ、地域の皆さんの力をお借りしながら子供たちを健全に育てていく、そのための仕事が我々教育委員会の仕事だということだと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

教育長の思いが、そのまま私も同様だと、今しげしげと答弁を聞いておるところです。当然、極端かもしれんけど、郷中教育もさることながら、一頃昔は行政の立場とか、人づくりはまちづくり、教育は人づくりですよ。こういう角度から見れば、やっぱり真ん中に柱があったら、1年先においては花を植えよう、10年先を見ては木を植え、100年先の国家を憂いては人を育てると。これがずっと手前に来て、20年先を見ては人づくりをしようというくらいの気概を見せにやいかんじゃないかなというふうに、常々、笑い飛ばしているところです。

そういう意味から、今後の対応を、ここで議論です。先ほども申しましたが、国の政府の教育振興基本計画は第4期目を23年度に迎えるわけですよ。ここからまたやれば、まだ教育長は曾於市の教育長ですので、国が示した基本計画を的確に参酌しながら、曾於市独自の計画を盛り込んでいったらどうかという議論です。鹿児島県として、そのまま曾於市が参酌するんじゃないくて、曾於市は地域から、それなりの1本2本は曾於市の教育というのを盛り込むのがいいんじゃないかと。他の自治体はどうやっているかは全然分かりません。県が下ろしてくるのをそのまま参酌して、立派な文言で並べているんじゃないかと、言い過ぎかもしれんけど、そう思います。曾於市の独自の見解を求めたいと思います。

次に、最後の③ですが、示したように、本市がアピールするものでいろいろあると思います、方法は。あればあるほどアピールする方法を使うべきだと思う。今ではそおグッドなんかてきめんかもしれんけど、そおグッドは、耳ですね、耳で聞くわけやが。やっぱり県境とか市境の入り口等、また、大きな公共施設にはのぼり旗ではなくて、立派な宣言看板を立ててみたらどうかと。

そのことで、先ほどから教育については、今みたいに教育長の、存念を聞かしてもらうけど、できるんじゃないかと思いますが、その昔、旧町時代には教育振興宣言のまち何とやらというのはあったんですが、その文言を変えて、曾於市独自の文言を変えて、一踏ん張りして奮発して建てる気はないのか、市長に質問をするところです。教育宣言ばかりじゃなくても、農業何とやら、畜産何とやらも立ててみるんじゃないかという質問です。教育宣言ばかりじゃないんです。

○市長（五位塚剛）

曾於市から出るところ、曾於市に入るところに、以前、曾於市の看板がいろいろありまして、古くなっておりましたので、その骨組だけを生かして「そお星人」を入れ込んだ看板をこの間作りました。これによって曾於市というネーミングが、大分親しみやすくなってきたかなというふうに思っております。

今言われるように旧末吉町の時代は「教育宣言の町」という看板がありましたけど、それはもう今はありません。今言われるように、教育だけの問題でなくて、曾於市の全体的なものについて、何かいい宣言がないかということ、当然ながら私たちも今検討はしているところでございますけど、今後、具体的に、子育てに住みやすい曾於市とか、また、有機農業のまちとか、いろんな候補はあると思いますので、ぜひ検討させていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今答弁された内容を質問して答弁を受けていますので、今、市長が答弁された内容を1本に限らず、何本も立てて、特に269やら10号線を兼ねている以上は往来はあるわけです。やっぱり曾於市のイメージをつくることですね。今後は当然、財部が中心になるぐらい財部には人の往来が出てくるわけですので、そこら辺りも勘案して、やってもらえばどうかと思います。

余談じゃないんですが、そこの四季祭市場の牛のモニュメント、あれでも、やっぱり映像に出てくれば、県内版で見れば、みんなが「ああ」というように目を引くわけです、曾於市かと。そういうのをPRしながら、曾於市民が元気が出るように、元気になるはずだと思ってやってもらえば、少子高齢化が何ぼのもんかというようなふうで活力が出るんじゃないかと思います。

教育長も同じ質問を答弁してください。

○教育長（中村涼一）

本当に、迫議員のほうからありましたように、我々も曾於市独自の青少年育成、どうあるべきか、また、教育ですね、その辺を十分検討してまいりたいと思います。

また、それをどういうふうに市民に周知していくか、また、曾於市を訪れる方に曾於市をどうイメージしていただくかということも踏まえて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、出水優樹議員の発言を許可いたします。

○2番（出水優樹議員）

れいわ会、2番、出水優樹です。議長の許可を得ましたので、さきに通告していました3項目について、質問いたします。

1、JA末吉地区諏訪給油所の廃止について。

①諏訪給油所の存続について、市長並びに3つの公民館からJAの組合長に申入れを行ったとのことであったが、そのときの状況を伺う。

②今後も、市内でこのような問題が出てくることが考えられるが、市長の見解を伺う。

2、有害鳥獣対策について。

①イノシシ対策において、箱わなと猟銃での結果は出ているが、電柵での対策はなかなか結果が出ていない中で、次の対策を考えているか伺う。

3、サッカー場について。

①以前、サッカー場建設について話があったと思うが、市長は今現在どのように考えているか伺う。

これで、壇上での1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、出水議員の質問にお答えしたいと思います。

1、JA末吉地区諏訪給油所の廃止についての、①申入れの状況について、お答えいたします。

年明けに当該給油所が、2月28日で廃止されとの話を聞きました。これを受け、地元の諏訪、光神、深川、柳迫の公民館の方々から、私に存続を求める旨の相談がありました。近年のガソリン需要の減少、価格の高騰による収益低下が廃止の要因であること等、農協様の事情もあることとは思いましたが、地域の方々の生活と営農活動への影響等、市政運営にも少なからず影響があるものと判断し存続の要望をいたしました。

1の②今後の見解について、お答えいたします。

このような事案は農協様のみならず、ほかの事業者等においても想定されます。私は常々、地域の課題解決のための糸口を探るには、住民、事業者、行政の官民連携した協議、行動が極めて重要であると考えております。

今後も、事業者等の事業に配慮させていただいた上で、住民生活への影響及び市政運営への影響等を総合的に勘案し対応を検討してまいります。

2、有害鳥獣対策についての、①箱わなと猟銃での結果は出ているが、電柵での対策はなかなか結果が出ていない中で、次の対策を考えているかについてお答えいたします。

イノシシの捕獲については、令和3年12月時点で716頭を捕獲しておりますが、依然として減少傾向にありません。電気柵については、令和3年度55基を設置し助成しております。

今後の対策としては、市内4地区において、国の有害鳥獣捕獲整備事業でワイヤーメッシュ防護柵を合計で約36ha整備する計画で、事業費を約1,258万円見込んでおります。いずれにしましても、個体数を減らす取組と並行しながら進めてまいりたいと思います。

3、サッカー場についての、①現在の考えについて、お答えいたします。

曾於市においても、サッカー人口は増えていると認識しております。サッカー場建設の要望等も受けておりますので、既存施設の利活用や財政的に有利な事業の有無を確認した上で、今後の事業展開の可能性を検討してまいります。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

J A末吉地区諏訪給油所廃止についてですが、地域の方々からお話が上がりましたので地域の代表として質問いたします。

先ほど市長から1回目の答弁がありました。個別ごとに聞いていきます。

短期間の中、署名は何名集まりましたか。いつ提出されましたか。また、看板も設置されたようですが、効果はあったのでしょうか。市長お願いします。

○市長（五位塚剛）

1月の中旬ぐらいに、諏訪のガソリンスタンドが廃止になるというお話を聞きました。そういう中で、1月の28日に諏訪、光神、柳迫の人が公民館の方々と話をいたしましたして、どうしても地域に必要な事業所であるということで、署名運動と要望書を持って行こうということになりました。

その後、2月になって、私の市長としてのお願いと3つの公民館の要望書、署名をつけてお願いをいたしました。その後、地域の方々が柳迫を含めて署名を集めていただきまして、それを提出いたしました。その動きが2,600を超える数字でありましたが、その後、大隅の南校区からも200名近い署名をいただいております。

そういう状況の中、J Aさんのほうから市のほうにも来ていただきまして、このことについていろいろ理事会でも協議をいたしまして、何らかの形で存続ができな

いかということで検討した結果、農協は直接運営するのではなくて、後の経営を業務委託をして、今までどおりのスタンドで給油ができるという方法で進めてまいりますということを言われました。

これに伴って、また地域の方々に報告をしたいと思っておりますが、もう農協さんのほうから既に組合員、またスタンドにおいても貼り紙がされて、2月いっぱいでは閉めるのではなくて、引き続き3月の状況まで現在の農協の職員とともに経営を維持していくということを報告されました。看板についても、地域の方々と一緒に協力してもらって立てました。

以上です。

○2番（出水優樹議員）

たくさんの署名の市民の声が上がったと思われませんが、それを提出した際に住民の声と——集めたときの、あとJA側の声はどのような感じだったのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

まず、農協さんの考え方としては非常に燃料関係も高騰しているのと、またあそこを運営するに当たって、1年間の収支が350万円の赤字になっているということで、農協改革の下どうしても赤字の部分は見直しはしなきゃならないという指導の下、検討したというのがスタートでありました。

それに対して参加された公民館の方々から、あの地域のスタンドは非常に県道沿いと産業道路の一番立地条件に面したスタンドであるし、地域住民の方々が30年来利用した地域の大事な事業所であるから、農業を進めていく上でも大事なところであるので、ぜひ存続してほしいというのが強い地域の皆さんたちの声であったというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

今まで曾於市内で、JA給油所がなくなったところがありますか。なくなったところは御存じでしょうか。今までで曾於市内で。

（「JA給油所以外ですか」という者あり）

○2番（出水優樹議員）

JA給油所以内で。JAです。はい、給油所で。

○市長（五位塚剛）

そお農協という形で、今、合併がされておりますけど、私たちの3町の旧町時代において、例えば末吉においては深川給油所というのがありました。これもなくなってありますし、大隅のほうでも菅牟田、笠木を含めて、また北校区のところもあったと思うんですけど、ほかにもあったと思うんですけど、そういう形で大分なくなっているというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

実際、農協さんが赤字経営という中で、正直僕らが感じる部分でいけば個人のちっちゃな農家というのが、大分減ってきているというのが現状だと思います。その中でスタンドを維持するのも大変なのかなというのは感じるところです。

スタートは、J Aは農家のための会社だと思っていますが、曾於市が農業で成り立っているのであれば、どうにかして生かしていかないといけないというふうには思います。J Aの事情もありますが、また市民の事情もある中で、曾於市がうまいことバランスとっていくべきじゃないかと思いますが、いかが思いますか。

○市長（五位塚剛）

曾於市は、もうこの間一般質問でも議論なっておりますように、農業のまちなんですね。畜産を中心とした農業が盛んなまちであります。農業を進めていくためには、J Aさんと一体となって経営を進めていかなければなりません。そういう意味でも農協の果たす役割は非常に大きいと思っております。

今、J Aさんと一緒になって農業公社の立ち上げをいたしまして、今後の未来を見据えた上での取組を始めていきますけど、農協さんに対して市の基本的な考え方というのは、支援できるものは支援をしていきたいと思うし、また今後お互いに協力関係であるというふうに認識しております。

○2番（出水優樹議員）

一応、さっきJ Aさんが委託業務として、存続させていただけるということになって、地元の方々からすればそのままなくなるっていうより、いい形がとれたのかなっていうふうには思っています。

その中で、先日、関係者には配られたみたいなんですけど、令和4年2月18日付でJ A諏訪給油所の民間委託営業についてのお知らせが来ました。その中で、休止後の窓口業務について、新たに民間委託での営業することになりましたとあります。そういう中で、委託する業者、内容とかっていうのは市長は御存じでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私は、どこの方が最終的に経営されるか分かりませんが、元農協関係者の方が、またそういう事業にも詳しい方であるので、そちらのほうにお願いをしたいということの説明でありました。

○2番（出水優樹議員）

私は、このような地元に寄り添ったお店がなくなっていくことは、すごく残念に思います。利用者や住民もできれば、これからも存続できることを願っています。ですので、今回、このような形で質問をさせていただいておりますが、市を通してJ Aさんだけでなく、いろいろな企業と住民とのかけ橋になれるように、これか

らも期待しています。

次の質問に入ります。

有害鳥獣対策について、質問いたします。

カンショの被害が減ってない電柵事業なんですけど、先ほど、ワイヤーメッシュの話が出ましたが、これはどこの補助金で、また設置する条件はありますか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

このワイヤーメッシュの事業につきましては、令和4年度から一応、曾於市は取り組もうということでございます。これは農林水産省の事業でございます。

要件につきましては、受益の戸数が3戸以上ということになっております。受益戸数については耕作者、あるいは人・農地プランの協定に基づいて管理を行っているものということで、畜産農家も含みますよということになっております。

特段、面積等はございませんが、整備後にその管理ができることということが条件になっておりますので、もちろんその整備もその受益者のほうでしていただくということになりますので、定額助成という形になるところでございます。

○2番（出水優樹議員）

設置する場所なんですけど、山なのか畑なのかをちょっと伺いたいです。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

この設置につきましては、受益地ということになりますので、いわゆる耕作をされている農地という考え方でございます。確かに、さつま町あたりでは山林のほうに柵をされている部分もございますけれども、この事業につきましては受益地ということになりますので、いわゆる畑であれば、畑の境界地に設置いただくという考え方でございます。

○2番（出水優樹議員）

畑の設置に関して、ワイヤーメッシュに関してはすごくありがたいことだなんていうふうには思います。その設置する上で、それを今、農家が少なくなってる中で、畑も自分のところの畑じゃなくって借りる形で動いて多頭化が増えて、1軒の農家自体が作る作物っていうのが多くなっている中で、ワイヤーメッシュを畑全体に張るより、山に張ったほうが得策ではないかと思うんですけど、そこで誰が動くのか、その辺の動きに関しては考えているかお聞きしたいです。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今回、申請をされていらっしゃる方々につきましては、水田が多いわけですから

ども、それぞれ、その水利に関係のある方々の役員さん方そういった方々が主でございます。確かに山林側にしたほうが畑、水田の作業効率としてはいいと思いますが、山林等につきましては、また違う所有者という方々がいらっしゃいますので、そういった方々がこの畑の受益者となり得るかといいますと、なり得ないというところになります。

したがいまして、その農地の受益者であること、いわゆる借りていらっしゃる土地であっても、こういった、人・農地プランに位置づけられた農業者であるということであれば、設置は可能でございます。

○2番（出水優樹議員）

田んぼの場合は、その水利組合的なものがあるとは思いますが、畑のほうでは個人個人でしているところが多くて、その組合的なものをつくらないと申請というのに関してはしにくい状況でありますか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

この進入防止柵の要件というところになりますと、やはりそういった形でなければならないというふうになりますので、その受益地の耕作者、受益戸数3戸以上ということになりますので、そういった形でいわゆる一つの組合をつくっていただいて、この耐用年数まで維持、管理が必要ということが、要件になってきているところでございます。

○2番（出水優樹議員）

今の状況では、やっぱり個人にワイヤーメッシュの申請に関して、ちょっと難しい部分があるということですね。現状はですね。

できればもう今から、その農家が減ってる中で私たちが思うのが、本当に軒数というのは、もう今からどんどん減っていく一方だと思います。その中で、やっぱりその対策に関しては、できるだけ市のほうでも国と県に要望を出してもらって、できるだけ、ちょっと融通が効くような対策の仕方をしていただければありがたいです。

その対策に対して、そういう今まで例が出せたか出せなかったかっていうのを、ちょっと市長お聞きしたいです。

○市長（五位塚剛）

今、このイノシシ、鹿を含めて、農作物への被害というのは、私たちの地域だけでなく日本全国各地で起きております。

このことに対して、やはり全国の会でも国に対する要望が出ております。そういう中で国からのイノシシ1頭捕獲したときには、7,000円の捕獲の補助金がありま

すが、曾於市はそれに8,000円上乗せして1万5,000円を今まで——1頭ですね——あげておりました。今回は市民の方から1,000万円の寄附を頂きましたので、あと5,000円上乗せして2万円の捕獲料という形で、新年度から検討しております。

国がもっと積極的に、このための支援を出してもらえばありがたいと思いますけど、引き続き要望を強めてまいりたいと思います。

○2番（出水優樹議員）

今、日本の農業が衰退している中で、曾於市が本気で農業を生かしていくのであれば、このような問題に対して、ほかの市町村よりもできるだけ早く対策に励んでいただきたいと思います。

次の質問に入ります。

サッカー場についてなんですが、サッカー場の整備について署名活動があったと聞きましたが、市長はどのように考えていますか。

○市長（五位塚剛）

今まで、サッカー並びにフットサルを含めて3回の要望書、陳情がありました。特に、昨年は曾於市の3つの地域から財部サッカースポーツ少年団、大隅サッカースポーツ少年団、そして末吉サッカースポーツ少年団の3つから、たくさんの署名が添えて出されました。

1回目で答弁いたしましたように、今は野球よりも子供たちはサッカーが非常にしている人が増えているようでありますので、そういう要望が出されるということは、やはり市民の声であるというふうに思っておりますので、それについて私たちも何らかの形でできないかというのは、考えているところでございます。

○2番（出水優樹議員）

このことに対して、今は本当に人口が減る中で、いろんな対策で人を移住させることってというのは、なかなか難しい現状になっています。その中で、今できることってというのは、私たちが思うのは人を呼び込んで、やっぱりまちを盛り上げていくっていうことが大切なんじゃないかなと思います。

例えばですけど、サッカーの場合は1チームに対して、小学生は8人制で行われているんですけど、今、栄楽公園で大会を開いたときには、2コートつくれて16チームしか呼べない状況です。

大体ちょこっと大きい大会を開くのであれば、やっぱり大人のコートで2コートできれば4面できますので、36チーム呼ぶことができます。ざっと計算しただけで1チーム8人で、36チームだと288人、それに父兄の方、親、お父さん、お母さんに、兄弟、孫の姿を見たくてじいちゃん、ばあちゃんが見に来てくれるというだけで500人を超えるわけです。1日で。

そんだけ人を呼び込めるっていうのに関しては、すごく魅力を感じるころではあります。それをどうやって生かしていくかっていうのに関しては、グラウンドをつくるっていうことはまあ個人じゃできませんので、やっぱり市を巻き込んでやっていけたらなと思っているところです。

今、グラウンドゴルフ人口も増えています。その中で、サッカー場又は多目的広場っていう考え方で広く使える、サッカーだけではなくほかの競技でも使えるっていうのに関しては、そんだけ人が集まるっていうのでは本当魅力を感じる形だと思いますので。で、曾於市の周りには10万人を超える市が3つあります。国分、鹿屋、都城、この3つの中心にあるのが曾於市なんです。これってものすごくチャンスといますか、利用価値っていう考え方でいけば、すごくいい場所だなってそう思います。本当魅力あるところに住んでると思いますが、市長はどう思われますか。

○市長（五位塚剛）

今、出水議員が言われたように、霧島市、鹿屋市、都城市に囲まれた、非常に私は利便のいいところだというふうに思っております。そういう中で、特に志布志は港に大きなサッカー場を立派なのを造っておられます。そういう中で、関西からフェリーでもサッカーに来る、合宿する人たちが相当増えているというのも実際聞いております。

そういう中で、私たちの曾於市にも、何かそういうのができないかという陳情もありますし、私たちもやっぱ将来の子供たちのために、そのことも大事なのかなと思っております。ただ、財政的な裏づけがありませんとできませんので、それを含めて曾於市は場所的には、私はいいところだというふうに思っております。

○2番（出水優樹議員）

市長は曾於市の長でありますので、曾於市のためにこのような財政的な問題に関しては、1市だと難しい面があると思います。県や国に対して、どんどん要求していただきたいです。

曾於市を、これから盛り上げていけることを期待しています。これで、質問を終わります。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時43分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第5、矢上弘幸議員の発言を許可いたします。

○4番（矢上弘幸議員）

4番、れいわ会所属、矢上弘幸です。議長の許可を頂きましたので質問させていただきます。

1、芙蓉部隊の資料展示について。

①昨年、埋蔵文化財センターに芙蓉部隊の資料を展示するようになったが、利用者数の変化について伺います。

②曾於市内の小中学校の利用者数について伺います。

③小学校の修学旅行では知覧の特攻平和会館、中学校では長崎の平和公園で平和学習をしますが、芙蓉部隊の平和学習をどう考えているか伺います。

2番、子ども食堂について。

①全国、鹿児島県、曾於市の子ども食堂の数について伺います。

②子ども食堂の役割をどう考えているか伺います。

③2020年3月号の市報でも子ども食堂を取り上げていただきましたが、その後の市のサポートについて伺います。

3、不登校について。

①曾於市の小中学校の不登校の人数について伺います。

②不登校の児童生徒はふれあい教室を利用できるそうですが、利用している人数について伺います。

③ふれあい教室を利用していない児童生徒はどう過ごしているか、把握しているかを伺います。

④児童生徒が不登校になってからの学校や教育委員会からの対応マニュアルはあるのか伺います。

以上で、壇上での1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、矢上議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の2については私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1と3については教育長に後から答弁をさせます。

2、子ども食堂についての①全国、鹿児島県、曾於市の子ども食堂数についてお答えいたします。

昨年12月に速報値として発表されたNPO法人全国こども食堂支援センター・むずびえの調査結果では、全国における子ども食堂の数は6,007か所であります。鹿

児島県が行った調査で、令和4年1月12日現在で、鹿児島県内の子ども食堂の数は78か所であります。曾於市内の子ども食堂の数は、令和4年2月末現在で6か所あります。

2の②子ども食堂の役割をどう考えているかについてお答えいたします。

子ども食堂とは、子供が一人でも行ける無料又は低額の食堂であり、独りで食べる、いわゆる孤食の解消や食育の推進、さらには子供だけではなく親子や高齢者等も利用していると聞いております。地域の交流の場としての役割を果たしていると認識しております。

2の③市報でも子ども食堂を取り上げていただいたが、その後の市のサポートについてお答えいたします。

2020年3月号の市報の曾於市の「輝くひと」を取材ということで、子ども食堂で活躍されているスタッフの方が取り上げられたところであります。子ども食堂は地域の住民による有志、個人、NPO法人や団体により運営され、大部分がボランティアで実施され、素晴らしい活動であると考えております。

子ども食堂に対して市が行えるサポートといたしましては、各子ども食堂の自主的、自発的な取組を尊重しつつ、子ども食堂の活動状況等の紹介及び地域住民や関係団体との連携推進があると思われまふ。

あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

1、芙蓉部隊についての埋蔵文化財センターに芙蓉部隊の資料を展示するようになったが、利用者数の変化についてお答えいたします。

埋蔵文化財センターは、本来、埋蔵文化財出土遺物の整理作業、保存管理の施設であり、展示室では出土遺物の展示となっております。芙蓉之塔が隣接していることから、一角に芙蓉部隊関連のコーナーを設置してあります。

令和2年から来客数が多くなっております。これにつきましては、岩川芙蓉会が収集した資料の展示が新聞やテレビで紹介されたことや、市の高齢者学級、市の観光協会による利用により来客が増加しております。

1の②曾於市内の小学校、中学校の利用者数についてお答えいたします。

曾於市内の小学校及び中学校の施設の利用は、令和3年7月に大隅南小学校の5年生及び6年生の5人と教師2人です。

1の③小学校の修学旅行では知覧の特攻平和会館、中学校では長崎の平和公園で平和学習をするが、芙蓉部隊の平和学習についてはどう考えているかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、児童生徒が平和学習で戦争の惨禍を体験的に学ぶことは、平和の尊さを学ぶ上で価値ある学習だと捉えております。本市にも幾つかの戦争遺跡があり、平和学習の郷土教材となるものがあります。特に岩川海軍航空基地の芙蓉部隊は特攻を拒否した部隊として有名であり、数多くの戦争遺跡が八合原付近に今も現存しております。現在、これらの戦跡については、主に隣接の岩川小や大隅中を中心に平和学習での活用がなされております。

今後、平和学習で芙蓉部隊を積極的に取り上げていくためには、資料の収集や展示の工夫、拡充などが課題になると思われます。教育委員会としても、郷土に残る貴重な戦争遺跡の保存やその活用を通して平和学習の充実に努めていきたいと考えています。

3、不登校についての①曾於市の小中学校の不登校の人数についてお答えいたします。

1月末時点で、文部科学省が不登校として定義している年間30日以上欠席者は、小学校4人、中学校41人となっております。なお、不登校の中で学校にほとんど登校できない完全不登校の児童生徒は、小学校はゼロ人、中学校が16人です。

3の②ふれあい教室を利用している人数についてお答えいたします。

1月末までのふれあい教室利用者人数は、小学生1人、中学生8人の計9人となっております。

3の③ふれあい教室を利用していない不登校児童生徒の過ごし方についてお答えいたします。

学校からの報告では、不登校児童生徒の多くは自宅で過ごしております。教育委員会ではスクールソーシャルワーカー等を不登校児童生徒宅に派遣し、在宅の有無やその状況を確認しております。

3の④児童生徒が不登校になった際の対応マニュアルはあるのかについてお答えいたします。

不登校の理由が個々によって異なりますので、欠席が続いた場合は、基本的には管理職、担任、生徒指導主任、学年主任等、必要な場合は外部関係者等を交えてケース会議を開いて、今後の対応策について協議しています。

その後、ケース会議で決まった方針に沿って、具体的には、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが面談や家庭訪問等を定期的に行い、本人を励まし、自信を持たせるようにチームで粘り強く支援を行っています。

保護者に対しては、子供の良い点を見つけ称賛するように助言等をしていますが、直接会話をする機会もなかなか得られない場合もあり、悩んでいる保護者の支援が現在の課題と捉えております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

芙蓉部隊の資料展示についてですが、曾於市内の小中学校の利用者数について、大隅南小学校の5、6年生の5人と教師2人だけということだったのですが、末吉、財部の小学校、中学校に関しては、この芙蓉部隊の存在自体を知っていらっしゃるでしょうか、お聞きします。

○教育長（中村涼一）

芙蓉部隊のことについては、末吉、財部に十分浸透していないだろうなという思いはあります。これまで教育委員会として、芙蓉部隊を平和学習に役立ててくださいというような形では各学校へは行っていませんので、そういう意識は低いと思います。

ただ、大隅地区の小学校については場所も近いということで平和学習の教材として活用しておりますが、このコロナ禍、大人数でのバスでの移動とかそういうのが今なかなかできない状況にありますので、また学校行事で行えないところもありますので、今年の場合は大隅南小になっているようです。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

私自身、夏休みの親子バスツアーで芙蓉之塔と地下発電所を見学に行って初めて知りました。なので、それがなければ知る機会がなかったので、学校でも積極的に取り上げてほしいと思うのですが、教育長、見解をお願いします。

○教育長（中村涼一）

私が7年前に学校教育課長としてこちらに赴任したときに、担当の職員から、こういうところがあるんですよという紹介を受けました。その年の夏休みで教職員を募って、これは曾於市内全部の小学校に案内を出して、芙蓉部隊を見学しませんかと、岩川航空基地の戦跡を巡る旅ということで、しました。そのときはほかの施設も含めて月野の町と月野小の近くに橋で……。

（何ごとか言う者あり）

○教育長（中村涼一）

その銃撃の機銃掃射を受けた痕とか、そういうのが保存してあります。それから、覚照寺ですか、あそこも銃撃を受けて、それが柱にまだ弾痕の跡が残っていると、そういう戦跡を巡る旅と一緒に教職員と行って、教育委員会からの狙いとしては、ぜひほかの財部、末吉の先生方にも平和学習のきっかけになればということでしたんですが、ちょっとその後は続かなかったようで、現在のところはなかなか進んでいない状況でございます。

当然、子供たちの発達段階に応じた資料というのがまだきちっとない状況ですので、それをどういうふうに生かしていくかというのが、教育委員会として、今非常に大きな課題かなと。今回、埋蔵文化財センターの一角に、芙蓉会のほうから幾つか資料を頂いて展示してありますが、実際それらを平和学習に役立てるためには、もう少しいろいろ子供たちの発達段階に応じた資料があったらなと。簡単に言えば、子供でも分かるような、そういう資料がそろえられたらなと思っています。

私自身は、非常に価値ある平和学習の教材になるものだと思っています。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

小学校の修学旅行では知覧に行ったりするんですけど、特攻平和会館ですか。特攻しなかった基地ということで芙蓉部隊があるので、対比ができるか、勉強にもなるんじゃないかなと思いますので、小学校だけでなく中学校、高校でも取り上げていただけたらいいと思います。

市長に質問なんですけど、先日、平和資料館設置に関する要望書が岩川芙蓉会から出ていると思うんですけど、それに関しての見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

岩川の芙蓉会の方々からそういう要望がありました。平和教育に非常に大事な施設でありますので、この施設を補助できないかということでもありますので、検討する必要があるだろうと思っています。この施設が埋蔵文化財の役割を果たしておりますので、当然そのことも含めて検討しなければなりませんので、十分検討させていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

今現在の埋蔵文化財センターが老朽化されていて、ドアを開けるのも一苦労だと思います。実際、芙蓉部隊の展示を見に行ったんですけど、ほんの一角なんですけど、もしそこを芙蓉部隊の資料館を設置することになり、大型バスとか駐車できるようになれば、市内若しくは県内、県外の学生たちが平和学習で伺って、観光の役にも役立つんじゃないかなと思っているんですけど、市長、どうお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この特攻基地というのは、当時の美濃部少佐が、若者に命を大事にしろという指導をされたようでございます。そのような中で、あの戦争の当時あり得ない話でありますけど、戦火の痕の歴史的な状況がまだ残っておりますので、何らかの形で、私たちのこの曾於市の中でも、そういう時代を生きてきた歴史があるということを後世に伝える役目もありますので、十分検討させていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

現在、戦争経験者の方がもう残り少なくなってきました。今の方たちの生の声を後世の人たちに伝えるためにも、早期の資料館の設置を要望します。

次の質問に移ります。

子ども食堂についてなんですけど、現在、子ども食堂を運営されている方が、フードバンクとかで食材とかをもらったりしているんですけど、冷蔵庫を購入したり、保管倉庫を建てたり、負担が大きくなっているのが事実なんですけど、その点について市が負担を軽くするというお考えはないのでしょうか、市長、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

具体的に、子ども食堂を経営されている方々から、そのように冷蔵庫を購入したいから支援してほしいとか、具体的な相談はないところであります。市といたしましては、市が受け入れております子ども食堂の食材をいろんな形で配付しておりますので、また今後、いろんな相談があったときには、その状況でまた検討したいと思っています。

○4番（矢上弘幸議員）

子ども食堂を利用されている方なんですけど、ひとり親だったり、あと両親が共働きをされているところで独りで食事をされている、そういう方が利用しているんですが、その中で、子ども食堂を利用することでちょっと偏見の目で見られるというのがあるというのを伺いました。そこで、民生委員の方にも手伝ってお弁当を配付してもらったりしているそうですが、なかなか、その民生委員の方々の協力というのがたくさんあるというわけでもなく、限られた方だけの御協力になっています。そういう民生委員の方の協力というのは周知することはできないのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

民生委員の方々の役割は、地域における貧困の支援だったり、また困っている人の支援活動ですので、当然そのあたりは民生委員の方々の協力ができるというふうに思っております。

また、福祉事業所を通じて何らかの形ができないか、お願いをしたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

現在、子ども食堂を運営されている方の要望としては、なかなか告知が難しい、本当に行き渡ってほしい人に行き渡っていないというのがあります。

そこで、市のホームページとか市報、公式LINEを使って、子ども食堂の開催の告知や、あと、ボランティアがちょっと少ないみたいなので、継続的にボランティアをしていただける方の募集はできないのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

子ども食堂について、市内にはいろいろお考えがあって立ち上げていらっしゃると思いますので、その人たちの思いを尊重しなければなりませんので、全体として、子ども食堂への支援をできるボランティアの方の市報への掲載とか、FMを使った、そういうのはできると思いますけど、担当課のほうで、そのことを含めて検討をさせたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

子ども食堂を運営されている方では、自腹で市のFMに広告を出したりされているみたいで、また、チラシを作って配付されたりしているそうです。市のカレンダーがあるんですけど、そこに子ども食堂の開催日とかを書いていただけるだけでもすごい広告になるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市のカレンダーと言われましたので、ちょっとびっくりしたんですけど、広報誌のカレンダー。今後そういう形ができるかどうかも含めて、検討させていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

子ども食堂を利用する方というのは子供だけではなく年配の方もいらっしゃるの、より広く多くの方が利用できることを願って、次の質問に移らせていただきます。

不登校についてですけど、ふれあい教室を利用している子供たちが9人となっていますが、それ以外の子供たちは自宅でどういことをされているかは、教育長、御存じじゃないですか。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

ふれあい教室を利用できていない児童生徒につきましては、基本的に登校しなければいけないという気持ちを持ちながらも、なかなかそこに不安と焦りがあって登校できないという子供たちであるとか、対人関係とかコミュニケーション能力が少しまだ育ってなくて自宅にいるという児童生徒がほとんどであると認識しておりますが、その中で、保護者とともに一緒に勉強をしている児童生徒もおります。あるいは、保護者となかなかコミュニケーション、保護者とも取りにくく、部屋にふさぎ込んでしまっている児童生徒もおります。あるいは、保護者がなかなか関心がなくて、独りで日中過ごしているという児童生徒もおり、一概に独りで家で過ごしていると言いますけれども、個々様々な状況で自宅で過ごしております。

○4番（矢上弘幸議員）

不登校の理由は最初は様々なんですけど、今の不登校の子たちはそれぞれ理由もだんだんころころ変わってきて学校に行かないというのがあるみたいです。その中で大事なのは、学校の先生たちや親、保護者の方とのコミュニケーションなんですけど、私がちょっとお聞きしたところ、学校の先生方3人とその子供さんたちと親、家庭と連絡を取っていたんですけど、その3人とも学校を異動になってしまったということがあったみたいで、また一から信頼関係をつくらないといけなくて、ちょっと家族でがくっときたみたいなんです。そういうことに関しては、どう思われるんでしょうか。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

教員でありますので、異動というのは避けられないことではあります。ただ、学校では指導記録であるとか、あるいは学年に関わった教諭であるとか、主任であるとか、管理職であるとか、その情報は持っておりますので、年度初めに必ずその引継ぎはしている状況があります。その引継ぎの濃さがどの程度だったかというのは、こちらではちょっと把握できておりませんけれども、そういった仕組みはつくっているところでございます。

○4番（矢上弘幸議員）

不登校になったら、週に1回とか、学校の先生から案内、プリント配付があると思うんですけど、それがだんだん2週間に1回、3週間に1回とか、家庭によってはそういう差が出てきたりはしています。そういうふうに聞いています。なので、できれば、どの家庭も同じような感じで接していただきたいなと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○教育長（中村涼一）

その不登校家庭によって、そういうふうに参加する回数が違うというのは、これはあつてはならないことだと思いますので、もしそれが事実であれば、また学校のほうにきちっと周知していきたいと思います。

ただ、なかなか保護者と会えない状況があると思います。何度も足を運んだけど、結局会えなかったと。でも、親は会ったときのことしか頭に残らないと、私もそういう経験がございました。会うまでに、家に5回も6回も足を運んで、やっと会えて手紙を渡したり、プリントを渡したり、だけど保護者からは、先生は時々しか来てくれないと言われたことがありました。だから、本当にどういうふうな在り方をするのか。最近は保護者とスマホで連絡を取り合う教師もいると聞いています。それがいいか悪いかは別にして、何とか学校とのつながりを切らないように、家庭を、特にやっぱり保護者は子供が不登校になるということで非常に悩んでいますので、

我々としては、子供だけじゃなくて、悩んでいるお父さん、お母さんも何とか支援していきたいなと思っております。ただ、そういうふうな家庭によって違うというのは、こちらでも指導してまいりたいなと思います。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

不登校の子が克服できた例もあると思います。そういう例というのは、教育委員会のほうでは把握しているのでしょうか。

○教育長（中村涼一）

確かに克服した例もあります。ただ、多くは大体受験ですね、中3になって受験があるので、やっぱり学校へ行こうかというふうになんか変わっていった子もいますし、中には友人関係のトラブルが少し解消したということで、何とか学校に足が向くようになったというのもあります。

それから、私が過去に、曾於市であったんですが、中学校のときはほとんど学校へ行けていなかったんですが、専門高校というんですか、職業系の高校に行って、高校に行って私も心配だったもんですから、向こうの校長先生に電話したら、1日も休まずに来てると、そうやって高校進学をきっかけに立ち直す子もいます。

ただ、結構多いのが、ちょっと無気力ですかね。最近の一つの流れとして、不登校の子供たちが進学するのが通信制、鹿児島県で言えば開陽高校が多いんですが、なかなかそれも続かないという状況もあります。我々としては、何とか子供たちの学びを保障するというので、何とか学校に復帰できるように、一方で進学、将来のことを考えて、何とかその子の人生が豊かになるように進路指導も徹底していきたいんですが、なかなか困難なところもございます。

ただ、先ほど申しましたように、克服できた、そういう事例もありますので、そういうものを生かしていきたいんですが、先ほども言ったように、なかなか理由が子供一人一人によって大きく違いますので、そこも一概に言えないところもありますので、ただ、いろんな相談機関、カウンセラーとかそういうのは、曾於市内でも、そういう機会を何回も年に取っていますので、そういう形での子供たちのいろんな悩みとかを解消できたらなと思っています。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

文部科学省の統計では、今現在、中学生の24人に1人が不登校者というふうになっています。保護者も、まさか我が子が不登校になるとは思っていませんので、不登校になると保護者も周りの人とちょっと顔を合わせづらくなるということで、情報が入りづらくなってきています。そこで、不登校を克服できた子供たちの事例と

かを早い段階で保護者の方に共有できるような仕組みをつくっていただけたら、不登校になる前に、また学校に行けるんじゃないかなと思うんですが、どうお考えでしょうか。

○教育長（中村涼一）

一番の不登校対策は、やっぱり予防だと思います。曾於市には今41名、中学生だということでしたのですが、4年ぐらい前までは十数名まで落ちたことがあります。それはもう徹底してやっぱり予防ということで、各学校で取り組んでいただいたんですが、ただ、なってしまうと、なかなかこれが難しいと。いたずらに登校、刺激を与えると、かえって来れなくなると思います。それから、メンタル的に非常に本人が落ち込んでいるときに、幾ら学校へ行こうと言っても、これもなかなか難しいということで、また、保護者も思い悩んでいろんなところへ相談しながらも、結局、一番肝腎な子供と話ができていない、そういう事案もありました。

教育委員会としても、一回、そういう不登校で悩んでいる保護者を集めて会議をしようとしたんですが、ほとんどの保護者の方は参加しませんということで断念したケースもあります。

そういった意味で、本当に親御さんをどう支えていくかということで、今スクールソーシャルワーカー、この人たちは福祉の観点からも子供たち、保護者に接して、ちょうど学校と家庭を結ぶ非常にいい関係をつくってくださる立場にありますので、何とかこのスクールソーシャルワーカーとの中で、そういうふうに過去のいろんな取組というものを紹介できて、こういうふうにやってみたらと、まずは保健室からとか、多分家から出ていないようだったら外へ出て散歩でもいいので、若しくはできれば適応教室まで話を持っていくとか、いろんなそういう形で、子供たちを家からちょっと外へ、社会の中に出していきたいなとは思っています。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

不登校の子たちは家の中から出れない、出ないというのが多いんですけど、例えば勉強だけじゃなく、曾於市は畜産の町なので野菜を育てたりとか、牛や豚、鶏の世話を体験するフリースクールなどもあっていいんじゃないかなと思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○教育長（中村涼一）

本当に、今フリースクールも全国各地、県内もあります。フリースクールというよりも卒業までできる場所もあります。そういった意味で、学校でない場所での学びというものもあると思います。

私自身は、その子の人生にとって一番いいところが、本来、彼がいる場所、彼ら

がいる場所だと思っていますが、できればやっぱり学校に戻って、学校から、また次のステップに行ってほしいなと思っています。

ただ、そういうふうになかなか学校に足が向かない子供たちがフリースクールの中で居場所を見つけて、先ほど言われたいろんな体験活動を通して学んでいくというのも一つの方法なのかなと思っています。

私自身、こちらのことやフリースクールについてちょっと把握はしていないんですが、今、全国的にはそういうふうな流れがあるというのは分かっております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

不登校の子たちが学校に行ってくれたら一番問題ないんですけど、なかなかそれが難しいということで、家の中だけにいたらコミュニケーションを取ることができず、先ほど言われましたように学校に行ってもなかなか長続きしないということは、就職しても同じようなことが言えるんじゃないかなと思います。なので、極力外に出ていけるような、勉強だけでなく、ほかの体験活動を通したものだったりとか、先ほどありました子ども食堂なんですけど、小学生、中学生をボランティアで受け入れているところもありますので、そういうところでコミュニケーションを取って、また学校に、じゃあ頑張って行こうかというふうになっていけたらなと思うんですけど、そういうことで就職、進学もすれば、親御さんの負担も減ってくると思います。

また、こういう情報を親御さんが分かるように発信していけたらなと思うので、そういう仕組みをつくっていただいて、今後の学校生活に役立てていただけたらなと思ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月2日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時21分

令和4年第1回曾於市議會定例会

令和4年3月2日

(第3日目)

令和4年第1回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月2日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第6 上村 龍生 議員
通告第7 今鶴 治信 議員
通告第8 瀬戸口恵理 議員
通告第9 岩水 豊 議員
通告第10 山中 雅人 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番 山中 雅人	2番 出水 優樹	3番 瀬戸口 恵理
4番 矢上 弘幸	5番 片田 洋志	6番 重久 昌樹
7番 鈴木 栄一	8番 上村 龍生	9番 岩水 豊
10番 渕合 昌昭	11番 今鶴 治信	12番 九日 克典
13番 土屋 健一	14番 原田 賢一郎	15番 山田 義盛
16番 大川内 富男	17番 渡辺 利治	18番 迫 杉雄
19番 徳峰 一成	20番 久長 登良男	

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留 光一 次長兼議事係長 鶴田 洋一 総務係長 梅木 康
主任 富田 洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中 村 涼一
副 市 長	八 木 達範	教育委員会総務課長	橋 口 真人
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	平 千 力
総 務 課 長	今 村 浩次	社 会 教 育 課 長	内 山 和 浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳 留 弘	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博

財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	安 藤 誠
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会計管理者・会計課長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農業委員会事務局長	中 山 純 一

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第6、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

おはようございます。創政会上村龍生です。

冒頭、ウクライナ情勢につきまして、ウクライナ情勢が非常に緊迫をしております。欧州での紛争ではありますが、日本も対岸の火事ではありません。

エネルギー関連では国内のみならず曾於市内においてもガソリン価格が値上がりし、南日本新聞の昨日の紙面でもガソリン以外の消費物価の値上がりも懸念をされております。

ロシアのウクライナへの侵攻を断固非難するとともにウクライナ紛争の一刻も早い解決を強く願うものでございます。

それでは、本日は通告に従いまして、大きく2項目について質問をいたします。

1項目め、財部高校跡地、獣医学関連施設、南九州畜産獣医学拠点事業整備について、全国の獣医師として6年制大学の卒業生は毎年1,000人程度であり、加計学園の卒業生が加われば100人前後がプラスになると言われております。学生の教育機関となれば、獣医学生が診療に参加する実践的な臨床教育を行う必要があります。

財部の教育施設を整えば、北海道の帯広畜産大学と南九州の鹿児島大学共同獣医学部の教育機関としての財部高校跡地獣医学関連施設、南九州畜産獣医学部拠点事業に獣医師の卵が3・4年生時に研修地を選ぶ際、大型動物の診療対象事例は北海道か南九州が最も多いです。また、全国の獣医学部の学生は帯広畜産か鹿大の共同獣医学部の研修所のどちらかを選ぶと言われております。この学生が選ぶ際に曾於市の財部町で研修を受けたいと思わせる魅力ある教育機関整備が必要になると思っております。

そこで、魅力ある施設整備に向けた質問を行います。

①現在の進捗状況について伺います。

②財部高校跡地の県から市への譲渡手続の状況について伺います。

③譲渡が進まないと鹿児島大学共同獣医学部との最後の詰めができないのではないか、伺います。

④獣医師会の方々からは財部の施設に２次診療施設（レントゲン・エコー検査等）がないと２次診療教育は鹿児島大学での教育となり、魅力ある教育機関とならないとの意見があります。

せっかくの教育機関をつくるのであれば、包帯を巻くだけの１次施設ではなく、診療教育がしっかりとできる２次診療施設が必要だと考えるが、当局の考えを伺います。

⑤これらの話を踏まえた上で、跡地への県から市への譲渡がないと鹿児島大学共同獣医学部サイドは市との２次診療についての詰めの話ができないと考えているとの情報を得ています。これについて当局の考えを伺います。

⑥今定例会で本件関連の予算が提案されます。本来であれば、跡地の本市への譲渡後でなければ予算計上はできないのが筋だと考えます、総合的に考えて早期の譲渡が実現し、２次医療施設についての協議を行うべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

２項目め、医療費削減につながる健康寿命延長策について。

曾於市の健康寿命延長・医療費削減につながるフッ化物洗口について質問をします。

①口腔ケアと各種疾病との関係を説明してください。

②疾病予防につながる口腔ケアとしてのフッ化物洗口の意義について説明を求めます。

③フッ化物洗口の実施状況について、県内及び曾於市周辺自治体、小・中学校の現状を報告してください。

④曾於市内におけるこども園・保育園におけるフッ化物洗口の状況について説明をしてください。

⑤フッ化物洗口に対する安全性について、国の見解を説明してください。

⑥フッ化物洗口実施に向けて本市における課題等があれば説明をしてください。

⑦平成31年３月議会での私の一般質問において、フッ化物洗口実施に向けて本市の環境整備を行った上で実施に向けて考えるとの答弁がありました。市長として、市内の児童生徒へのフッ化物洗口を実施して、健康寿命延長と医療費削減に取り組む考えを再度お聞かせください。

以上で、１回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の２の③以外は私が最初に答弁いたしますが、質問事項の２の③については教育長に後から答弁させます。

１、財部高校跡地獣医学関連施設整備についての①現在の進捗状況についてお答えいたします。

昨年９月議会で議決を頂いた測量設計関連予算を執行している状況です。また、この成果を基に本年１月に内閣府へ施設整備計画申請を行い、現在、審査中です。

１の②譲渡手続の状況についてお答えいたします。

県の担当課は、跡地を活用する事業の実現性や進捗状況、さらに、国に申請している交付金事業の採択状況を注視しており、これらの状況を確認した上で譲渡手続を実行すると伺っています。

１の③鹿児島大学との細部の詰めについてお答えいたします。

鹿児島大学との詳細な打合せについては毎週２回程度オンラインや対面での協議を行っていますが、譲渡時期の影響については現時点ではないところです。

１の④、２次診療施設の必要性についてお答えいたします。

２次診療施設の必要性については、さきの住民説明会で地元獣医師の先生から要望があったところですが、現時点で大学からは「２次診療は行わない」と聞いているところです。

１の⑤譲渡と２次医療との関連について、お答えいたします。

これまでの市と大学との協議の中では、譲渡問題と２次診療関係については影響はないところです。

１の⑥早期の譲渡が実現し、２次医療施設についての協議について、お答えいたします。

さきに述べましたように、譲渡についてはあくまで県の所有する施設であり、手続は県に委ねられております。

ただ、知事や副知事からは文書や口頭により、本年３月には譲渡する旨の連絡は頂いているところです。

また、２次施設に関しては、大学側の方針にも大きく影響するため、今後も継続的に地元からの要望も踏まえ、協議したいと考えます。

２、医療費削減につながる健康寿命延長策についての①口腔ケアと各種疾病との関係について、お答えいたします。

虫歯や歯周病は細菌による感染症であり、特に歯周病菌は血液によって運ばれ、動脈硬化を促進し、心臓病をはじめ糖尿病、腎臓病、認知症など、多くの疾病と関

連があることが分かっています。

虫歯や歯周病を予防する口腔ケアは全身の健康づくりにとって重要であると考えております。

2の②フッ化物洗口の意義についてお答えいたします。

虫歯や歯周病は国民病であり、特に虫歯は一度かかると自然に治ることはなく、再発・治療を繰り返して、やがて歯を失う原因になっています。

虫歯を予防することは、健全な歯を保つだけでなく、食べる、話す等、口腔機能の獲得・保持に役立ちます。

フッ化物応用法は、フッ化物歯磨き剤や歯科医院でのフッ化物塗布などの方法がありますが、永久歯に対するフッ化物洗口の予防効果が高いことが分かっています。

2の④曾於市内のこども園・保育園におけるフッ化物洗口の状況について、お答えいたします。

現在、施設長の理解と職員の協力が得られている保育園が2施設、こども園が9施設、幼稚園が2施設の合計13施設で4歳以上の希望する園児に対しフッ化物洗口を実施しております。

2の⑤フッ化物洗口に対する安全性について国の見解について、お答えいたします。

平成15年1月14日に厚生労働省医政局長及び厚生労働省健康局長連名で発出されたフッ化物洗口ガイドラインによりますと、本法は、飲用してう蝕予防効果を期待する全身応用ではないが、たとえ誤って全量飲み込んだ場合でも直ちに健康被害が発生することはないと考えられる方法であり、急性中毒と慢性中毒試験成績の両面からも理論上の安全性が確保されている。

フッ化物洗口は、うがいが適切に行われる限り、身体が弱い人や障がいを持っている人が特にフッ化物の影響を受けやすいということはないとされております。

2の⑥本市の課題について、お答えいたします。

現在、保育園等の施設においてフッ化物洗口を実施していますが、虫歯予防に最も有効な4歳から14歳までの乳歯から永久歯への生え変わり期に継続できないことが課題と言えます。

2の⑦市内の児童生徒へのフッ化物洗口を実施して健康寿命延長と医療費削減に取り組む考えについて、お答えいたします。

小中学校におけるフッ化物洗口については、コロナ禍もあり、現在、実施を見送っております。この間、各学校では、これまでどおり、毎日の歯磨き指導と糖分制限を基本とした歯科指導の徹底に努めております。

幸いなことに本市の児童生徒の歯の健康については、数値的には国や県よりも良

好な状態にあり、フッ化物洗口実施自治体と変わらない状況となっております。

市としては、先行実施自治体の改善効果についての検証を行い、今後も保護者・教職員の理解が得られた上で実施についての判断を検討してまいりたいと考えております。

次は、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、2の③県内及び曽於市周辺自治体の小中学校のフッ化物洗口の実施状況について、お答えいたします。

県内では、小中学生を対象に10自治体が実施しています。

曽於市周辺自治体の状況については、鹿屋市、志布志市、大崎町が実施しており、都城市は小学校で一部実施し始めています。垂水市、肝付町、南大隅町等の自治体は未実施です。

なお、都市部の鹿児島市や姶良市など、一部自治体は、フッ化物洗口の効果を十分見極めた上で実施に向けての判断を考えているようです。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

2回目の質問に入ります。

財部高校の跡地問題の譲渡関係のところですか。先例事案として岩川高校跡地の譲渡がありましたよね。あのときにもたしかいろんなこと、似たような話を聞いたんですけれども、そのときの経緯をちょっと説明をしてもらえますか。

○企画課長（外山直英）

では、当時、私が教育委員会の総務課長をしておりましたので分かる範囲でお答えさせていただきます。

岩川高校の譲渡につきましても、当時、譲渡契約、それから、所有権移転が終わっておりませんで、関連予算は当初予算ではなく、6月議会のほうに提案させていただいたと記憶しております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

県の見解としては、今回と同じように譲渡後の計画をしっかりと作成ができて、それを見た上ではいと譲渡ができないということではあったと聞いているんですけれども、ただ、そのときに譲渡時に予算は通っているか通っていないかは問われていなかったんですよ。今回はその予算を計上して、それを見極めた、見た上で判断をするというような今の話だと思うんですが、何でこう違うんですかね。担当者が変わったんですか。

○企画課長（外山直英）

それでは、岩川高校の関連と今回の件と、お答えさせていただきます。

前回、岩川高校の譲渡の際には公立小学校ということで、目的そのものが公益性が担保されておりましたので、事務手続上、少し遅れたというふうに認識しております。

今回の財部高校につきましては、公益性を検証する段階で大学との連携事業、それから、畜産関係団体との貸し付けといいますか、公募するような状況、それから、全体事業が実現するかというところを検証されておられるようです。

よって、県のほうとも協議しましたけれども、関連予算を計上させていただくことに特に県から異議が出たことはありませんでしたが、実現性を確認する上で予算を計上させていただいて、国の審査を待つという状況になっているところでございます。

○8番（上村龍生議員）

市の担当者としてもよくあることだと思うんですけども、まずは、担当者の裁量によって幅がいろいろとあるのは事実あるんですよね。裁量の範囲内というか、それぞれの担当者で変わることはあります。けど、そこはしっかりと説明して納得していただけるように努力しないといけないと思うんです。

市長、それはどうですかね。今回は特に。後ほど話をしますけれども、私の聞いた情報では、この間の秋の説明会のときには獣医学部サイドのほうからは2次診療施設の話が今のところ計画はないというような話だと。これも非常に微妙な話ですので、あまり突っ込んだところは話をしませんけれども、獣医師会のほうではどうしても2次診療施設がなければ魅力のある施設はできないよということをされているわけです。その話を鹿大側とすると、県から市への譲渡がないとその話はできませんというところで、入り口でストップがかけられているというお話を伺っているんです。

県・市の手続の状況だけではなく、具体的にこの計画を練る上で非常に譲渡のところは問題になると私は思っているんです。

というのも、獣医師会の方々も大変心配をされております。もしそれが実現できなければ、本当に魅力のある施設にはならないのではないかと。

1回目の質問でもいたしましたけれども、財部に施設、この獣医学部の施設ができると北海道の帯広畜産大学とこの鹿大、この施設に全国から獣医学生が希望を出してその研修を受けるようになる。そのときに、帯広畜産大学は1か所に。大学ですから研修施設が全部まとまっているわけです。

ただ、難点は、冬は寒いですからこちらの南九州のこっちのほうが有利なんです。

でも、研修施設が鹿大と財部に分かれてしまう、不便になる、魅力がなくなってしまうのではないかと危惧されているわけです。ここはどうしても担当者のレベルでそうであれば、市長が直接説明、説得に行くべきではないかと私は思っているんですが、市長、どうですか。

○市長（五位塚剛）

まず、やるべきことは、今回、お願いしております予算を認めていただいて、今後のスケジュールに沿った事業を進めていきたいと思っております。

当然ながらこのスケジュールの中で今言われているような問題も必ず出てきますので、これについて鹿大ともよく相談しながら進めていきたいと思っております。

○8番（上村龍生議員）

レジュメ等を作ってきたんですけど、このとおりに行かなくて、先に話をしてしまったんですけど。

先般、鹿児島県議会がありまして、この施設についての質問を瀬戸口県議がされております。一部ですが、その会議録をちょっと紹介させてもらいたいと思うんですが。

「曾於市と鹿児島大学の共同獣医学部が連携して県立財部高校跡地に獣医養成研究施設、南九州畜産獣医学部拠点を整備することとなり、鹿大生だけではなく、全国から学生を受け入れる施設を整備して、全国初の産業動物の医師を確保し、地域防疫の担い手の育成を目指すこととされております。御承知のとおり、近年のペットの人気により獣医師の数は増加しているものの、犬、猫など、小動物に6割が流れてしまい、家畜診療に携わる獣医師はわずか1割にすぎないのであります。牛、豚、鶏の肥育頭数が全国上位にある本県にとっても喫緊の課題であります。しかし、今回のこの計画によりまして、産業動物を診る獣医師不足が慢性化している中で産業動物獣医師を育成する拠点が畜産地域である本県において進められている意義は大きいと考えます」ということで県からの答弁ももらっているんですけども。

要は、この大型動物の産業家畜の診療に携わる獣医師をこの南九州、財部の施設で養成する機関ができるんだけれども、そこが魅力のある機関にならなければ、こちらに希望者が来なくなる恐れがある。それを危惧しているという話なんです。

今回の議会において、今、市長が言われたように関連予算が計上されていますけれども、私はこの施設を造る上で獣医師会サイドのほうから要望のあるこの2次診療施設というのはこれはやはり鹿大サイドと詰めて、それに関する予算計上も関連してくるのではないかなと思っているんです。

一つ確認ですけども、今回の施設の内容については、当初に計画をしていた、当初、改修計画がありまして、いろんな部屋の施設のあれがあったんです。頭の中

に入っているんですけども、それから変更はあったんですかね。

○企画課長（外山直英）

議員がおっしゃるのは一番最初の計画かということですかね。

○8番（上村龍生議員）

はい。

○企画課長（外山直英）

一番最初の計画では、少し診療施設といいますか、レントゲンやCT等を設置するような計画が当初はございましたが、現在では診療部分については、その施設、施設といいますか、設備や部屋については現時点ではないところです。

○8番（上村龍生議員）

要はその部分です。そこがみそなんですけども、県との協議を重ねて、これも微妙なところであまり公に話ができないところもあるんですけども、後付けでということになると大変だと思うんです。だから、その辺のところをしっかりと詰めた上での予算計上をしないと、心配しているんですよ、そのままでいいんだろうかと。

これは獣医の先生たち、特に地元の人たち、これは鹿大の共同獣医学部に希望者が少なくなれば、これは曾於市だけではなくて、鹿児島県全域、南九州全域の家畜の獣医師不足の解消にはつながらなくなるわけです。ですから、その辺はしっかりと詰めた協議を早急に行っていくべきじゃないかと。その中身は先ほどから言っているようにいろいろあるんですけども、そこはもう私もですけども、獣医師会の先生方は非常に心配されているんですよ。その辺のところを、市長、もう一回ちょっと考えてみてもらえますか。

○市長（五位塚剛）

この問題につきましては、やはり鹿大の先生方の考えもありまして尊重しているわけですけど、将来的には2次診療も十分できるというふうに私たちも思っております。そういう話合いも今後詰めていきたいというふうには思います。

○8番（上村龍生議員）

長い目で将来的にそういう方向に行けば非常にありがたいことではあるんですが、一番懸念をするのは、曾於市が資金を投入してこの施設を整備をした、最悪のパターンですよ。希望者があまりいない。経費だけがかさんでくるという状況だけは避けていかななくてはいけない。

経費のお話になりますが、今度、馬の飼育もされる計画ですね。こっち側のほう、全体的なところでいいです。ランニングコストをどのぐらい見込んでいるか、報告してください。

(何ごとか言う者あり)

○議長（久長登良男）

暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時32分

再開 午前10時35分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（外山直英）

大変失礼いたしました。

この施設につきましては、畜舎部分につきましては、公募により畜産団体に貸与いたしますので、管理をいたします一般財団法人のランニングコストといいますが、現時点で想定しておりますのは、1,900万程度でございます。

○8番（上村龍生議員）

その中で馬の内訳というのは分かりますか。

○企画課長（外山直英）

馬につきましてはまだ詳細を詰めておりませんが、シミュレーションといまして、維持管理といいますが、ランニングコストが大体こちらは2,300万円ほどかかります。これは、財団のランニングコストとは別で、馬管理部門につきましては、公募を想定しておりますので、公募した団体のランニングコストというようになります。

○8番（上村龍生議員）

なぜ馬の話をしたかと申しますと、牛の場合にはある程度帳消しにできる部分があります。肥育牛の売却が可能なんですけれども、馬の場合には非常にコストだけがかかって、出ていく分しかないというふうに伺っているんです。特に馬の場合には蹄（ひづめ）、爪のあれは、爪にかぶせるのは何というんですかね、輪っかは。蹄鉄。あれをほとんど毎月替えていかなくてははいけない。経費とかこれ出ていくお金だけということで非常にランニングコストがかかりますという話をお聞きしました。

そういうことを含めて、コストはかかるけれども、学生が集まらずに非常に経費だけが最終的には曾於市の負担になると思うんですけれども。それが増えていくことの事態だけは避けていかなくてはならない。

そういうような意味で、早期のやはり話し合いを持つべきだろうと。そういう意味

での、今、譲渡を急ぐべきであるというのと。それはもう最初申し上げましたけれども、担当者も替わったんじゃないかという話をしましたけれども、曾於市としての、議会としての立場は基本的には譲渡をした案件でなければ議案として議決が通常は手続としてはできないという理解をするんです。だけれども、その辺のところをしっかりと説明をして、納得ができるようにしないと非常にややこしい問題になってくると思うんです。財部高校跡地ができたのに何で。いや、岩川高校跡地はできたのに何で今度はこんなだけなのと。

公共性を言えば、国からの話もう森山先生のほうからの話でもう通っている。

ただ、いろいろ状況がいろいろありますからこの辺もあんまり触れられない部分もあるんですけれども、そういうところで、担当者がなんか機嫌が悪いんじゃないですか。だから、そういうことを含めてしっかりと説得かれこれ、市として市長以下しっかりと取り組む必要があるんじゃないか、私はそう思っているんです。

市長、再度、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

この事業につきましては、私たちも何度も打合せをしながら進めてまいりました。また、森山先生をはじめ、鹿児島県出身の国会議員の先生たちの支援も頂きながら進めていっております。

当然、鹿児島大学ともこれを中身についてもちょっと詰めてきて、県とも交渉しながらやってきました。

基本的に今の県の考え方が国からの内示を確認をした、その時点に合わせて無償譲渡をしたいという話でありまして、今、国からの内示が大体この3月13日からこの大体その前後に内示を受けられる状況に来ているのではないかなと思っております。そのことを県のほうも見た上でちゃんと譲渡いたしますということも約束しておられます。知事も副知事もそういう状況でありますので、間違いのないというふうに思っております。

○8番（上村龍生議員）

岩川高校跡地のときにそういう話は聞かなかったですね。計画を示して、その方向性を示した状況で譲渡ができたんじゃないかと私は理解しているんですけれども、その資金的なところの裏付けから来るというところまで求めてきてはいなかったのじゃないかと私は思っているんです。

課長、それは担当者としてどうですか、その辺は。

○企画課長（外山直英）

議員がおっしゃるように、岩川高校につきましては、公益性を確認した段階で無償譲渡というようなお話は頂いておりましたが、譲渡契約あるいは所有権移転が完

了しておりませんでしたので、そこは議会に対してどうだろうかということもありまして、岩川高校につきましては、譲渡契約後、所有権移転後に予算を提案させていただいたところです。

ただ、今回につきましては、国の予算を獲得した段階でないと実現性という部分で担保できないというお話もありましてこういった手続を踏んでいるという認識でございます。

○８番（上村龍生議員）

そういうふうにも最初から思っている人にいろいろ言っても言い訳されるだけです。それはもう非常に難しいところがあるんですけども、ここは、でも、市議会もしっかりと説得して動けるように努力はしてください、本当に。

一番心配しているのは、さっきから言うように、これは曾於市だけの問題ではなくて、鹿児島県、南九州全般、産業動物の獣医師が不足している状況でどんなにして確保できるかということに関わってくると思うんです。それを早急に鹿大側との話合いができるように魅力ある施設を実現できるように、これは市を挙げて取り組まないといかんと私は思っているんです。

その辺のところ、市長、再度、何回もになりますが、その辺の決意のところをもう一回聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

今、言われましたように、この事業は私たち曾於市だけの問題ではありません。隣の宮崎県、また、熊本県、九州各県が非常に注目しておられます。

特に鹿児島県はこの地元の県として、県としても全力で取り組んでいきたいということもちゃんと言われているので、必ず私たちも、地域の方々、市民の皆さんの協力も得ながら、その前提となる議会の皆さんたちの御協力も頂きながら必ず実現するために強い決意を持って進めていきたいというふうに思います。

○８番（上村龍生議員）

それでは、２項目めに入ります。フッ化物洗口のところでございます。

まず、前提のところでもちょっとお話ししましたけれども、市長に健康寿命の延長もして、医療費に係る国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者の保険料等の削減を図る必要がある、これはもう共通の理解だと思うんですが、共通認識という理解でよろしいですかね。

○市長（五位塚剛）

共通認識でよろしいと思います。

○８番（上村龍生議員）

さらに、フッ化物洗口につきましても、長い目で見て健康寿命延長につながると

いうところも共通認識という点では間違いないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

長い目で見て基本的には同じ認識であります。

○8番（上村龍生議員）

教育長に今度は伺いますけれども、具体的に市内の小中学校でも最終的にはフッ化物洗口を実施したほうがいいという気持ち、認識であるということの確認もこれはよろしいですかね。

○教育長（中村涼一）

子供たちの歯の健康を進めていく、推進していくためには、いわゆるこれまで学校がやってきた歯磨き指導、それから家庭を含めたいろんな糖分の制限、それを含めて行って、成果が出ないのであればもう一つの方法としてフッ化物洗口、これもあり得るだろうなと私自身は思っております。

○8番（上村龍生議員）

1回目の答弁でもありましたけれども、こども園・保育園でこの洗口を実施している。その保護者の方々から「学校に上がったとき、何でないんですか」という話も来るんです。これは私も十分知っていますが、一部賛否両論あるのも十分承知をしています。

ただ、そういう保護者の方々もおられるんです。そういう方々への配慮といいますか、気持ちもやはり大切にすべきではないのかなと考えておるんです。その辺のところも含めて、教育長、再度、どうですかね。

○教育長（中村涼一）

フッ化物洗口については非常に賛否両論ある、そういう意見があるということは私も分かっております。

ただ、私自身が一つ思うところは、結局、それはリスクの問題ではないかなと思っております。賛成・反対、それぞれ安全だ、いや、違うという意見でいろいろとあるんですが、この世の中で絶対安全というものが本当にあるのか、市販の風邪薬でも効能も書いてあれば副作用も書いてありますし、今回のコロナワクチンでも11歳以下のワクチン接種も始まりましたが、保護者がどちらのリスクを取るか、それで判断されて、される方、されない方、いらっしゃると思います。

もし学校で実施するとなった場合は、やっぱり保護者にそのリスクはきちっと理解していただいて、そして、その上で望むのであれば学校でやっていただく。

ただ、学校でやっていくという上で、はいと簡単にできる問題でもありません。これらについては、また教育委員会でも十分考えていきたいと。

私自身はやっぱり子供たちの健康が第一だと。それを守るために、我々、学校、

大人が何をすればいいのかということでやはり子供主体で考えていきたいと思っています。

そのためにできることが何なのか、そこはしっかり考えて、教育委員会でももうちょっと議論をして、進めるのであればきちとした形でやっていきたいと思っています。

○8番（上村龍生議員）

私は進めていく方向での質問をしているんですけども、非常に気になっているところは、教育現場、先生方、小学校・中学校も御承知のとおり、非常に忙しい現場だと認識しています。一部では、学校はブラック企業になっているんじゃないかと、残業時間等も含めて。うちも息子が小学校に行っていますけども、もう本当にプライベートな時間はない。その中で、また昼休み等に時間を縛られてしまうということに対する配慮といいますか、その辺もしっかりフォローしながら進めていくことも非常に大事なのではないかなというふうに感じています。

この場面は、やはり教育委員会サイドだけではなく、市の執行部の保健課のほうともしっかりとタイアップをして役割分担なりをしながらできるだけ現場に負担のかからない方法で考えていくべきではないのかなというふうにも思っているんですが、その辺のところ、どうですかね。

○教育長（中村涼一）

上村議員が言われるとおり、いわゆる学校でのフッ化物洗口、集団洗口を反対される方は教員の中でもやはり学校内の、今でも多忙な上に新たな業務を、いくら子供のためといえ何でも学校が引き受けていいのかという議論がございます。

ただ、私も考えるのはやはり忙しいという、まずこの状況を十分踏まえた上でこれ以上学校に負担をかけない方法を。

例えば、県内で先行して実施しているところは、さつま町を除いてほとんど学校で洗口液を作っています。これは誰が作っているかというと、ほぼ管理職ですね。養教とかにさせているところもありますが、養教も非常に忙しいです。保健室に子供がいたりすると抜け出して洗口液を作るというわけにはいきません。

だから、そういう意味で、誰が洗口液を作るのか。当然、これはもう分量を間違えると大変なことになりますし、残念ながら県内でも一部の学校で希釈率を間違えてしまったという。人間ですからヒューマンエラーというのは絶対あります。

そういうことを考えると、そういう洗口液を作ったりする業務というのは学校にとって非常に負担になります。そこをさつま町の場合は町で作って学校のほうに配布するという形でやっているというのを聞いています。

いろんな、これは県内だけの例ですが、県外でどういうふうな形をやっているの

か、もうちょっと研究して、学校の職員の負担にならない状況、もう一つはやっぱりそういう今の忙しい、先ほどブラック企業並みと言われましたけど、こういう、今、ちょうど業務改善とか働き方改革を進めているところです。残念ながらこのコロナ禍でちょっとまた忙しくなってしまった。新たな消毒業務とかいろんな学校行事等が中止になったりして、また学校が休校、学級閉鎖と。授業もなかなか進まない状況もございます。

そういうことを踏まえると、このコロナ禍が終息した段階で十分今後どうするかを検討して、それまでには幾つか我々も教育委員会としてどういう形でやるのがいいのか、どういうふうに協力を、学校以外に協力を求めて、教師、職員に負担がないような形で進められるのか、そういうところをしっかりと踏まえた上で進めていけたらと思っております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

いろいろと課題もあると思います。保護者等の意見も踏まえながら、こども園・保育園等でやっている延長線と考えれば、また一つの方向性も見えてくるのではないのかなということも考えております。

いろんな御意見もあるんですが、総合的に、俯瞰的に総合的な全体的なところから見て、市長、その辺のところを再度方向性なり今の議論を踏まえて聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

この問題については、以前から議会でも取り上げられましたし、また同時に学校現場から先生たちから行政として強制的にすることだけはやめていただきたいという要望も頂いております。

また、親の方々も先ほどの議論の中で、賛成される方も反対される方もいらっしゃいますので、それは尊重しなければなりません。

今後、医学的に非常にまた進んだ形で問題ないというのが本当に立証されてきたときはそういう方々もある程度理解していると思うんですけども、現段階で行政として実施を積極的にやっていくということは今のところは考えていません。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

満額回答が出たらもう質問しないつもりだったんですけどね。今後とも引き続きこの件については質問をしていきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（久長登良男）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○11番（今鶴治信議員）

創志会、今鶴であります。議長の許可を得ましたので、私は大きく3項目について、市長、教育長に質問いたします。

まず、1番目に、コロナ感染症対策について。

①コロナ感染状況について、伺います。

②ワクチン接種の状況について、伺います。

③ワクチン接種の計画・予定について、伺います。

④学校の感染者対応（休校・学級閉鎖）について、伺います。

⑤介護施設・保育園・児童クラブ等の感染者対応について、伺います。

大きく2番目としまして、農業振興について質問いたします。

12月議会でも質問をいたしましたが、引き続き①サツマイモ基腐病対策として蒸熱処理施設の設置はできないか、伺います。

②国の事業復活支援金の特例で農家も対象となると新聞報道等がされましたが、事業内容について伺います。

③農業経営収入保険制度の加入状況（過去3年）について伺います。

④同じく農業収入保険の作物別加入状況（過去3年）について伺います。

最後に、3番目としまして、ふるさと納税について質問いたします。

①今年度の現在までの状況について伺います。

②返礼品の上位5品（過去3年）について伺います。

③企業版ふるさと納税の今年度の状況について伺います。

以上、壇上からの1回目の質問を終わります。明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1の④以外は私が最初に答弁いたしますが、質問事項の1の④については、教育長に後からから答弁させます。

1、コロナ感染症対策についての①コロナ感染状況について、お答えいたします。

令和4年2月23日現在で鹿児島県発表分が285人、宮崎県発表分が7人の合計292人の感染者が確認されております。

1の②ワクチン接種の状況についてお答えいたします。

令和4年2月23日現在の接種人数は、1回目接種が2万8,016人、2回目接種が2万7,784人、3回目接種が7,217人となっております。

1の③ワクチン接種の計画・予定についてお答えいたします。

現在、3回目接種を進めているところですが、2回目接種日から一定の間隔を空けて接種する必要があることから、接種可能になる方へ順次接種券を送付し、予約を受け付けているところです。

現在、主に2回目を8月頃に接種した方の予約を受け付けています。

また、3月中旬より、5歳から11歳までの小児向け接種を開始する計画ですが、国からのワクチン供給量に応じて11歳から順次接種券を送付し、予約を受け付ける予定です。

1の⑤介護施設・保育園・児童クラブ等の感染者対応について、お答えいたします。

介護施設については、それぞれの施設で策定してあるBCP計画や新型コロナウイルス感染対策マニュアルに基づいて業務を行っており、新型コロナウイルス感染症が発生した施設においては、保健所の指導の下、関係職員と利用者・入所者のPCR検査を実施し、感染者と非感染者の区別を行い、感染対策を講じています。通所施設については、感染状況に応じて1日から4日程度休業しているところです。

保育園・児童クラブ等については、主に保育所等における感染症対策ガイドラインのほか、保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係るQ&A及び地域子ども・子育て支援事業に係る新型コロナウイルス感染症対策関係FAQにより感染防止対策の徹底を行っているところです。

保育所等については感染予防に最大限配慮しながら、原則として引き続き開所していただくこととしていますが、感染者については、保健所の指導に基づき対応しております。

2、農業振興についての①基腐病対策として蒸熱処理施設の設置はできないかについてお答えいたします。

サツマイモ蒸熱処理につきましては、今回、JAおお鹿児島の施設で実施されましたが、市内全域の種芋を処理できる能力はないと聞いております。三州産業の蒸熱処理装置は1回当たり500kgの処理で1日1トンほどの処理能力となっております。

今後、県のアクションプログラムで令和7年度までに1万haの健全苗と健全なほ場を確保することとなっておりますので、県・JAと連携しながら協議をしていき

たいと思います。

2の②国の事業復活支援金の特例で農家対象の内容について、お答えいたします。

国の事業復活支援金につきましては、業種を問わず、個人事業者も支援の対象となっております。

内容としては、コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少比較により30%から50%未満と50%以上減少した事業者に給付金が支払われ、個人事業者は上限50万円となっております。

申請については、事前に登録確認機関が事前確認をしてからの本人申請となるようです。

2の③農業経営収入保険制度の過去3年の加入状況について、お答えいたします。

収入保険の年次別加入者実績は、令和元年度が11人、令和2年度が28人、令和3年度が63人となっております。

2の④過去3年の作物別加入状況について、お答えいたします。

作物別加入者は、令和元年度がカンショ2人、花き2人、茶4人、米1人、畑作複合2人です。

令和2年度が、カンショ6人、ピーマン1人、花き1人、茶10人、ブロイラー1人、米2人、畑作複合7人です。

令和3年度が、カンショ21人、ピーマン1人、花き2人、茶27人、ブロイラー1人、米2人、畑作複合9人となっております。

3、ふるさと納税の①今年度の現在までの状況について、お答えいたします。

今年度1月末日現在の寄附件数の総数は8万3,234件、寄附総額は15億2,754万円となっております。

3の②返礼品の上位5品、過去3年分について、お答えいたします。

まず、平成30年度の1位は鹿児島県産黒毛和牛ステーキ800g、2位は焼酎の岩川特選飲みくらべセット、3位は鹿児島県産黒毛和牛黒豚しゃぶセット、4位はうなぎ蒲焼Bセット約600g、5は麦焼酎「老若男女」2Lパック6本セットであります。

次に、令和元年度の1位は曾於ポーク切り落とし3.2kgセット、2位は鹿児島県産黒毛和牛ステーキ800g、3位は年未限定鹿児島県産黒毛和牛ステーキ800g 黒さつま鶏付、4位は曾於ポーク県産鶏セット3.9kg、5位は焼酎の岩川特選飲みくらべセットであります。

次に、令和2年度の1位は曾於ポーク切り落とし3.2kgセット、2位は鹿児島県産黒毛和牛ステーキ800g、3位は麦焼酎「麦王」パック25%、1,800觔×6本セット、4位は曾於ポーク県産鶏セット3.9kg、5位は期間限定の曾於ポーク切り落と

し3.2kgセットであります。

3の③企業版ふるさと納税の今年度の状況について、お答えいたします。

令和3年3月31日に内閣府から企業版ふるさと納税を活用した地域再生計画の認定を受け、これまで9企業から4,250万円の寄附申出があるところです。

あとは、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

1の④学校の感染者対応について、お答えいたします。

現在、学校で感染者が出た場合には、本市の定めたマニュアルに従い、市教委判断で休校や学級閉鎖等の措置をしております。

また、休校・学級閉鎖等になった場合には、子供たちの学びを止めないという観点から、学校から学習課題を指示したり、健康状態等の確認をしたりしております。以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま、市長、教育長に1回目の答弁を頂きました。順次、質問項目順に2回目からの質問をしてみたいです。

コロナ感染症につきましては、一昨日、同僚の片田議員からもございましたので、かぶるところは割愛をして質問をさせていただきます。

その中で、先日の中でもワクチン接種状況について、国・県の接種率にすると曾於市が2月24日現在で21.2%ということではほかよりは進んでいるのかなという感想を正直思ったところでございますが、やはり連日FM等で感染者の発表がされておりますが、やはり若い世代等もだいぶ多いという感じで、この前の説明では家庭内感染が多いということでありましたが、やはり曾於市内では今クラスター、施設とかそういうところでクラスターの発生はないかどうか、伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

1月以降、クラスターの感染は確認されていないところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

なかなかコロナの感染率が高いということで、全国的にピークを越えたかという報道もございましたが、なかなか下げ止まり現象が止まっていないところで、まだまだ曾於市内においても予断を許さないところであると思っております。

その中で、接種計画につきましても先ほどございましたので。

今、10歳未満の、FM等でも発表がされておりますが、やはりワクチン接種を受けていない若年層の方が感染されているのが多いのかなというところでございますが、先ほどの答弁に出ておりましたけど、3月中旬より5歳から11歳までの小児も接種をするという予定であるということでありましたが、この南日本新聞等でも

鹿児島市内ではもう一部始まっているということで、一応、そういう予定であるということであるということでありますが、繰り上げて接種することはワクチン供給によっては可能であるかどうかを伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

小児ワクチンについては、曾於市に入荷予定日が今のところ3月3日、明日になります。その後、医療機関を通して個別接種をしていただくという形になりますので、個別接種については医療機関の協力を頂けたらやっています。

2月の中旬に医療機関と小児ワクチンについて協議を行いまして、この2月の13日以降にワクチン接種を行っていくということで協議を。

3月ですね。3月13日以降にワクチンの個別接種を行うということで、協議が済んでいるところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

以前、総括質疑でも質問したとき、集団接種は行えないという説明でございましたが、11歳から、順次、接種券が送付されて、片田議員の質問の中でもございましたが、やはり強制ということじゃないということで、理解された方から順にということでございますが、その予約等はもう市内の病院等では大人も一緒ぐらい、大人と同じようにどこも医療機関は対応できているのか、何か所ぐらい協力医療機関があるのか、伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

小児ワクチンについては、曾於市内6医療機関の協力が頂けるということで伺っているところです。

○11番（今鶴治信議員）

子供用ということで、ワクチンも3分の1ぐらいの量だということでありますが、今回の対象はファイザー製ワクチンだけに対応なのかどうか、伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

ワクチンについては小児用ファイザー社製のワクチンということで、大人用のワクチンとファイザー社製とはちょっと違った小児用のファイザー製のワクチンというのが入るようになっています。

○11番（今鶴治信議員）

もう日曜日は医療機関もされないと思いますので、学校等にも登校しなくちゃいけないということで、普通のインフルエンザワクチンと一緒になのかも分かりません

けど、放課後等、また、土曜日等を中心に予約接種が可能なのか、学校としてはワクチンを予約された場合はもう学校を途中休んでも接種を認めているのか、これについては教育長に伺います。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

学校、平日にワクチン接種を受ける場合には欠席扱いにはなりません。出席しなくたっていいという取扱いになりますので可能でございます。

○11番（今鶴治信議員）

そういった場合は医療機関のその接種の、多分、一般患者さんもいらっしゃると思いますので、可能な時間帯が予約でできると思いますが、その中でだったらいつでも受けられて学校は休みでない対応であるということで、その認識でよろしいでしょうか、保健課長。

○保健課長（櫻木孝一）

先ほど6医療機関に協力を頂けるということで御説明いたしましたけど、その中で日曜日にも接種していただく医療機関もあるようでございます。そういうところ、どうしても平日に休めないという子供さんたちが日曜日に、親御さんも休めなかったりするということがありますので、そういうところについては日曜日にやっている機関で接種していただければなと思っているところです。

○11番（今鶴治信議員）

子供の場合はまだ3週間置いてまた2回目ということでもあります。そういう報道もありますが、希望者によるということで、安心安全が確保されないと保護者の関係でみんながみんな受けられるかどうかは今後のことだと思いますが、その中で、順次、ワクチンの供給状況で順調にいった場合はどのぐらいの期間で希望者がほとんどだった場合を想定してでも1回目が終了する予定であるか、検討されるか、伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

今、ワクチンの供給が決まっているのが、3月に先ほど申しました供給量ということで2箱、200回分。3月の中旬以降に入ってくるのが500回分。その700回分については確定しているところでございます。

その後についてはまだしっかりした入荷の日が決まっておりませんので、ワクチンの供給量を見ながらまた予約状況を見ながら、接種券のほうも順次発送していきたいというふうに思っているところです。

最終的には、5月頃には終了できるのかなというふうには思っているところでござ

ざいます。

○11番（今鶴治信議員）

また大事なことを聞いていませんでした。今回、5歳から11歳までの接種予定者の対象人数は何人であるか、伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

1,800人を若干切ったぐらい、1,780人ぐらいになる予定でございます。

○11番（今鶴治信議員）

先日の片田議員の質問の中でもありましたが、いろいろそういう副作用についての内容も添付されて接種券を送られるということで、できるだけ、先ほどもありましたけど、病気になって後遺症とかの心配とワクチンによる後遺症の心配とすると、私としては感染せずにワクチンのほうを打ったほうが良いとは思いますが、それぞれの家庭の事情はあると思いますので強制はできないところです。

それについては先日詳しく説明がございましたので、続きまして、先に、学校の休校になるということで、片田議員の説明の中でもあったんですが、一人でも出た場合は学級閉鎖また休校等をされるという対応であると聞いておりましたが、一旦、学級閉鎖をされた場合に何日ぐらい閉鎖されるのか、また、そういう取決めは、保健所とか指導は進められているのかどうか、伺います。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

何日ぐらい閉鎖になるのかということですが、保健所、それから、校医の指導を受けまして我々もそこを判断しているところではございます。

1日から4日程度、土日を含みまして考えているところでございます。実際そうやっております。基本的には感染の疑いがなくなった場合というふうに判断しております。

○11番（今鶴治信議員）

そうした場合、感染された方はやはり8日ぐらいは休む指導なんですか、保健所からだと思いますけど。感染者が出た場合、された方は何日休むんですか。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったように、感染した児童生徒につきましては別件でございまして、7日程度というふうに。こちら保健所の指導を仰ぎながらやっているとところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

親から感染するのか子供さんから感染するのか分かりませんが、家庭内感染が問題になっているという説明で先日ございましたが、親が感染して子供さんはPCR検査で陰性だった場合は、その場合は学校に出校してもよろしいのか、保健所からの指導であると思いますが、どのようにやっているか、伺います。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

現在のところ、その場合でありましても登校は控えさせてもらっております。

保健所も陰性から陽性に転じるという場合も数件、数件といいますか、ありますので、そこは感染の可能性がなくなった場合に登校という措置を取っておりますが、ケース・バイ・ケースでございますけれども、そのような場合が多いです。

○11番（今鶴治信議員）

部分的でクラスターの発生はないということで今のところは安心しているところでございますが、まだ予断を許されないというところだと思っております。引き続き、消毒とか感染防止に、学校の場合は影響が大きいと思いますので対策をしていただきたいと思います。

学校関係は以上であります。ほかの施設、介護施設・保育園・児童クラブというところあるんでありますが、市としては保健所の対応ということでなかなか個人情報で把握できていないということであると思いますが、学校等はそういう感じでちゃんとマニュアル化されて、保健所からの指導の下、されているということでございますが、こういう介護施設等で発生した場合の対応については、市のほうでも保健所からの対応策について指導を受けているかどうか、伺います。

○介護福祉課長（福重 弥）

それでは、お答えいたします。

施設に関しましては、やはりまず熱とかあった場合には病院のほうに行って受診をいたしまして、PCR検査をいたします。PCR検査で陽性となった場合には保健所等に報告いたしまして、保健所の指導を受けて入院若しくは施設内で待機、待機というか、指導を受けるという方法になっていると。保健所の指導によるところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

福祉課のほうですので、保育園の場合、もし、児童クラブもですけど、園児、また児童が出た場合の対応はどうなっているか、伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

保育園・児童クラブ等につきましては、発生した場合には福祉事務所のほうに連

絡を頂いて、うちのほうにつきましては県のほうに報告をしております。

先ほどありましたように、名前等ではなく、何名発生しましたという形でありますが、これにつきましても、保健所等との指導を受けた上で十分相談をいたしまして一部休園等の措置を取っているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

保健所の指導であると思いますので、保育園等で園児が出た場合、やはり学校と一緒に、7日間休み、また、保育園をもし休園される場合は、ケース・バイ・ケースなんだろうけど、3日4日とか、そういう先ほど学校でもありましたけど、何かそういうマニュアル的な指導はあるのかどうか、伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

先ほどありましたように、国が示しておりますQ&A、FAQに基づきまして、今、マニュアルに基づきまして、それぞれ指導をしているところでございますが、それぞれ小さい子供になりますのでどうしても家庭内感染というのが疑われます。ですので、どうしても小さい子供につきましては、親等の、保護者等の接触があるということでございます。

それに伴いまして、家庭内、子供が出ますと、家庭内での濃厚接触者になりまして、皆さん、家庭内で休まないといけなような状況になっているとなっております。園におきましては、その一部休園ということで、ほかの子供たちにつきましては、園に来ていただいているところでございます。

近年、共働き等が多いということで、極力、園については開園をするという方向で、どうしてもというときには全部休園をとというようなふうに持っていくというような考えでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

児童クラブ等で、児童クラブというか、そういう児童さんがあったら学校も休まれるんでしょうけど、児童クラブに来られている方が感染者になった場合、その児童クラブの運営的にはどういうふうになっているか、伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

児童クラブにつきましては、小学校の放課後の活動ということで、感染した場合、濃厚接触者になった場合は、もう学校、先ほどあったように学校を休んでいるという状況でございます。

現在のところ、児童クラブにつきましては、2月に1か所だけ今のところ報告が。

今年になってから報告はあったところですが、その場合はその対象児童だけが休んで、あとにつきましては、活動を行っている。児童クラブにつきましても、極力開放していくという方向で実施しているところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

初期のコロナ感染が出た場合と違って、現実的になるべく休まずに対応されているということで、これ以上たくさんの人が感染しないように、これまでどおり徹底的な消毒と運営を求めて、早期のワクチン接種が一番大事だと思っておりますので、引き続き対応をしていただきたいと思いますと思っておりますが、1回目・2回目のときは生きいき健康センター等での集団ワクチン接種もありましたけど、今回はもうそういう集団接種は計画していないかどうか、伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

集団接種については、2月の第2日曜日から毎週日曜日に実施しているところで

す。

医療機関との協議の中で集団接種についてはモデルナ社製を使うということで、今、ワクチン接種のほうは、集団接種のほうは実施しているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

その場合、1日どのぐらいを対象にして集団接種を行われているか、伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

1回目・2回目と同様ですけれども、最高、午前・午後合わせまして900人ではできる体制はあるんですが、今、モデルナ社製ということでなかなか予約枠が埋まらない状況でございます。

今、2月に3回実施しましたがけれども最高多くて400人程度ということでしたので半日で済ませているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

ファイザー製が2回だったということで、うちの上司もそうだったんですが、そういうふうにして、対応で、ワクチン供給が十分だったら今もそうされているのかどうか分かりませんが、モデルナ製でも大丈夫だという人には予防接種計画をよりもうちょっと前倒しで希望を取っていらっしゃるか、そうとも思うんですが、そういう対応もされているのかどうか、伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

ワクチン接種の3回目につきましては、国のほうでの方針では、当初「8か月経

過後から」という形で方針が出されておりました。

その後、感染が全国的に広がったということで、65歳以上の高齢者につきましては「2月1日以降、7か月経過後に接種ができる」という方向で国のほうが決めました。

「3月1日以降は6か月の短縮化、6か月経過後から接種ができる」ということで、なったところです。

その後、ワクチンの予約状況に空きがある場合は、65歳未満の方々も6か月計画で接種ができるという形になりましたので、曾於市としましては3月1日からの予約については、6か月経過後の予約を取るように前倒しをしているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

臨機にワクチンを効率的よく使うということで、されるということで安心したところでございますが、いろいろ、全ての人が打たれるわけではないと思いますが、順調にいった場合、モデルナ社製が進まない場合もあると思いますが、3回目が希望者が大体打ち終わるのはどれぐらいに、今、6か月経過という状況なんですけど、どのぐらいを予定されるか、伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

どうしても、最短、6か月経過後となりますので、今年になってからまだ2回目を打たれた方もいらっしゃいますので、いつまでというのはなかなか難しいんですが、国の方針としましては9月いっぱいが一応ワクチンのほうは終了するというところで、今のところは計画ができていますところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

曾於市の場合は、毎日FMで報道していただいておりますので、今のところ、若干名はですけれども、高齢者が感染されている場合も報道されますが、若い、10歳以下とか若い方が多いと思うんですけど、高齢者等で保健所のほうから連絡がないと難しいんだと思いますが、重症化されている例はないか、もし把握されていたら伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

重症か軽症かというのも今のところ情報がないところです。また、入院されているか、自宅待機なのか、宿泊療養に入っているかという情報も今のところ市のほうには入っていないところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

先日の片田議員の質問等でもあったんですけど、伺いますが、保健所もそういうプライバシー保護的な守秘義務もあると思う。市のほうで問い合わせで報告がある内容と、全然できないのか、その辺は保健所からも報告だけだと思うんですが、今のところ。市のほうから積極的にそういうふうに関係を取りにいったら教えていただくのは難しいのかどうか、伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

個人の情報につきましては、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」というのがありまして、その中で公表基準というのが入っています。その公表の基準の中で、こういうことは公表してもいいですよ。こういう方は公表していませんという形でうたわれています。それに沿って保健所のほうでは情報を出しているんですが、それ以上のことはこちらから問合せをしても教えてはくれないということでございます。

○11番（今鶴治信議員）

これ以上感染者が増えないように関係者のこれまで以上の努力を求めまして、本人も自己責任がございまして、私たちも含めて消毒とか予防に徹底すべきだと思っただけでこの項の質問を終わります。

続きまして、農業振興につきまして、サツマイモ基腐病対策についてまず質問いたします。

今回、先ほどの答弁で、県・国等の補助であるというのが、20kgコンテナ箱で20個ぐらいしか処理能力がないというのは聞いておりましたが、12月議会で同僚の渡辺議員が質問されました大隅町の施設設置型の処理能力は大変大きいと聞いておりますが、この件について分かっていたら、農林課長に質問いたします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

J Aのお鹿児島さんのほうの伊屋松にあります貯蔵保冷施設ですね。そちらのほうを令和3年度にいわゆる補助金を頂きまして改修をされております。約630万ほどの事業費で、ファンとあとは加湿装置、そういったものを導入されております。この能力が1回当たりが19.2トンというふうになっております。処理の作業時間としては19.2トンが2日間かかると。それで、温度を落としていかなければいけませんので、取り出すまで3日間という処理能力でありまして、実績といたしましては、昨年12月で100トンほど処理をされているようでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

私も場所は聞いて、前に市と国等の助成でできた冷蔵施設だと聞いておりますが、議長と一緒に、そお鹿児島、農協の組合長のところに年始の挨拶に伺った際、非常に、先ほど、課長からもございましたが、既存のその施設を改良することで、三州産業さんと一緒になってされたということで、630万円程度の設置で可能であるということで、処理能力も先ほど報告にあった500kg程度ではなくて、相当数、今回、100トンできたということで、これが大隅町に1か所あるわけでありましたが、そお鹿児島農協でありますので、志布志市、大崎町もお願いにいったらそれを処理しなくちゃいけないということで、なかなか曾於市内の農家も希望しても杣が来ないんじゃないかという気がしております。

その中で、先日、徳峰議員の質問の中でもございましたが、サツマイモが占める曾於市の割合は全耕地面積の30%にも及んでおります。

今回、当初予算でまだ審議が済んでおりませんが、ユズの加工ラインを7億円かけてまた新しく整備するということで、ユズももちろん振興するのは賛成でございますが、曾於市内の耕地面積の2.6%にすぎません。やはり曾於市の大きな基幹産業であるサツマイモに、財部、末吉町の、選果場のそういう施設がこういう蒸熱処理施設として改良ができるかどうかは分からないということでございますが、もしそれが可能であるならば、630万程度の、今回は農協がされたということでございましたので、曾於市もぜひこういうのが対応できるものであれば助成をされて、みんなが種芋の消毒をできるようになるとまた基腐も対策として一助にはなるんだと思います。市長として、この点についてどう考えられるか、伺います。

○市長（五位塚剛）

市内にありましたたばこ乾燥の跡地利用という形でできないかということも検討はいたしましたけど、まず、今、JAさんがやっているこのことがどれだけ成果が出てくるかということを見極めながら、また今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○11番（今鶴治信議員）

2月17日の南日本新聞がこのサツマイモの基腐対応の、大きく裏表のこれを作っておられました。

私も非常に、自分で作っていないものですから、これを参考にしているいろいろ今回の質問もさせていただいたところではありますが、やはり種芋が昨年まではさほど外観からは分からなかったと聞いておりますが、私が知り合いの数軒の農家のところにも行ってみました。

ただ、今回貯蔵していた芋が、種芋の育苗ハウスに伏せ込む時期に相当被害にあっていて、最初、貯蔵するときはきれいなカライモを食べられたんですけど、そ

の説明会で、栽培講習会で腐敗したところのをカットして、消毒剤をしてそれを伏せ込んでも、少しは抑え、それで効果があるという報告で、そういうふうにして、まだ使えるのは切ってされておりましたけど、捨てるカンショが相当多かったところですよ。

そうすると、そういう種芋で育苗ハウスに出して圃場に植えた場合、どうなのかなど、農家の方もですが、私も不安に思ったところでございます。

その中で、新聞報道でいうと、処理しなかった場合よりは非常に効果があるという報告でございました。それを基にして、今度、種芋にした場合は、今年結果が出るところでございますが、ぜひやはりハード的にそういう効果が出ているということがあったら前倒ししてでも取り組んでいただければ。

本当は、カンショが本当作付ができなくなったら、同僚の迫議員、徳峰議員からもございましたけど、今後、代替作物等としては非常に高齢化が進んでいて、畜産用の牧草、また、カンショ等は機械対策ができていますので大面積をするには非常に有利な作物であり、また、価格も決まっておりますので、今年が本当に正念場ではないかと思っているのでございます。

今後のことでありますが、そういう効果等があった場合は前向きに市としても検討いただくか、もう一度、市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市のカライモを作っている方々の、ある意味、経営を支えるためには何らかの対策をしなきゃならないということは重々分かっております。

そういう中で、その立派な新しい苗を作っても最終的には今の圃場でいいのかという問題も実際出てきております。ですから、土づくりが非常に大事になってくるだろうというふうに思います。

そういういろんなことを考えながら、今後また検討していきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

今回も補正でもございましたが、カンショ農家に対しても助成をしていただいております。また、今後の審議でございますが、販売農家等に対してもまた5万円の助成ということで、市のほうもそれなりに対策をしていただいていることには農家の方々も感謝していると思うんですが、やはり、本当、カンショが、今度、霧島酒造のほうも買取価格を値上げするという話も出ていますが、農家の皆さんは非常に暗い顔をされております。やはり品物ができないことには高く買っていただいても売れないわけでございますので、あと、これは国・県は別にいろいろ対策をされているところでありますが、この蒸熱処理が効果があるという報道もありました。

ということで、これを今後経過を見て、ぜひ曽於市としても取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、国の事業復活支援金が今回農家も対象になるということで、自己申告であるということですが、コロナ感染症が発生してからのいろいろなそういう取扱店等で買い控えがあつて影響があった場合に、先ほど説明がありました30%から50%未満、また、50%以上の人に助成があるということですが、いろいろな作物によっても違いがあると思うんですが、曽於市内でこれの対象になるような作物等は予定されているのか、情報があれば、もし、農林課長に伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

事業復活支援金につきましては、以前ありました100万円の持続化給付金、その形と似たような形になろうかと思いますが、今回、あらゆる業種の方を含めて給付対象とするということになっております。

売上げの減少に応じて、50%以上の方は個人事業者で50万、30%から50%未満は30万というふうになっております。ただ、申請が以前の持続化給付金がいちいち報道等でありますとおり、不正等が生じておりました。そこで、今回のこの申請に関しましては事前確認が必要ということになっております。

これにつきましては、この事前確認をする登録確認期間というのを国が示しております。そこに登録をされたところが確認をしないと申請ができないという形になっているようでございます。

一般的に言いますと、商工会、それから農業協同組合、そういったところになるということなんですが、鹿児島県の場合は経済連のほうがこの認定を受けていらっしゃるようでございまして、農業協同組合等がその機関に入っていないようでございます。

そのほか、税理士さんであるとか行政書士さん、そういった方々が登録をされていけば、この方々が事前確認をしていただいて、その後に申請をすれば給付を受けられるという事業の概要になっているようでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

私も新聞等を見て、非常に内容が難しいと思ったところでございますが、確認団体が農協等が対象でなかった、難しかったわけですので、入っていないということで、商工会、税理士等であるということですが、個人申請ということで、オンラインによる申請というのも書いてありましたけど、農家にこういうのがあるということで、全ての方が対象になるわけではないと思いますが、情報として市で取り組

むのも限度があると思いますけど、国・県・市を通して、技連会とかもあるんですけど、どういう周知とかを市としても協力できないか、そういうことは検討されないか、伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

市といたしましては、今、そういった啓発あるいは広報等はしていないところでございます。

以前の持続化給付金に関しまして、いわゆる行政側のほうとしてはそういった広報等はしていなかったと思います。

商工会さんのほうで各事業者、そういったところにはお知らせという形でされていたようでございます。もちろん、農業者の方々も商工会のほうで申請をされた方もいらっしゃるようでございます。

この給付金に関しましては、支援金に関しましては、非常に前年度との比較の対象といった部分で農業の場合は今回またただ単にその同月を比較するというのではないということも書いてございます。非常にハードルが高いのかなと思っておりますけれども、現在としては行政として、今、そういった周知かれこれはしていないところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

手続上、みんながみんな出るというわけでありませんので、本当、説明等も難しく、誤解を招くおそれがということで、何かの機会で、県等が、県なんかが主体となってそういうパンフレット等で周知していただければと思っております。

続きまして、3番目の。もう何回も質問をしておりますが。

○議長（久長登良男）

ここで昼食のため、今鶴議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。

午後は、おおむね1時から再開いたします。

休憩	午後	零時00分
再開	午後	1時00分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、今鶴議員の一般質問を続行いたします。

○11番（今鶴治信議員）

農業振興の3番目の農業経営収入保険制度について質問いたします。

令和元年度より新規に始まった国の事業でございますが、過去3年の加入状況を

伺ったところ、令和元年は、初年度、11人、令和2年は28人、令和3年度が63人と非常に加入者も増えてきております。そして、作物別でもお聞きしたところ、先ほどの答弁でお茶が4人から令和2年は10人また27人に。カンショ等もそれなりに増えてきていると思っております。

私も事あるごとに農家の方々にも「市のほうでも助成ができましたので、ぜひ自己防衛のためにも加入されたほうがいいんじゃないか」ということを勧めておりますが、特に先ほどから質問しておりますカンショの基腐病が今後増えてきた場合、収穫量が減って収入減になるおそれがあると思っております。令和3年度で21人に入っていたいたということですが、まだまだ農家戸数からすると少ないと思っております。

そこでありますが、私も以前から質問しておりましたが、白菜、キャベツ等の指定産地による廃棄処分の助成、安定基金の非常に助かる事業でございましたが、大隅町、指定産地を受けた場合になかなかほかの曾於市の末吉町、財部町は加入が難しいということでございましたが、この新しい制度は耕種作物であれば何でも入れるということで非常に合理的で農家の手助けになると思っております。

市長も助成を、3分の1であります、そういう制度をつくっていただきましたが、この制度に対して市長の見解はどうであるか、伺います。

○市長（五位塚剛）

新しい制度の下、農家が仮に収益が落ちたときにも支援する制度であります。私たちも、いろいろ共済組合からも要請がありましたので補助するようにいたしました。しかし、青色申告をされている方が基本になっているということもありまして、同じ農業者ながら白色の人たちが対象にならないという非常に欠点も私はあると思っております。

こういうことも含めて国も見直しをしてほしいと思っております。

○11番（今鶴治信議員）

市長の考えられているということも、市民に対する平等性ということで考えた場合は、青色申告ということに今の制度が限られているので、白色申告の人が漏れているということで問題はあると思いますが、何より国の動向で言いますと全体的に青色申告者の現在の令和3年度時点で申告者の中の経営体の21.3%が加入されているということで、まだ、全国的に見ても青色申告者の2割しか入っていない状況でありますので、まずは、今、白色申告のほうの拡大も、いろんな会で市長からも要請していただくのはもちろんであります。この加入者を増やして安定経営につなげるということで、以前も提案したんですけど、3分の1で、1年、志布志市、大崎町、そして、輝北町も鹿屋市であります。3年間、補助率を段階的に下げなが

らされているということで、曾於市だけが1年だけであるんですが、いろいろ私が加入を勧める中で、ネックは、最初の保険の掛金が自分の9割補填にされる場合の8割以上の10%分が自己積立金でありますので、収入が下がらなかった場合はそのまま積立として残りますが、かなり掛け捨て的なところがあるもんですから、そこは最初の投資が大きいということで二の足を踏んでいられるのかなということですが、實際上、応募者の方々が最初は少なかったんですが、いろいろ先に入られた方々が助成を受けられたということで入っている方が多いです。

そこで、以前から言っているように、曾於市も、白色申告者に対する疑念は分かるんですが、3年にほかの市町に合わせてできないものか、市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

私たちも、いろんな補助制度がありまして、基本は公平にすべきだというふうに思っております。ただ、今後どうするかというのはまだ検討していないところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

普通の個人事業者の場合は、個人は決算の時期が違いますので、その決算に合わせてこれから先も入れるんですけど、令和4年度は12月で締切りでございますので、今年入らなかった方は、カンショの収穫時期が非常に基腐が広がらなければいいかなと思っているところでございます。

ということで、価格安定的にもぜひこの補助を3年に延ばしていただいて、以前からも言っておりますが、農協のほうも何%か出していただいて、初期の掛金のネックを少しでも加入しやすいようにということでありますので、その辺について農協等にも市長も何かあったときは提案いただけないか、伺います。

○市長（五位塚剛）

また、今後、農協さんを含めて共済の方々から相談があると思います。そのときはまたいろいろと議論していきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

本当、被害がないことがいいんですが、もし入った方がそういう対象になってそういう共済が下りたという例があるとますます加入者は増えると思うんですが、まずそこまで増えていない状況でありますので、ぜひ今後とも市のほうも3年の助成また農協等に対する協力もお願いしたいと思います。

農業振興につきましては以上としまして、時間も迫っておりますが、ふるさと納税について質問いたします。

総括質疑でも上村議員がありましたけど、20億円、昨年あったのが今年は現在のところ15億円ちょっとしか行っていないということで非常にコロナ禍の中で減って

いるんじゃないかということを思っているところであります。

今回、企業版が増えたということで非常にこの部分はありがたいことと思っておりますが、この企業版ふるさと納税は新しい制度でございますが、企業に対してはどういう恩恵が、税負担等、あるのか、伺います。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税の企業版というのはどこの自治体でもできるわけではありません。当然ながら、国に対して市のほうから企業版をしたいという計画書を出してそれが認められた自治体だけができるようになりますけど、これは曾於市以外の企業の方が曾於市に何らかの形で支援をしたいということがあったときに法人税の最高の限度で9割が軽減措置されるというものでありまして、同じ税金をそのまま取られるということよりも一定の自治体に寄附をすることによってその会社がその自治体に対するいろんな形での認知度が高くなって、また信頼度が上がるという意味では企業にとってもメリットがあるんじゃないかなというふうに思っております。

○11番（今鶴治信議員）

ちなみに、4,250万円の9企業から寄附申出があるということでございますが、そういう国の認定を受けるということで、これは主に使途としてどういう方向に使う予定であるか、伺います。

○市長（五位塚剛）

このふるさと企業版につきましては、何といたっても、今後、財部高校跡地の南九州畜産獣医学の拠点事業をどうしても成功させるために、また、運営をするための支援をお願いしたいということでいろいろお話しいたしましたので、そういう方向のほうに利用させていただきたいというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

大きな金額のところも補正予算の中でもございましたが、これは1回限りしかできないのか、毎年、企業側が希望されればその目的に合ったら続けてできるのかどうか、お伺いします。

○企画課長（外山直英）

今回の企業版のふるさと納税につきましては、当該年度に寄附された金額につきましてはその年度の事業にのみ充てられるというルールがございます。

ですので、令和4年度に再度寄附していただいたときには令和4年度の事業のみに充当できるというルールがございまして、企業につきましても、何回していただいても結構ですが、法人税の枠の中でのみ9割軽減というルールがございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

非常に9社に協力していただいているということで、今後も目的ある事業に対してということで、新たにまた事業展開ということで、年度内に使わなくちゃいけないという制約があるというので、そこら辺の。

そうしたら、寄附目的金額の上限というのは市のほうで設定するわけですかね、全体的な寄附。事業が確定したのに使うということだったら。伺います。

○市長（五位塚剛）

金額については、曾於市が決定するのではなく、法人の会社が年間に法人税関係でどれぐらい税金を納めているかという状況の下、相手の企業のほうがどれだけ市に寄附しますという。

要するに、9割軽減のことがありますから、それ以上、寄附しても軽減には企業としてもならない部分があるから、それは相手の企業がこれだけ協力したいんですけどということで金額を決めてもらっております。

○11番（今鶴治信議員）

先ほどの企画課長の説明でありますと、当該年度にかけての、もし、その年度内にその目的以外に使い切らなかった場合は返額しなくちゃいけない寄附なんではないか。

○企画課長（外山直英）

今、企業版のふるさと納税で充てられる事業が限られていると申しましたけれども、これはまち・ひと・しごと創生総合戦略の中の事業というふうに限定されておりました、その中の財部高校関係の事業に充てられると。

今回、補正予算でお願いしております事業費が20億円強です。この中の市の持ち出しといいますか、財源負担の部分が上限ということでございますので、単純に20億円のうち10億円が市の持ち出しとしますと、今回、事業に充てられる限度は10億円ということになっております。

○11番（今鶴治信議員）

大体、分かりました。

また、全体的にふるさと納税について質問いたします。

この前の総括質疑でもございましたが、15億円でコロナ禍の折、非常に厳しいところであるということで、引き続き努力するというので、観光協会のほうに委託しようかという話でもございましたが、ちなみに、私も、知り合いの議員に、大崎町、志布志市、都城市にお伺いを立てました。

その中で、途中経過でございますが、志布志市は、現在までに、昨年が51億1,000万円ありましたが、現時点で50億8,000万円を頂いているそうです。そして、大崎町は43億円を現時点で集めているということで、都城の場合は、12月末現在の

情報でございますが、127億円ということで、近隣の都城、志布志、大崎町が隣接する中で、職員の方々が努力されているのに水を差すわけではございませんが、先日の総括質疑でもありましたが、曾於市が一番最初に鹿児島県でふるさと納税制度に取り組んで先行的に頑張ってきておったわけでありましたが、平成30年が16億9,000万円で17億円ぐらい、元年度は19億円、2年度が20億4,000万円ということで順調に伸びてきたところでございますが、本年度も、一応、企業版と合わせてふるさと納税は18億円を予定しておられますが、この18億円を元に返すにはどういう努力をしなくちゃいけないか、課長に伺います。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、ふるさと納税のことにつきまして、今、御質問がありました。

確かに、今、言われますように、曾於市につきましては、大分、県内でも早くこの事業に取り組んでおりました。

今、今鶴議員のほうから例に出されました隣接市町につきましては、確かに曾於市に比べますと実績が相当上がっていると。これは事実なんですけれども、私たちといたしましては、今回、順調に上がってきたわけですけども、令和2年が約20億4,900万円だったんですけども、今回、補正でお願いしているところが16億円ということになっております。

総括質疑でもありましたけども、とにかく、今、返礼品、寄附者はそれをまず選ぶということになっているといいますか、そういう形で、そこで結果的にどこの市町村に寄附をするという形になっております。

ということになりますと、どうしても返礼品につきましてもいろいろと、返礼事業者、応援事業者があるわけですけども、そういう方々と話し合いをしながらほかの市町村に見劣りしない部分でなければならないということは重々承知しておりますけども、各自治体で比べられるわけですので、それは承知しております。

ただし、返礼品につきましては、調達費用は3割以内ということになっております。そういう規制もありながら、そこをいかにどういうふうにしてできるかということは担当課としては今後また返礼事業者と打合せをしていきたいと。

その中でも、インターネットにおいて、広告で、インターネットを利用して寄附される方がほとんどですので、そうなったときに目につくインターネットの広告のやり方。

従来のやり方という形で今まで伸びてきたものですから従来どおりのやり方をしておりました。それ以上、何ができるかといいますとインターネットの広告をしないといけないと。

ただし、それも、返礼品については、3割の規制、今度、寄附を募る募集経費と

というのが5割以内というのが、寄附総額からそういうのを計算しまして5割以内という。

また、これもそういう規制があるもんですから、それをいかにクリアしながら、有効的なのといいますか、どうしても10月、11月、12月にかけてが寄附の金額が多いです。それに向けて、PR、広告も検討していきたいと考えております。

○11番（今鶴治信議員）

志布志の場合は港湾商工課が窓口になって、実際上の運営は志布志市特産品協会というところをお願いしているということでございます。

曾於市でも観光協会のほうに委託されるとか聞いておりますが、今でも取り組んでいらっしゃるのか知らんけど、一回、ふるさと納税をしていただいた寄附者の方々に対する年賀状とか季節の礼状でもいいですけど、そういうことに引き続きずっとこれまでも取り組んでいらっしゃるかどうか、それについて伺います。

○商工観光課長（安藤 誠）

ふるさと納税をしていただいた方には、寄附をしていただいたときに、お礼状といたしますか、まず、当然、寄附を頂きましたという確認の証明書、そして、今後ともよろしく願いますということのお礼状は出しております。

今、言われるような年賀状なり、若しくはそういう定期的につきましては、まだそういうところは力不足だったということで思っておりますので。それもまた募集経費の中に入ってしまうもんですから。

ただし、今後、リピーターといいますか、1回していただいた、2回していただいた、そういう方々を大切にしないと次がないということは考えております。今、質問の中でいいますと、1回はしておりますけども、月次といいますか、年次的にはしていないところであります。

○11番（今鶴治信議員）

時間も迫っているところでございますが、市のほうでも努力されて、結果が今こういうところで伸び悩んだというところでございます。自主財源として非常に期待しているところでございますので、志布志市等々とかの取組は、そういう顧客というか、協力者の方々にそういう季節ごとの連絡もされてそういう人を離さない状況であると聞いております。それとまた企業版ふるさと納税が曾於市にとってまた新しく増えてきておりますが。

○議長（久長登良男）

時間が。

○11番（今鶴治信議員）

大崎町は3億3,000万円の企業版ふるさと納税があったということでありますの

で、引き続き、曾於市のほうでも努力していただきたいことをお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 2 3 分

再開 午後 1 時 2 5 分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第 8、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

皆さん、こんにちは。3 番、れいわ会、瀬戸口恵理です。

曾於市は手話言語条例が制定されていますので、自己紹介を手話で行わせていただきました。

それでは、通告に従いまして大きく 4 つの項目について質問させていただきます。

1、子ども・子育て支援事業について。

①本市における未就学児や就学児童の日曜・祝日、夜間の保育や預かりサービスについてどのようなものがあるか、お伺いいたします。

②日曜・祝日、夜間の保育や預かりサービスの必要性について市長の見解をお伺いいたします。

2、新型コロナウイルス感染症による自宅待機世帯の支援事業について。

①新型コロナウイルスの陽性者の自宅療養や濃厚接触者の自宅待機において本市が行っている支援についてお伺いいたします。

②肝付町や東串良町では食事や衛生用品の支援事業を始めておりますが、本市でも同様の事業について実施の予定がないか、お伺いいたします。

3、環境基本計画について。

①本市のごみの年間ごとの排出量と処理経費について推移をお伺いいたします。

②ごみ排出抑制を推進するために本市が取り組んでいる内容についてお伺いいたします。

4、官民連携について。

①官民連携において本市が過去に取り組んだ事業や今後取り組む予定の事業についてお伺いいたします。

②本市に官民連携に関する総合的な専門部署があるのか。ない場合にはその設置の予定があるかについてお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、瀬戸口議員の質問にお答えしたいと思います。

1、子ども・子育て支援事業についての①本市における未就学児や就学児童の日曜・祝日、夜間の保育や預かりサービスについてどのようなものがあるかについてお答えいたします。

現在、本市においては、未就学児や就学児童の日曜・祝日、夜間の保育や預かりサービスに対応する事業所はないところです。

1の②日曜祝日・夜間の保育や預かりサービスの必要性について市長の見解についてお答えいたします。

令和元年5月の第2期子ども・子育て支援計画策定に伴うニーズ調査において、夜間利用の調査項目はありませんが、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についての調査項目では「利用する必要があるか」が80%と最も多く。

（「70%」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

「する必要がある」が70%と最も多く、次いで「月に1回から2回は利用したい」が26.4%、「ほぼ毎週利用したい」が2.1%となっています。

以上のようなことから、本市における需要は少ないものと考えております。

2、自宅待機世帯の支援事業についての①本市が行っている支援についてお答えいたします。

陽性が判明した場合、保健所が入院や宿泊施設入所の調整を行いますが、その際、入院又は入所が決定するまでの間、自宅待機が必要になる場合があります。

陽性者の自宅待機者については保健所が聞き取りを行い、周囲に支援者がいない場合は県が支援を行うことになっているため、市では実施していないところです。

また、濃厚接触者の自宅待機者については、周囲に支援者がいない場合は食料品や生活用品等の買物は短時間での外出が認められているため、市での支援を実施していないところであります。

2の②肝付町や東串良町では食事や衛生用品の支給事業を始めているが、本市でも同様の事業について実施の予定がないかについてお答えいたします。

陽性者の自宅待機者については、周囲に支援者がいない場合、県の支援が行われるため、市では予定していないところです。

3、環境基本計画についての①ごみの排出量及び処理経費の推移について、お答

えいたします。

本市のごみの年間排出量について過去５年間で申し上げますと、平成28年度8,326トン、平成29年度8,272トン、平成30年度8,289トン、令和元年度8,370トン、令和２年度8,513トンと増加傾向で推移しております。

ごみ処理に係る経費につきましては、ごみの収集・運搬に係る経費、資源ごみの処理に係る経費、クリーンセンターの管理費、大隅最終処分場管理費及び財部最終処分場管理費を合計すると、決算額は、平成28年度３億2,303万4,641円、平成29年度３億717万6,416円、平成30年度３億588万2,353円、令和元年度３億484万3,725円、令和２年度２億9,817万9,595円と推移しております。

３の②ごみ排出抑制推進のための取組内容についてお答えいたします。

ごみ排出抑制を推進するため、本市が取り組んでいる内容につきましては、生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、家庭用生ごみ処理機器購入者に対し、補助金を交付しております。

また、日常生活に伴い排出される一般廃棄物のうち、再生利用が可能な有価物の回収活動を実施する団体に補助金を交付することにより、資源ごみの回収活動を促進するとともに生活環境の保全とごみの減量化を図っております。

このほか、FM放送や広報紙を通じて補助金制度の広報や食品ロス削減月間の周知に取り組んでおります。

４、官民連携についての①本市が過去に取り組んだ事業や今後取り組む予定の事業についてお答えいたします。

指定管理者制度による施設管理の民間委託については、合併後に締結した施設が51件であり、そのうち、現在締結している施設が19件あるところです。

指定管理以外では、市営桜ヶ丘団地建て替え事業を平成29年度から令和３年度までPFI事業のBT方式を採用し、実施いたしました。

今後、取り組む予定の事業については、現在、指定管理者制度により施設管理を行っている19件については引き続き民間委託を継続するとともに施設の建て替え等に関して官民連携が図れるものについては積極的に導入を検討してまいります。

４の②総合的な専門部署があるのか、ない場合はその設置の予定があるかについてお答えいたします。

官民連携については、これまで各事業を所管する各部署において検討・実施しており、専門部署は設置しておりませんが、今後、設置について検討してまいります。
以上です。

○３番（瀬戸口恵理議員）

②のところで預かりサービスの必要について調査をしたということでお答えいた

だきましたが、その中で夜間利用の調査項目がなかった理由についてお伺いいたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

夜間利用という項目についてですが、一応、時間帯については朝の6時から8時までの間は調査しているんですが、夜間といっても深夜的なものもありますので、こちらとしては深夜的なものの朝の6時から8時までの調査はしたところなんですが、深夜的なものがなかったというところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市長の御答弁の中で本市における需要は少ないものと考えておりますと頂きましたが、ニーズがないイコール潜在ニーズがないということにはつながらず、例えば、利用できるサービスがもともと曾於市にないがために親自身が働き方を変えているということも多々あります。

私自身も自分がフルタイムで正社員として働いているときに、預け先がないからということで職場のほうに無理を言って役職といろいろもめていたんですけれども、その当時の上司のほうに理解いただいて働き方のほうを変えたということもありました。

実際、子育て世代が日曜・祝日、夜間にも働きたい、また、スキルアップのために勉強会に参加したい、夜間会議に出席したいなど、理由は様々なんですけれども、市民の方から、預け先がないために諦めたり、代わりに身内に休みを取ってもらって申し訳ない気持ちを持ち続けたまま働かれているという方もいらっしゃいます。

その中には、もちろん看護師や介護福祉士さんの医療・福祉の職種の方も含まれており、預け先の解決が慢性的な人材不足の解決につながり、ひいては医療・福祉サービスを受ける側である高齢世代の方にもメリットが十分にあると私は考えておりますが、その点について市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

女性の方が働く環境を変えながら子育てをしたいという、そういう方のために夜間保育をするというのは非常に大事なところであります。

ただ、現実としては、夜間保育をしてくれるような施設、そういう提供できるところに非常に手を挙げていただいております。そのためには、別途、新たな費用がかかるということで、現実的にはそういう背景があるのではないかなと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

夜間保育も含めて日曜・祝日の間に子供を預けられる環境というのは、今後、また定期的にニーズを調査していただいて考えていただきたいことなんですけれども、また、若い子育て世代の方々と、現時点、自営業の方若しくは今は勤めているけれども、これからまだ先は長いので、起業を考えている起業を目指す方にとっても自由に働けるという意味では今後とても重要なことになるかと思います。

その上で、この問題は、例えば、本市は移住を促進しておりますけれども、移住してきてほしいと願う子育て世代に対して、移住先として本市を検討しているが、ほかの自治体に比べてサービスに差があるなどでなかなか移住に踏み切れない、若しくは周りの人に勧められて移住してきたが、働く親、特に自営業の方にとってはなかなか働きづらくて大変な問題だと思っていらっしゃる方も多くいらっしゃいます。

御承知のとおり、私自身が小学校の子供が2人、幼稚園児を2人育てている中で今働いているわけですが、ママ友さん、それぞれいらっしゃいますので、実際の本音の声を聴く機会が多いんですけれども、移住してきたら思ったより住みにくかったとおっしゃっている方も正直いらっしゃいます、とても私としては残念なことだと思っています。

男女共同参画の面においても、女性の社会進出や昇進やスキルアップを阻む問題としても、今後、ニーズ調査も含めてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

現時点で施設を設置するということは費用面でも難しいということなんですけれども、今後、それに代わる事業としてはどんなものが考えられるのか、お伺いいたします。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

市のほうで子育て支援センターというものがあります。これについては、大隅、末吉、財部、それぞれ1か所ずつ設置してありますけれども、令和4年度から、この支援センターの中で、末吉の子育てセンターのみになりますけれども、一時預かりを、今まで、キッズ開放の空いている時間、9時から10時までと3時から4時までの1時間ずつで一時預かりをしていましたけれども、これを最長3時間まで夜7時まで預かるというような形で令和4年度から計画しているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

確認させてください。最長3時間まで預かれるということは、例えば、9時に預けた場合にそこから3時間預けられるということでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

そのとおりでございます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

福祉関係では先般の12月に瀬戸口議員のほうから質問いただきましたファミリー・サポート・センターの開設というのを計画しているということで、12月の議会でありましたように市長のほうも10月に新たにこども未来課ができると。その後、令和5年4月からファミリー・サポート・センターの開設を考えているということです、カバーがそれでできるんじゃないかなというふうに考えております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。

まず、子育て支援センターにおいてなんですけれども、私自身が第2子を産んだときに預かり事業が始まったと認識しているんですが、短過ぎて、行って帰ってきたら終わってしまうということがあったので、利用に至っていないところだったので、3時間預けられるということはとてもありがたいことだと思っております。

また、ファミサポの設置に関しても大変前向きに検討していただいて、ファミサポは、また支援される側と支援する側において、信頼関係の中で、例えば、夜間であるとか時間外であるとか対応していけるというふうに認識しておりますので、今後もニーズの調査をしていただきながら施設の設置が難しいのであればほかのサービスの中でいろいろフォローしていただきたいと思います。

続きまして、2番の新型コロナウイルス感染症における自宅待機世帯の支援事業についてお伺いしていきます。

現在、市長の御答弁の中で陽性と判明した場合は基本的に保健所の聞き取りによって県が支援を行うことになるということで、また、濃厚接触者の自宅待機者においては周囲に支援者がいない場合は短時間での外出は認められているということだったんですけれども、例えば、子供が陽性者になってしまった場合、大体、家庭内感染になりますので、母親も濃厚接触者として自宅待機をしないといけないということになっているんですけれども、狭いコミュニティの中でのことなので、例えば、短時間だから買物に行けるとは言われているんですが、買物に行くのもなかなか周りの目もあって難しい、また、小さな子供を抱えて買物に行くとして、子供は陽性者なので家に置いておかないといけないんだけど、自分だけが外出して買物ができるということはなかなか難しい状況になっております。

例えば、保健所や県の対応では不十分な部分をカバーする支援事業として次々に鹿児島県内でも各自治体で取り組み始めている事業ではあると思うんですけれども、本市において、過去、このような事業について提案がなされたり、実施を検討されたことがあるかどうかについてお伺いいたします。

○保健課長（櫻木孝一）

この事業につきまして、濃厚接触者について、1月の中旬頃だったと思いますけれども、保健課のほうでも検討したところでございます。

その中で、保健所ともいろいろ話を聞いた中で、短時間での外出は認められていると。生活用品とか食料品については短時間で人のいない時間帯を見計らって買物をしてくださいということで保健所のほうが指導しているということでしたので、今のところはそれで終わっているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

同僚の片田議員の一般質問の中でもありましたが、例えば、小さな子供がいるとか1人で留守番されるには心配な御家族が御高齢でもあると思います。その場合に市として今後そういった支援をするお考えはないか、お伺いいたします。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

昨日の片田議員からの質問でもあったとおり、市長のほうがそういうときがあったら前向きに検討するということでしたので、今後はそういう要望等がありましたら検討させていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

前回の片田議員の質問の中でも、どうしてもときは連絡してくださいというふうにお話があったと思うんですけども、連絡先について、明確な、例えば、相談先であるとか市として提案先を明示するおつもりがあるかどうかについてお伺いいたします。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

基本的にはコロナの感染については保健課のほうがいろいろ行っておりますので、保健課のほうで対応させていただければと思っておるところです。

○3番（瀬戸口恵理議員）

なかなか、子供を育てている母親としては本当に、例えば、実情をお話ししますと、子供がいる場合は最大3週間以上自宅待機をしないといけない場合が実際にありました。

私も相談として受けたんですけども、例えば、最初、子供の保育園であるとか学校でまず濃厚接触者若しくは陽性者が出た場合は、検査をしたりとかして子供が濃厚接触者であるとなった場合に検査をするわけなんですけども、陰性であってもしばらく待機しないといけなかったり、また、陰性から転じて陽性になった場合は、陽性者は、保健所が指定する期間、自宅療養して外に出れるんですけども、家族

間で感染しなかった場合、結局、陽性にならずに一緒に家族で過ごしたんだけど、濃厚接触者になった場合は、陽性者が社会に出てからさらに1週間、その人たちだけ待機しないといけないということで、私の知っている中で、3週間、自宅にいないといけないという方がいらっしゃいました。

その方はお母さんだったんですけれども、母親として、小さい子供を3人抱えて、家の中で走り回らせることもできず、食料は、たまたまその方は近くに実家があったので、そこから届けてもらったんですけれども、必ずしも実家との仲が良好とも言えないこともありますので、現時点ではなかなか対応が難しいということだったんですけれども、近隣の自治体でも次々に事業を始めているということもありますので、また周りの状況も見ながら本市のほうでも再度検討していただきたいと思います。

あと、その場合に、プラスして、子供がいる場合は学校の場合は宿題などの対応があったりするんですけれども、未就学児がいる場合は未就学児が部屋で過ごすときに子供もストレスがたまってお母さんもストレスがたまる。

例えば、お母さん一人だった場合に、幼い子供を抱えたまま、ずっと、最初の1週間は何かあったとしても、子供同士、ストレスがたまっただけで喧嘩をしたり、逃げ場がない、息抜きのない場でそれが毎日続くわけです。

なかなか実際に経験してみないと分からないことだと思うんですけれども、一旦、真剣に想像していただきたいと思いますけれども、何がつらいかというと精神的にだんだん追い詰められてしまっていくことがあるんですね。

例えば、昨今、虐待死のニュースでもあるように、それは自宅待機が原因ではないんですけれども、同じ空間にずっとこもっていないといけないという場合は子供がかわいいはずなのになかなかうまくできなくて精神的に追い詰められて、職場に対しても申し訳ない気持ちもあるということもあってなかなか大変なことがあるので、できれば、保健課のほうは予防接種とか感染者の対応で忙しいということでもありますので、ほかの課でもフォローなどをしていただきたいと思いますところであるんですけれども、そういうのはどうか、分からないですが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

コロナに関する問題は基本的には全て保健所に対応していただいております。

本人が市に相談する場合に自分が陽性者だということを名乗りを上げなきゃなりません。それで市に相談があれば当然ながら市としてもちゃんと検討しなきゃならないと思うんですけど、非常にコロナ対応というのは現状がそういう要するにまだまだ周りから感染者だということが断定されるといろんなことが想定されますので、

非常に難しいものがあるんじゃないかなと思っております。

ただ、基本的には困った人のことについては、相談があれば当然ながら市としては対応しなきゃならないというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

その問題もあるかと思います。

ただ、ほかの自治体でも同様な案件によって実際に実施に至っているところもありますので、知られたくない方は自分から申請しないですけれども、どうしても助けてほしいという方はその方が直接市のほうに連絡して電話にて申請できる体制が整っているところもありますので、ほかの自治体の例も見ながら、今後、本市においても検討していただきたいと思います。

続いて、3番、環境基本計画についてお伺いいたします。

まず、先ほど①の質問の答弁において、ごみの年間の排出量について御答弁いただきました。本市においては人口が減少している割にはごみの量が減っていった推移になっておりますけれども、それに関しての見解をお伺いいたします。

○市民課長（上村 亮）

それでは、私のほうで答えをさせていただきます。

ごみの推移につきましては、可燃につきましては横ばい若しくは減少傾向にあるものの、粗大ごみにつきましては増加傾向にあるところでございます。

こちらにつきましては、コロナ禍の影響等によりまして自宅で過ごされる時間が増えた関係によりましてごみが増えているのではないかと考えているところございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

コロナ禍で自宅で過ごされる方が多いという影響を反映しているということでしたが、それでは処理経費についてなんですけれども、市民の方が恐らく思っている以上に捨てるものに対して大きなお金が使われている現状になっていると思います。これは私としては大変もったいないことだと思っております。

また、伺った話によると、ふるさと納税で得たふるさと基金においてもお金がごみ処理に関して使われているというふうにお伺いいたしましたが、その金額が分かれば教えていただけないでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、議員のほうからありました思いやりふるさと基金、こちらのほうにつきましては、曾於市のほうでは基金条例の中で活力あふれるふるさとづくりに関する事業から環境整備に関する事業で6つの事業に該当するようにしております。

この中で申しますと、環境の整備に関する事業というところで、思いやりふるさ

と基金を、令和3年度の決算、今回の補正予算の段階では1億3,650万円を充当しているところでございます。

ただ、これにつきましてはいろいろ中身がございます。今、議員の言われました部分につきましてはごみ減量対策に関わるかなと思うんですが、この分につきましては1億450万円を思いやりふるさと基金のほうから出しているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、御答弁いただいた内容を聞いて、先ほどの今鶴議員の一般質問の中にもふるさと納税の増額をというお話が出ましたが、得るお金のことも考えなければいけないですし、出ていくお金のことも考えないといけないと私は思うんですけれども、例えば、思いやりふるさと基金の中の使用されているごみ減量の1億450万円の金額を別の事業に使うことができれば市民の方へ新しい支援やよりよいサービス提供ができるようになるわけです。

もはや人口減は大なり小なり避けられないことであり、ごみも比例して下がっているわけではないですので、例えば、今、空き家の処分などでも多くのごみが出るわけです。ということは、本市全体でごみの排出量を減らし、予算の面においても環境保全の面においても様々な角度で今後取り組んでいくべき事案だと思っております。

では、本市の年間ごとの排出状況や処理経費について先ほどお伺いいたしました、その中で各項目や種類ごとの内訳が分かれば教えていただけないでしょうか。

○市民課長（上村 亮）

お答えいたします。

ごみの種類についてお答えをさせていただきたいと思います。

ごみの種類につきましては、まず、可燃ごみにつきましては、平成28年度が5,456トン、平成29年度が5,582トン、平成30年度が5,488トン、令和元年度が5,785トン、令和2年度が5,436トンでございます。

次に、不燃ごみにつきましては、平成28年度が1,000トン、平成29年度が845トン、平成30年度が872トン、令和元年度が808トン、令和2年度が685トンでございます。

次に粗大ごみでございますが、平成28年度が521トン、平成29年度が602トン、平成30年度が659トン、令和元年度が890トン、令和2年度が1,179トンでございます。

続きまして、資源ごみにつきましては、平成28年度が1,349トン、平成29年度が1,243トン、平成30年度が1,270トン、令和元年度が1,087トン、令和2年度が1,213トンでございます。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

今、重量に関して内訳をお教えいただきましたが、可燃ごみの重さが多いわけで、では可燃ごみに対して生ごみの割合が分かればお伺いいたします。

○市民課長（上村 亮）

それでは、お答えいたします。

こちらにつきましては、生ごみの量でございますが、ごみ質分析結果より得られた数値でございますけれども、こちら、3年間の平均といたしまして1年間に590トンとなっているところでございます。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

それでは、先ほど、リサイクル、資源ごみの重量をお伺いしましたが、こちらをリサイクルに出した際の収益をお伺いいたします。

○市民課長（上村 亮）

お答えいたします。

資源ごみの収益でございますけれども、令和2年度につきましては1,333万1,965円であったところでございます。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

もう一度、ゆっくりとお願いします。

○市民課長（上村 亮）

申し訳ございません。令和2年度につきましては1,333万1,965円でございます。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。

1,333万1,965円ということで、では資源ごみの中で収益が高いものをお伺いいたします。

○市民課長（上村 亮）

収益が高いものにつきましてお答えいたします。

令和2年度につきまして、売却収益が高かったもの、多かったものにつきましては、まずアルミ缶でございまして、重さが44トンでございました。金額で申しますと508万2,564円でございました。

次にペットボトルでございまして、こちら、87トンでございまして、金額にいたしますと278万546円でございます。続きまして、鉄くずでございまして、182トンでございまして、金額が227万3,220円でございました。

以上です。

○3 番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。

意外とリサイクルに出したときの収益があるということが分かりましたが、では可燃ごみは燃やすというより水分を蒸発させることに対してエネルギーを使うと言われております。

そのため、各自治体では、例えば、志布志市のように各家庭でバケツに生ごみをためておき、自治会ごとに回収したり、若しくはごみ袋に入れる際に水分をよく切って出すように各自治体から市民の方へ広報しているところが多くあります。

本市においては、その点、市民向けのラジオとかを聞く限りではそういったことを聞く機会があまりないように思われますので、ごみに対しての関心が低いように感じております。

リサイクルに関しても、きれいなうちにちゃんとゆすいで出せば、きれいにして出せば不燃ごみとして出さなくて済む。つまり、あまり汚れていると資源ごみとして回収できずに不燃ごみとして出さないといけないという現状がありますので、きちんと処理することによってリサイクルとして回収され、収益につながることをもっとアピールしてほしいと思っている次第でございます。

また、ほかの自治体においては貴重な資源でもある金属類もリサイクルとして回収しているところもありまして、例えば、本市においては、アルミ箔も鉄も家庭で出た分に関しては、ほとんど全て不燃ごみ、つまり埋め立ててしまいます。この部分においても今後は金属のリサイクル化という点において検討していただきたいと思っております。

また、分別においても市民の方がこれはどれで出していいのかなといったふうに分からないことが多々あるかと思うんですけれども、多分、分別のために冊子を出していらっしゃるかと思うんですけれども、その中にも載っていない項目があったりします。

それがリサイクル率の低下や正しく仕分けられていないことに対してクリーンセンターの職員の方の作業負担が増える要因にもなるかと思っておりますので、分かりやすい分別と広報を積極的をお願いしたいと思っております。

前回の私の一般質問でLINEの広報の充実をお願いして本市の公式LINEにも早速リッチメニューを設定していただきました。志布志市の公式LINEにごみ・環境というリッチメニューの項目がありまして、手軽にごみの分別方法を調べられるようになっております。

ごみの種類、例えば「おむつ」と入力すると、「一般ごみ」と、本市でいう可燃ごみなんです、即時に返信が届く設定になっております。「生ごみ」と入れると、こちらは一般ごみではなく「できるだけ自家処理をしてください。生ごみの日に生ごみバケツに入れてください」と返信が出るようになっております。

それでは、ごみ排出抑制について、本市の取組の中で、家庭用生ごみ処理機器購入者に対し、補助金を交付しておりますというふうに御答弁を頂きました。こちら、いわゆるコンポストになるかと思うんですけれども、生ごみのコンポストの補助金制度について詳しく伺いいたします。

○市民課長（上村 亮）

お答えいたします。

家庭用生ごみの処理機器購入補助金でございますが、こちらにつきましては、市内の一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するとともに、ごみの処分に対する市民の意識の向上を図るため、生ごみの処理機器及びコンポスト等を購入される方に対しまして補助金を交付させていただいているところでございます。

こちらにつきましては、市内の店舗で購入されたものに対しまして、年に1回でございますが、購入価格の2分の1の金額を補助させていただいているところでございまして、2万5,000円が限度となっているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

こちらは、私の認識では、1人1台、1年間に1回限り申請できるというふうに思っているのですが、そちらで合っていますでしょうか。

○市民課長（上村 亮）

こちらにつきましては年に1回1台限りということでございますけれども、また次の年に購入となった場合にはその年の1回ということで補助のほうをさせていただいておりますので、数年にかけて1回限りではなくて、年に1回は補助させていただくということでございますので、2台目につきましては次の年に購入していただきますとまた補助のほうをさせていただいているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、今までコンポストの家庭用生ごみ処理機器購入の補助金に対して申請件数をお伺いいたします。

○市民課長（上村 亮）

それでは、申請件数、実績のほうを御報告させていただきます。

こちら、平成28年度から始まっておりまして、まず、28年度は42台につきまして申請を頂いたところでございます。平成29年度につきましては、17台の申請を頂いたところでございます。平成30年度につきましては、48台の申請を頂いたところでございます。令和元年度につきましては、50台の申請を頂いたところでございます。令和2年度でございますが、61台の申請を頂いたところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

先ほどの購入補助の条件について追加でお伺いしたいんですけども、1人1台ということですので、例えば、5人家族が5人みんな申請した場合でも受けていただけるということでしょうか。

○市民課長（上村 亮）

お答えいたします。

こちらにつきましては世帯主という考え方にさせていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

世帯主ということですが、こちら、年齢に制限がありますでしょうか。

○市民課長（上村 亮）

要綱につきましては年齢制限ということはないところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

追加でお伺いさせていただいたんですが、成人の年齢がまた今度変わるということで何歳からだったら対象なのかなということで確認させていただきました。

コンポストに関していろいろお伺いしましたが、大体、今ある家庭用生ごみ処理機器若しくはコンポストに対しては、ほぼほぼプラスチック製が販売されていると思います。

コンポスト自体もいずれ劣化によってごみになりますので、例えば、プラスチック製、最近、海の環境の問題でSDGSの観点からもプラスチックに関してはいろいろ言われているところなんですけども、分解に何百年もかかると言われております。

購入選択として本市においても木製も購入できるように市として今後努めていきたいと思うところなんですけども、今現在、購入する側として、どんなところで販売しているのか、どのようなものがあるのか、分かりづらいところがあるかと思います。販売店に対しても木製の取扱いをぜひとも今後推進していただきたいと思っています。

今現在、市民の方がこの補助金を活用しようとして購入するとしたらどんなところで購入できるか、お伺いいたします。

○市民課長（上村 亮）

お答えいたします。

市民課のほうでもコンポストにつきまして販売先等を幾つか確認したところでございます。そちらにつきましては、ホームセンターさん、そしてスーパー、ホームプラザ等がありまして、今、こちらのほうで確認させていただいているところにつ

きましては4か所ほど確認させていただいているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ごみの削減に関して、コンポストの活用に関してももう少し市民の方に周知していただいて、コンポストの今後の申請件数が上がるように、ごみ削減につながるように努めていただきたいと思います。

本市においても木材は資源として豊富にあります。ですので、例えば、自作する場合やワークショップ等での補助もぜひ今後は検討していただきながら考えていただきたいと思います。

市長にお伺いしたいのですが、環境基本計画においてのごみの排出抑制に関して現在の市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

曾於市はごみについてはクリーンセンターで基本的に燃やせるものは燃やしております。しかし、クリーンセンターの炉も年数の限りがありますので、あと10年ちょっとたったらまた炉の取替えというのが出てきますので、そういう意味では市民の皆さんたちにごみの搬出についても努力していただき、また分別をしていただき、なるべく延命しなきゃなりません。そういう意味では市民の皆さんたちにはいろいろな形での御協力をお願いしたいなというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。

市民の方もごみを削減することによって別のことに予算を使えるということを知っていただき、今後、ごみ抑制にみんなで取り組んでいけるようにしていけたらと思っております。

続きまして。

○議長（久長登良男）

瀬戸口議員、次の項目に。

○3番（瀬戸口恵理議員）

はい。

○議長（久長登良男）

ちょっと休憩します。

ここで、瀬戸口議員の一般質問を一時中止して、10分間、休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時26分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、瀬戸口議員の一般質問を続行いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

先ほど声が小さいと教えていただきましたので、もう少し大きな声で質問させていただきたいと思います。

4番の官民連携についてですが、本市が過去に取り組んだ事業や今後取り組む予定の事業についてお伺いいたしました。

その中で、ほとんどが指定管理者制度による指定管理の民間委託、残り1つが市営の桜ヶ丘団地の建て替え事業をPFI事業で行ったということでした。また、今後に関しては官民連携が図れるものに関しては積極的に導入を検討していますという前向きな答弁を頂いております。

その中で、官民連携に関しては、PPP（Public Private Partnership）というワードにおいてまちづくりや地方創生を考える上でも今後重要なキーワードであり、ヒト・モノ・カネを線で結びつける人材確保につながると考えております。

本市が、今後、本庁再編や人口減により予算削減を図っていく中で起こり得るであろう住民サービスの低下をカバーする方法としても官民連携の推進は避けて通れないことだと思っております。

また、繁忙期などにおける各職員の方の作業負担軽減においても今後は積極的に民間の手法を取り入れていくべきだと考えますが、市長の官民連携についての御見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

民間の方々の知識また活動量といいますか、これは私たち行政にないものをたくさん持っていらっしゃると思っております。今後の財部高校跡地も南九州獣医学の拠点事業の官民一体となった大きな取組だというふうに思います。

今後、いろんなことが展開されますので、なるべくそういう力を借りて曾於市の発展の事業に取り組んでいきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

前向きな御答弁を頂きました。

よく報道でもあるとおり、お隣の大崎町での盛り上がりようは目を見張るものがあるかと思いますが、今後、人口減により財政は逼迫していき、行政サービスのニーズはだんだんと多様化する中で、例えば、市内の企業が代表企業として、SPC（Special Purpose Company）、いわゆる特別目的会社を市内の企業を中心に構成していただき、市内にお金が落ちる仕組みの中で市内業

者のスキルアップも含めて行っていく、若しくはコンセッション、公共施設等運営方式で、今後、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能にすることにより利用者ニーズを反映した質の高いサービス提供を実現していくなど、どのような方法が本市に合うかを総合的に検証していきながらになるかと思いますが、今はどちらかというところに対しては各課ごとの縦割りになっているため、それらを総合的に俯瞰して見る部署がないように感じるため、今回の質問に至ったわけです。

市長、国としても、先導的な取組に関しては、例えば、専門家を派遣する事業があったり、国庫補助金を充実させる方針であったり、新聞等でも取り上げられたりする中で本市のアピールにもつながることだと思いますので、ぜひとも活用していただきながら取り組んでいただきたいと思います。

内閣府の「PPP／PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」というものがホームページ上にも出ております。これに関してPFIにおいては総額10億円という一つの目安が出ております。

つまり、総合で10億円以上であれば効果が出るはずだということなんですけれども、優先的検討規程の策定には人口20万人以上の都市が対象となっておりましたが、現在は10万人以上の市にも推進され、今後、さらに小さな自治体についても推進される可能性が十分考えられます。

今回、この官民連携に関して通告書を出す中で私自身も答弁してくださる部署がどこになるかが分かりませんでした。そこに既に答えが出ているように思うんですけども、総合的な窓口がないために、今後、その設置を前向きに行っていっていただくということでしたが、なるべく早く設置を検討していただきまして、各企業とのせめて最初のやり取りだけでも総合的にできるように対応していただきたいと思いますところであります。

また、中央官庁や企業と地方自治体との連携がもちろん欠かせないところなんですけれども、地方創生プラットフォームへ鹿児島県は23市町村が登録会員となっているようです。今後、本市において会員登録をする考えがあるかどうかについて伺います。

○企画課長（外山直英）

議員おっしゃるのは地方創生のSDGs官民連携プラットフォームのことだと思いますけれども、県内でも、現在、半数ですが、登録がございまして、今後、登録するかどうかはまた市長等とも相談しながら検討していきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今後、どうしても避けられない官民連携の項目において、本市としてもメリッ

ト・デメリットがあるかと思いますが、合う合わないもあると思います。

ただ、するんであれば早めにしたほうがいいかなと思うので、十分、検討していただきながら、今後、それを検討する総合的な部署も含めて検討していただきたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時35分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第9、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○9番（岩水 豊議員）

9番、新生会の岩水豊です。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

令和4年度の予算が提案され、施政方針が発表されました。しかし、具体性に欠ける部分が多く見られるようであります。

それでは、施政方針について質問いたします。

まず、①市独自のコロナ対策・支援についてどのような施策を掲げているか、伺います。

2番目に、コネクテッドカーの内容で、出先での業務の内容、制度上の課題等はないか、伺います。

③ゆず搾汁センターの増設事業で、ユズ生産量、現在の販売量、在庫などの現状、搾汁センターの今後の能力について伺います。

4番目に、地域振興住宅譲渡条例が提案されましたが、譲渡可能な住宅数は何戸あるか、伺います。

5番目に、住宅分譲地売払収入で財部町桜並木ニュータウン20区画の販売計画が予算化されていますが、販売時期はいつからか、販売金額及び今までかかった整備費総額は幾らになったかを伺います。

最後に、災害時の避難箇所です市内全域の避難箇所整備計画はどのようなになっているかを伺います。

以上、壇上からの質問といたします。誠意ある答弁を望みます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の質問にお答えしたいと思います。

1、令和4年度施政方針についての①市独自のコロナ対策・支援について、お答えいたします。

保健課では、ワクチン接種時の75歳以上へのタクシー利用料金の助成、感染症に不安があり、PCR検査を希望する方へのPCR検査費用の一部補助、コロナに罹患した方への疾病見舞金の支給を令和3年度に引き続き計画しております。

農林振興課では、農業者応援給付金事業として、販売農家に生産意欲を向上していただくため、令和3年中に農業収入があり、引き続き、農業経営を営む販売農家に対して一律5万円を給付する計画であります。

対象者は、専業又は第一種兼業農家で、個人・法人合わせて1,800経営体を予定しております。

1の②コネクテッドカーの業務の内容・制度上の課題等についてお答えいたします。

コネクテッドカーはつながる車のことで、通信機器を搭載した車で、現在、市役所で行える行政システムで発行する証明書等の業務が可能となることを想定しております。具体的には、住民票等の証明書発行や税申告受付等の広範囲な業務が可能となりますが、一部、実施できない業務も想定されます。

今後の運用については、行政区域が広範であり、車両も1台であることから十分な検証を行いながら確立したいと考えております。

1の③ゆず搾汁センターの増設事業で、ユズの生産量、販売量、在庫などの現状と果汁センターの能力についてお答えいたします。

ユズの生産量は令和3年度に1,013トンで、生産額は1億2,865万1,000円となっており、食彩センターの12月末売上高は2億1,144万円となっております。

食彩センターの果汁在庫は令和2年産と3年産を合わせて約337トンとなっております。

搾汁センターの能力は、現状で1日当たり平均25トン进行处理しておりますが、増設後は1日当たり43トン进行处理する計画であります。

1の④地域振興住宅譲渡条例で譲渡可能な住宅数について、お答えいたします。

曾於市地域振興住宅は、平成20年度に事業を開始し、令和2年度末で142棟を建設しております。

譲渡可能な住宅としては、過疎債の償還が終わった建物を譲渡可能な住宅としております。譲渡可能な住宅数は、平成20年度に建設した10棟、平成21年度に建設した11棟の合計21棟を譲渡可能な住宅としております。

1の⑤住宅分譲地売払収入で財部町桜並木ニュータウン20区画の販売計画及び整

備費についてお答えいたします。

財部分譲地については、昨年8月、現地に看板を設置いたしましたが、これ以降、電話等による問合せが100件近くあり、大きな反響を実感しているところです。これを基に20区画程度は販売できるのではないかと想定したところです。

販売金額ですが、近隣の取引実例や不動産鑑定評価を参考にしながら坪2万5,000円から3万円程度と考えております。

販売時期については、造成工事終了後、各種手続が完了した後の5月頃をめどに考えています。

整備費総額ですが、用地費と補償費、測量設計委託料、工事費の合計で3億551万4,000円となっています。

1の⑥災害時の避難所整備計画についてお答えいたします。

通常開設する指定避難所は、例外はありますが、各小学校区に1か所を基本としており、現在20か所であります。

避難所整備計画については、昨年、防災担当課を中心として各避難所の収容人数や立地条件等の状況を基に協議を重ね、優先順位を付して一定の整備計画を作成しましたが、避難所施設のほかの用途への活用との関連や小学校統合と建設用地の関連などにより現時点では正式に決定していないところであります。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、順次、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1番目の市独自のコロナ対策支援についてお伺いしていきます。

私がまずお伺いしたいのが、ここには答弁で出てきていない部分もあると思うんですが、感染者の方々の経済支援、具体的にいいますと、例えば、子供が感染して家族全員が自宅待機をされないといけないと。そして、今、1週間から10日程度、自宅待機をされているというところも出てきております。

そういう家庭の方々が収入減になった場合のそういうところに対する支援というのは考えていないのでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

この間、曾於市内でコロナに感染した方々が大分増えてきております。そういう方々に対して、この間、いろいろ生活困窮を含めて支援という形で10万円の支援を今現在やっているというふうに思っておりますが、引き続きそれは対象となると思います。

○9番（岩水 豊議員）

今、10万円を出しているのは子育て世帯全体に向けてですね。私は個々に感染さ

れた家庭というところに対しての支援というのは考えていないかということです。

○市長（五位塚剛）

コロナに感染された方々の家族に対して2人まで1人3万円という支援を行っているところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

私の認識不足であります。

これについては、周知とか、それとか、この財源については、この制度、3万円を出す制度については市でやっているんですかね。県ですか。国ですか。お伺いします。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

傷病見舞金については市単独事業でございます。広報については、1月の広報紙、あとホームページで広報したところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

分かりました。これからも広く広報していただきたいと要望しておきます。

今回、また、1,800経営体に対する5万円のコロナに対する農業経営安定を図るための補助金を出すようになっておりますが、これについての財源と財源確保の状況をお示してください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

農業者応援事業につきましては、今回、これの財源につきましては、地方創生のほうから8,100万円、そして、一般財源が900万円という考え方で対応したいと考えております。

○9番（岩水 豊議員）

間違いがなければ地方創生臨時交付金でよろしいわけですね。

○農林振興課長（竹田正博）

はい。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、地方創生臨時交付金の9,700万の歳入ですが、これについては確定しているということでしょうか。お伺いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

こちらのほうの地方創生臨時交付金につきましては3事業に充てて合計9,700万円ですが、これについては企画課と相談いたしまして、市長・副市長に、相談いたしまして、こちらの事業に充てるということで確定しているところでございます。

○9 番（岩水 豊議員）

財源確保はできていると。確定しているんですか。

○財政課長（上鶴明人）

国からの通知が来ておりますので、それに基づいて、今、企画課のほうで申請書を出している途中だそうです。

○9 番（岩水 豊議員）

財源の確保が不確定ということじゃなくともう確定しているという考えでよろしいでしょうか。

○財政課長（上鶴明人）

確定ということでよろしく申し上げます。

○9 番（岩水 豊議員）

いかに住みよいまちづくりということで施政方針の中にもコロナの感染防止対策と社会経済活動の両立を図りながら市民が安全・安心を実感できる社会となるよう全力を尽くしてまいりますということでありますので、コロナに感染した方々が経済的にやっていけない状況になって、いろんな形での生活支援というのがあります、生活困窮者に対する。それには該当しないけどという場合でも今回の先ほどの説明であったとおり、コロナに感染した家庭についてはそういう形で3万円というのは出るという認識でよろしかったでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

そのとおりです。コロナに罹患した方に1家庭2名まで1人3万円の上限6万円という形で交付しているところでございます。

○9 番（岩水 豊議員）

分かりました。

引き続き、先ほどの一般質問でもありましたとおり、ニーズがあるかないかということではなく、ニーズがないから必要ないということではなく、いかなる状況も行政としては考えながら予算組みもしていただき、対応もしていただきたいと要望しておきます。

次に、コネクテッドカーということで聞き慣れない言葉が出てきております。市長も答弁のときに言葉に詰まる部分が、私も舌をかむような内容であります、コネクテッドカーについてですが、先ほどありましたとおり、住民票等をその車の中で取れるということではありますが、そういう証明書等の業務を庁舎外ですということに関しての条例等の問題はないか。

進んだ市町村によりますとコンビニでこういう証明書等が取れるというところも

あります。条例、地方自治法等の兼ね合いも含めて、今度は市町村の条例等での整備は必要ないかどうか、伺いたいと思います。

○市長（五位塚剛）

全国には言われるようにコンビニ等で住民票やいろんな証明を取れるところが相当増えてきております。しかし、その分の負担は市が行政負担をしますので、そういう意味では、利便性はあるんですけど、かなり市の負担があるなというのは感じております。

今回のコネクテッドカーについても、九州では初めてですけど、全国ではあるようでございます。法律上は問題ないと思いますけど、一応、担当課長から答弁させます。

○企画課長（外山直英）

今回の件につきまして鹿児島県庁市町村課のほうに問合せをしております。先方の御意見ですが、特に法的に問題はないということでございました。

○9番（岩水 豊議員）

これについても、地方創生臨時交付金が財源と出ておりますが、今回、購入に当たって1,500万円ほど、たしか、だったと思うんですが、予算を必要としておりますが、今後、これの運営に係る経費として考えた場合、先ほど市長の答弁でもありましたが、コンビニで取ることはすごく利便性があると。コネクテッドカーが利便性があるということで導入されるわけです。

ですから、具体的にコネクテッドカーの必要性の確認、そして、これによる対応としてももう少し具体的に御答弁を頂きたいところですので、担当課長でも結構ですから説明をお願いいたします。

○企画課長（外山直英）

今回のコネクテッドカーにつきましては証明書等を発行するというのが一番の目的ではございませんで、オンラインで市役所とつながるところに一番の目的を持っております。

曾於市内の広範囲な地域で超高齢化が進んでおりまして、市役所に足を運ばれる高齢者の方も、免許書を返納されたり、それから思いやりタクシー等で来る際にも時間的な制限等がございますので、そういったことを勘案しながらICT端末を搭載した車で何か行政サービスができないかといった問題解決につながらないかというような認識から、今回、こういった事業を展開しようと考えたところでございまして、具体的には、各種行政窓口、それから税の申告、災害関連、いろんなところを想定しておりますが、議員がおっしゃるように、どこにどういったニーズがあるのかという検証につきましては運用後の課題というふうな考え方を持っているとこ

ろでございます。

○9番（岩水 豊議員）

運用上の課題ということは今議論されてもらっちゃ困るんです、予算化しているわけですから。予算化するんであれば、それなりの需要が見込める、その数字がどれぐらいを想定しているとか具体的なものを示していただかないと。

今回、導入する事業費として1,500万円程度かかるわけです。しかし、「それが実際に運用されていくのはこれからなんですよ。これからでないと分からないんですよ」では予算をこうして議会に提案されるときに説得力がない。しっかりと計画を練った上で出してほしい。

過去にもありました。宅配サービス事業についても3年ほどしてこの事業の役割は終えたという答弁で終わりました。これもそういう形になってもらっちゃ困るんですよ。

導入したら今度は運行する運用経費もかかるわけです。そういうのをするためには、何らかの……。九州では初めてです。でも、全国では何か所かあります。そういうところの検証等を踏まえてすべきじゃないかと思うんですよ。その辺の調査等はどのような形でされたか、再度、答弁を求めます。

○企画課長（外山直英）

まず、どのぐらいのニーズかということでしたので。1年間に、実績としては証明書等の実績でしかございませんので、約5万件ほどの証明書の発行件数の実績がございます。

○9番（岩水 豊議員）

市。

○企画課長（外山直英）

そうです。この5万件のうち、この車を使って1,000件程度の証明書発行ができるものではないかというふうな想定をしております。ここがニーズという部分でございます。

全国では、今年度ですけれども、鳥取県の中の2つの町で同様の事業を展開されておられます。一つの町では健康増進を目的とした健康管理を想定したオンライン、そして、もう一つのほうはマイナンバー受付を想定した車を想定しておられます。

また、こちら、少し国の予算が入っているんですけれども、福島県のほうで巡回車で証明書発行。こちら、恐らく災害時の被災地のことを想定された車だというふうに認識しております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

マイナンバーや健康増進が目的ということになりますと、単純に言いまして、そこに搭載されるＩＣＴ関連の機材等についても車両についても1,500万円というような予算がかかっているのか、その辺などは調べていないですか。

○企画課長（外山直英）

先ほど申し上げました鳥取県の２つの町の事例では県のほうがモデル自治体を募集されておられます。鳥取県のほうがそれぞれの自治体に750万円を上限に補助金を出している事業だというふうに伺っております。

○９番（岩水 豊議員）

これだけの予算を使って新しく導入するということで今回上がってくるわけですが、私たちとしても唐突に思えてならないんですね。

私たちは一般的にコネクテッドカーというのは車に乗っていて車が事故を起こしたときに自動で事故が起きたよと通報したりとか運転者の安全を確保するための車という認識でありましたので、今回、何でと思って質問書を出して聞き取りの中でこういう行政サービスということが大分理解できたところではあるんですが、しっかりとした需要と……。

我が曾於市の中で、特に交通の不便な方、ありがたいことに思いやりタクシーも走っております。そういうところでもカバーできないところ、そういうのを踏まえたときに、今度はその地区が、スマホであり携帯であり、電波が通じない、圏外になる、そういうところというのはこの車両というのは活躍できるんでしょうかね。お伺いします。

○企画課長（外山直英）

さきの議会で光回線につきまして議会の承認を頂まして曾於市内全域に光回線を引いております。現在、工事はほぼ完了しておりまして、現時点では電波が届かないという場所はありません。

ただ、一部の携帯会社のキャリアによってはつながりにくい場所があることも事実でございます。

○９番（岩水 豊議員）

もうこれはつながるんですね。

○企画課長（外山直英）

一部のメーカーといいますか、キャリアによってはつながらないということが確認されておるんですけれども、ほかのメーカーではつながるということは確認されています。

○９番（岩水 豊議員）

じゃあ、コネクテッドカーはそういう場所に行っても活躍できると理解してよろ

しいんでしょうか。

○企画課長（外山直英）

そのとおりでございます。

○9 番（岩水 豊議員）

車で直接じゃなくて光回線とかにつないですということなんでしょうか。利用方法についてはっきり分からない部分があるんですが、議員の皆さんが分かりやすいように説明していただけませんか。お伺いします。

○企画課長（外山直英）

簡単に申し上げますと、一般的な光回線と行政庁舎で証明書等を発行する専用回線の2つの回線がございますが、それぞれ2つの回線をこの車の中に搭載して回線に接続していろんな業務をやるということでございます。

○9 番（岩水 豊議員）

私としては、本当にこの車がどれだけの成果を持てるという。先ほど出ていたマイナンバーについては申請だけのことでですからデータを集めて持って帰って整理すれば済むと。

健康増進については、その先々でいろんな健診に使ったりという機材等で無線との兼ね合いとか本庁との直接的なやり取りというのは大分考慮できる部分がありますが、行政サービス全体にこれを活用していくとなると思わぬ障害も出ると思うんですね。

そして、はっきりした活用方法、具体性を見いだしていただかないと。広い曾於市全体の中で本当に活躍できる場があるのか。そして、宝の持ち腐れになるようなことにもなったら本当にもったいない話であります。

ですから、その辺もしっかりと研究していただき、早急にこれについては委員会等でも説明できるようにしていただきたい。ではないと、我々として唐突に聞いたこともない名前のことが出てきて。

この中に横文字が苦手な議員もいらっしゃいます。私もその一人です。その人たちでもすぐ分かるような内容と行政サービスの効果を明確にさせていただくことを要望しておきます。

次に、3 番目のゆず搾汁センターの増設事業についてであります。

現在の果汁の在庫状況、これは金額ベースでは幾らになるんでしょうか。お伺いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

果汁の在庫ですね。今、在庫が金額で換算しますと約3億377万5,000円ほどにな

ろうかというふうに思っております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

3億円ですか。年間の売上げは2億1,100万円ですね。

市長、在庫がだぶついているという段階ではないと思うんですね。3億円もの在庫が。年間売上げの約1.5倍の在庫があると。

特産品としてのユズがこういうベースでやっていき、これが本当に特産品として言えるのか。在庫の山を築くだけになるようであれば何のための大きな投資かということになると思うんです。この辺の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

この在庫はコロナ禍の関係でこの2年間ぐらいの状況で在庫が増えてきました。本当に私たちもこの在庫を早く処理するということで今努力しておりますが、大分、問合せが来ておりまして、はけるだろうというふうに思っております。コロナがないときは問題ないわけですけど、これはどの食料品の関係でもいっぱいそういうのがあるというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

コロナのせいだけにしてもらいたくないんですよ。売上げの1.5倍の在庫がある。通常だったら、企業だったら、それだけの在庫があれば生産調整をしたりとか対応していきます。

これだけの337トンも在庫があるということはこの施設でも貯蔵が不可能だと思うんです。そうした場合、どこかの貯蔵庫を借りている。そうしたらその経費もかかってくる。

商売として事業として考えたら、少なくとも在庫は売上げの年間の1割から2割程度が上限だと思うんですよ。年間売上げの1.5倍ありながら新たに機械を導入してやっていくとなった場合、また在庫の山をつくるだけになってしまう。この打開策は何かないでしょうか。考えておられますか。担当課長でもいい。

○市長（五位塚剛）

ユズの販売をするためには、在庫1割では駄目なんです。年間を通して販売していきますので、計画的に出荷してまいりますので、そのことについては、先ほども言いましたように、今、販売できる方向で進んでおりますので、具体的なことについては担当課長から答弁させます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

在庫につきましては、2021年産、いわゆる3年産が大分多いわけでございます。

2020年産も残っているという状況でこういった額になっております。

先般といいますか、11月26日に上半期の取締役会の中で会社のほうからありましたのが原料販売、これは果汁の販売となります。これが令和3年度8,820万6,000円という売上げになっております。その中で、あと、果汁については受注を受けているところではあるということでした。

ただ、どれだけ受注を受けているかということについては私どもはまだ数量的なものは分かっておりません。ですので、令和3年産がまだほとんどはけていっていない状況でございますので、今後、果汁の販売、こういったところが一番課題になってくるというふうに思っているところです。

○9番（岩水 豊議員）

私は勘違いしておりました。おわびいたします。

今現在の在庫として337トンということですね。ということであれば、収穫時期を過ぎたばかりですから在庫があるのは当然であります。具体的に言えば新しく3年度の収穫に入る前の在庫はどのようなものであるか。1年を越した在庫がどんな形になっているかというのを再度伺いいたします。

○農林振興課長（竹田正博）

いわゆる2020年産ということになりますので、この部分が165トンですね。金額にしますと1億4,800万円ほどございます。

○9番（岩水 豊議員）

1億4,000万円ということではありますが、昨年度の食彩センターの決算は3月締めだったと思うんですけど、そのときも大体似たような。1億二、三千万円でしたかね。1億円は超えていたと思うんです。

ということは、3月時点、収穫時期から3か月たった時点、そして、次の収穫が始まる、10月、11月頃ですかね、そのときもさほど消費されていない。在庫として残っている。そして、また新たな在庫が来たと。

これを繰り返していくというときに本当は私たちが今考えなければならないのは販路なんです。コロナのせいじゃないんです。販路に対する取組を食彩センターばかりではなく行政も含めて。

ここは先日の総括質疑でも言いました。使用料については減免。そして、運営補助金も出す。そういう形で、多分、持っているんですね。一般財源も相当つぎ込んでいるわけですよ、財源。市としても、ある意味、大変な状況だと思います。

年間、農業のユズの生産高の金額をしても、1億2,000万円。2億円だったかな。それぐらいだったと思うんですが、それが、今、ユズは曾於市の基幹産業であると言いながら在庫として抱えてしまうというのは。

我々は、ユズを生産することだけ、そして、果汁を作るところまでの力の入れようはすごい。立派だと思います。しかし、それを販売するということに対する取組が少し……。優しく言って少しですよ。重大な問題だと本当は思うんですよ。市長、その辺の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

食彩センターについては、ナンチクさんにも入っていただきまして、また、ちゃんと役員会を開いて検討しております。今、新しい西原商会さんという会社が青ユズを含めて新たに購入され始めました。

今後は、私たちも言うておりますように、新しい品種、新しい加工品を研究しながら、また売り先の顧客をちゃんとつかむために食彩センターでも相当頑張っております。

ただ、この2年間ぐらいは、コロナの関係で、大手スーパー、大手の食料品、大手の飲食系の方々が非常に、要するに食事に行かない、外食産業に行かないというのがありまして、当然、今までのお客さんの買い控えが相当ありましたので、こういう状況になりましたけど、私たちも引き続き努力していきたいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

引き続き努力なんですけど、これだけ在庫が毎年金額ベースでいくと1年分ぐらいは繰り越しして在庫になる。また、次も繰り越しをしてとなっていくということになれば、健全な商売、事業だとは思わないんですね。民間であれば大変なことですよ。ですから、いかに今までが……。

コロナのせいにしてしまうわけでは駄目だと思うんです。もう少しいろいろ方法を取って、多くの意見を取り入れて、そして、ユズの製品化、果汁のままでも、原液のままでもいいわけですから。販路に対する取組が私は欠けていたと。実態として、そういう取組を具体的に、この間、今までどれだけやってきて、どれだけの成果が……。

成果が出なければいかんせん駄目なんです。「頑張りました。引き続き頑張ります」。これは誰でも言えることなんですね。我々はそれだけの金を投資して、施設も造るわ、運営経費も補助を出すわ、使用料はただにするわということでやっているわけです。やっていればこそ成果が出ないといけないんです。「苦しいから補助を出しました、家賃をただにしました」じゃ駄目なんですよ。成果を出してくださいよ。

去年もただでした。その前もたしかただだったような気がするんですね、使用料については。これを繰り返しているんですよ。ですから、私たちは、ユズは曾於市

の特産品であると市長の施政方針の中でも何回も出てきております。位置づけているんですよ。位置づけているのは作ることに位置づけている。売れないことには何もならない。農家の生産者の方々の所得にも反映しない。

付加価値をつけて高く売ってこそ農家の方たちの収入にも反映されるわけですから、その取組が私は……。「努力しています。頑張ります」じゃ駄目なんですよ。具体的にないですか、課長。その辺のことについての説明は。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

この上半期の決算取締役会の前にユズの果汁の在庫についてお話があったところでございました。果汁の在庫をどうするかということで、これは、社長、それから会長、市長ですけれども、含めて常務を交えて協議がなされたところでございまして、ナンチクの社長のほうが果汁を特売という形で期間的に売っていかないといけないというようなことが出されたところでございます。

それを受けて1 kg当たり200円ほど値引きして35トンほど25期の中で販売したというところでございます。

ですので、この果汁の在庫をはかすためには今後もそういった形でスポットで値段を下げてでも在庫をはかせていくという取組が必要なんじゃないかというふうに思っているところです。

○9番（岩水 豊議員）

たたき売りというやつですね、簡単に言えば。市長、たたき売りをせんと特産品が処分できないんですよ。現状です。ですから、コロナのせいじゃないんです。たたき売りをしてしまうんですよ。

痛いところを突かれていると思いますでしょうが、市長を含めて取締役の方々は昨年も250万円ほどの役員報酬を、その前、コロナになるときと一緒にぐらいつと出しているんですよ。経営責任を取って役員報酬の返上とかをするぐらいのこと。そして、初めて言えることなんですよ。そういうこともないままにこういう現状になるということは……。

私は増設することはいいいと思いますよ。しかし、この前提として言えるのは、売れるものを作らんといかんと。売らんといかんと。

それは課長の責任だけではありませんが、市全体を含めて、行政みんな含めて、いかに知恵を出し合って、いかにいい製品を作って、いろんなコラボをして、いろんな市内の方々にもそういうのを提案する機会をつくって、市内だけではない、市外を含めて商品開発に懸賞金を出すぐらいの形で、そしてそういうのをやっていくと。そういうことも含めてもっと考えるべきじゃないかと思うんですね。

市長、先ほど言った取締役員の報酬の棚上げの件とそういう新しい展開についての答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

前提として話しましたが、コロナになる前までは順調な運営をしておりました。コロナのせいにすべきじゃないと言われましたけど、現実にはコロナの関係で在庫がはけなくなったというのは事実ですので、それはちゃんと認めていただきたいと思います。

私たち食彩センターの役員をはじめ、そこで働く人たちも一生懸命頑張っておられます。努力しております。それはちゃんと今後見てください。

○9番（岩水 豊議員）

役員報酬のことは。

○市長（五位塚剛）

これは答弁しました。

○9番（岩水 豊議員）

元気のある答弁を頂きました。

それでは、期待して見ておりますので、今後、このような数字が続かないように役員ともども努力していただき、そして、農家が気持ちよく生産でき、生産者の収入増につながるよう努力していただきたいと強く要望しておきます。

次に地域振興住宅条例について伺いいたしますが、この条例の中で土地の評価については無償とするということが一つ出ておりました。それと併せて、価格設定についてのところでどうも理解し難い部分がありましたので、それについて説明を求めます。

○建設課長（園田浩美）

それでは、無償についての御説明をさせていただきたいと思います。

無償につきましては、市外から曾於市のほうに入居者の方に来ていただきました。その方がこの地域に住みながらそこで生活されているという形で地域の住民として活動されているという形でやっているとございます。その中で譲渡しやすい価格を設定していこうという形で無償という形で設定いたしましたところでございます。

あと、価格につきましては、考え方としましては第7条の第2項の考え方を簡単に説明させていただきたいと思います。譲渡価格イコール複成価格掛ける市町村立地係数掛ける利便性係数と単純な形で表すことができます。

この算出方法は、公営住宅法に基づいて建築に要した費用である複成価格、これに、立地係数の0.7、それから利便性係数の0.7を掛けた価格が譲渡価格という形になります。次年度以降につきましてはこの価格に原価率という形で4%ずつ引いた

価格を設定いたしております。

この市町村立地係数につきましては、公営住宅法施行令第2条第1項で定める数値が0.7から1.16の間からなっております、これは国交省のほうが市町村ごとに定めております。その数字が0.7という形です。

あと、利便性係数につきましては、市町村ごとに定めることになっておりますので、これは公営住宅法の家賃算定と同じ0.7を利用させていただいたという形になっております。

以上でございます。

○9番（岩水 豊議員）

どうも聞き慣れない言葉が出てきております。複成価格とか、この辺、どうも理解し難い部分があるんですが、場所を言っちゃあれですけど、例えば、末吉のある地区にある振興住宅と大隅のあるところにある振興住宅、市町村係数並びに利便性係数、これは全く一緒と考えてよろしいですか。

○建設課長（園田浩美）

一緒でございます。

○9番（岩水 豊議員）

土地を無償で譲渡するということについて条例上等の問題は全くないんでしょうかね。

○建設課長（園田浩美）

自治法によりましてそのことも検証させていただいたところでございます。自治法の96条で議会のほうの議決権という形になります。

その第6項のほうで「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」とあります。

その後に第8項がありまして、「前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること」ということでありますので、条例を定めたところでございます。

以上でございます。

○9番（岩水 豊議員）

課長、1つだけ、例で、例えば、2020年度に建設した住宅とそのうちの1棟の建設費というのは分かっていると思います。それを基準にしていろいろな係数を掛けていった場合、幾らになるのかだけ参考例としてお示しください。

○建設課長（園田浩美）

それでは、価格のほうをお示ししたいと思います。

平成20年度に建設いたした分は最低額が344万6,000円でございます。それと最高額が平成21年度に建設いたしました374万7,000円となります。これは、20年度・21年度の両方を合わせた後の最高・最低額になります。

譲渡するのは、一応、20年度と21年度の分を譲渡したいとこちらのほうでは計画いたしておるところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

販売価格ということですか。

○建設課長（園田浩美）

はい。譲渡価格がそれだけになるということです。

○9番（岩水 豊議員）

条例・規則等を見ていくと、一部、私の理解不足かもしれませんが、競争入札の部分という情報もあつたりしておりますが、競争入札で販売するのか、例えば、そこに住んでいる方に優先的に販売するのか、その辺のところを詳しく説明を求めます。

○建設課長（園田浩美）

譲渡の条件という形で第3条のほうに定めてあります。3条のほうには、条件のほうとしまして、現に入居者のいる住宅、住宅条例の規定に基づき許可を受けた入居者で現にその該当住宅に入居している者、これが第1条件でございます。

第2条件としまして、現に入居者のいない住宅、これを今度は公募にしますよという形でします。それを公募によるものとし、次に掲げる方法により決するものという形になります。それが公募による選出のやり方という形になります。

あと、それで希望のない場合があると思いますので、そういう場合は、団地内の入居者で組織する組織、それから、営利目的としない法人という形のところに譲渡もできますよという形で条文のほうでうたっているところでございます。

それで公募に対しまして多くの希望者があつた場合につきましては競争入札という形で進めさせていただきたいと、一応、計画しているところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

それは、私の理解としては、住んでいる方がいれば、その方を優先、その場合は、今、算定された金額でということにして、いない場合は関係するいろんな方々等を含めた形での競争入札ということで理解してよろしいわけですね。分かりました。

なぜこのことについてお伺いしたかという、結構、希望者がいらっしゃいます。それを併せて、家族が、最初、振興住宅に入居させていただいたときには親子3人だったのが親子5人になって、手狭になって、改造したいな、増築したいなと思っ

てもなかなか現状の建物に影響を与えるようなことはできない。

仮設的な、例えば、車庫を建てるとか倉庫を置くということはできるけど、建物自体を大きく改造することに制限があるということで原形に戻さないといけないということも含めてありますので、二の足を踏んでいる方等もいらっしゃいます。

ですから、販売できないんだろうか、販売できないんだろうかという相談を大分前から受けておりました。ですから、いかにこれは販売を進めていただければと考えております。この項については終わります。

次に、財部町桜並木ニュータウンの件についてお伺いしたいと思います。1点、団地の総区画数はたしか22か24かだったと思うんですが、全部、売れたとした場合の金額を。今、予定している2万5,000円から都合3万円で売れるということで市長も考えていらっしゃるということですので、これが総額で幾らになるか、お伺いいたします。

○企画課長（外山直英）

前提条件といたしまして24区画ございますが、1区画を118坪で2万5,000円で仮に計算いたしますと7,080万円となるとところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

5月頃からを目安にして販売に移れるということでよろしいわけでしょうか。分かりました。

現地になかなかこの情勢の中で行く機会を失っておりまして、隣接する工場等の問題というのを克服されたのか。それと、団地内に、集会施設ですかね、たしか予定していたと思う。集会施設とか公園とか、その辺の整備というのでも3億500万円の中に含まれているんでしょうか。お伺いします。

○企画課長（外山直英）

まず、隣接しております工業団地等との関係でございしますが、御覧いただければ一目瞭然なんですけれども、防音、粉じん等のフェンスが設置されておりまして、関係する社長さんともお話ししておりますが、特に工事についても問題ないということで関係は良好な関係でございします。

今、総額を御提示させていただいておりますが、今回、集会所につきましては新年度の当初予算で計上させていただいておりますので、その分は含んでおりません。

○9番（岩水 豊議員）

大きな投資になっておりますので、早期の販売、そして、それに伴う経済効果というのを非常に期待しているところであります。

改めて、ここに20件、こうして販売目標を上げてあります。これは財産収入としての表示も、予算化されております。

これを踏まえて先ほどの地域振興住宅の譲渡条例が出てきて、販売がこれだけ20戸数できるというふうになっておりますが、これを歳入に、今回、条例が制定される中で上がっていないんですが、私とすれば、一戸でも上げるべきじゃなかったかというふうに、歳入で。条例ができて、販売するという、譲渡するというを出しているのであれば、皆さん方も建設課等でも販売してくれないんだろうかという相談があったと思うんですね。でしたら歳入のほうに予算計上をするべきでは。座置で、1戸でもよかったし、2戸でもよかったし、するべきじゃなかったと思うんですね。

強いて言えば、大隅の南、大隅北、なかなか売れないところも座置でやっぱり、組んであります。その辺の予算組について説明を求めます。

○建設課長（園田浩美）

予算計上はどのようにするかということなんですけども、歳入につきましては住宅の売払いという形で歳入を設けたいと思います。

それにつきましても、償還が今年の9月1日までの償還期限となっているところでございます、平成21年度が。その分が済み次第、すぐにかねたいと思っているところでございます。それにつきまして、最終的に歳入につきましては一応そういう形をお願いしたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○9番（岩水 豊議員）

繰り返すようですが、20年度分については販売できるわけですね、年度当初から。ということであれば、できれば歳入に、財政課等、踏まえて予算の作り方としては事業をする予定である場合には入れておかなければならないというものもあるようにお伺いしておりますが、こういうことは私はできれば当初に上げていただきたかったと思うんですけど、財政課の見解をお伺いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今の岩水議員の質問にお答えいたします。

確かに、今回、平成20年度につきましては償還が終わります。当該年度で終わりますので、それにつきましては販売もできるんですが、今、この販売につきましては、販売といいますか、建設した当時、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金という補助金が出ております。

今、これを財務事務所のほうと協議いたしまして、補助金の適化法に基づきまして、これが20年間の適化法がかかっておりましたので、これを販売の実績があったときに同時に予算計上させていただきまして、そこで歳入として上げたいと考えたところでございました。

です。歳出をまず補助金のほうに返還を出させていただいたと同時に歳入も上げさせていただくという形で今回このような形にさせていただいたというところでございます。

○9 番（岩水 豊議員）

歯切れが悪いように伺うんですけど、補助金適化法がある中でそれが解除できたと。問題ないということで、譲渡に踏み切ったと思っておりますので、その辺の提案時期、条例の施行日等を含めて、これで行けば、4月1日からすぐ譲渡要望があればできるのか。若しくは、こっちが譲渡しますと言ったらできるのか。その辺もどうも微妙なところもあるようですが、元に戻るようですが、その辺の整理、問題ないもんか。

まずは補助金適化法の要件をクリアできたとして、4月1日に、私たちは、条例の施行をするということで、今度、条例が提案されていると思っっているんですね、実際。

それがはっきりしていないような形であればその辺が整理された年に上げるべきじゃなかったかなと思うし、それが整理されていると我々は見込んでおります、この条例が上がったということでは。

であれば、あと1つだけ聞き忘れておりましたので、「譲渡しますよ」なのか、「譲渡の要望があったら対応します」なのか、そこだけ、その2点だけを説明ください。

○建設課長（園田浩美）

それでは、まず譲渡の方法について御説明させていただきたいと思います。

まず、こちらのほうから案内を出します。もう譲渡できる建物ですよという形で入居者の方に案内を出します。そうしたときに入居者の方に買う意思がありますという形の譲渡申請書というものを出していただくことになります。それに基づいてこちらのほうから譲渡承諾書という形で今度は回答を出します。

それに基づいて、今度は国との協議になります。それというのは、補助金適化法のほうで、先ほど財政課長が申しましたように交付金を頂いておりますので、その分を、必ずもう譲渡しますよという建物だけしかできない、それが外れないということでしたので、棟ごとに一つ一つやるという形になっております。

それが県を通じて国とのやり取りでそういう形になっておりますので、その形で進めさせていただきたいという形になっております。それで、また譲渡契約が済みまして、契約が終わって、その後に入金が終わりましたら移転という形で、今、計画では進めさせてもらっているところでございます。

以上でございます。

○9 番（岩水 豊議員）

やっと今の説明でのみ決めました。慌てて希望者に市に申し込めよと言うところでありましたので、分かりやすい形でその辺の説明はしていただきたい。

次に、桜並木ニュータウンについてであります。投資額として3億500万円、販売価格として7,000万円ということに数字でいけばなるわけです。坪2万5,000円から3万円ということに関しては、その地域、今、この地区、財部の桜並木ニュータウン近辺の民間の不動産も動いているように思われます。セブンイレブンの近辺とか。その辺の価格的な問題ということ。

それと、近隣の、ここ取引事例とかが出ておりますが、これについてのいろいろな支障というのは出てこないものか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

この財部町の桜並木ニュータウンについては非常に問合せが多いところでありまして、私たちの曾於市と都城との関係からいったときに都城のほうが坪単価で8万円から場合によっては10万円のところが多いんじゃないかなと思っております。そういう意味で非常に安価な値段を出しました。

これを完売すると市の持ち出しも大分少なくなって、また、その後、買ってもらえば新しく市に今度は固定資産税等も含めていろんな形の人口増になるから非常にありがたいと思っております。周りの近辺との関係では何も問題ないというふうに思っております。

○9 番（岩水 豊議員）

それでは、これについては非常に期待しておきます。

最後に、災害時の避難場所等についてであります。昨年の私の一般質問の中でも、答弁で、我田引水になりますが、月野校区の避難所の現状について早急な対策を要望いたしました。

現在の状況のままではいけないということは理解しておると。県の事業等で対応できないか検討していくという答弁を頂いておりますが、今回、当初予算について災害対策費等を見た場合に一つも計上されているように見えないわけなんです、地元のほうも非常に前回の答弁を頂いたときに期待しておりますので、これについてどのような対応をされているか、お伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたしたいと思います。

市長の答弁にもあったところでございますが、昨年9月から、防災担当課、財政課も交えまして検討させていただきまして、一定の計画を、策定といいますか、内部で策定したところでございます。

現在、20か所でございますが、整備が必要なものが10か所ほどあるというふうに共通認識をいたしました。その中に先ほどありました月野校区についてもあるところでございます。この中での優先順位をとということで市長が述べたところでございます。

優先順位といたしましては、今現在、非常に極端に少ない収容人員しかいないところが優先順位1、それから、優先の2番目といたしましては、先ほど言われました自治公民館等を避難所に指定しているというところを含めまして優先度を5まで設けまして、できれば、年間、1年度に2か所ぐらいつつはというところで計画を持ちましたけれども、1番目のところにつきまして、これを令和4年度からできるかといいますと、ほかの用途との関係もございまして、補助事業等との関係もありまして令和4年度では厳しいだろうという内部検討でございました。ですので、令和5年度を皮切りに順次整備していきたいという現在の内部の状況でございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

国の国土強靱化推進などということを踏まえて国の施策に対応するとともにということで市長の施政方針も出ております。こういう場所について、本当は、地元の方、喫緊の課題だとみんな思っております。本当にみんなどう対応してくれるのかということ非常に心配しております。

ですから、他の事業の兼ね合いもあるかと思いますが、私は、市長の施政方針、市長の政策、市長の考えの中でも一番よく出てくる安心して住めるまちづくりということと輝く元気なまち、そして、安全をうたっているわけでありますので、特にこういう避難所関係ということについては特段の配慮をしていただきたい。

今度の当初予算に載っていないところには非常に私どもとしては驚きました。特段の配慮がなされていない。議会での答弁もされていて前向きにやっていくというのが出されているけど、それについての説明のところが全くない。

例年と同じような防災対策等が表示されているだけということについて非常に満足できない部分があります。これについて、市長、前向きな答弁を頂けないでしょうか。お願いいたします。

○市長（五位塚剛）

総務課長が答弁いたしましたように、基本的に私たちもどうかしなきゃならないということで議論しております。県の事業をもらえないかということで相談しながらやっておりますけど、今、答弁したように早く避難所の問題が地域のためにできるように引き続き努力していきたいと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

早い解決を安心できるまちづくりのためにも優先すべきことだと思うんですよ。ですので、これについて、もう少し、ほかの事業との兼ね合いもありますが、命を守るために必要なことでありますので、特段の配慮をもってこれについては取り組んでいただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間、休憩いたします。

休憩	午後	3時49分
再開	午後	3時58分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10、山中雅人議員の発言を許可いたします。

○1番（山中雅人議員）

議長の許可を頂きましたので、質問させていただきます。れいわ会所属、1番、山中雅人。

4つの点について質問いたします。

1、地域コミュニティ活性化推進事業について。

①地域コミュニティの基本計画において、令和3年度ではモデル地区での運営における課題の洗い出しと克服のための具体策の検討を実施するとありますが、実際に起こった課題とその克服のためにどのようなことを検討したのかを伺います。

②地域コミュニティ活性化推進事業について。

地域コミュニティ協議会での支援の内容に人づくり支援とあるが、行政が支援する地域の担い手とは具体的にどのような人材を指すのか、伺う。

2、ふるさと納税について。

現在、曾於市は貴重な自主財源としてふるさと納税に頼っていますが、令和3年度のふるさと納税の総額と今後のふるさと納税拡大のためにどのような取組をしているのか、伺う。

3、曾於市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画について。

①本計画において、平成28年度に男性職員の配偶者出産休暇の取得者数を100% また、男性職員の育児参加のための休暇の取得者数の割合を100%にする目標を掲げているが、現在の数値はどうなっているのか、伺う。

②計画では令和2年度の実績から5%の引上げを掲げているものの、令和3年の

段階で曾於市の管理職級職員数28人のうち女性は0人となっています。この状況の原因として何があるのか、伺います。

4、外国人の定住支援について。

①鹿児島県では2020年に16%を超える外国人人口の増加が起こっており、全国で3番目の数値であります。曾於市では、現在、何名の外国人がいるのか、伺う。

②外国人が増えれば、言語の問題や習慣の違い、災害対応などで課題があることが予想されます。市として、現在、どのような支援を行っているのか、伺います。

以上、4点でございます。

○市長（五位塚剛）

それでは、山中議員の質問に対してお答えしたいと思います。

1の地域コミュニティ活性化推進事業についての①地域コミュニティ計画のモデル地区での運営における課題の洗い出しと克服のための具体策の検討についてお答えいたします。

令和3年度の運営における課題の洗い出しについて、当初計画では、第2次モデル地区において住民アンケート調査や地域づくり計画に向けたワークショップを行い、年度末までに課題の検証等を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、計画が遅れているところです。

なお、令和2年度の運営における課題の洗い出しと課題の克服のための検討については第1次モデル地区が現在作成しております地域づくり計画の作成時期の見直しを行いました。

具体的には、第1次モデル地区は、地域コミュニティ協議会を設立した後、地域づくり計画の作成を開始しましたが、地域づくり計画を作成する際に出された課題等をもって協議会の組織編成や設立を行ったほうが計画実施をより効果的に行えることが確認できたため、第2次モデル地区においては、先に地域づくり計画を作成した後に地域コミュニティ協議会を設立することを検討し、実践しているところであります。

1の②行政が支援する地域の担い手とは具体的にどのような人材を指すのかについて、お答えいたします。

地域コミュニティ活性化推進計画における地域コミュニティ協議会への重点的な支援施策の一つとして人づくり支援における担い手の育成を掲げております。

担い手とは、基本的には地域コミュニティを支える地域の担い手のことで、具体的には地域コミュニティ協議会の役員や協議会を構成する団体の役員などですが、その地域に立地する企業等で地域外に居住する社員等も含まれるものであります。

よって、行政が支援する地域の担い手としては、その地域に関わりがあり、課題解決のためのスキルを保持している人材や、地域活動に積極的にに関わり、リーダーシップを持って地域を牽引する人材、あるいは、地域コミュニティを末永く継承していくための若年層の人材などがあります。

2、ふるさと納税についての①令和3年度のふるさと納税の総額と今後のふるさと納税拡大のための取組についてお答えいたします。

今年度1月末日現在の寄附件数の総数は8万3,234件、寄附総額は15億2,754万円となっています。

次に、今後のふるさと納税拡大のためにどのような取組をしていくのかについては、寄附が多くなる期間は10月から12月の年末にかけてであります。また、寄附者のほとんどがインターネットを利用した寄附であるため、この期間に向けてインターネット広告に力を入れていきたいと思っております。

3、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画についての①男性職員の配偶者出産休暇及び男性職員の育児参加休暇の取得者数割合の現在の数値について、お答えいたします。

男性職員の配偶者出産休暇の取得者数割合は、平成30年度が88.2%、令和元年度が100%、令和2年度が90%であります。

次に、男性職員の育児参加のための休暇の取得者数割合は、平成30年度、令和元年度が0%、令和2年度が10%であります。

3の②女性の管理職級職員数0人の原因について、お答えいたします。

原因といたしましては、女性活躍社会に対して我々人事権を持つ者をはじめとして職員全体の意識も改革されていないことと、係員職と比較して係長職以上の責任が極端に重くなり、係長職への昇格をも望まない風潮が垣間見れること、管理能力などを育むための研修が不足していること、庁舎内の内部検討委員会委員などに積極的に登用していないこと、入庁後の若い時期の配属先として窓口業務への配置が多く、企画立案を主とする部署への配属が少ないことなどが考えられます。

また、女性活躍に対する市民への啓発も不足していると考えております。

外国人の定住支援についての①曽於市では現在何名の外国人がいるかについてお答えいたします。

令和4年1月31日時点での本市の外国人人口は383人です。

4の②現在どのような支援を行っているかについてお答えいたします。

曽於市に在住している外国人に対して日本語や生活習慣をサポートする養成講座を県と共同で行っております。

今年度は11月以降6回開催予定でしたが、1月に予定していたところ、2回分が

コロナ感染拡大防止から中止となり、4回、実施したところです。

災害対応としては、令和3年度予算において、風水害時に通常開設する避難所20か所の場所をはっきり示すため、避難所看板を新たに設置しました。

看板の内容は、「ここは避難所である」という意味ではありますが、このことを、曾於市内に多く居住する外国人の3つの言語、具体的には、日本語に加えて、ベトナム語、英語、中国語を併記して表記しております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、1点目の地域コミュニティ活性化推進事業から質問させていただきます。

市長の御答弁の中ではなかなか計画どおり新型コロナウイルス等の影響で進んでいないということでした。その中で、地域づくり計画の作成時期の見直し等、そして地域づくり計画の作成を開始したとございます。

これは総務課にお伺いしたいんですけども、現在、総務課が提出されている曾於市地域コミュニティ活性化推進計画と地域づくり計画とはどのような点で違うのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

曾於市地域コミュニティ活性化推進計画は市全体のコミュニティの推進に対する考え方の計画でございます。先ほど市長が申し上げました地域づくり計画と申しますのは、それぞれの地域コミュニティ協議会の中で自分たちの課題等を見つけるために、それを克服するためにつくる計画、それぞれ、将来的には24の地域づくり計画が作られるものというふうに考えております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

その点について質問させていただきます。

当初の予定では、ある程度、計画が進んでいて、その進捗状況について聞こうと思っていたんですけども、まだまだ計画段階ということで、基本的な計画についてお伺いいたします。

私も、地域の方から、地域コミュニティの実情が分かりづらい、そもそも地域コミュニティという取組自体を知らなかったという話も聞きます。当初の予定では令和4年度から5年度にかけてモデル地区以外の地域も設置するという予定でしたが、住民の理解というものがこの計画においては最も重要なものであると考

えます。

この地域コミュニティの基本的なモデルの中で地域のことは自分たちで考えて自分たちの力で課題を発見して自分たちの力で解決するということを掲げている以上は、住民の意識、住民の理解といったものが追いついてこないとまさしく絵に描いた餅になってしまいます。

そういった観点で、住民の意識の浸透度合いをどのように考えているか、あと、住民の意識をどの程度、計画に追いつかせると言うと語弊がありますが、キャッチアップするか、その観点について総務課にお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

地域コミュニティにつきましてはなかなか理解が進まないというのはそのとおり事実でございます。これまで培ってきました、長年、進めてまいりました自治会活動、公民館活動、自治会加入者を対象とした活動というのが地域の中心であります。

今も、70%は切りましたけれども、自治会加入率は69.4%でございますが、それでも大部分の方が自治会には加入されておりますが、自治会に加入していない方が増えてきた中で、このようなコミュニティ協議会というふうに進まないと地域の安全・安心、地域の課題克服ができないという考え方でございます。

意識については、先ほど言われたとおり、今までの流れがあってそれを変えらるというのはなかなか難しいところで、今、モデル地区を、第1次、それから第2次ということで進めておりますが、この中でもなかなか理解ができないというのが実情でございます。

これまでも市政説明会なりいろんなパンフレットを配ったりしながら進めておりますが、その中心となられます自治会長の方々も年々1年ごとに代わられるところが多い状況もあって理解が進まないというところでございますが、我々としては様々なところで地域コミュニティ協議会制度を前面に出していきまして少しずつでもそれが進んでいくようにしていきたいと思っております。

今回、モデル地区を、第1次、当初は第1次だけでございましたけれども、第2次までつくって推進していこうというようなところの狙いがあるところでございますので、モデル地区を中心として、今後、推進を図っていききたいと思っております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、関連して質問させていただきます。

地域コミュニティの課題、なかなか意識が追いついていない、そして、そもそも

自治会加入率が下がっているということを先ほどお話しされましたが、総務課が出している地域コミュニティ活性化推進計画に自治会に加入しない理由が書いてあります。重要だと思ったので、引用させていただきます。

自治会がどのような活動をしているのか分からない、自治会加入時に多額の加入金を取られたり会費を取られる、道路清掃などの奉仕活動もある、加入しても何の支障もないといった市民が増えているという記述でございました。

これは、まさしく根幹の問題といたしますか、非常に辛辣であり、シビアな意見でございますが、実際にこのように考える市民が増えているからこそこういう状態になっていると。

しかしながら、総務課、市としては地域コミュニティを設立することによってこのように考える市民を一人でも減らしていきたいと。そういった試みだと思いますが、これを自治会と地域コミュニティを入れ替えて考えてみますと、地域コミュニティはどのような活動をしているのか分からない、地域コミュニティ加入時に多額の加入金を取られたり、会費を取られる、道路清掃などの奉仕活動もある、地域コミュニティに加入しなくても何の支障もないと同じように思われる市民の方もいるかもしれません。

要は、自治会の活動と地域コミュニティの活動が具体的にどう差別化されるのか、そこについて住民の方もまだ分かっていない方もいらっしゃると思いますので、総務課のほうからお話を伺いたいと思います。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

自治会活動につきましては今言われたとおり記載のとおりでございまして、そのような方々が増えております。これは個人情報の保護とかプライバシーの侵害をしないというような昨今の状況が大きく反映しておりまして、なかなか強制的にはできないというところがあるかと思えます。

市といたしましても、自治会に入っていない方と入っていない方と行政サービスを差別化することができないというのがまず前提にありますので、なかなかそこが難しい部分にございます。地域コミュニティにも加入しなくてもいいんじゃないかと。当然、そういう方も出てくるだろうというふうに思います。

どう差別化するかといいますと、地域力、地域のリーダーを中心として、地域づくり計画、その地域にある課題を自分たちで掘り起こして自分たちで課題解決を導き出す。そういう力、そういうところを示していただいて、自治会に入っている方、入っていない方にかかわらず、地域の方々、その地域外でも企業に勤める方々

を巻き込んでいく。そういう力を出していただきたいというふうに考えております。そこが大きな差別化かなと。

自治会につきましては、こちらから、市側からいろいろ手厚く支援していくところもありますが、地域コミュニティ協議会につきましては、それぞれの活動されるところを側面から支援する、そういう形でございます。そういうところが差別化になるのかというふうに考えております。

以上です。

○1 番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

全員に強制はできない、個人情報保護の観点からもなかなか難しいといったお話であったんですけども、「みんなで創る『地域コミュニティ』」という冊子を見ると校区・地区公民館は生涯学習が活動の中心だ、自治会の連合会に近い組織である。一方で、地域コミュニティ協議会は地域課題を解決する取組である、全ての住民・団体が参加するとあります。

お話を聞くだけでは、なかなか、住民の参加、また特に団体でいえば営利団体でするので、営利団体を公共的な仕事に巻き込んでいくということはなかなか困難があると。

自治会であれば、先祖伝来、この土地に住んでいるみんなが入っているからここに参加しようという意識で参加される方も多いと思うんですけども、企業となると、元々が営利団体なので、なかなかこういった公共的なものに参加を要請していくというのはやや難しいように思うんですけども、どうやって、営利企業である一般企業、法人なりを巻き込んでいくのか、そこについて総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

今、申されたとおり、今、モデル地区でも一般企業等を訪問したりしながらしている地区もございます。しかし、なかなかそれが難しい状況にあるというのは聞いております。

こちらから企業等に何らかの通知を出してというところも少し検討しているところでございますけれども、あまり行政が出ていきますと住民自らの地域コミュニティというのが損なわれるのではないかとという考えもあります。

ですので、今はモデル地区の方々にそういう企業等も巻き込んでというようにところをこちらから話をしながらそういうものを組織の中に入れ込んでいただきたいというところで話をしているところでございます。

ただ、今、おっしゃったとおり、営利団体、営利企業でございますので、そこに

ちゃんと応えていただけたところは今のところはそんなにはないというふうに考えておりますが、粘りながらそういうところは進めていきたいというふうに考えております。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

お聞きしたいことが2つありまして、モデル地区において、団体、企業がなかなか難しいというお話だったんですけども、感触について、どういったリアクションだったのか。若しくは、参加したいという企業はどういった思いから参加したいという企業があったのか。その辺について総務課長にお伺いいたします。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

今、第1次モデル地区につきましては組織を立ち上げまして地域づくり計画を策定途中でございます。

一部の地区は年末に仮に作り上げたということも聞いておりますが、現在、まだ作成途中。第2次モデル地区につきましても、現在、これからまた進めていく状況でございますので、そこの中の詳しいところまではこちらはまだ把握できておりません。

どういう企業が参加したいかというところも、先ほど言われましたとおり、コミュニティ協議会そのもののというのの理解がなかなか難しいところがあるところであります。今後の検討課題でございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

こういったものというのはなかなかイメージだけで語っても理解が追いつかないと。見切り発車でもいいから取りあえずやってみないとこういうものかということが分からないので、あまり完璧を求め過ぎても進みが遅くなるので、それ自体はいいと思います。

一方で、特に住民の方が分からないと言っているのは通常どおりの自治会活動と校区活動と地域コミュニティ協議会の活動とどこが違うのか。言い換えるならば、これまでは自治会の活動と校区の活動が2つだけだったと。けども、自治会の活動、校区の活動、地域コミュニティ協議会の活動と。言ってしまうと、仕事が3つになってこれまでよりも負担が増えるんじゃないかといった意見もありました。

ただでさえ高齢化していて通常の自治会の活動だけでもしんどいのに加えて地域

コミュニティ協議会の活動まで参加できないといった声もあります。その点についてどのように思われるのか、総務課長にお伺いいたします。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

公民館活動とコミュニティ協議会活動でございます。

協議会のモデル地区におきましては公民館長をコミュニティ協議会の会長というところをお願いいたしております。今は2つの組織が存在する形でございますが、これを、最終的にはといいますか、もう少し期間がたちますと、コミュニティ協議会のほうに吸収といいますか、そういうふうにしたいと思っております。

ですので、将来的にはコミュニティ協議会一本の活動になるというふうに思っておりますが、当然、その中には、先ほど申し上げましたが、自治会の方々が70%ぐらいいらっしゃるわけですので、その方々が中心となるのも事実でございます。

今回、第1次モデル地区の3つの中で令和4年の4月1日から公民館を廃止いたしましてコミュニティ協議会一本にするというところも出てきております。将来的にはそのような形になっていくというふうに考えております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、2点目についてお伺いいたします。

地域コミュニティ協議会の、1点目の質問とかぶるんですけども、地域外に居住する社員等も含まれるというふうにあります。私、これまでも伝統的といいますか、固定観念かもしれませんが、自治会活動や校区の活動に地域外の人をかませるということはあまり想像できないんですけども、これが成立されるとどのような形で地域外の社員がこの活動に組み込まれるのか、そこについて総務課長にお伺いいたします。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

現在の公民館活動におきましても……。地域外には居住していないでしょうか。例えば、学校の校長先生とか教頭先生とかも役員として名を連ねていることがほとんど多いかなというふうに思っております。今回、地域コミュニティ協議会に地域外に居住している社員等も含まれるというのは学校の先生とかそういう方々を考えているところでございます。

どのように組み込んでいくかということでございますが、企業等の社員等につき

ましては、それなりの、企業に関係するところだと思いますが、スキルを持っていらっしゃると思います。

例えば、地域の困り事が例えば建設業に関わることであれば、建設業の社員の方で、地域外に居住しておりますけど、その建設業の社員の方を役員の中に取り入れてそういう活動をスキルを持って課題を克服していただくと。そういうことを考えているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

一応、理解いたしました。地域コミュニティは自治会の関心も高い事業でありますので、できる限り早く走り出していくことを期待いたします。

2点目、ふるさと納税について質問いたします。

今回、1月末現在で15億円ということで、これは今鶴議員も質疑であったとおりでございますが、そのための活動としてインターネット利用者の寄附であるため広告に力を入れていきたいと思っておりますとあるんですけども、当たり前のことであって、インターネット広告によって人に訴求するといいますか、多くの人を集めるためにどのような取組をしているのか、その具体的な取組について商工観光課にお伺いいたします。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、インターネットで今までどういう形でしているかということですが、まずインターネットのホームページのほうに特設サイトを設けております。それを見ていただくということ。

あと、ポータルサイトというのが5社あります。その中に、ふるさと納税の寄附をする場合はそのポータルサイト若しくは特設サイトの中でしていただくわけですが、そういうところに、言い方はあれなんだろうけども、見ていただくために、誘導といいますか、そういう形で広告をしていると。

それが、ある時期といいますか、時期、10月から12月に向けて、それをメインでやっているわけですが、そこに広告を幾らお金を出しても載せられない、制限がある場合もあります。

制限というのは、自治体、曾於市がお願いしても、ほかに全国に1,700ほどの自治体があるわけですから、全て載せられるわけでもなくて、そういうのができない場合は別にまたインターネットのそういう代理店等を通じて広告をするということでやっております。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

広告の代理店など、話を聞く限りは、以前も民間事業者などに業務をある程度委託するといったことも伺いましたし、先日、28日も議会で市長からも似たようなお話も伺いました。

そういった一部業務を民間委託するというのが、私の想像ですが、執行部内で有力な選択肢として議論されているようにも思いますが、現在、そういった業者の選定などは進んでいるのでしょうか。その点について商工観光課にお伺いいたします。

○商工観光課長（安藤 誠）

選定といいますか、今の議員の御質問の中には令和4年度の当初予算に関係するところも出てきます。まだ申し上げられませんが、当初予算自体は皆様方にお配りさせていただいていると思いますけども、11日の日に出てくるわけです。

上程するわけですけども、今、曾於市につきましては、大多数の部分を、自前といたしますか、専門的なインターネットの広告のところにつきましては専門業者に委託してしておりますけども、今後のことにつきましては、私の発言というよりも市長から発言が必要かと思っておりますけども、一応、令和4年度の当初予算のほうで出す予定であります。

○1番（山中雅人議員）

課長のお話もありましたので、改めて市長にお伺いいたします。現在、民間事業者の委託などは、ちらほら、うわさ程度で聞いているんですけども、実際のところ、どのように選定されているのか、そこについてお伺いいたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税につきましては、この間、本庁の場合は最初は財政課のほうからスタートいたしました。そういう流れの中、今、商工観光課のほうで進めておりますけど、商工観光課の中だけでは売上げを伸ばすことは厳しい部分があります。

要するに、行政がふるさと納税にあまり宣伝広告費をなかなか出せないというのがありまして、ほかの市町村で伸びているところは、ほとんど、いろんな施設管理をお願いしているところでは観光協会とかそういうところもありますので、私たちも観光協会の中にふるさと納税を推進する方に協力してもらって伸ばしていきたいというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

商工観光課だけではなかなか厳しいということで観光協会を検討しているといった趣旨だと思いますが、観光とふるさと納税というのは直接的に結びつくものではないと考えます。

どちらかといえばインターネット通販に近いものなので、実態としては。観光協会が、どの程度、運用に耐えられるというか、慣れているかというところもあります。

例えば、地域の商工会とかそういった半官半民みたいな組織はいろいろありますので、観光協会について有力候補とした理由について市長にお伺いいたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

曾於市の観光協会は、ほとんど、市の補助金といいますか、状況の中で歳入というのは非常に少ない状況であります。そういう意味でふるさと納税事業を全面的にもしていただいて収入を上げていただいてその収入の中からまた観光協会も運営費を出してもらえればありがたいなと思っておりまして、いろんな形で観光協会の役目が出てくるんじゃないかなと思っております。

○1番（山中雅人議員）

市長の答弁の中でやや納得できないところがございまして、観光協会が予算が少ない、予算が少ないから自主財源をつくってほしい、自主財源をつくってほしいからこの事業を委託するというのは、どの立場から言っているのか、正直、分からないんです。

市として第一に考えるべきは、自主財源をつくるために効果的な組織に委託して、ある程度、予算を市から出すわけですから、拡大してもらうと。志布志市や大崎町のように40億円や50億円の高い収益を上げてもらってそのお金で曾於市の財政を潤していくといったことが第一にあるべきで、その理由として観光協会の予算が少ないからというのは理由になり得ないと思うんですけども、そこについて市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

言われるように観光協会の収入が少ないからということではないんですけど、その部分もあるんですね。全体としては、観光協会に全面的にいろんな形でふるさと納税の取扱いをしてもらって、市のほうともちゃんと事務的な手続もしながら、また連絡を取り合って、当然、観光協会の中心的な方は曾於市の市役所の中で連携を取ってやっていきます。

だけど、広告宣伝が市の行政ではふるさと納税のことについては広告というのはなかなかできないというのが縛りがありまして、ここを非常に解決するためには、今回、思い切った方法が大事だろうということで考えているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

商工観光課にお伺いいたします。

市長はそういった答弁でありました。しかしながら、運用業務と一言で言いましても、例えば、受注の処理、納付書等の手続、ユーザーの分析、実際の発注作業、そして単年度ごとの成績の評価、そして改善点の指摘等、非常に多岐にわたるわけですね。それを予算規模が少ない観光協会ですら十分対応できるのか。商工観光課のほうからお話を伺いたいと思います。

以上です。

○商工観光課長（安藤 誠）

まず、市長のほうから答弁がありましたとおり、今後のことにつきましては、今、市長が答弁したとおりですけれども、なぜかという、一番、事務的なところ、また、今後のふるさと納税の分析等ということでもありますけれども、まず、曾於市みたいに、自前といいますか、当然、専門的な、インターネットで寄附をしていただいた分の集計、そして、個人ごとの個人情報に当たる部分、そして、それに対して、返礼品を寄附者に送る業者といいますか、応援事業者と言いますけれども、こういう方につきましては連携というのは、専門のインターネットとはまた別の会社、システムのところですが、そういう会社に従来からずっと契約しているんですけれども、そういう方の中でシステムを運用させていただいております。

それ以外の寄附者からのいろんな書類のやり取り、寄附をしたときの寄附の証明書、また、確定申告をするときの、それが証明書になるわけですが、その証明書の発行、そして、確定申告をされない、住民税の申告だけでされる方につきましては、ワンストップ特例と言いますけれども、そういう書類のやり取り、それらも全て、今、曾於市は自前で商工観光課で行っております。

ほかのところの自治体を見ますと、志布志、大崎、都城、その他、県内でも有数なところとありますが南さつまになるんですけれども、そういうところにつきましても全て委託しているということです。その中でも、特に南さつまのほうですが、そこにつきましてはその市の観光協会というところでしております。

なので、一概に、観光協会という表現の中で、観光だけが観光協会というニュアンスといいますか、そういうふうに捉えがちではあると思うんですが、実際、いろんな特産品、そういうものの開発、全てできるわけではないですが、そういうものの仕事も一つの観光協会の目的といいますか、仕事であります。

そういうものを含めまして、そういう形でできないものかという形で、これにつきましては、今後、またいろいろと市長の指示を受けながら、当然、議会の皆様方に提案しながらやらないといけないわけですが、一応、そういう形でやっております。

今、言われましたように、いろんな分析とかそういうものについても、観光協会

は、実際、そういうことでというのもありますけども、実際はいろんな寄附者のシステム等を利用してそれを分析若しくは今後のことに対してしなければならないと。

それは、今のところ、私たちは自前でやっていますけども、市長が言いましたように、いろんなところで、観光協会だけに委託するわけじゃなくて、ほかの会社にも、一部ですけれども、委託して、そういう形で、今後のふるさと納税の増額といえますか、寄附を増やしていきたいという考え方であります。

○1番（山中雅人議員）

やや話が擦れ違っているようにも思えました。私は全ての業務を曾於市が自前でやるべきだという立場には立っておりません。どちらかといえば、人員カットも続いていますし、課として業務が多忙であるということは重々承知しておりますので、むしろ積極的に外注すべきだといった立場でございます。

しかしながら、なぜ観光協会なのかというものがいまいち最後まで分からなかったので、時間も押しておりますので、以下の点については総括質疑などで質問させていただきます。

その点は取りあえず置きまして、外注をする、業務が多忙であるといったことと責任の所在の観点から質問させていただきます。

課長のお話だとふるさと納税を伸ばしているところは外注しているんだといったところでございますが、実際のところ、外注すれば全部が上がるわけではないので、当然のことではございますが、業者にも、向き不向き、極端なことを言って、使えない業者、お金だけもらって、適当な仕事をしてお金を取ろうという業者もありますので、当然ですが、業者選定に関しては厳しく見なければなりません。

例えば、都城市では、ふるさと産業振興局といったもの、ふるさと納税専門の部署のようなものをつくり、なおかつふるさと納税業務の担当課も置いていると。130億円の額を扱うので、額が大きいから置いているというふうに見えますが、そういった意味でどこの部署が責任を持っているのかというところに対しては見るべきところがあると思っています。

しかしながら、曾於市においては商工観光課ですね。そして、その中身を見れば商工ブランド係と観光係ということでなかなかふるさと納税についてどこが責任主体というのがやや不明瞭になっております。

今後、執行部の方針の中では、ある程度、外部に外注していくといったところでございますので、外部に外注するならなおさら市としてどこが責任を持っておくのかについては責任を明確にしておく必要があるように思いますが、その点について市長にお考えを伺います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税の係は商工観光課が責任を持ってやります。現在もやっておりますし、ふるさと納税のいろんな財政的な裏づけも、全部、人的なものも今まで商工観光課がやっておりますので、ここは変わりません。

現在も、その中から、今、観光協会に職員を1人派遣してふるさと納税の体制づくりを進めておりますけど、問題は、全部、観光協会だけでやるんじゃないんですね。

ふるさとチョイスの会社とかいろんなインターネットで取り交わしている会社がいっぱいありますので、そことも契約しながら、当然、そのサイトを使って曾於市のやつを売り出すわけですから、その取りまとめという形での役割になるだろうというふうに思います。

名称については、商工観光課の名前をふるさと納税係とか、その辺りのことについては工夫したいと思います。

○1番（山中雅人議員）

その点について関連して質問させていただきます。

ふるさと納税というものは、なかなかお肉の需要というものが志布志や大崎町といったほかの自治体と食い合っているので、ほかが伸びればうちが下がるというような状態になりつつあります。

右肩上がりで上がっていったふるさと納税額も、最近、やや平らというか、令和元年度はたしか総額が減ったようなこともあって、なかなかみんなでウイン・ウインの環境を築くという状態からは難しい状態になりつつあると思います。

であるからこそ、特に、単純に考えれば500万円の職員を100人雇えば5億円ですけども、ふるさと納税がそれだけ拡大すればそれだけ曾於市としても自主財源ということで大きなものを持てると。

そういった中で、ほかの先進自治体では、特に自治体の中の役割、そして民間事業者の役割というのは明確化した上で運用していますので、より、そういった形で、ふるさと納税専門の部署というか、そういうものを持つと。特に昨今の曾於市の行政を見てみますと、3%カットということで、議会事務局もそうありますが、非常に人員カット、カットということが続いております。

しかしながら、これは一般企業でも言えますが、人を減らしていくと、通常の業務で多忙化してしまっていて、将来的なこと、将来的な計画、そういったものを計画立案する余裕がなくなっていく。また、日常業務に忙殺されるあまり考えが保守的になってなかなか改革できずにずるずると収益が下がると。そういったこともあります。

市長は前回の議会の中でほかの議員の質問に対して職員の質を上げることによって対応していくと言っておりました。それ自体は大いに結構なことですが、数が質を担保するというのもまた世の真理であります。数が多くなればなるほど職員の心理的な余裕が生まれ、余計なことといえますか、未来のこと、明日のことを考える余裕ができるようになります。

福祉のような、ある種、対応する業務であればある程度はいいと思うんですけども、特にふるさと納税のように、ほかの自治体と競争する、競合する、そしてほかの自治体からお金をぶんどってくると。

そういった業務に関しては、ある程度、手厚くといいますか、市の執行部全体として人を補填していく必要もあると思うんですけども、その観点について市長にお話を伺います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

基本的な担当課の人事配置については、あまり変わっていないと思います。あとは、うちの曾於市でどれだけPRできる特産品を確保して、全国の方々に曾於市というところにつながってもらって曾於市のふるさと納税のよさが分かってもらえれば、お客様は増えると思います。

そういう意味では、魅力あるものをどれだけPRできるかということと、今までこの数年間の間にかなりの方々とつながっておりますので、その方々ともうちょっと工夫した取組をやっていけば私は確実に増えるというふうに思っておりますので、引き続き、新しい体制の下、頑張りたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

新しい体制を見て行ってほしいという答弁でございますが、当初、18億円と言われてふるさと納税が15億円になっておりまして、これが直接響いてきますので、目下、なかなか減っている状態にあります。

ほかの自治体が減っているかといいますと、話を聞く限り、そうでもないということで、なかなかやや差をつけられ始めているように思います。ほかの自治体の例を見ますと、例えば、市長直轄のタスクチーム、ふるさと納税対策チームを組織して、副市長やほかの担当部局の人間、そして地元の地場産業の有力者などを含めてタスクチームを編成して、ある程度、計画を作らせる、そういった取組などを行っているところもございます。

今後、これは将来的には方向性の問題ですが、観光協会だと仮定しまして、現在のところ、それに委託して、どのようにして、収益拡大というか、寄附金の拡大を目指していくのか、その観点について市長にお伺いいたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

平成26年度から曾於市がスタートをかけましたけど、そのときは本当に手探り状態で始めました。職員と一緒に全国の自治体を訪問してどのようにして取り組んでいるのかなというのを直に勉強してまいりましたけど、ここ2年ぐらいの間、ふるさと納税に関してはほとんど研修もできておりません。

そういう意味では、新しい職員も入っておりますけど、その辺りの研修もできなかったから申し訳ないなと思っておりますけど、実質は私を含め両副市長もふるさと納税についてはいろんな形でちゃんと目配りをしておりますけど、今後、引き続きどういう形ができるかということも含めて進めてまいりたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

結局、どのような形というものはあまり私も話をお伺いしていてぴんときないものでありました。観光協会なりに外注するとまでは具体性があるんですけども、その先になると途端にぼやけるというか、具体的なビジョンなどが分からなくなるんですけども、業務が忙しいから委託するということを超えまして、なぜ民間業者に委託すれば拡大するのか、どういうプロセスを経てそれが拡大するのか、そこについてより深掘りした話をお伺いしたいと思います。

以上です。市長にお伺いします。

○市長（五位塚剛）

どこのふるさと納税をされている自治体もあまり細かい手口は公表しないんですよ。

私たちも言っても肝心な部分は教えてもらえない部分はあるんですけど、基本的には、今、うちの曾於市のふるさと納税の係は、市の職員の商工観光課の人たち、あと、一部、臨時の方に入ってもらって事務的にやっておりましたが、これでは今の状況では限界だということで、外部委託、商工観光課から観光協会の中にその分野も取り入れてもらって、その中で、曾於市のPRが、もともとが観光協会というのは曾於市のPRをするところですので、そこにふるさと納税をセットにして売り込もうといういろんな細かい具体的な取組をやっていきますので、見守っていただきたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

見守っていただきたいということでしたので、この場はこれでいいと思います。

しかしながら、ふるさと納税というものはほぼ唯一の自主財源ということはほかの議員からも繰り返し指摘されていることですが、今回、下がっていると

いうか、非常に下落基調でございますので、より執行部として問題の解決に対して当事者意識を持って取り組んでいただきたいと思います。

以上、3点目の質問に移ります。

3点目の中で、配偶者出産休暇の取得者数割合が非常に高いということで、令和元年度は100%であるということで、これは非常に望ましい結果だったと思います。しかしながら、男性職員の育児参加のための休暇の取得者割合は、令和元年度が0%、令和2年度が10%であるということですが、この原因について総務課にお伺いいたします。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

最初の配偶者出産休暇につきましては、内容といたしましては職員の妻が出産のため入院した日から2週間の間で2日間というものでございます。これにつきましては率が高いところでございます。

次に、育児参加のための休暇、これにつきましては出産予定の8週間前から出産後8週間が経過するまでの間に5日間と。これは、当該、生まれた子供や未就学児等の面倒を見るためというものでございます。理由といたしましては、これらの周知不足というのが一つに挙げられるかと思えます。

あと、業務量等の問題で5日間というのをどう捉えるかというところだというふうに思います。第1番目は我々の周知不足が一番かなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

昨今、日本の政治行政全体として男性の働き方改革というものが焦点に挙げられております。象徴的な例は前環境大臣の小泉進次郎氏でございますが、現役の大臣でありながら休暇を取ったということで非常に話題になりました。

これはなぜかといえば、今まで伝統的な国の支援策というものは女性と子供にフォーカスした支援であると。子供の育児なんだから女性に支援の手を差し伸べればいいということであつたんですけれども、女性の共働きが進出していつて当たり前のものとなってくると育児を女性ではなくて家族単位で捉えなくなかなか難しいということで男性の育児休暇なりのそういった役割が非常にクローズアップされているところでございます。

そういった中で総務課長の答弁が周知不足ということでありましたが、ぱっと思

いつくものとして、これで休暇を取ったら出世コースから外れるんじゃないとか、恥ずかしい思いをするんじゃないとか、もう一度、参加したときに白い目で見られるんじゃないとか、そういったことを感じる男性職員は非常に多いと思います。

そういった職員へのサポートとして、現状、足りないというお話だったんですけども、今後、どのような対応が考えられるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

先ほども周知不足というふうに申し上げました。当然、該当する男性職員についての周知不足というのがありますが、全職員に対する周知不足、今、言われた白い目で見られるとか、そういうところがないようにする周知不足というところを考えているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

お話を伺うと、周知というか、基本のキの部分が欠けているような答弁にも思えます。平成28年度から、女性職員の活躍の推進に関する事業者行動計画というのは、なかなか古いというか、市長が初当選されてからずっとあったものでございました。そして、毎年、そういった評価も公表されております。

周知不足の結果として評価も忘れていたならば本当に忘れていたと思うんですけども、毎年、0%であるとか10%であるとかそういった統計を出しておいたのに周知不足というものはどういった流れでそういったことになったのでしょうか。そこについて総務課にお伺いいたします。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

いろんな状況が絡んでいるというふうに思います。例えば、業務がなかなか実際に忙しい部署、そうではない部署、事務量が平準化していない、濃淡があるという状況もありまして、忙しい部署ではなかなか休みが取りづらいというのがあるかと思えます。

そこに対しまして、我々といたしましては、そういう中で休んでいただきたいというところを周知すべきであるし、全職員もそういうところを了承として休んでいいよというふうにしていきたいというふうに考えております。

ここ最近サポート職員というところの制度も取り入れているところでございますので、短期間、5日間、休むのであったら、5日間はどこか別の部署からその職員をそこに充てるというところも別に取り組んでおりますので、そこ辺りを有機的に結合させまして、そのようにしていきたいというふうに考えております。

ですので、いろんな結果が、悪い結果が出ているのにそれを放っていたということも我々の責任であるというふうに思っております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

女性の管理職員数でございますが、1点目の部分と同じだと、大分、似通っている問題であると思うんですけども、管理職の職員数に関しては令和2年度で5%引上げを出しているという中で、この場にいる皆様を見れば一目瞭然であるんですけども、0人であるといったことの問題点として係職への昇進を望まない風潮が垣間見えるといったところがございます。

これは私も女性の職員にお話を伺うと聞くことでございまして、ある程度までは出世したいんだけど、課長級以上になると本当に激務だから働きたくないといった人を実際に私は存じ上げております。

総務課長の答弁の中でもございましたが、単純に激務であると。単純に激務であるにもかかわらず、さらに管理職になって責任を負いたくないという人が出るのは当たり前のことではあると思います。

そういった意味で意識の部分と業務の改善の部分を両方やっていないと女性の割合というのは増えないと思いますが、具体的に、そういった意味で、1番目と同じ部分、重なる部分があると思いますが、どのような対策が考えられるのか、そこについて総務課長にお伺いいたします。

以上です。

○議長（久長登良男）

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

今、御質問のあった件についてでございますが、先ほどの私のほうの最初の答弁と重なる部分がありますが、事務量に濃淡があるというのが非常に大きな問題であります。

今から、さらに職員数を減らしていかなければならない、人口減に伴いまして。そういう中で、事務量が非常に、窓口中心だけであつたりすると時間外とかはそん

なれないんですけれども、それ以外の部署につきましては、非常に時間外が増えてくるであろう、今後もさらに増えるであろうというふうに考えております。

そういうところで、係の統合も見据えながら、その一つの係が例えば2人とかそういう体制じゃなくて、3人以上の体制にしながら、多くの職員が特定の業務をしている、そういう状況をつくりながら業務の平準化を行っていくことによって忙しい部署というのが少しでも解消されるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

これは地方創生で言われることでございますが、女性の多いまちほど人口は増えるといったことが分かっております。アンケートで見えますと、男性にアンケートを取ると、給料が高いまちを求めると。

しかしながら、女性にアンケートを取ると子育て支援や福祉の手厚いまちを求めるといったことがあります。実際に九州でいえば福岡市なんかはその典型でございます。そういった意味で女性の暮らしやすいまちというのは全国の自治体で言われていることでございます。

そこに成功すれば人口が増える。そして、人口が増えれば財政的にも余裕が出て女性の職員を登用する余裕も出る。そうしたら、女性が、ある程度、女性の政策を考えれば、より身近で実体的な政策を立案することができる。

そして、さらに人口が増えるといったことで、プラスというか、そういう流れになることができますが、人口が減る、人口が減るので、職員数が減る、職員数が減るので、女性も幹部職員になりたがらない、女性の意見が反映されなくてより女性が流出するまちになるといった形で、現状を放置しているとその悪循環に陥るように思います。

その点について、これは上の判断だと思いますので、市長か副市長に現状についてお話を伺いたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

私たちも女性の職員が幹部職員として頑張ってもらえることを期待しております。そのためには、係長になっていただき、課長補佐になっていただき、そして、課長補佐を通過しないと当然ながら課長には昇進できませんので、そういう課長補佐になれる職員を育てる。そのためには係長になって頑張る人を育てる。そういう状況の中で、この間、進めてまいりました。

ただ、総務課長が言われたように、課長となると、正直なところ、課の全体の責

任を持ちながら課の全体の職員の健康状態から仕事ぶりを含めて全部見なきゃなりません。そういう意味では、家庭を持っている女性の方については、大変、ハンデがあるというように思います。

しかし、そういう中でも、本当にやる気のある人、また曾於市のために頑張ってみたいという女性職員もいらっしゃいますので、そういう方々は私はどんどん能力のある方は上げていきたいというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

お話を伺うと全体の業務の過重さや全体の職員の意識といったものが複合的に作用して今の状態になっていると思われます。

現在の曾於市の雇用慣行を見ますと、課長級に昇進される方は50代以上とベテランの方が多いと思います。これは霞が関などでも一緒なので、日本の役所組織全体の企業風土としてある程度仕方ないものと思われます。

しかしながら、そういった雇用慣行を前提にしますと、40代から50代の中に意識と意欲と能力のそろった人間をある程度プールしておくとか、抱え込んでおく必要があります。となると、なかなか、単年度で、声を上げる、若しくは市長の鶴の一声で動くものではないように思います。

ですので、全体の業務フローの見直しなども含めて、現状の女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画は本当に数値だけしかないので、この数値を達成するためにどういった業務フローの見直しが必要なのか、どういった観点で女性職員の意識の向上を促せるのか、そういったことを総合的に、また別の計画なども立て、若しくは条例で基本計画などでもいいですけども、そういった全体の流れをしっかりとフロー化した計画なども必要だと思うんですが、そういった点について市長はどのように考えるのか、お話を伺いたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

行政における女性の活躍ができる場をつくるためには、いろんな研修会、女性を対象とした研修会を積極的にやるべきだというように思っております。

この間、やったことはあるんですけど、この2年間ぐらい、コロナの関係でほとんどしておりませんので、今後は積極的にそういうことを含めてやっていきたいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

女性の活躍というものは地方創生においても非常に重要なことですので、今後も取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。外国人の定住支援について。

曾於市では現在383名の外国人の方がいらっしゃるということが分かりました。私も国勢調査などを見るんですけども、平成22年には45名、平成27年、2015年度には112名、2020年には362名、今年度は383名と。

コロナであったので、やや上昇率が低下しておりますが、依然、増加傾向にございます。これは、ここ10年で外国人の数が7倍以上に膨れ上がったということが言えます。

そういった意味で、この短期間でここまで外国人が増えますと、受入体制などで問題になり、準備ができていないところもあると思うのですが、その点について市民課のほうにお話を伺いたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今、コロナの状況がありまして曾於市から東南アジアに帰られた方も相当おられますけど、反対に、規制がありまして、来る予定になっている方々が規制があって来られておりません。今、解除になって少しずつ入ってくるだろうと思います。

今後はそういう曾於市内で外国人を雇用されている企業の方々も非常に期待されております。その連絡をされる曾於市に外国人を呼ぶ方々との連携をうまくしながら、また先ほど出ました市としてできるものを含めて今後またさらに協力したいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

副市長が議会の中でもおっしゃいましたけども、現在、曾於市では、41%、高齢化が進んでおりまして、直近のやつを見ると42%らしいですけども、労働力人口がひと昔に比べて急減していると。

これはほかの自治体と比べても高齢化が進んでいるということが言えます。という中で、今後、外国人の労働力に頼る割合というものは増えることがあっても減ることはないのかなというふうに認識しております。

曾於市の基幹産業が畜産や農業であることは市長御自身が何度も指摘されていることですが、実際の労働の現場を見てみると監督している人以外は全員外国人といった例もそう珍しいものではありません。

しかしながら、第2次総合振興計画などを見ても99ページあるのに外国人の部分に割かれたページがほとんどないんですね。それは、まち・ひと・しごと創生総合戦略を見ても外国人にほとんど紙面を割かれていない。ほぼないですね。

今のように急激に曾於市に外国人人口が増加している現状、それと曾於市の高齢

化を複合的に見れば市として独自の施策を打っていくということは避けられないことではないでしょうか。その観点について市長にお考えを伺いたと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

曾於市で働く外国人労働者のことを具体的に総合計画を含めて書いた文言は実際にありませんでした。しかし、曾於市内における大手の企業、ナンチクさん、食鳥さん、また大隅の大手の農家の方々が積極的に外国人の方々を雇用されておりますので、当然、曾於市の人口増対策、また雇用対策のためにも大事なものでありますので、今後、検討して文言としてちゃんと入れるようにいたします。

○1番（山中雅人議員）

それでは、2点目の観点について質問したいと思います。

私が見る限り外国人の定住支援の基本のキとなるものはまず日本語の支援になると思います。まず、日本語を分かっていたらなければいかに看板を作っても読めないですし、行政のほうに相談にも行けない、地域コミュニティの中で人間関係もつくれないということで、日本語が分からなければ生活する上で非常に不便が出ることは言うまでもありません。

しかしながら、曾於市は日本語の教育に関しては企業の自助努力ですね。とある食品関連産業ですと、ただでボランティアを募ってやっていたとか、あとは日本語教育のボランティア組織に関してもなかなか市からお金が下りないということを言っていました。

日本語教育に関しては、最低限、市としてお金を出していくということは今後のことを考えれば非常に重要だと思うんですが、その点について市長の考えを伺います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

曾於市内に、今、特にベトナムの女性の方々が多く雇用を求めて来られております。そういう方々に対して地域で日本語の語学の研修をしてほしいという要請もあって、今、そういうところも実際にありますので、もっと充実するというのも大事なことでありますので、検討させていただきたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問させていただきます。

ほかの自治体、県ですが、群馬県では、例えば共生の条例をつくりまして、ただの理念条例ではなく、知事と外国人の定期的な会話の場を設けるとか、若しくはそういった対策室を設けるとか、そういった取組をやっているところもございます。

今後、市長は全体的に前向きな答弁だと思うんですけども、具体的にどのような取組があるのか、第2次振興計画に盛り込む文章や文言などでどういったことがあり得るのか、若しくは条例、それは理念条例になるかもしれませんが、どういったものが挙げられるのか、その現在の市長の認識についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

この2年間ぐらい、コロナの状況によって様変わりいたしております。今までは各地区で夏祭り大会とか校区のいろんな行事があったときにそこで雇用されている外国人の方々も地域の方々と一緒になっていろいろと参加されて楽しんでおられました。その中でも日本語が非常にうまい人も何人かいらっしゃいました。

そういう日本語を教える組織というか、会社のほうも努力されているようでございますけど、今後は、そういう企業、要するに外国人を呼ぶ方々の組織がありますので、曾於市も何らかの形で参加しながら今後また協力していきたいというふうに思います。

○1番（山中雅人議員）

以上で質問を終わりたいと思います。

私の4つの質問というものは、少子高齢化が進み、なかなか地域コミュニティが人口減少で耐えられなくなっていると。そういった状況を踏まえて以上4点の質問をさせていただきました。執行部としても今後とも当事者意識を持って少子高齢化対策を推進していただきたいと思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月11日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 5時17分

令和4年第1回曾於市議會定例会

令和4年3月11日

(第4日目)

令和4年第1回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和4年3月11日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

（以下5件一括議題）

- 第1 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第2 議案第9号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について
- 第3 議案第10号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について
- 第4 議案第11号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第5 議案第20号 曾於市末吉農村地域活性化定住促進対策事業に関する条例の廃止について

（総務常任委員長報告）

（以下7件一括議題）

- 第6 議案第3号 曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第7 議案第4号 曾於市地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第8 議案第15号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について
- 第9 議案第16号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第17号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について
- 第11 議案第18号 曾於市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第19号 曾於市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第13 議案第13号 曾於市営住宅条例の一部改正について
- 第14 議案第21号 大隅都市計画事業八合原土地地区画整理事業施行に関する条例の廃止について
- 第15 議案第22号 末吉都市計画事業上町土地地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

（建設経済常任委員長報告）

- 第16 議案第26号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第11号）について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)

(以下3件一括議題)

- 第17 議案第27号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第18 議案第28号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第19 議案第29号 令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
(文教厚生常任委員長報告)

(以下3件一括議題)

- 第20 議案第30号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第21 議案第31号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算(第5号)について
- 第22 議案第32号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について
(総務常任委員長・建設経済常任委員長報告)

第23 施政方針

(以下4件一括議題)

- 第24 議案第5号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について
- 第25 議案第6号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について
- 第26 議案第7号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第27 議案第8号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 第28 議案第12号 曾於市出産祝金支給条例の一部改正について

(以下2件一括議題)

- 第29 議案第2号 曾於市地域振興住宅譲渡条例の制定について
- 第30 議案第14号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

- 第31 議案第33号 令和4年度曾於市一般会計予算について

(以下3件一括議題)

- 第32 議案第34号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
- 第33 議案第35号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第34 議案第36号 令和4年度曾於市介護保険特別会計予算について

(以下3件一括議題)

第35 議案第37号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

第36 議案第38号 令和4年度曾於市水道事業会計予算について

第37 議案第39号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	渕合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市	長	五位塚剛	教	育	長	中村涼一										
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人											
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長	平千力											
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩										
大隅支所長兼地域振興課長	徳留弘	農	林	振	興	課	長	竹田正博								
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商	工	観	光	課	長	安藤誠								
企	画	課	長	外山直英	畜産課長	野村伸一										
財	政	課	長	上鶴明人	耕地課長	朝倉幸一郎										
税	務	課	長	山中竜也	建設課長	園田浩美										
市	民	課	長	上村亮	水道課長	吉元健治										
保	健	課	長	櫻木孝一	会計管理者・会計課長	桐野重仁										
介	護	福	祉	課	長	福重弥	監	査	委	員	事	務	局	長	岩元浩	
福祉事務所長兼福祉課長	竹下伸一	農	業	委	員	会	事	務	局	長	中山純一					

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

- 日程第1 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第2 議案第9号 曾於市個人情報保護条例の一部改正について
日程第3 議案第10号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について
日程第4 議案第11号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第5 議案第20号 曾於市末吉農村地域活性化定住促進対策事業に関する条例の
廃止について

○議長（久長登良男）

日程第1、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから、日程第5、議案第20号、曾於市末吉農村地域活性化定住促進対策事業に関する条例の廃止についてまでの以上5件を一括議題といたします。

議案5件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案7件を、3月7日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

1. 議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための、財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、市吉辺地の総合整備計画を策定し、地域内の公共的施設を整備するものです。

工事期間中の思いやりタクシーの運行についての質疑に対し、工事期間中には利用者に配慮しながら迂回路を設けるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号、曾於市個人情報保護条例の一部改正について。

本案は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び個人

情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、関連する規定を改正するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号、曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について。

本案は、民法が改正され成年となる年齢が引き下げられることに伴い、関連する規定を改正するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について。

本案は、未就学児に係る被保険者均等割額を減額する措置が講じられたことに伴い、関連する規定を改正するものです。

改正による影響額についての質疑に対し、合計で202人で206万800円の減税になるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号、曾於市末吉農村地域活性化定住促進対策事業に関する条例の廃止について。

本案は、条例の実施期間並びに返還の対象期間が経過していることにより廃止するものです。

廃止が遅れた理由についての質疑に対し、期間が経過してから数年間かけて対象者の調査を実施していたとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

1点だけ、この議案第1号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画について質問いたします。

先日の議案提案でも質問いたしましたし、これまでも財部含めて辺地債を使った農村地域の道路整備についても質問いたしておりますが、この辺地に係る農村地域の市道の整備というのが、期間的になかなか思うように進まないといえますか、例えば、この議案第1号についても、先日の答弁の中でも、合併後17年がたっており

ますし、まだ今後もいつ終了するか見通しはきかないというか、3,000から4,000mぐらいの、そう長くない路線であっても、一例でありますけれども、そうありますが、これを何とかできないのか、もっとほかの財源も含めて早めに対応することは、この、ほかの辺地債使った市道を含めてできないものかといった質疑がなされなかったのかについて1点伺います。

例えば、大隅、財部でもそうだと思うんですが、合併前、末吉町においても、やはり3,000からそこの整備は大体、10年以内で辺地債を使って整備を終えている経験が幾つかあります。

それに対して、合併後、特にこの点が弱いようでありますけれども、もし質疑が出されていたら報告をしてください。この1点であります。

○総務常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

辺地債が交付税措置率が80%と高いことから、辺地債を優先して道路整備計画を進めているとの説明があり、工事の事業の遅延についての質疑はありませんでした。以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより議案5件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第1号、議案第9号から議案第11号及び議案第20号までの以上5件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案5件に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第9号から議案第11号及び議

案第20号までの以上5件は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————

日程第6 議案第3号 曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第7 議案第4号 曾於市地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第8 議案第15号 曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第16号 曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第17号 曾於市教職員住宅条例の一部改正について

日程第11 議案第18号 曾於市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第19号 曾於市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第6、議案第3号、曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第12、議案第19号、曾於市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの以上7件を一括議題といたします。

議案7件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案11件を、3月7日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第3号、曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第4号、曾於市地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第18号、曾於市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第19号、曾於市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、以上4議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告します。

本案は、令和4年10月からの本庁・支所再編計画に伴う担当部署の移管による関連する2本の条例の制定と2本の条例の一部を改正するものです。

全体的な条例の内容についての質疑に対し、来年度10月から企画政策課に自治会・公民館等の地域コミュニティ係が移管することから、中央公民館の施設管理を生涯学習課に、それ以外の各地区公民館を企画政策課に移管する。これらを整理するための条例制定と一部改正であるとの答弁がありました。また、これまで各施設の名称が青少年館や研修センターなど様々であったことから、今回、地区公民館として統一したいとの答弁がありました。

ほとんどの施設がこれまでの社会教育課から企画政策課へ移管されるが、企画政策課の新体制はどうなるのかとの質疑に対し、地域コミュニティ係3名が配置予定であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第3号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第4号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号、曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について、議案第16号、曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第17号、曾於市教職員住宅条例の一部改正について、以上3議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告します。

本案は、令和6年4月1日より高岡小学校が末吉小学校へ統合されることに伴い、関連する3本の条例の一部を改正するものです。

小学校の統廃合に関して、地域から要望が上がってきたときの教育委員会としての基本的姿勢についての質疑に対し、これまでは地域から要望が上がってきた際に対応していたことから、今後は、①適正規模の児童数やクラス数、②要望が来たときにどのような方針で対応するのか（学校間を飛び越えての統合・スクールバス等）の基本的な方針を決定するため、新年度に小学校の在り方に関する検討委員会を立ち上げたいとの答弁がありました。

委員より、地域からの受け皿として今後の方針を前もって議論し、早急に検討すべきではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第15号についての採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

次に、議案第17号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより議案7件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

（何ごとか言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

提案された議案4件については、委員会でも賛成いたしました。ただ議案第4号の曾於市地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、委員長報告の中にも若干触れてありますけれども、市役所再編に伴いまして新年度の10月から一応各課の名称もがらりと変わります。その中でこの地区の公民館については、これまで長年にわたりまして、末吉町だけじゃないと思うんですが、旧町時代から教育委員会の社会教育課で対応いたしておりました。これを今後は、企画政策課の地域コミュニティ係で一応対応するという大きな変化があります。

ただいまの委員長報告では3名配置がされていると――2名だとメモいたしているんですが、いずれにいたしましても、この企画政策課の地域コミュニティ係の中に項目として、公民館に関する活動、公民館の運営審議会に関するということ、ここに入れ込んで対応するということでございます。

一方、社会教育課が今後は市役所再編に伴いまして、生涯学習係に変わりますけれども、その中で社会教育係は、まあ、当然のこととして社会教育の振興に関わる企画立案、調査研究に関する、関連いたしまして社会教育団体の育成等に関する、当然のことながら取り組んでまいります。ですから、中央公民館の管理については、社会教育係で対応する、一方、地区公民館については、企画政策課で対応するということですね、枝が分かれておりますけれども、そうした点で、一応賛成はいたしますけれども、これは検証を行いながら、従来のやり方がいいかどうかを含めてチェックと検証が必要じゃないか、やはり生涯学習係の社会教育課で対

応したほうが人的体制もそちらのほうが多いですので、もし、そのような見直しが必要だったら、早急にこれは見直しすべきじゃないか、地域の公民館活動に関わる市民にも直接、間接に大きく影響しかねないものでありますので、そのことを申し添えて一応賛成討論といたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第3号、議案第4号及び議案第15号から議案第19号までの以上7件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案7件に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号、議案第4号及び議案第15号から議案第19号までの以上7件は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第13 議案第13号 曾於市営住宅条例の一部改正について

日程第14 議案第21号 大隅都市計画事業八合原土地地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

日程第15 議案第22号 末吉都市計画事業上町土地地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

○議長（久長登良男）

次に、日程第13、議案第13号、曾於市営住宅条例の一部改正についてから、日程第15、議案第22号、末吉都市計画事業上町土地地区画整理事業施行に関する条例の廃止についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案6件を、3月7日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

まず初めに、議案第13号、議案第21号、議案第22号を一括して報告します。

議案第13号、曾於市営住宅条例の一部改正について。

本案は、中松田団地ほか5団地の老朽化による52戸の用途廃止に伴い、関連する規定を改正するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号、大隅都市計画事業八合原土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について。

本案は、大隅都市計画事業八合原土地区画整理事業の完了に伴い、本条例を廃止するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

3、議案第22号、末吉都市計画事業上町土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について。

本案は、末吉都市計画事業上町土地区画整理事業の完了に伴い、本条例を廃止するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第22号の末吉の上町地区の区画整理事業に関する条例の廃止について、二、三質問いたします。

第1点は、この委員長報告にあります、この上町土地区画整理事業の完了に伴いということではありますが、整備事業自体は終わっておりますが、先日の議案提案時の質疑にもありましたように、まだ、一番大事な一つの保留地については、全体、対象面積の約30%がまだ残っておりますが、それでもって一応完了ということについての質疑が出されていたら報告してください。

2点目でありますが、この事業は当初から——先日も質疑いたしましたけども、資金計画が、私も、大きく破綻いたしていると思います。特に、一番大事な一つの一般財源の持込みが当初の三十数年前の事業計画では約8億円でありましたが、その4倍以上の、結果的には、これまで34億円前後を使っていると、そうした点がありますが、その資金計画の破綻についての質疑がされていたら報告してください。

第3点目、このことに関連して、なぜこうした結果として大きな一般財源を余儀

なくせざるを得なかったのが、一口に言って、保留地の処分が当初の資金計画の1坪18万円がなかなか売れず、結果として答弁がこの前ありましたように1坪2万円から4万円台に下がっているということがあります。

で、3点目の質問は、18万円——当時購入した方々の現在の固定資産税、そして、そう地域的には、同じ対象地域でありますから距離的には離れてないと思うんですが、現在2万円から4万円台で購入されている方々の固定資産税に、大きな固定資産税の税額の違いは、開きはないか、いわゆる納税者の立場から見て不公平とも言えるような、そうした点は見られないか、もし、質疑がされていたら、お聞かせ願いたいと考えています。

いずれにいたしましても、これは、市民を含めて、市としては軽視できない点でありまして、今後、検証が必要じゃないかと思っておりますので、以上、3点からの質問でございます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

上町土地区画整理事業の完了に伴って、あと3割ほど残っているということについては、総括質疑であったとおりでございまして、質疑はなかったところであります。

それから、資金計画の問題についても質疑がなかったところであります。

それから、18万円で買ったということ、今現在4万円ぐらいで買っている方もいらっしゃるんですけども、そういった固定資産税の不公平の問題についても審議はなかったところであります。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論ありませんか。

○19番（徳峰一成議員） この議案第22号の上町土地区画整理事業の条例の廃止については、一応、見方によっては廃止という提案も一つの考え方でありまして、全否定はしないという立場から議案には賛成をいたします。

ただ、最も今にとって大事なこの固定資産税についての土地購入者に不公平性が

出てないか、その点については残念ながら税務課にも問い合わせてみましたが、まだ検証がされておられません。その点で副市長はやはり不公平が見られないかどうかを、やはり検証が必要じゃないかと思っております。

今後の、さらに保留地処分を促進する意味からも大事なことでありますので、そのことを申し添えての賛成討論といたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第13号、議案第21号及び議案第22号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号、議案第21号及び議案第22号までの以上3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第16 議案第26号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第11号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第16、議案第26号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査が終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第26号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第11号）について（所管分）。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど精算的なものによる増減が主なものであります。審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

財政課関係では、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が交付税の算定に創設されたことにより、普通交付税が増額されたとの説明がありました。

総務課関係では、同日選挙の予算執行についての質疑に対し、国政選挙の経費を優先して執行することにより経費削減を図ったとの答弁がありました。

企画課関係では、企業版ふるさと納税をした企業が、その事業の入札に参加できるかとの質疑に対し、入札に参加することは問題ないことを確認しているとの答弁がありました。

繰越事業である南九州畜産獣医学拠点事業について、委員から、令和4年度中の完了が前提であるが、工程はどのようになるのかとの質疑に対し、計画的に工事を行うことで完了できるとの答弁がありました。

委員より、地元畜産農家を中心にメリットのある施設運営を望む意見がありました。

施設整備については、女子学生への配慮等、大学と十分協議を行ったかとの質疑に対し、大学と協議を行い設計に取り入れているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、南九州畜産獣医学拠点事業の予算執行に当たっては、次のことについて強く要請する意見を付すことに決定しました。

- 1、全体事業実施計画並びに財源計画を早期に確定し示すこと。
- 2、魅力ある施設になるように、2次診療等を考慮し整備すること。
- 3、運営主体の設立を早急に行い、明確な運営方法等を示すこと。
- 4、関係機関との協議・調整等で重要な事項は、議会に報告すること。
- 5、事業概要や進捗状況については、適宜、議会並びに市民へ説明すること。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第26号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第11号）について（所管分）。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど精算的なものによる増減が主なものです。本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、民生費負担金の養護老人ホーム負担金減額についての質疑に対し、清寿園入所者を定員の50名で計上していたが、現在33名の入所者であることから減額したとの答弁がありました。

減少について、入所定員50名に達するように今後は研究・分析をすべきではないかとの質疑に対し、今後は分析や検討を行いたいとの答弁がありました。

保育士等処遇改善臨時特例事業について、対象者と処遇改善額についての質疑に対し、対象者は保育士や幼稚園教諭、児童クラブの職員の常勤・非常勤全てが対象であり、金額的には保育園、幼稚園で月額9,000円程度、児童クラブで1万1,000円

になるとの答弁がありました。

保健課関係では、P C R 検査の執行残についての質疑に対し、当初1,000人を見込んでいたが148人の申請となった。検査料は医療機関で差があり、1回2万5,000円から1万3,600円で市の補助金は半額となっているが、2万円を超える検査料は、上限が1万円補助である。県が無料でP C R 検査を実施しており、ホームページや広報等で周知を行い、問い合わせがあった方は、そちらを案内していたこともあり、市への申請者数が減少したのではないかととの答弁がありました。

新型コロナウイルスの情報管理について、市として市内感染者の傷病の程度、死亡者の状況を把握しているのかとの質疑に対し、県は公表基準があり、基準を越える情報は聞いても教えてもらえないとの答弁がありました。

委員より、市内感染者の状況を把握するために、県からの情報提供の在り方を要請すべきではないかとの意見がありました。

なお、P C R 検査について全額補助にすべきではないかとの意見が出され、本委員会で議論した結果、P C R 検査は全額補助にすべきと委員全員が意見の一致を見ました。

教育委員会総務課関係では、継続費の増額補正についての質疑に対し、岩川小学校解体工事について国の法律が改正され、壁の中に含まれるアスベストも除去しなければならなくなったことから6,143万9,000円を追加するものとの答弁がありました。

大学等進学祝金贈呈事業についての質疑に対し、30万円を20人、5万円を18人に贈呈したとの答弁がありました。

学校教育課関係では、繰越明許費の補正で、G I G A スクール運営支援センター業務委託料についての質疑に対し、校内で全員が一斉にタブレットを使用するとつながりにくい状況が出たり、アプリが動かなくなったり不具合が出ることもあるため、委託して改善点等の報告を受けるものであるとの答弁がありました。また、タブレットの持ち帰りや管理についての質疑に対し、今後は基本的に持ち帰れるようにしていきたい。教育委員会で定めたセキュリティポリシーに基づいた使用の徹底と、児童生徒が何を検索したかが分かるようになっているフィルタリングソフトも導入しているとの答弁がありました。

社会教育課関係では、新型コロナウイルスの影響でイベント等の中止が相次いだが、今後の影響についての質疑に対し、東京マラソン等の大規模イベントが感染対策を万全にしながら実施されたので、本市としても中止だけではなく感染対策を万全にしながら実施の方向で検討していきたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原

案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

議案第26号、令和3年度曾於市一般会計補正予算（第11号）について（所管分）を申し上げます。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど精算的なものによる増減が主なものです。審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

農業委員会関係では、農業委員・農地利用最適化推進委員において、農地集約・農地集積としての利用と農地パトロール等での業務効率を図るため22台のダブルットを導入するとの説明がありました。

商工観光課関係では、地域商品券発行事業のプレミアム無し商品券の年度末需要が多いため、500万円の増額補正であるとの説明がありました。

農林振興課関係では、メセナ住吉交流センターが新型コロナウイルス感染症の影響で大幅な売上減になったため、歳入で指定管理納付金200万円を皆減し、歳出では指定管理料として新たに900万円を計上した。基本協定、年度協定により協議の申入れがあり、協議の結果、対応することになったとの説明がありました。

畜産課関係では、有機センター製品売払い収入の増額についての質疑に対し、堆肥の需要が多く、特に、サツマイモ基腐病対策として、カンショ農家の購入希望が多かったとの答弁がありました。

耕地課関係では、畑地帯総合整備事業分担金の減額についての質疑に対し、大隅南地区においては、県がパイプラインの整備を優先しているため、散水器具の導入がなかった。散水器具のニーズはあるので、農家への要望調査を県工事担当及び畑かんセンター普及担当と共に推進しているとの答弁がありました。

建設課関係では、特殊地下壕対策補助金の減額について、調査を進める中で当初の想定より地下ごうが埋まっている状態であったため、減額することになった。地下であり全てを把握できるわけではないが、現在、人家に直接的な影響は少ないとの説明がありました。

今後の計画についての質疑に対し、調査は継続するとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に、この南九州畜産獣医学拠点事業の1点に絞って質問をいたします。

この事業は、1年前までは振興計画にもまだ掲載されてなかった事業で、この1年間に、いわば突貫工事で市としても取り組んで、そして、この新年度予算じゃなくて本年度の最終予算でこの20億円を超える建設費が提案されるという、そうした補正予算の提案じゃないかと受け止めております。

それを基にして二、三質問いたします。

委員会では、最終的には採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しましたとありますが、恐らく反対討論が後ほどあるかと思いますが、反対された方々の理由について、一応、中心点をお聞きいたします。

それから、第2点目は、この最後に5項目にわたる意見を付すことを決定しましたとありますけども、これは総務委員会全議員のもちろん一致での意見だと思うんですが、これの確認をいたします。これ2点目であります。

3点目、いずれにいたしましても5点、全くそうであると受け止めております。特に、その中で最初の、この全体事業実施計画並びに財源計画を早期に確定し示す、これは非常に大事なことでないかと思っております。

建設の、今回、本予算が提案されるのに、本来だったら、今後の実施計画並びにこの資金計画、財源計画は、表・裏、表裏一体のものでありますので、今回の今日の段階までに議会に示さなければならなかったと思っております。

過去の旧町時代の例から見ましても、大きな事業については、そうした、それに伴う計画等が議会に示されておりますので、非常にそれが遅れている、なぜまだ出されていないのか、質疑がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

以上、大きく3点であります。

○総務常任委員長（岩水 豊）

全会一致ではありませんでした。賛成されなかった方の反対討論はなかったところです。

それと、その意見を付すことに決定した内容については、議員全員で出された意見を集約したものであります。

並びに、この事業については、突貫であるということは、議員全員承知していることではありますが、執行に当たっての施工期間が1年繰り越したということで、1年間で終わらなければならない、それが非常に懸念される心配が多く意見が出たところであります。

あと、随時、当初、議会に説明、報告があったり、調査特別委員会で報告があった内容等が変わった場合ですね、説明をする機会を逸したりしていたことを含め、

今回はそういうことがないようにということで、この要望を出したところであります。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（山中雅人議員）

総務常任委員長に質問いたします。

徳峰議員と関連するところがございしますが、南九州、財部高校跡地の観点ですね、その観点から見ますと、その畜産と言えば建経でありますし、医学として見れば文教厚生委員会の所轄なわけです。この2条件の事業というものを、総務課だけで議論していいのかといった観点があると思うんですが、その点について議論されたかどうか、確認の質問でございます。

以上です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

予算の執行が企画課になっている関係で総務委員会に付託されたところであります。

事業予算の執行に伴う審査ということで来たことでありまして、委員の中からそういう、総務委員会なのか文厚なのか建経なのかという質疑はありませんでした。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案第26号について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第27号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第18 議案第28号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について

日程第19 議案第29号 令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（久長登良男）

次に、日程第17、議案第27号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第19、議案第29号、令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第27号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

令和3年度の執行見込みについての質疑に対し、医療費などはほぼ想定どおりで推移しており、執行率98%前後を見込んでいる、執行残は約2億円程度になる予定であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号、令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、令和3年度の後期高齢者医療の医療費の伸びについての質疑に対し、11月の同月比でマイナス3.05%、新型コロナウイルスの影響で受診控えが見られたとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第29号、令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

令和3年度の介護給付費の伸びと繰越金についての質疑に対し、伸び率は0.53%、繰越金は約1億9,000万円を見込んでおり、翌年度精算による返還金を勘案すると、最終的には約1億4,000万円を予定しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

提案された3議案には賛成をいたします。最終補正予算でありますので、賛成いたします。

ただ、議案第29号の介護保険の補正予算についてはですね、委員長報告の中にもありますけども、介護給付費の伸び率が0.53%であります。去年の当初段階では17%の介護保険料の引上げを含む条例改正であり、また、3年度の予算でありましたが、当時は給付額の伸びを3.19%、3.19%、3年度は伸びるであるということを前提とした17%の引上げでありましたが、それが結果的に0.58%前後に落ち着きそうでありますので、財源的には、まあ、近い目に見ても1億円以上の想定を上回る剰余金が今出てきている、そして新年度予算のほうへ向かおうとしているということとはあえて申し添えての討論といたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第27号から議案第29号までの、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第29号までの以上3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第30号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第21 議案第31号 令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について

日程第22 議案第32号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第20、議案第30号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第22、議案第32号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの、以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第30号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について。

本案は、事業の確定及び執行見込みなど、精算的なものによる増減が主なものです。

無償譲渡はいつから始まるかとの質疑に対し、平成14年度に設置した81基を令和4年度から無償譲渡の手続を進めるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

議案第31号、令和3年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど、精算的なものによる増減が主なものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど、精算的なものによる増減が主なもの

であります。

以上、審査を終え、本委員会としては、各案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの、各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第30号から議案第32号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案3件に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第32号までの以上3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 施政方針

○議長（久長登良男）

次に、日程第23、施政方針を議題といたします。

市長の施政方針に関する説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

本日、ここに令和4年第1回曾於市議会定例会が開会されるに当たり、市政運営に臨む私の姿勢と所信の一端を申し上げますとともに、令和4年度の一般会計予算案の重点施策など、その概要について御説明を申し上げます。

国は、予算編成の基本方針として、「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、昨年に引き続き喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策に最優先で取り組みながら、ポストコロナも見据えて、今後の力強い成長を実現していくために4つの原動力と基盤づくりとして、グリーン社会の実現、デジタル化の加速、活力ある地方創り、少子化対策が示されております。

令和4年度の地方財政対策においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、安定的な行政サービスを提供しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進など、活力ある地域社会の実現等に取り組むよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度に対して約200億円の増となり、令和3年度の地方財政計画の水準を上回る約62兆円の額を確保されたところです。

本市におきましては、このような国の施策に対応するとともに、市誕生後16年で約1万人減少している事実と超高齢化に対する危機意識を市民全体で共有し、本市の将来像である「豊かな自然の中で みんなが創る 笑顔輝く元気なまち」を実現するため、「第2次曾於市総合振興計画」に示した、まちづくりの基本方向に向けた取組を進め、市民が安心して働き、将来に夢や希望を持つことができるような魅力あふれる地域社会を実現していくため、「第2期曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を計画的に実施しながら、市の人口増対策に対して積極的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、市民が安全・安心を実感できる社会となるよう全力を尽くしてまいります。

私は、市長就任9年目に当たり、市民の皆様と約束しました公約の実現に、今後もしっかりと努力してまいります。

まず、市の人口増対策の柱の一つである宅地分譲整備事業は、財部地域の新規分譲地24区画の販売を開始いたします。

また、市内の未販売分譲地の販売促進に努めるとともに、人口増につながる定住住宅取得補助、市有地活用定住促進補助、移住・就業支援金等の定住促進対策事業を展開してまいります。

子育て支援対策については、これまで第3子以降に支給していた出産祝い金について、本年度から第1子、第2子にもそれぞれ祝い金を支給いたします。

また、これまでの実施してまいりました保育園・認定子ども園等の保育料の負担軽減、高校3年生相当時までの医療費の無料化を継続して実施してまいります。

情報発信事業は、曾於市を市内外にPRするための大変重要な事業であります。今後も情報発信の中核をなす「市報そお」やコミュニティFM放送、市ホームページ、ラインなどの各種SNS等について、分かりやすい内容で積極的に市民の皆様への情報提供に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により個別の手續が必要となる方や、高齢化・過疎化の進行に伴い、増加が予想される交通弱者となる方への行政サービスの利用を促進するための通信機器を搭載した「コネクテッドカー」を整備します。

南九州畜産獣医学拠点事業につきましては、鹿児島大学との連携を強化し、本事業に取り組んでまいります。今週の3月9日に内閣府より事業認可を頂きました。心より感謝を申し上げます。

令和4年度は、本格的な施設の整備に着手するとともに、馬施設の設計等を行い、基幹産業の持続的発展と地域の活性化を図ってまいります。

庁舎整備につきましては、令和元年度に策定しました「本庁・支所機能再編計画」に基づき、窓口業務をはじめとする市民サービスの拡充を図るとともに、災害時における重要な防災拠点施設としての役割、さらに今年10月からの機構改革に合わせた本庁舎の増築整備を引き続き進めるとともに、併せて既存庁舎の改修も進めてまいります。

また、令和7年度の開庁に向けた大隅・財部両支所の庁舎整備についても計画的に取り組んでまいります。

まちの発展には産業の振興が欠かせません。曾於市は、畜産を中心とする農業のまちであり、農業生産額を増やすことを本市発展の基本と掲げる中、令和3年度産曾於市農畜産物生産実績における生産額合計は489億1,017万6,000円、前年度比較いたしますと18億9,227万円、1.04%の増であり、畜産部門では415億8,372万5,000円となり、前年度と比較すると21億2,810万円、1.54%の増となりました。

耕種部門については、後継者の確保育成や農地の集積・集約とコスト削減のため、国・県と連携しながらスマート農業導入を推進いたします。

また、引き続き加工業務用野菜と環境保全型農業推進も取り組みます。

また、特産品であるユズの一次加工施設の効率化を図るため、搾汁センターの増設も進めてまいります。

畑かん営農については、水を活かした農作物の収量増、品質向上を図り、農家所得の向上を目指します。

また、農業機械導入経費の削減等を図るため、農業公社の受託事業をさらに拡充しながら、今年度はコントラクター事業を本格的に稼働し、畜産農家の規模拡大が図られるよう努力してまいります。

畜産につきましては、生産基盤の拡大を図るため、畜産振興協議会事業を中心とした導入保留対策や家畜改良を計画的に進めるとともに、飼養管理の省力化と多頭化を図るための生産基盤施設の整備に取り組んでまいります。

また、家畜伝染病を防止するための防疫対策の強化による家畜衛生体制の確立と家畜の生産性向上を図ってまいります。

思いやりふるさと寄附金推進事業につきましては、昨年度に引き続き、全国から多くの寄附金を頂き、御礼として本市の特産品を贈呈しております。令和3年4月から令和4年1月までの10か月間で約8万3,000件、約15億2,000万円を超える寄附金を頂き、令和4年3月末には約16億円の寄附金を見込んでおります。

曾於市を応援していただきました全国の皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年度も、さらにふるさと納税に対する活動を充実し、本市の全国的なPRと地域活性化に努めてまいります。

また、一般社団法人曾於市観光協会と協力して、ゆるキャラである「そお星人」を利用したPR活動等を行い、本市の観光事業の充実を図ってまいります。

災害復旧事業については、昨年、近年になく被害の少ない年でありました。しかしながら、日本各地で豪雨・強風・地震など、甚大な被害が発生しております。

防災・減災のための予防保全対策に取り組みながら、災害発生の際は、一日も早い復旧に努めてまいります。

まちづくりは人づくりであり、本市発展の基本となるものです。「個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり」の基本理念の下、学校教育においては、確かな学力を身につけ自立する力を育む教育を推進するとともに、豊かな心を育み健やかな身体と体力の増進に取り組んでまいります。

学校施設においては、引き続き充実した教育環境の整備を進めるとともに、GIGAスクールにおけるタブレットや電子黒板など、ICT機器の積極的な活用を推進してまいります。

学校給食は、安全でおいしい給食の提供と食育を推進するとともに、学校給食費の保護者負担の軽減にも引き続き取り組んでまいります。

また、令和6年9月の供用開始に向けた新たな学校給食センターの整備を進めてまいります。

社会教育関係では、「市民全員が生涯学び、互いを高め合うまち」の基本計画の下、市民の生涯学習事業や文化振興事業、スポーツ振興事業など、社会教育全般の様々な学びの場の提供、地域活動の拠点となる各地区・校区公民館や青少年、女性部等の支援を行ってまいります。

市民の健康づくりや生きがいづくりの場として、また、市民や市外からの利用者

が広く交流し憩える場として、平成29年度にオープンしました新地公園グラウンドゴルフ場は、これまで11万4,000人を超える方々に利用を頂いております。

今後も、市内外の多くの皆様に御利用いただくよう、施設の充実とサービスの向上に努めてまいります。

令和4年度の予算編成は、前年度に引き続き、市民の皆様に開かれた市政を目指すとともに、農・畜産物の付加価値を高め、商工業の発展をさらに推進し、子供からお年寄りまで、笑顔が輝く元気なまちづくりを目指すとともに、「市民にやさしい市政運営」、「人と自然を生かした活気ある地域づくり」、「教育・文化を促進し、心豊かなまちづくり」、「人口増を目指し、地域活性化の推進」、「農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくり」の5つの基本方針として、限られた財源の中で市民の福祉、教育、暮らしを守るための予算としての編成をいたしました。

令和4年度の一般会計当初予算は259億9,000万円となり、前年度当初予算に対して、8億8,500万円、3.3%の減となりました。

内容につきましては、それぞれの議案の提案理由で御説明を申し上げます。

以上で施政方針を終わりますが、議員各位及び市民の皆様方の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、方針の挨拶といたしたいと思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

これで施政方針を終わります。

日程第24 議案第5号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第25 議案第6号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

日程第26 議案第7号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第27 議案第8号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第24、議案第5号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正についてから日程第27、議案第8号、曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてまでの以上4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第24、議案第5号から日程第27、議案第8号まで一括して説明をいたします。

日程第24、議案第5号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について説明をいたします。

令和3年8月10日の人事院勧告は、月例給については、民間給与との較差が小さいことから据え置くこととし、ボーナスについては、民間との均衡を図るために引き下げるとの内容でありましたが、長引く新型コロナウイルス感染症による景気低迷への影響を懸念し、令和3年中の適用は見送られました。

国は、令和4年2月1日の閣議において、特別職の国家公務員の給与について、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、令和4年6月支給から、令和3年人事院勧告どおりの措置を適用することを決定いたしました。

本市においても、これに倣い、期末手当等の改定を行うものであります。

第1条による曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と第2条による曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は、支給する特別職及び議会議員に係る期末手当の支給割合を年間0.1か月分引下げ、令和4年6月分から適用するものです。

また、令和3年12月引下げ相当額は、令和4年6月分で調整することとしておりますので、さらに0.1か月分引き下げられることになります。

次に、日程第25、議案第6号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について説明をいたします。

令和3年8月10日の人事院勧告は、月例給については、民間給与との較差が小さいことから据え置くこととし、ボーナスについては、民間の均衡を図るために引き下げるとの内容でありましたが、長引く新型コロナウイルス感染症による景気低迷への影響を懸念し、令和3年中の適用は見送られました。

国は、令和4年2月1日の閣議において、一般職の国家公務員の給与改定について、令和4年6月支給分から、令和3年人事院勧告どおりの措置を適用することを決定をいたしました。

本市においても、これに倣い、期末手当等の改定を行うものであります。

第1条による曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正は、同条例第17条第2項に規定する一般職の職員に係る期末手当の支給割合を年間0.15月分引き下げ、令和4年6月分から適用するものです。

また、令和3年12月引下げの相当額は、令和4年6月分で調整することといたしておりますので、さらに引き下げることになります。

次に、日程第26、議案第7号、曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

について説明をいたします。

人事院は、令和3年8月10日の公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する事項を令和4年4月1日から施行することといたしました。

地方公共団体の職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件についても国家公務員の措置と権衡を踏まえることが求められていることから、本市においても同様の措置を講じるものです。

新たに、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認及び育児休業に関する研修の実施、相談体制構築等の勤務環境の整備に関する措置を講じるための条項を追加しております。

次に、日程第27、議案第8号、曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

近年、全国各地における災害が多発化・激甚化する一方、地域防災力の中核として重要な役割を持つ消防団員が著しく減少しているため、令和3年4月13日付消防庁長官通知により、消防団員の報酬等の基準等が示され、各市町村においては、消防団員の処遇の改善等について適切に取り組むこととされたところであり、これに基づく改正を行うものであります。

主な改正内容は、これまで費用弁償により支給してきた出動手当を出動報酬として、水火災・地震等の災害及び行方不明者の捜索に伴う出動報酬については、6時間以内の出動の場合、1回当たり6,000円、6時間を超える出動の場合は、3時間ごとに3,000円を加算するなどの改正に伴い、費用弁償については、1回の出動につき1,000円とするなど、それぞれの支給区分や支給額を改正し、消防団員の処遇の改善を図るものであります。

また、報酬及び費用弁償の個人支給を明確にするために、支給方法の改正を行うものであります。

以上で、日程第24、議案第5号から日程第27、議案第8号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

議案第8号についての質疑とします。

消防団関係の条例改正につきまして説明がありましたように、今回の提案は、消防団員の要員の確保、地域の安全・安心確保に向けた取組の一環だと思います。

経費につきましては、地方交付税措置等があると思うんですが、今回の改正に伴う経費は、どの程度の伸びになるのか報告をしてください。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

まず、経費の伸びでございますが、先ほど市長からありましたとおり、原則として、これまでの支給額を下回らないという形で数字を上げているところでございます。

伸びでございますが、今回の改正による影響額につきましては、令和3年度と令和4年度の当初予算の比較で申し上げますと、3,171万5,000円の増となるところでございます。ですので、消防団1人当たりの影響額ということにいたしますと、令和3年度が1人当たり18万5,000円、改正後となりますと令和4年度が25万円となりますので6万5,000円の増、35%の増となるところでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

地域の生命・財産、それから安心・安全を守る最前線の方々は、やっぱり、この消防団の方々だとの認識をしております。

で、全国的に、この要員確保というのは非常に今、難しい状況が来ている。高齢化のこともありますし、消防団員に関する、その理解の難しさというか、この団体での活動に関する理解度、非常に不足している面もあるのかなというふうに思うんですけれども、特にこの地域においては、高齢化の影響、地方の若い方々が不足をしている。で、いざ何かあったときに動員をかける人たち、特に昼間の場合には仕事に出ておられる方々が多い。地元で農作業されておれば、ある程度招集もしやすいんでしょうが、もう今は御承知のとおり半分以上、4分の3近くは、もう仕事に行っておられる方は多いというようなことで非常に苦勞されていると思うんですよね。ですから、要員確保という意味では、今回のこの——特に報酬、まあ、出動関係も報酬という位置づけをされました。それから、プラス費用弁償もまたプラスアルファであるということで、かなり厚遇をされて、普通に考えれば今までの方々に対してはいいと思うんです。ただ、それを周知するというか要員を確保するときに非常に苦勞をやっぱりしている部分というのは、これだけでは非常にこの——非常にいいことなんですよ、これは。これだけでは、非常にまだ片手間のところがあるんじゃないかと思うんですけれども、条例の改正ですので、その要員確保に向けて何か今後考えていることがあれば、ちょっと紹介していただけますか。

○総務課長（今村浩次）

今後の要員確保についてでございます。

まず、大きな問題といたしまして、今、先ほど言われましたとおり、特に地域の農村部におきましては、なかなか若い人がいらっしやらないという現状があります。そういう中で、なかなか新しい消防団員が入らなくて、ちょっと高齢の方々がなかなか辞められないというところの話も聞いているところでございます。

そういう中で、今、市内に27分団ございますけれども、これの統廃合等につきましても検討していくべきではないかというふうには考えております。それが要員確保につながるかどうかというのは、また別の問題かもしれませんが、現実的な大きな流れとして、そういうところが、各市町村においても、お話がされているというふうに思っております。

あとの考えられる要員確保でございますが、今、待遇面というところでございます。今回、報酬の支払い等につきまして、これまで分団の口座に振り込んでいたものを個人口座へ全てというところで改正をさせていただきます。そういうところで、お金の流れが明確化されますので、そういうことによって、その出動もしやすい、そういう状況になると新しい要員を、消防団員を確保するにも若干影響があるんじゃないかなというふうに思っております。

あとは、今、一部の分団等で行われております後方支援の団体といいますか、そういうところが今できているところもありますので、そういうところを参考にさせていただきまして、そういう組織をつくりながら、入っていらっしやる団員の負担を軽くする、そういうことも考えていきたいとは思っております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

今後、避けて通れないのは、この要員確保に向けての組織の改廃というのは、どうしても最終的には避けて通れないと思うんです。その辺はしっかりと関係者の方々、消防団の方々、調整をしながら、まあ、一方的な話にならないように進めていただきたいと思うんですが、地域の特にこの中央部、まち近辺ではなくて田舎方面の団員確保にはつながらないんですが、地域の安全・安心を確保する一つの方策としては、これは考え方なんですけども、若い人たちがいないので——既に皆さん方、御承知だと思うんですが、市町村によっては、この市役所本庁に昼間仕事をしている職員がたくさんいますので、この方々の活用を、ここで、昼間だけの想定とすれば、市役所の職員を活用をして、そこで分団をつくっていただいて、それらをこの地域に出動させる、いろんな場合にですね。いろいろと、いい面悪い面あるかも分かりませんが、一つの検討材料にはなるのかなというふうには思っております。

既に地域の消防団に入っておられる職員の方々たくさんおられると思うんですけども、活用策、一つの方策としては、そういうことも考えられますし、ぜひ地域の安心・安全を守る団員の確保、それから運用に関しては、ぜひ、しっかりと検討していただきたい。今後の検討課題もかなりあるのかなというふうに思っております。

何かあれば、答弁を……。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今、議員がおっしゃられましたとおり、市町村の中で職員で分団をつくっているところも私もお聞きいたしております。それが、今、職員が数十名それぞれの分団に入って活動をいたしておりますので、それが、その中心的存在にもなったりしておりますので、そこ辺りは十分検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

私も通告に出しておりましたが、上村議員よりほとんど出ましたので、内容として、影響額ということで1人当たり今回6万5,000円の増、35%増ということで非常に評価しているところでございます。

昨日も私の地元で住宅火災が発生しましたが、やはり私も気になって消防詰所に行ったんですけど、どうにか出動できて、だけど1点だけ。市役所のほうでも、そういうふうに対応されている団員もいらっしゃるということですが、自営業者が主でありましたけど、やはりサラリーマンの方が、今、増えてますので、企業等に、火災のときの仕事を途中でやめて出動しなくちゃいけないんですけど、そういう要請等はされているのかどうか、1点だけ伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

今現在、企業等にそのような要請をしているところはありません。が、それぞれの企業等におかれましては、やはり市民の財産、生命の関係でございまして、協力的にいただいているというふうに考えております。我々から直接要請しているということはないところでございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

仕事、職種によっては途中で出てこれないところもあると思いますが、私の地元の

ことでありますが、昨日も出動されてた方がいらっしゃいましたので、ぜひ、市のほうも協力団体という等で表彰もされたりされてますので、本当の地域のために尽力いただいている消防団員でありますので、ぜひ、出動態勢がしやすくなるように、そういう要請等も今後していただきたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

そのように対応させていただきたいと思います。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第5号、6号について給与等の改正関係ですけれども、質問いたします。質問の第1点は、一部改正の内容と影響額について。

2点目は、報酬等審議会を開いてないと思うんですが、開いているかどうか、開いてなかったら、その理由。

3点目は、職員組合との協議を含めて行っているか、その結果について。

最後に、一応、施行は公布日となっていますけれども、公布日については何年の何月何日から一応考えているか。

次に、議案第7号、職員の育児休暇等の改正でございます。第1点は、一部改正の内容について、また、その影響額について。で、併せて、現行の育児休業について、利用されている職員が1年間で何名いるか。

以上3点でございます。

それから、議案第8号は、先ほど、お二人の同僚議員から質問がありましたので、一応、重ならない分で二、三点質問いたします。

影響額が年間3,171万円については、4年度予算に計上していると思うんですが、この確認であります。これは、恐らくほとんど全額が交付税措置がされていると思うんですが、交付税措置が全額しているかの確認でございます。

次に、先ほどの上村議員の質問等にも関連いたしまして、要員確保の問題でございます。定数が、今、何名で、現団員が何名であるか、それを踏まえて、課長答弁にもありましたが、27分団ありますが、で、課長の答弁の中では、統廃合も一応視野に入れているということでありました。具体的に市のほうでは、もう議論が入っているのか、まだ入っていないのかですね。この点は、今後の方向性についても十分この——先ほどの上村議員も一方通行にならないっていう表現でありましたけれども、このやり方については、十分この方法論は検討する必要があると思っておりますが、どういった方法と手順でもって今後やる予定であるのか、まだそこまでは

議論されていないのかを含めて答弁してください。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたします。

漏れがあった場合は、御指摘を頂ければというふうに思います。

まず、議案第5号と6号に関係いたしまして、一部改正の内容と影響額だったというふうに思います。

今回の一部改正の内容についてでございますが、先ほど市長のほうからの提案理由の口述にもあったところでございます。

国がそのように改正をするというところでございます。国家公務員職員について、期末手当を0.15か月分引き下げるというものでございます。で、さらに、特別職につきましても、期末手当を0.1か月分引き下げるということでございます。

ただし、職員の0.15月の中ではございますが、その中で、再任用職員につきましては、0.1か月分引き下げるといような内容になっております。

さらに、本来でありますならば、昨年の12月の支給分から、そのように改正するところでございましたが、コロナウイルスの関係で、人事院ではなくて国のほうにおきまして、コロナウイルスの経済対策ということで、引下げを見送りまして、本年6月の支給分から調整する、で、引き下げるといものでございます。ですので、令和4年度につきましては、特別職におきましては0.1か月分、通常の令和4年度が0.1か月分下がった上に令和3年度12月調整をしなかったものですから、その調整分として、さらに0.1か月分引き下げる、合計いたしまして0.2か月分引き下げるといような内容でございます。職員につきましては、通常の職員は0.15月分ですので、それが倍になりまして0.3か月分引き下げるといようなものが、今回の一部改正の内容となっております。

影響額でございます。

まず、職員についてでございますけれども、総体で3,543万2,000円の減額となります。1人あたりにいたしますと9万9,528円になるところでございます。

特別職につきましてでございますが、まず、市長、副市長、教育長、4人分の合計で、63万6,640円の減額になるところです。議員の皆様方20人合計で申し上げますと、139万2,177円の減額でございます。特別職合計で202万8,817円の減額となるところでございます。

審議会についてでございますが、審議会につきましては、特別職の給与を改定する場合には開かなければならないとなっております。今回は、期末手当の部分でございますので、開催していないところでございます。

職員組合との協議でございますが、職員組合につきましては2月の段階で妥結をいたしております。2月16日に妥結をしているところでございます。

施行の公布につきましては、公布の日からという表現にいたしておりますが、通常、議決を頂きますと、その3日以内ですね、議長のほうから市長のほうに議決が送付されます。それを受けまして、20日以内に、市といたしましては公布をいたしますけれども、現在の状況では、議決のその日あるいは翌日には、もう市のほうに参りますので、議決後数日以内には公布をされるというふうに考えております。今回、もし3月25日に議決いただきますと、もう3月の末までには公布をされるというふうに考えております。

続きまして、議案第7号の内容と影響額ということで、育児休業の関係でございます。

内容につきましては、昨年8月の、これも人事院の勧告と同時に、人事院が行いました国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出という中で、国家公務員につきましては、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずべき措置が明らかにされたところでございます。その中で、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知と意向確認、全体的に研修の実施、相談体制の整備などの勤務環境の整備を講ずるよう求められたところでございます。

そういうことがございましたので、本市におきしても、国に倣いまして、同様の体制、環境整備をするところでございます。第23条におきましては、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置と、第24条におきまして、勤務環境の整備に関する措置等を追加して条文を加えるものでございます。

影響額につきましては、金額的には、予算的には、これは影響はないところでございます。

現行の1年間に何人かというところでございますが、ここ5年間の平均で申し上げますと、対象者が、女性職員が6人程度、男性職員が10人程度となるようでございます。

（「5年間のトータルですね」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

5年間の平均でございます。1年平均がその……

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

はい。

続きまして、消防団員の条例の一部改正でございます。

3,171万5,000円の差額、これを令和4年度の予算に計上しているかということでございますが、そのように計上をいたしております。

交付税措置につきましては、全額来てるはずだがということでございますが、これにつきまして令和3年度で計算をしてみますと、曾於市につきましては、単位費用という中に含まれているんですけども、2,500万円ほど入っているようでございます。ですので、令和3年度のこの消防団員に係る、今年度は費用弁償ですけども、1億円を超える金額を出しておりますので、そのうちの4分の1以内しか交付税が算入されていないのではないかとというふうに考えております。

（「4分の1ですか」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

はい。

ただ、まあ令和4年度にはどうするのかという記述が少しありました。令和4年度以降の地方交付税措置につきましては、令和4年度からの出動の実態の勘案をしつつ、標準額をはじめとした基準に記載した事項等を踏まえ検討することとしているというふうに記述がございましたので、今後また各市町村がどのような処遇改善を行うかを実態を把握した上で、また国のほうで算定をされるのではないかとというふうに考えているところでございます。

定数と消防団の現の団員数でございます。

定数は、全体で620名ということでございます。

現在、令和3年度初めの消防団員数が576名でございまして、平成28年度は600名でございましたが、少しずつでございますが少なくなっているという現状があるところでございます。

27分団の統廃合の考え方、具体的な議論等でございます。

これにつきましては、小学校の統廃合と同じように分団のほうから要請があったときに考えていくというスタンスではありますが、もちろん消防分団だけで決めることではなくて、分団にはそれぞれ後援会組織があります。後援会組織との関係、これまでの経緯等を考えていただきまして、こちらのほうに話をお伺いしまして一緒になって検討していくということでございます。令和2年度からそういう話が1分団からありまして、その分団と、その統合したいところの分団にも来ていただきまして、一緒になっていろいろ協議をした経緯がございます。

ただし、いろいろと課題がありまして、今の段階では一時その協議をストップしているというようなところでございます。

ですので、具体的な議論方法といたしましては、現在のところは、こちらからこうしようということはしておりませんが、今後、先ほどの小学校の話ではござ

いませんけども、いろいろと基準等をつくることも検討しなければならないと考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第5、6号についてそもそものを聞くのを忘れてました。

人事院勧告による、もちろん、条例改正でありますけども、この人事院勧告がなぜこうした、いわば待遇に影響する条例改正を提示したのか、そもそも論ですね。全体的なこの10年間の流れとしては、給与をいい方向で改善するというのが流れなんですけど、この点について、そもそもについて一応確認いたします。それで、答弁してください。

それから、2点目ですね、これもを質問し忘れましたので、この……

（何ごとか言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

これはこれでいいです。

それから、議案第7号の職員の育児休業について1点質問し忘れましたので。職員については一応分かりました。

で、関係する会計年度職員については、この適用はどうなっているのか、改正の中に入っておりませんけれども、どうであるのか、これは対象外となっているのか、質問であります。

次に、議案第8号の消防団員についてでありますけれども、この27分団の中で、市のほうで見て要員の確保が非常に厳しいと見られるのが幾つの分団があるのか、これが第1点であります。

それから今後の統廃合の進め方ですが、これは、非常に、まあ、慎重がもちろん必要でありまして、課長答弁にありましたように、分団等から要請があったらそれに一応対応して検討していくというのは、これは当然のことではありますが、ただ、小学校の統廃合と同じことが言えるんですが、この問題はもう一つの側面として、受け身受け身だけじゃなくて、上村議員の質問に関連いたしますが、そうなかなかならないように要員の確保ができるように市としてもやはり独自の議論を進めるべきだと思うんですよ。受け身受け身といいますけど、ある意味で消極的な対応にもならざるを得ませんので、その点で議論が進められていたら、その点は、前向きな議論の進め方になるかと思いますので、これはぜひ今後進めていくべきだと思います。その点で議論が全くされていないのかどうかですね、要員確保の点でのこの統廃合と間接的に関連がありますけども、議論が必要だと思いますので、されていたら、あるいはしていなかったらすべきだという立場での質問であります。

○総務課長（今村浩次）

お答えしたいと思います。

人事院がまず勧告を提示したのか、そもそものところでございます。

人事院につきましては、国家公務員につきましては争議権というのではないわけ
でございますので、活動が制約されますので、その代わりに人事院が勧告を行うとい
う制度でございます。

毎年、それぞれ民間企業の4月分の給与と、国家公務員の前年度は25万人の給与
ですけれども、そこを調査をいたしました。

民間の場合は、50人以上の事業所1万1,800事業所、45万人でございます。それ
ぞれ調査をいたしまして、その差、いろんな役職段階とか学歴、年齢等を比較しな
がら、その差を出したところでございます。

その結果でございますが、給与につきましては、国家公務員のほうが19円上回っ
たということでありましたが、率にいたしますと0.00%でありますので、令和3年
度の人事院勧告につきましては、給与につきましては、変わらずというところでご
ざいました。

ただし、ボーナスにつきましては、国家公務員のこれまで年間4.45月、これは期
末手当、勤勉手当含めてでございます。民間は4.32月の実績であった。0.13月国家
公務員のほうが月数が多かったということで、今回0.15月分を引き下げるとい
う勧告、民間に合わせて0.15月引き下げるといような提示をしたものでござい
ます。

それから、7号の育児休業についてでございます。

今回の条例につきましては、市職員の条例というふうになっております。が、国
家公務員につきましては、非常勤職員という捉え方、会計年度職員ではなくて非常
勤職員というような捉え方ですけれども、これにつきましても、令和4年4月1日
から同様の制度を義務づけるということでございますので、同様というふうに考
えております。

（「会計年度職員は何で対象となっていないんですか」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

対象となって……。

（「正規職員だけ対象で会計年度は対象になってないんじゃないですか」と言う者
あり）

○総務課長（今村浩次）

この条例につきましては、市職員でありますので、会計年度任用職員を除く職員
の対応でございますが、ただ、この中で非常勤職員についてもそのようにしなさい
ということでございますので、ほかに規則等がございますので……。

(「それは規則になるんですね」と言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

はい。そちらのほうで同じような取扱いをしていくところでございます。同じように相談体制、環境の整備をするところでございます。

それから、要員の確保が難しいのが何分団かあるということでございますが、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、どこの分団もその要員確保に苦勞しているという話は聞いておりますので、ほとんどの分団が要員確保には苦勞しているというふうに考えております。

独自の議論を進めるべきというところでございます。そのとおりだと思います。そういう時期に入ってきていますので、早急に対策等を考えたいと思っております。以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わります。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、昼食のため休憩いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時11分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28 議案第12号 曾於市出産祝金支給条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

日程第28、議案第12号、曾於市出産祝金支給条例の一部改正についてを議題いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第28、議案第12号、曾於市出産祝金支給条例の一部改正について説明をいた

します。

現在、少子化対策の一つとして、第3子以降の出産に対して子供1人につき10万円を支給しておりますが、乳児用品等の購入に係る負担を少しでも軽減できるよう、第1子及び第2子の出産に対して、子供1人につき1万円を支給するため提案するものです。

以上、日程第28、議案第12号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、配付いたしております議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————・—————

日程第29 議案第2号 曾於市地域振興住宅譲渡条例の制定について

日程第30 議案第14号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第29、議案第2号、曾於市地域振興住宅譲渡条例の制定について及び日程第30、議案第14号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第29、議案第2号及び日程第30、議案第14号を一括して説明をいたします。

日程第29、議案第2号、曾於市地域振興住宅譲渡条例の制定について説明をいたします。

地域振興住宅の譲渡を受けようとする希望者へ、当該住宅の敷地及び附帯設備も併せて譲渡することに関し、必要な事項を定めるため提案するものです。

譲渡について、現に入居者のいる住宅については当該入居者へ譲渡できることとし、また、現に入居者のいない住宅については公募を行い、希望者多数の場合は競争入札も行うものです。譲渡価格については、土地価格は無償とし、建物価格は工事費を基に算出した額に市町村立地係数及び利便性係数を乗じて得た額を基準に定めるものとします。

次に、日程第30、議案第14号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について説明

をいたします。

令和３年度地域振興住宅建設事業により、既存団地の原口西団地に１戸、見帰団地に２戸、坂元台ウッドタウンに１戸を追加建設し、新規団地として大石団地１戸を新設したことに伴い、曾於市地域振興住宅条例の別表を改めるために提案するものです。

以上で、日程第29、議案第２号及び日程第30、議案第14号を一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑通告がありましたので、順次発言を許可します。

まず、上村龍生議員の発言を許可します。

○８番（上村龍生議員）

議案第２号です。地域振興住宅の譲渡条例につきまして、譲渡価格につきまして、いろいろな状況が予想されると思いますけれども、市の当局が試算をしている譲渡価格についての報告をお願いします。

○建設課長（園田浩美）

それでは、議案第２号の地域振興住宅譲渡価格についてお答えをいたしたいと思っています。

譲渡価格につきましては、地域振興住宅譲渡条例第７条第２項で定めているところでございます。そのときの計算した内容等につきましては、平成20年度建設分が、４ＬＤＫタイプ、80.74㎡が361万1,000円、それから３ＬＤＫタイプ、90.29㎡が344万6,000円です。あと、21年度建設分につきましては、４ＬＤＫタイプ、これは80.74㎡ですけれども、これが361万3,000円、それから３ＬＤＫタイプ、90.29㎡が354万3,000円、それから４ＬＤＫタイプ、90.29㎡が374万7,000円となっております。

タイプごとに金額が違う理由としましては、同年度に建設された住宅の建設費が入札金額で全て違うものですから、それを補うというか、平均を求めて出したところでございます。

以上でございます。

○８番（上村龍生議員）

それぞれ基準がいろいろ違うと思うんですけれども、それでは、このタイプ別を含めて新年度予算で計上をしていると思うんですけれども、全体的なところでいいですが、その額と、それと今後予想される件数が何件ぐらいずつになるか、この３年程度でいいんですけれども、そこをちょっと示してください。

○建設課長（園田浩美）

それでは、新年度分という形でよろしい、……はい。

令和4年度分につきましては、5棟の建設を予定いたしております。事業費につきましては……。

（「棟数だけです」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

棟数だけでよろしいですか。

令和4年度につきましては、全体の振興住宅の事業費としましては1億3,342万円となっているところでございます。

以上でございます。

○8番（上村龍生議員）

事業費というか、売却価格のことです。売却を予算計上で幾ら上げているか、譲渡関係のところですから。それと、この後、次年度以降の予測も大体つくと思うんですけども、3年ぐらい、何棟ぐらいずつ。売れる売れないは別にしても、譲渡できる住宅を上げてくださいということです。

○建設課長（園田浩美）

譲渡価格の予算につきましては、一般質問でもありましたように棟ごとに申請をいたします。こちらから譲渡のお願いというか、要望はありませんかという形で文書を出しまして、それを相手方から回答を頂きまして、その回答を頂いたところだけが用途廃止ができるという形……。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

収入予算は補正で上げる予定でございます。

あと、年度ごとの棟数ですけども、平成22年度建設分が19棟、それから平成23年度が10棟、それから平成24年度が23棟という形で一応計画いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの上村議員と質問が重なる部分が一部あるかもしれませんが、まず、議案第2号の地域振興住宅の条例案からでございます。

条例でありますので、改正ではなくて初めての提起だと思いますけれども、まず質問の第1点は、この地域振興住宅が次の議案第14号の5戸分を含めて、現在、何戸設置されているのか。

そして2番目が、空き部屋が何戸あるのか。

3点目が、その中での議案第2号に関わる問題であります。この譲渡価格については、先ほど幾つかの例が答弁がありましたけど、おおむね三百数十万円であります。当時の建設費は大体どれぐらいかかったか、試算されていると思いますので答弁してください。これは3点目。

それと4点目、これまでは条例自体がないから売却は全く一例もないと思うんですが、今後の売却に、もちろんなと思うんですが、その確認でございます。

最後に、上村議員の質問とも関連いたしますが、条例が制定後、市としては毎年どれぐらい売れるであろうということは、この計画自体がもう立てない予定ですか。立てることは非常に難しいと思うんですけれども。ですから予算計上ができにくいという点がありますが、立てるのか立てないのか、その確認でございます。

次に、議案第14号の地域振興住宅の改正について質問いたします。

令和3年度で5戸建設されたということで、まず質問の第1点は、5戸の入居者の転出先というか、どこから曾於市内に入ってきたのか。

それから第2点目は、家族構成、乳幼児あるいは小学、中学生を分類して答えていただきたいと考えております。

以上、とりあえず2点でございます。

○建設課長（園田浩美）

それでは、お答えいたしたいと思います。

まず、建設戸数ですけれども、平成20年度に建設を始めまして、令和2年度までが今終わっております。それが142戸でございます。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

まだ3年度は建設中ですので、令和2年度までを。そのうちに令和3年度分が5戸となっているところでございます。

（「トータル何戸か」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

147戸になります。

それと、空き部屋が幾つあるかという形なんですけれども、今、5戸空きがあるところでございます。

（「何戸ですか」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

5戸です。

あと建設費につきましてですけれども、建設費につきましては、平成30年度からの

準備していますけども、建設費につきましては、平成30年度が戸当たり1,416万9,000円、令和元年度が1,517万7,000円、令和2年度が1,567万7,000円、それから令和3年度分が1,697万3,000円という形でなっているところでございます。これにつきましては、建物本体と、それから電気、給排水設備のみのほうでございまして、あと用地費とか、そういうものは含まれていないところでございます。

今後の予定ということですが、先ほど申しましたように令和4年度は5棟建設する予定でございます。——申し訳ございません、今後の売却予定ということでしたので、先ほど上村議員のほうに申しましたように、平成22年度建設分が19棟、平成23年度分が10棟、それから平成24年度分が23棟……。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（園田浩美）

一応、償還が終わりました分を全て計画に組み込むという形で進めてまいっているところでございます。

それから、入居者のほうです。今度、入居者が5つのところに入る予定でございます。大人10名、子供8名となっているところでございます。その中で未就学児童が7名、それから小学生が1名という形で入居予定でございます。

どこから来られたかということですが、ほとんど全部が曾於市外でございまして、今現在、一番遠いところで東京都から来られる方がいらっしゃいます。あとは隣の都城市とか宮崎県の高原町とか、あと、もう曾於市のほうに早く来られている方も、民間住宅を借りて入居されている方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第2号について、2回目質問いたします。

課長答弁にありましたように、地域振興住宅が平成20年度から毎年建設されていますよね、課長。その中で、今回、条例の対象となるのが平成20年度から30年度までですか——平成20年から21年が対象になるということですが、今後含めて、毎年1年ずつ対象を広げていくということで確認していいのかどうか、これが2番目の質問でございます。

それから、3項目の質問は、これを売却計画に入れて予算化することは、これは難しいと思うんです。ですから、一応、歳入が入った段階でその都度、補正予算で歳入に入れるという考え方であるのか、これが3点目でございます。

それから、第4点目ではありますが、これは担当課長でも市長でもいいんですけども、1回目の答弁にありましたように、当時の建設費が用地費を除いたとしても1,500万円を超えておりまして、そして十数年、今たっておりますが、売却予定価

格がおおむね三百数十万円ということで、これはもう数式がありますけども、客観的に見ても、こうした譲渡価格で、基本的には問題なしといった考え方であるのか。そうなりますと、今後ともその算式はずっと生きてくるというか、今後、算式に基づいてということで使うことになりますが、最初の出発点でありますので、その確認をいたします。

それから、議案第14号であります。14号については、用地費を含めて5戸の建設費について大体どれぐらいかかっているか、1回目、質問忘れしたので答えてください。

それから、5戸の入居者は、おおむね市内からの転入者が多いということですが、このあたりについて、今後もこの流れは変わらんのかどうか。極力、曾於市全体の子供の数を増やしていくためには、望むべくは市外から、あるいは県外から入居されて、そして人口を増やすというのが大事なことではないかと思うんですが、そのあたりについては、あまり可能性はないのかどうか確認いたします。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回、地域振興住宅を、長年住んでいただいた方に譲渡する提案をいたしました。そのことによって曾於市に永住してもらうというのが大きな目的でありまして、同時に、譲渡することによって、その方々は自分の財産として丁寧に住んでいただくということも考えられるというふうに思います。

今後も引き続き曾於市に来てもらって、このような形で曾於市で住んでもらった後、今まで住んでいた建物については、格安で提供するという大きな政策でございます。このことにつきましては、担当課を中心にかなり議論をいたしまして、やはり買う方がお得感を感じたほうがいいだろうということで、土地についても基本的には無償という形で提案をいたしました。

今後についても、国からのお金を借りておりますので、これが切れると同時に随時声を掛けていって、また予算を提案していきたいというふうに思います。

あとは担当課長から答弁させます。

○建設課長（園田浩美）

それでは、お答えをしたいと思います。

補正のほうは毎年上がるのかという形ですけども、これは毎年、譲渡が済めば、その分補正を上げていきたいと思っているところでございます。

あと、価格設定につきましてですけども、価格設定につきましては、振興住宅の譲渡条例による7条のほうで、譲渡価格イコール複成価格掛ける市町村立地係数掛ける利便性係数という形になっております。そこで、前も申しましたように、市町

村立地係数及び利便性係数につきましては、固定の0.7という数字を用いているところでございますので、ここで約半分ぐらい価格が下がっていくという形になっているところでございます。これにつきましては基礎的なところの数字はどこから持ってきたかというところですが、公営住宅法のほうに持っていまして、この公営住宅法の処分という形のところがあります。それを準用しまして、その中に公営住宅の家賃を定めるところがありますので、その係数を利用させていただいたところでございます。

あと、用地を含めての金額は幾らかというところですが……。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（園田浩美）

用地費用につきましては……。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（園田浩美）

申し訳ございません。5戸の建設費につきまして御説明させていただきたいと思っております。

まず、5棟建設いたしております、原口西団地の4号棟でございます。これが2,457万1,300円かかっております。それから、見帰団地8号棟でございます。これが1,898万8,000円かかっております。それから、見帰団地の9号棟でございます。これが2,794万5,500円かかっております。それから、坂元台ウッドタウンの6号棟でございます。これが1,851万円となっております。それから、大石団地1号棟でございます。これが2,753万4,000円となっております。これらにつきましては、先ほど申しましたように用地費が含まれているところがございます。あと、これには造成費、それから地盤補強等がありますけれども、これらの中にも含まれているところがございますけれども、金額的に、これが差が出ているということになります。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

3回目ですが質問いたします。

今、答弁がありましたように建設費用2,000万円、2,700万円とか、1戸当たり非常にかかっていて、かつてより1,000万円以上、今はかかっております。それを前提として、議案第2号について3回目質問いたします。

どれだけの譲渡価格を設定するというのは最初の組み立て方、算定基礎の在り方が大事だと思うんです。区画整理の場合は、もう単純に18万円から2万円、4万円となりますけど、その譲渡価格は算定後、変えることは難しいと。市長答弁でも「格安」という表現がありましたけど、まさに受け止め方も、私も格安だと思って

おります。

しかし、これをやはり条例化した以上、可能な限り売却というのも必要で大事な
ことじゃないかと思えますけれども、その点で一、二点質問いたします。

そもそもこの地域振興住宅は、入居していただいた方がその地域に永住するとい
うか、ずっと住んでいただくということを前提としての、課長、入居だったですよ
ね。これが売却となりますと、基本的にはもう法律上も、それが条例上も消えると
思うんです、個人の資産、財産になりますので。ですから、ずっと永住しなくて、
ほかの人にまた再度、売却を含めてできるはずです、法律上は。ですから、基本的
には、永住することは売却をもって一応切れるということで確認していいのかどう
か、これが質問の1点であります。

それから、質問の2点目は、地域振興住宅の中で、例えば5戸、7戸ある中で
1軒、2軒売れたとして、そこだけが民有地になります。残りは引き続き曾於市の
所有地でありますけども、全体の整備を行う場合、いろんな、考えられない支障や
問題点が出てくることもあり得るかもしれません。その点については、十分な前も
っての検討も今後必要じゃないかと思っております。言葉は悪いですけど、虫食い
状態的に売却がされるということも、これは致し方ない点があります。そのあたり
については、当局としては議論がされているのでしょうか。

以上、2点です。

○市長（五位塚剛）

地域の団地によっては、例えば1棟だけ建設されているところもあります。場所
によっては10棟以上、二十数棟あるところもあります。そういうところについては、
当然ながら、その住宅に入るためには道路が併設しておりますので、当然その道
路については、公衆的な道路として取扱いをいたします。

そのようなことがある程度問題にならないようにちゃんと議論した上で、今回の
売却という方法を取りましたけど、今後、予期しない問題がもし発生した場合には、
十分、地域住民の方々とも相談しながら、また対応を進めてまいりたいというふう
に思います。

あとは、担当課長から答弁させます。

○建設課長（園田浩美）

それでは、個人の資産になった後、その後は自分で売却できるのかという御質疑
でございますけども、それはもう個人の資産となったわけですので、後は自由に、
法律の範囲内でできると思っているところでございます。

あと、民有地が虫食い状態にできるということになった場合、こちらのほうで検
討したのは、前面にある道路等が管理はどうなるのかという形の打合せをした

ところでございます。それにつきましては、市道にできる部分につきましては、市道認定をするという形で進めさせて、それ以外につきましては、やはり建設課のほうで管理をしていくという形で打合せをさせてもらったところでございます。

以上でございます。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり建設経済常任委員会に付託いたします。

_____・_____・_____

日程第31 議案第33号 令和4年度曾於市一般会計予算について

○議長（久長登良男）

次に、日程第31、議案第33号、令和4年度曾於市一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第31、議案第33号、令和4年度曾於市一般会計予算について説明をいたします。

まず、予算書の4ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を259億9,000万円と定めるものであります。

第2条は、債務負担行為について、10ページの第2表のとおり、期間及び限度額を設定するものであります。

第3条は、地方債について、11ページから13ページまでの第3表のとおり、限度額を25億2,400万円とするものであります。

第4条は、一時借入金の最高額を20億円と定めるものであり、第5条は、最終予算の流用について定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

前段は、国の予算及び地方財政対策、本市の予算編成の基本方針について述べておりますので、御覧いただきたいと思います。

2ページの18行目からの予算の内容について説明をいたします。

予算規模は、令和3年度当初予算に対して8億8,500万円、3.3%減の259億9,000

万円となりました。

まず、歳入について、市税は、固定資産税の家屋、償却資産の増により、0.2%増の31億9,313万1,000円を計上し、地方交付税の普通交付税は、国の地方財政対策や前年度実績等を考慮して算定し、2.4%増の77億6,045万1,000円を計上しました。

国庫支出金は、学校施設環境改善交付金や過年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金等の減により、12.8%減の29億5,871万7,000円を計上し、県支出金は、産地パワーアップ事業費補助金等の増により、3.1%増の21億6,782万4,000円を計上しました。

寄附金は、思いやりふるさと寄附金を昨年と同額計上いたしましたが、企業版ふるさと納税寄附金の増により、0.4%増の18億1,000万3,000円を計上しました。

繰入金は、思いやりふるさと基金繰入金や曾於市立学校施設整備基金繰入金等の減により、8.4%減の32億6,344万円を計上し、市債については、岩川小学校改築事業や臨時財政対策債等の減により、21.9%減の25億2,400万円を計上しました。

次に、歳出については、総務費は、市役所庁舎管理費等の増により、0.3%増の30億8,685万4,000円、民生費は、施設型給付費等の減により、0.4%減の79億2,399万4,000円、衛生費は、予防接種事業費等の増により、3.9%増の14億3,215万8,000円を計上しました。

農林水産業費は、ユズ加工施設整備事業費等の増により、45.9%増の28億3,076万2,000円、商工費は、思いやりふるさと寄附金推進事業の増により、2.7%増の32億7,271万8,000円、土木費は、市道整備の過疎対策事業費等の減により、1.3%減の18億3,778万8,000円を計上しました。

消防費は、消防設備整備事業費等の増により12.9%増の8億5,100万6,000円、教育費は、岩川小学校改築事業等の減により、38.6%減の17億2,371万7,000円、災害復旧費は、過年発生農地・農業用施設災害復旧費等の減により、93.5%減の3,661万4,000円、公債費は、元金利子の減により、10.1%減の28億1,896万6,000円を計上しました。

このような予算規模で、健全財政の維持を基本に、市民に優しい市政運営を行ってまいりますので、市民並びに議会の皆様方の御理解と御協力及び御指導をお願いするものであります。

以上で、日程第31、議案第33号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑通告がありましたので、順次発言を許可します。

まず、鈴木栄一議員の発言を許可します。

○7番（鈴木栄一議員）

委員会説明資料の393ページのタクシー運行委託料について伺います。

高齢者、75歳以上の交通弱者など、直接、接種会場へ行くことは困難な人のため、タクシーを利用した送迎を支援として、1回目接種、2回目接種、そして同じく3回目接種にもタクシー利用料金の助成と計上されています。

そこで、前回の実績を伺います。75歳以上のタクシー利用券配付の人数、1回目接種時のタクシー利用者の人数並びに金額、同じく2回目接種のタクシー利用者の人数、金額。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、393ページのタクシー運行委託料についての質問にお答えいたします。

まず、75歳以上の対象者は何人いたかということですが、このタクシー利用券を発行する昨年（2020年）2月26日現在の人数でいきますと、75歳以上の対象者が8,300人ほどいらっしゃるところでございます。その方々、施設に入所されている方を除いて全員発送しているところでございます。

あと、1回目、2回目、それぞれの利用実績でございますけれども、1回目、2回目のそれぞれの集計はしておりませんので合計で申し上げますと、1回目、2回目を合わせまして1,448件の利用があったところでございます。委託料として148万2,480円の利用実績でございます。

以上であります。

○7番（鈴木栄一議員）

75歳以上のタクシー利用券配付ですけど、8,300人ですね。これは夫婦の場合でも、世帯で利用券は1枚なんですか。それとも、1人1人、利用券は配付されるのでしょうか。

それと、タクシー利用者の、これ1回目、2回目のトータルで1,448件という数なんですけども、その数の料金が148万円ですか。私も相談があったのは、今、タクシーは自己負担がありますよね。ここで言えば、2,000円から1万円の間は1,000円の負担、これも片道ですよね。だから往復2,000円の負担ということです。思いやりタクシーを使えば1回200円ですか、そっちを利用する方が多いという話も聞いております。そうすれば、やっぱり接種時期は思いやりタクシーの利用者も結構増えたのんじゃないかなと思っております。

それと、75歳以上の交通弱者に対しての利用券ですので、74歳以下の方にも交通弱者は結構いらっしゃると思うんです。だから、そういう人たちにも、これからまた4回目接種とか通年接種とかいう問題も出てくると思うんです。そういう方たち

にも、75歳というのじゃなくて、交通弱者に対しては74歳以下の方にもその利用券を出してもらえないかなと思っているんです。いかかでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

まず、夫婦別々に送るのかということでしたけども、これについては、接種券自体を個別に送っておりますので、1、2回目につきましては4回分、3回目接種については2回分のタクシー利用券を発送しているところでございます。

あと、75歳以下の方々にも移動手段のない方がいらっしゃるのではないかとということでございますが、それについては、また市長、副市長と相談しながら検討させていただければと思います。

○議長（久長登良男）

次に、上村龍生議員の発言を許可します。

○8番（上村龍生議員）

一般会計予算の委員会説明資料の内容についての質問をいたします。

まず、15ページの歳入の部分です。新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の交付までの流れ、ちょっとここの中の説明をお願いしたいと思いますが。国は事業を指定しているのか、それとも市の予防の事業で、ここに3項目掲げられていますが、何らかの縛りはあると思うんですが、説明方を求めます。

2番目が、歳出の214ページのところです。ICT整備事業の内容的な説明、大まかなところでもいいんですが、説明を求めます。

次が240ページです。子ども未来館の検討委員会の内容について説明をしてください。これは、今後予算措置されると思うんですけれども、要綱も示されていますけれども、ちょっと具体的な内容が分かりません。説明を求めます。

それから、256ページ、これは財部の獣医学関連ですが、施設運営団体の設立準備委員会の構成メンバーと、施設運営団体の決定方法と仕事の内容を説明を求めます。

それから、279ページ、公債費のところ。予算計上額の、これは27億4,932万1,000円の財政計画分はこれだけなっていますが——これは予算額ですね。財政計画のところは29億7,581万7,000円、財政計画よりも減少していると。その内容を、定例的なことなのか、原因があるのか、例えば繰上償還等の影響なのか、それとも途中でまた公債費を追加で出すという計画なのか、説明を求めます。

それから、6番目が440ページ、かんしょ資材の補助金の内容、ちょっと説明を求めます。

それから、441ページ、農業者応援給付金、この内容も説明を求めます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

では、歳入のほうの15ページ、新型コロナウイルス感染症関係をお答えさせていただきます。

まず、交付金の流れになりますけれども、国が感染症緊急経済対策として始めた交付金でございまして、これは地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに事業を実施できるように創設した交付金でございます。前提としましては、コロナ感染に関することで感染症対策と経済対策、大きく分けてこの2本がございます。

この交付金は、初めに交付限度額というものが示された後、庁舎内の各課で事業の検討を行いまして、市の対策会議で決定するものでございます。よって、令和4年度の交付限度額は、現時点では2億9,000万円となっておりますが、当初予算に計上しておるのは9,700万円でございます。よって差額の1億9,700万円は、今後の事業に充当できることとなっております。

歳出の240ページ、子ども未来館の検討委員会の内容についてでございます。

曾於市の明日を担う子どもの未来を考える拠点となる施設について調査・検討を行うための委員会を設置するものでございます。

次に、256ページの南九州畜産獣医学拠点の設立準備委員会の内容でございますが、委員会は10名以内の委員で構成することを予定しておりまして、曾於市、鹿児島大学、それから関連の民間企業等を想定しております。

法人につきましては、一般財団法人ということにしておりますが、既存の農業公社等を参考にしながら詳細を決定していきたいというふうに考えております。

法人の仕事の内容としては、施設全体の管理、運営を行うこととしております。

以上でございます。

○総務課長（今村浩次）

それでは、214ページのICT環境整備事業の主な内容について御説明を申し上げます。

令和4年度、4,192万7,000円ということで、前年度に対し4,000万円ほど増額とした事業でございます。

4つほど主な内容を申し上げますが、まず1つ目が、モバイルノートパソコンの借上料でございます。現在、市が保有しております約500台のパソコンにつきまして、持ち運びができて、働き方の新しいスタイルとして柔軟な対応ができるパソコンに更新するものでございます。本年10月の組織再編に合わせて、来庁者と別庁舎に在籍する職員との顔を見ながら直接会話ができるようにするため、専用サーバの購入と合わせて整備するものでございます。

2つ目に、電子決裁システムの導入でございますが、財務会計の決裁につきまし

て、現在は紙ベースで行っておりますが、令和5年4月に稼働するため、令和4年度に導入を図るものでございます。これによりまして、出張先での決裁による時間短縮、あるいはコロナ禍等のテレワーク環境の整備を実現し、事務の効率化を図ろうとするものでございます。

3つ目が、無線LANの環境整備でございます。執務室内、会議室などでペーパーレス会議を行うことができるようにするもので、これにつきましても令和4年10月の稼働に向けて整備するものでございます。

最後に、出退勤管理システムの導入でございます。使用料及び登録用端末購入費でございますけれども、事務の効率化を図るため、現在、紙のタイムカードで出退勤を管理しておりますけれども、ICカードによる運用に変更するものでございます。

また、休日の執務室への出入りに対しましても利用するものでございまして、これも本年10月の稼働に向けて整備しようとするものでございます。

以上が主な内容となります。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、279ページの公債費の予算計上についてでございます。

今回の令和4年度予算に計上いたしました元金の額、27億4,932万1,000円でございます。財政計画では29億7,581万7,000円となっておりますが、これの内訳としまして元金と利子の合計額でございました。ですので、うち元金は28億7,697万7,000円となっております、差額は1億2,765万6,000円となっているところでございます。

今回、令和3年度の11号補正に応じまして繰上償還をお願いしておりました。この繰上償還に伴いました影響で、このような差額が出てきたところでございます。これまでも繰上償還を実施した場合は、このようなケースになっているところでございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから、440ページのかんしょ資材補助金の内容についてお答えいたします。

このかんしょ資材補助金につきましては、令和3年度におきまして基腐病の被害があられた方で国の事業申請をされた方、この方が154経営体ございますけれども、面積で975haございました。この方々が令和4年度も引き続きカンショの栽培をするという計画でございます。そういった中で、国の事業メニューにないマルチ資材の3分の1の相当分、10a当たり3,000円というようなことで975ha分の2,925万円

を計上したところでございます。

それから、441ページ目、農業者応援給付金の内容ということでございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症による農産物の価格低迷に伴う販売農家の支援ということで、市内で販売実績のある専業農家と、あと、一種兼業農家の方及び法人に対して一律5万円を給付するものでございます。センサスの数字からいきまして、およそ1,800経営体というふうに想定をしているところでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

2回目、質問いたします。

まず、企画課の歳入の部分、新型コロナウイルス関連の交付事業、これは去年から始まったんですかね、コロナが出てからだと思うんですけども。歳入の充当事業名が3つ記載をされているんですけども、私だけなんですかね、ぱっと見た目で、コロナに関係あるのかなという気のする事業名なんですよね。ですから、これ、全国的にも同じようなことが多分言われていると思うんですが、突き詰めていけばどこかでコロナに影響あると思うんです、いろんな意味で。ただ、ぱっと考えたときに、考えるのは、私の文厚のほうでもちょっと意見として出したんですけども、コロナワクチンへの補助とか、そういうのであれば非常に分かりやすいんだけど、これ、市民に公開をしていって、この使途内容については分かるようにしてもらったほうが透明性があるのかなというふうに思っているんです、これは個人的なあれですが。今、予算計上でされている充当事業の中身も、多分、説明をされないと、ぱっと見た目でコロナに関係があるのかなという気がしております。これ、今のところは3つの事業なんですけど、どういう理由付けで、この3つの事業がコロナの関連事業になっているのか説明をしていただきたいと思います。

それから、子ども未来館の検討委員会の内容、この要綱を見ても、どういう意味なのかが分からないんです。私、こういうことはないんですけど、もし委員に委嘱されて、今のこれを言われても、何のことかなと。具体的に建物を造るとか、内容的にどういう仕事をする、そういうことをこの委員会で検討をするのかどうなのか。委員に説明をするときにどういう説明をされるのか、内容的に具体的に初めて聞く事業名です。多分、これを設置されて、あとまた予算措置がなければ仕事はできないと思うんですけども、どういうふうに説明するのか、これをもう一回説明をお願いをします。

はい、以上です。

○市長（五位塚剛）

子ども未来館のことについて、私から考え方をちょっと説明させていただきたいと思います。

私たち曾於市の子供たちを、今後どのような夢をもって支援していくかというのは、私たち大人、行政の大きな役割でもあるというふうに思っております。

曾於市にはPR大使の方もたくさんお願いをいたしました。曾於市で生まれて育って、日本全国、場合によっては世界的にも活躍されている方々もおられます。そういう人たちが歩んできた道を子供たちにも教えていく、そういうのも大事じゃないかなと思っております。

また、私自身のことですが、小さい頃はよく山に行ったり川に行ったり、いろんなことを遊びにしてきました。そのことが、私、振り返ってきたときに、非常にいい意味での小さい頃の思い出がいっぱいあります。ただ、今の子供たちは、残念ながらそういう環境にないのが現実でありまして、家に帰ったらゲームをする、スポーツをしている子供はそれなりなんですけど、そういう曾於市の子供たちに何らかのつながりを持った、そういう場所を提供したいなというふうに思っております。

ただ、施設を今後建設するとか、大きなものを建てるとか、そういうのはないんですけど、曾於市内にいろんな施設がありますので、そういうことを含めて活用はできないかということ含めて議論をしていただきたいというふうに思っております。

○企画課長（外山直英）

私のほうでは歳入のほうの説明をさせていただきます。充当した3つの事業の主な、コロナに関する概要でございますが、まず、地域情報化計画事業につきましては、いわゆるコネクテッドカー、通信機器を備えた車の整備に関する事業でございます。今回コロナ禍によりまして密を避けるといった目的がございますので、これに関連して通信機器を備えた車を整備するものに充当したものでございます。

2番目の曾於市農業者応援給付金事業でございますが、こちらにつきましても、コロナ禍により影響を受けた販売農家への支援ということでございまして、こちらもコロナ感染症関係ということでございます。

最後の学校給食助成事業につきましても、コロナ禍で低迷している牛肉消費の拡大を図るために学校給食に市内産の牛肉の提供を行うというものでございます。

また、この交付金につきましては、令和2年度からこれまで多額の交付金ございましたが、特に感染症対策でいいますと庁舎などの熱センサーあるいはトイレ等の自動給水装置、それから金額で一番大きなものは、これまで第一弾から第三弾まで実施しておりますが商品券事業、こういったものに充当しているものでございます。

以上です。

○8 番（上村龍生議員）

市長答弁の子ども未来館ですね、まだぼんやりとしか映ってこないんです。子供たちを集めて、そこを何か有効利用をするという発想なんですかね。何か具体的に、恐らく今から、先ほども申しましたけども、何らかの予算措置がされないと事業はできないと思うんですけども、だから委員の人たちにどういうふうを考えて、どういうふうに進めるという、私は今のところでは具体的に頭にイメージできないんですよ。そこがはっきり示すというか、まだ、ぼーっと、ぼんやりとしか見えてきません。その辺がしっかりと示されないと、私は委員を受ける人たちには説明はなかなか厳しいのかなという気がするんですが、再度そこを説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

この提案は、私からお願いをいたしました。私たちの曾於市内にそれなりのいろんな利用されていない建物もありますので、その建物をうまく活用できないかというのがスタートであります。

同時に、今の家庭の中では非常に貧富の差がありまして、ある程度家庭的に裕福な子供については塾に行ったりとか、また、いろんなスポーツの競技をしたりとか、いろんなことはあると思うんですけど、そうじゃない子供については何もできないという状況もあるようでございます。

それと、曾於高校の子供たちがカマキリの生態を研究をずっとやってきて、全国の中でも特別な表彰を受けられました。そういうカマキリ一つとっても、非常に面白い勉強ができます。

私の小さい頃はよく畑に行って、昔は菜の花畑の後の菜種の後にスズムシがよく発生しておりました。そのスズムシを捕まえて育てていました。場合によっては、そのスズムシをふ化させました。今の子供たちは、そういうスズムシを捕まえてふ化させるということを知らないというふうに私は思っております。ですから、子供たちにそういう、本当にすばらしいものをぜひ知ってもらいたい。

また、末吉に新しい中央公民館ができましたけど、絵を描く場所が実際ないところでございます。ですから、そういう子供たちを含めて自由に絵を描いてもらったり、また、自由に音楽をしてもらったり、自由にいろんなことをしてもらうような場所を提供する。それについては、曾於市内にはある程度の経験者がいっぱいおられますので、そういう人たちの能力と知恵を生かしてもらって子育ての1つの支援をしていただければありがたいなと思って、このことについての何らかの形はできないかということで協議をしたいということで提案をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○総務課長（今村浩次）

午前中の徳峰議員の質疑の中で、私が誤った答弁をいたしましたので訂正をさせていただきます。

議案第7号、市職員の育児休業等に関する条例の質疑の中で会計年度任用職員の話がございました。この会計年度任用職員の環境整備については、別に規則を改正するというふうに申し上げました。しかしながら、今回の条例の第1条で地方公務員の育児休業等に関する法律に基づくというふうにされております。この法律の中に会計年度任用職員も含まれております。よって、今回の条例改正によりまして、市職員はもとより会計年度任用職員にも、その環境整備が適用されるということでございます。

以上、おわびして訂正をさせていただきます。

○議長（久長登良男）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○11番（今鶴治信議員）

議案第33号、予算説明、委員会説明資料について質問いたします。

214ページの庁内ICT環境整備事業につきましては、上村議員より詳しく質問がございましたので割愛します。

221ページの市民提案型地域づくり事業（テーマ指定型）について質問いたします。

今、指定型のテーマは何であるか、それとコロナ禍での活動状況について質問いたします。

239ページ、古民家再生活用モデル提案事業700万円の事業内容について伺います。

271ページ、本庁舎改修工事につきまして9,681万円、庁舎増築と関連もあると思いますが、工期について、また、改修工事内容について質問いたします。

352ページ、今回、新規事業でございますが、高齢者補聴器購入補助事業につきまして、対象となられる方はどういう方なのか、それと補聴器の申請、また、補聴

器の種類等についてはどういふのがあるのか伺います。

条例改正では質問しませんでした、357ページ、出産祝い金につきまして質問いたします。

第3子10万円というのがこれまでの補助でございましたが、今回、第1子、第2子に、それぞれ1万円助成されるということについての根拠について伺います。

それと358ページ、助産施設措置費について45万円ですけど、伺います。

それと通告に出しておりませんでした、母子支援型施設費についても質問いたします。内容についてです。

393ページの新型コロナウイルス感染症対策のタクシー運行委託料につきまして、鈴木議員より詳しく質問がございましたので割愛させていただきます。

395ページの子宮頸がん予防接種委託料2,503万円、副作用等の問題があつて、一時、接種が進められていなかったんですが、国のほうは無料で、今回また取り組むということで、何人の方々を対象にされているのか、また、2,503万円でございますが、1人当たりの1回当たりの予防接種料は幾らになるのか伺います。

最後に578ページ、一般質問でもございましたが、適応指導教室が今回人員が、会計任用職員が1人増となっております、今の利用状況について、また、適応指導教室の取組の内容について伺います。

以上、1回目の質問でございます。

○総務課長（今村浩次）

それでは、総務課分につきましてお答えいたします。

市民提案型地域づくり事業のテーマ指定型についてでございます。

今のテーマ指定型のテーマ、2つございます。一つが多文化共生事業、一つが定住促進事業、この2つのテーマでございます。

コロナ禍での活動状況でございます。令和3年度、当初14事業を採択したところでございましたけれども、この中でコロナ禍でできなかったものが6事業でございます。あとの8つの事業につきましては、実施しているところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

では、239ページ、古民家再生活用モデル提案事業についてお答えします。

令和2年度から始めた事業ですが、これまで2事業者から延べ3件の提案を受けたところですが、いずれも採択には至っておりません。

理由につきましては、事業計画の採算性について疑問があり、辞退と取下げになったところでございます。

今回、初年度から数年経過したために、古民家の修繕等に係る経費を上乗せして

再度提案を募集するものです。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、私のほうでは271ページの本庁舎の改修工事についてということでございました。

この工事請負費9,681万8,000円の内訳をということでございましたので、これにつきましては、令和4年度の本庁・支所機能再編に伴う課・局の配置変更によるものでございます。

改修の内容といたしましては、間仕切りの設置工事等の建築改修工事が7,156万円、照明器具及びコンセントの増設など電気設備工事が1,206万5,000円、空調設備及び換気設備増設などの機械設備工事が1,319万3,000円でございます。

工期につきましては、契約を5月にいたしまして、6月から着手いたしまして、12月末までを予定しているところでございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、352ページの高齢者補聴器購入補助事業について、お答えしたいと思います。

本事業につきましては、先ほど議員からありましたように、令和4年度からの新規の事業になるところでございます。聴力機能低下により日常生活に支障がある高齢者に対しまして、補聴器の購入に要する費用の一部を助成して利用を促進することで、生活の維持、社会交流を図りながら、地域の中で自分らしく暮らすことができるように支援をするということでございます。

対象者につきましては、65歳以上の高齢者でございます。聴覚障害に係る身体障害者手帳に該当しない、両耳とも中等度（40 d B以上70 d B未満）以上の聴力の方が該当となるところでございます。補助金額につきましては、補聴器の購入費の2分の1以内、上限を2万円となっているところでございます。

今回、2万円の100人分200万円をお願いしているところでございますが、補聴器がどういう種類があるかということでございますが、補聴器の種類につきましては、耳かけ型の補聴器、あと耳穴の中に入れる補聴器、あとポケット型の補聴器があるところでございます。

あと、この申請につきましては、ここにありますように40 d B以上70 d B未満という聴力の方が該当ということになりますので、ここにつきましては、医師の意見書をつけていただきまして申請をしていただくという形になります。

続きまして、出産祝い金についてでございます。先ほど市長からもありましたよ

うに、現在、第3子以降の出産に対しましては、子供1人につき10万円のお祝い金を支給をしているところでございます。

本年度実施されました、根拠でございますが、曾於市人口減少対策委員会において、第1子、第2子においても乳用品等の購入にも経済的負担が大きい部分があるということで、お祝い金が支給できないかと、欲しいという提案がありました。これに基づきまして、今回、第1子及び第2子の出産に対しまして、新たに子供1人につき1万円を支給するところでございます。

あと、358ページでございます。助産施設措置費についてということでございますが、358ページ、児童入所施設措置費の中に2項目ほどあるところでございます。

まず1つ目が、母子生活支援施設措置費でございます。今回37万2,000円の2世帯の12か月分892万8,000円をお願いしているところでございますが、この母子生活支援施設につきましては、配偶者のいない女子、又はこれに準ずる事情にある女子であって、生活上の様々な精神的又は経済的な問題により、その者の監護すべき18歳未満の児童の養育が十分できない場合、入所できる施設というふうになっております。現在、曾於市から入所している方はいらっしゃらないところでございますが、これにつきましては、座置ということをお願いをしているところでございます。

あと、もう1件でございます。助産施設の措置費でございます。45万円の1世帯をお願いをしているところでございます。この助産制度につきましては、生活保護世帯などの出産費用を負担できない方が安心して入院、出産できるよう補助を行うと児童福祉法に定められた制度であります。

助産施設措置費は、こうした保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院、助産を受けることができない助産婦が入所して助産を受けられるようにするためのものでございます。

これにつきましても、一応45万円の1世帯でございますが、座置という形で今お願いをしているところでございます。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、395ページ、子宮頸がん予防接種委託料について。

まず、何人の対象者かということでございますが、従来の対象者というのが12歳から16歳、小学校6年生から高校1年生までになります。その方々が約500名程度いらっしゃいます。そのほか、積極的な勧奨を差し控えたことにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、平成9年度生まれから平成17年度生まれの女子の方をキャッチアップ接種の対象としているところです。その方々が約1,000名程度いるところでございます。合わせまして1,500名程度が今回の

対象になるところでございます。

1 回当たりの接種料は幾らかということでございましたけれども、1 回当たり 1 万 6,687 円でございます。それ掛ける、この接種については 1 人 3 回接種することになっていますので、1 人当たり 5 万 61 円の接種委託料という形になるところです。

以上です。

○学校教育課長（平 千力）

578 ページの適応指導教室についてお答えいたします。

適応指導教室は、御存じのとおり、不登校及びその傾向にある児童生徒が、指導員が学校あるいは関係機関と連携しながら学習指導やカウンセリングを行って、学校への早期復帰や基本的な生活習慣、社会性を育成することを目的として設置しております。今回、指導員 2 人の報酬、あるいは消耗品代 451 万円を計上しております。

令和 3 年度も 2 人、指導員は配置しておりました。令和 3 年度は 1 人がフルタイムの勤務で、1 人がパートタイムということでした。今回、2 人ともパートタイムという勤務形態にいたしましたので、学校教育課予算で計上したということの増額というふうになります。

現在の適応指導教室の利用状況は、現在 9 名です。小学生 1 名、中学生 8 名になります。主に適応指導教室では学校生活とあまり異ならないように、朝の会とか帰りの会とかも実施しています。

それから、午前中は自学学習あるいは読書、パソコン、そういった活動をしております。午後からは状況によってはスポーツをしたり、ゲームをしたり、コミュニケーションの練習をしたり、そういった活動を行っているところでございます。

また、指導員は家庭訪問したり、教育相談をしたりということに従事しているところでございます。

以上です。

○11 番（今鶴治信議員）

1 回目答弁をいただきましたので、順次 2 回目の質問をさせていただきます。

市民提案型地域づくり事業でございますが、コロナ禍の中でも 6 事業はできなかったが 14 事業はできたということで、共生協働事業と定住促進事業、具体的に、主なものでもいいですけど、どういう事業があったのか伺います。

古民家再生事業は、私が総務委員会におったときもあった事業でございますが、今回また提案されたということでございますが、具体的に希望が市のほうに来ているのか、これからなのか伺います。

それと本庁舎改修工事ではありますが、5月にして、6月から10月までの予定ということで、壁とかそういうことの事業、電気工事とか、業務に支障がないのかどうか、ない予定でされるんでしょうけど、どういう対策でやるのか伺います。

高齢者の補聴器購入でございますが、新規事業ということで、40 d B以上70 d B未満ということで、難聴で耳が聞こえない人が対象であるということですが、いろいろ種類があるということでしたが、上限2万円ということで、それぞれ特殊なものもあると思いますけど、1台どのぐらい、平均的なものがあるのか、分かっておったら質問いたします。

第1子と第2子も今回1万円ということで、子育て支援のそういう審議会の中で要望があったということで、第3子が10万円でございますけど、いいことだと思うんですけど、予算的な問題もありますけど、今、少子化の中でございますので、第3子と言わずに第2子から10万円とかいうのも今後、予算的なものもあると思いますけど、今回は考えてはいないのか伺います。

それと、助産施設と母子生活支援は座置で、国の助成もついているみたいですが、配偶者のいない女性の方で18歳以内の御子息がいらっしゃるということで、37万2,000円という月の予算でありますけど、これは施設というかホテル等、また生活費も込めてこういう37万2,000円の予定なのか伺います。

それと、子宮頸がんが今回、以前受けられなかった人も対象に1,500名の3回ということでございますが、新聞等では3年間無料であるということであったと思いますが、実際3回打たなくちゃいけないということで5万円以上かかるということで、実費になるとなかなか難しくなるんじゃないかということでございますが、副作用等の関係でちょっとみんなが控える状況だったと思うんですけど、そこら辺の対象者に対する通知、啓蒙等はどういう対策を考えていらっしゃるのか伺います。

適応指導教室でございますが、フルタイムからパートタイムになったということで、以前は校長先生を務められた方がされたりしておったんですけども、やはりこの適応指導教室の指導員の方々はそういう先生経験者であるのか、また、現在、小1から1名、中学校は8名ということでございましたが、昨年、一昨年に比べてフルタイムからパートタイムになったということでありますが、利用者が減ってきているのか増えてきているのか、そこについて伺います。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、今鶴議員の質疑を一時中止し、暫時休憩いたします。

東日本大震災により犠牲となられた方々に対し、御冥福をお祈りするため黙祷をささげたいと思いますので、しばらくお待ちください。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時47分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、今鶴議員の質疑を続行いたします。

○総務課長（今村浩次）

テーマ指定型につきましてお答えいたします。

令和3年度実施事業が14ありまして、実施できた事業が8、実施できなかった事業が6でございます。

実施できなかった主な事業でございますが、テーマ指定型でいいますとアジアンフェスティバル、それからそお恋活応援ということで婚活の関係でございます。テーマ自由型におきましても吹奏楽部による慰問演奏活動等、4つの事業ができなかったところでございます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

古民家再生活用モデル事業についてお答えしたいと思います。

この建物は、吉井三郎さん、吉井順二さんの兄弟の方の施設でありまして、市に無償譲渡を受けましたので、これをどうしても生かしたいと思って、できたら一般の方が500万円の支援事業で改装してもらって、何かいいアイデアのもと活性化してほしいという提案をいたしました。

2事業者の方が計画されたんですけど、いろいろ検討する中で採算に非常に厳しいんじゃないかなということもあったり、また建物自体がちょっと古くて、雨漏り改修するためにはちょっと費用がかかり過ぎるということで、今回もうちょっと予算を増やしてほしいと思います。

これを、やはり曾於市内だけじゃなくて市外にも向けてこのPRをして、今後、誰かここで事業していただきたいという方を全国公募的なものをしたいというふうに思っております。

あと、出産祝い金についてですけど、言われるように第2子に対しても、それ相当のお祝い金を差し上げられたらいいんですけど、今回は第1子、第2子を合わせて1万円をお願いいたしますけど、今後状況が変わったときにはもうちょっと議論をして、補助金の金額も、また検討はさせていただきたいというふうに思います。

あとは各担当課長から答弁をさせます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、議員からありましたこの改修工事等につきまして、業務に支障がないのかということでございました。

今回の改修につきましては、パーティションの撤去、そういったものがあります。特に増築庁舎ができます。これに向けて、今回移動する課、移動していった課のところを順次改修を行っていかうと考えているところでございます。大きな音等が発生するパーティションの取り外し、そういったものにつきましては、極力、土曜、日曜、祝日を利用させていただくようお願いをしたいと考えているところでございます。

また、この間、課の位置等、配置等が変わります。これにつきましても、市報若しくはいろいろな部分で周知を行いながら、住民の方が来ても迷わないように周知等を徹底していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、補聴器の関係でございますが、1台当たりの単価ということでございますが、先ほど言いましたように補聴器につきましては耳かけ型、耳穴型、ポケット型の3種類があるということで、価格の相場でございますが、メーカー、形状、機能の違いによって若干金額は異なりますが、耳かけ型と耳穴型は4万円前後から50万円程度、耳穴になりますとオーダーメイド等がございますので、若干高くなるというような形でございます。ポケット型につきましては3万円前後から9万円ぐらいになっているということでございます。

あと、母子の施設のことでございますが、今回お願いしています金額につきましては、生活を含めた金額でございます。現在、県内に7か所ほど施設が、母子寮のほうがございます。計算につきましては、その寮ごとの定員のうちの入所世帯の事務費と、あと一般生活費等を計算しまして、これにつきましては施設のほうにお金のほうは振り込むというような形になります。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、子宮頸がん予防接種の通知、啓蒙等について御説明申し上げます。

このワクチン接種については、先ほど対象者は12歳から16歳が通常の対象者ということでございます。その方々については、予診票、パンフレット、ワクチン接種についての検討、判断を頂くために必要なワクチンの有効性、安全性に関する情報を同封したものを個別に郵送する計画でございます。

あと、先ほど申しました接種機会を逃した方々、キャッチアップ接種の対象者の方々につきましては、はがきでお知らせし、接種を希望される方はそれぞれ保健課、

各支所に来ていただいて、予診票とパンフレット等を取っていただいて接種をしていただくというような計画でございます。

○学校教育課長（平 千力）

適応指導教室についてお答えいたします。

昨年度と増えているのかということですが、これは適応指導教室に行く日数とか、そういうことで多少違いはあるんですけども、昨年度末は8名、本年度は9名ということに人数上はなっておりますけれども、利用日数につきましては、明らかに本年度が増加しております。

それから、適応指導教室の指導員ですけれども、お一人は教員経験者、お一人はカウンセリングとか臨床心理の免許を持っている方になります。

○11番（今鶴治信議員）

大体、答弁をいただきましたので、子宮頸がんが対象外の1,000名は平成9年から平成17年生まれということですが、何歳から何歳と具体的に言っていれば年齢が分かると思いますので、その説明を求めます。

あと、適応指導教室がカウンセリングの資格、また教職経験者ということで、今の教育長が課長の時代にできた適応指導教室でございますので、この前の一般質問等でも不登校が非常に多いということで、この適応指導教室も訪問をされたりいろいろ大変だと思いますけど、ぜひ一人でも多くこの適応指導教室に来て学校に帰れるように、その辺に対してどういう考えか伺います。

以上、2点伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、子宮頸がん予防接種のキャッチアップ対象者の年齢ですけれども、4年度末現在になりますが、17歳から24歳の方が対象になります。

○学校教育課長（平 千力）

お答えいたします。

学校教育課としましては、不登校を少しでもなくして、学校に登校できるようにするために適応指導教室、また設置しているところでございますが、刺激だけ行いますと、また逆方向にもなりますので、その子供に寄り添いながら、保護者の気持ちに寄り添いながら、今後も適応指導教室を有効活用して、少しでも学校に登校できるような児童生徒を増やしていきたいと考えております。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

最後になりましたけど、項目は15項目でありますので、漏れのないようお願い

します。

まず第1点は、予算編成の基本方針、そして予算要求から査定、さらに予算提案までの流れについて説明してください。

2番目、当初予算を編成、策定、提案するに当たって、財政上あるいは財政運営上、さらにはこれらの点で注意、留意したい点があったら、さらに危惧される点があったら率直に答弁してください。

3点目、税収入をはじめとする歳入確保について、その1、税収の中で市民税、固定資産税、いわゆる市税。固定資産税については、新年度から土地の評価替えだったですかね、確認を含めて。そして、この間ずっと、合併後大きな伸びを占めてきた償却資産がやや横ばい状況になりつつありますが、これらを含めて新年度の市民税、固定資産税等の税収について答弁してください。

次に、ふるさと寄附金、18億円を予算計上いたしておりますが、その根拠について、大丈夫かというふうに考えているのは私だけじゃないと思うんですけども、その考え方について説明してください。

次に、3点目、この税収の中で、そのほかコロナによる歳入確保での心配される点がもしあったら報告してください。

以上、3点です。

次に、大きな4点目、244ページの交通対策事業についてでございます。

質問の第1点は、この新年度で新しい試みを含め、特に見直しされた内容があったら簡潔に答えてください。

次に、大きな5番目、256ページの南九州畜産獣医学拠点事業についてでございます。

先ほど、午前中、補正予算でも大きな予算が計上されましたが、また今回4,566万6,000円計上されております。また、昨年も補正予算でも8,503万2,000円可決を見ておりますので、私の計算では今回の予算提案を含めてトータルで——財政課長、確認させてください——21億3,069万8,000円が、当初予算を含めたこの拠点事業の総事業費であると思いますが、もし違っていたら正確であるかどうかを含めて確認かたがた答弁してください。

併せて、この21億3,069万8,000円の相対的な財源内訳についても、一応説明をしてください。

その中で、国の補助あるいは地方債の対象と——今回はなっていませんか——なぜ、ならなかったのか、今回のこの当初予算においては。その点についても説明してください。

次に、その中の4,566万6,000円の内訳の内容も答弁してください。

4,566万6,000円の内容についての、その1であります。この設立準備委員会のメンバーについて説明してください。

次に、測量設計は馬舎等が計上されております。これがこの当初予算で計上されたということは、これまでの予算の中で、この点が漏れていたのかどうかを含めて、なぜこれだけが当初予算で計上されているのか。

さらに、この施設運営団体設立について、先ほども同僚議員の質問はありましたが、ちょっとメモを忘れましたので、この設立の構成団体について、もう一回答弁してください。

次に、関連いたしまして収支計画。午前中の質疑とも関連いたします、委員会でも5項目の中の第1に上げていましたけども、収支計画が議会への提示が非常に遅れております。昨年の3月だったか6月だか、手元にあるんですが、荒っぽい形での収支計画は、企画課長、議員に配付になったですね。それはもう、今はっきり言って使い物になりません。ですから、しっかりした収支計画、あるいは事業計画、これを建設費とセットで、本来だったら当初段階で提示しながら、やはり委員会をはじめとした議会で審議を深めてもらうというのが、最もオーソドックスなやり方だと思うんです。この収支計画は、なぜ遅れているのか。最低、いつ議会に提示されるのか。まずこの点から、中身以前の問題としてお聞きをいたします。

次に、大きな6番目、275ページから277ページ、同僚議員も質問いたしましたけど、本庁舎、大隅・財部支所の事業費の計上についてでございます。これら、それぞれの事業費の内容について、簡潔に説明してください。全体事業費との関連でお聞きをいたします。

次に、大きな7番目、302ページのクリーンセンター管理費1億4,212万2,000円について質問いたします。

この粗大ごみの焼却処理施設修繕費が4,345万6,000円、これについて修繕費の内容を説明してください。

併せて、クリーンセンターの設置年度、これまでにかかった特に大きな修繕費がありましたけども、その内容と修繕費額、今回の修繕費4,345万6,000円は総合振興計画には入っていると思うんですけども、確認でございます。今後、予想される修繕費の内容はないか。これ、前もって担当課長にも細かく質問内容を伝えてありますので、答弁してください。

次に、8番目、430ページから432ページのユズの加工施設の管理費、さらに施設整備事業についてでございます。

その1、管理費について。本年度、加工施設で取り扱う事業量について、前年度との対比でも説明してください。

2 番目、在庫の量について。これは同僚の岩水議員もこの前、一般質問でいたしましたけども、在庫製品の4年度の販売促進の取組についても説明してください。

次に、施設の整備事業7億572万2,000円についての1、その財源内訳について、県支出金、地方債、その他一般財源あります。2番目、施設工事の規模内容について、既存施設との関連の中で増設工事の規模内容について説明してください。添付資料が添えられていないからでございます。

次に、建設のスケジュール、そして運営等についても説明してください。

最後に、ユズ搾汁センターを増設することで、今後どの程度、生産そして販売に対応できるのかお聞きいたします。今後の生産販売に対応できるための、それを目的としての、今回のこの建設費の提案であるからでございます。その関連性について説明してください。これらも添付資料を前もって全議員に配付していたら、こういった質問はもう基本的にしなくてよかったと思うんですが、残念ながらありませんので答弁してください。

次に、9番目の438ページの農業経営収入促進推進事業の153万5,000円。金額は少ないですけども非常に大事な事業であり、同僚の今鶴議員がこれまで継続して取り上げている内容であります。この保険制度の概要について、まずお聞きいたします。保険制度の概要について。具体的には設立時、いつ設立されたのか、それから事業主体はどこでやるのか、事業内容、これは確認いたします。加入の状況——これも確認させてください——について答弁してください。

併せて、当然課題が、これはあります。課題についてもお聞きいたします。

次に、10番目、440ページのかんしょ振興事業3,225万6,000円について、これは全額一般財源であります。質問の1、そお鹿児島農協に委託の育苗センター、かんしょ苗生産委託料について、どの程度の量のカンショの苗になるのかどうか、全体の曾於市の中での関連性で説明してください。

2番目、かんしょ資材補助金2,925万円について、先ほども説明がありましたけども、改めて算定の立て方について説明してください。3,000円を含めて。

次に、これは4年度だけの事業であるのか、5年度以降も継続して行う考えであるのか説明してください。

次に、11番目、農業者応援給付金事業9,000万円、これも同僚議員から質問があったと思うんですが、9,000万円の個人、法人を含めた算定、1,800経営体の5万円ということですが、これも5万円一律とした理由について、段階的じゃなくって、普通個人の方も、あるいは規模内容が大きい方々も5万円一律とした算定、給付になっておりますが、このことを含めて考え方を説明してください。

次に、444ページの有害鳥獣等駆除被害防止事業の4,111万円についてであります。

質問の1、有害鳥獣の実態についてお聞きいたします。どれぐらい増えているかを含めて、実態を正確に踏まえた上での予算計上というのが事業を進める上で大事じゃないかと言えます。

2点目、実態把握が対策の前提となりますが、併せて有害鳥獣のマップはもう作ってあるのかどうか。これは、もう以前から議会でも取り上げて、マップの必要性は再三答弁があります。まだ議員に配付されておりませんが、マップはもう作られましたか。

3点目、この狩猟者の数、駆除する方々の狩猟者の数は増えているのか減っているのか。そして、特にどの地域に狩猟者の方々が少ないのか。これらも、やはり一定のマップを作るべきじゃないかと思えますけども、狩猟者の望ましい体制と在り方から見て、この点でも課題はないか、提案された補助金との関連の中で答弁してください。

次に、新規事業、ワイヤーメッシュ防護柵についても、これも答弁がありましたけど、併せて一言でもいいですので答弁してください。

次に、15番目、490ページの畜産クラスター事業1億1,149万9,000円について。

その1、この事業の内容について、これまでの曾於市の活用についても説明してください。どれだけ活用されてきたか。

2番目、今回提案された財部の筵平氏——酪農家でありますけれども——の事業規模、そして現在何頭で、今後どれぐらいに増やす計画であるのか。

次に、2億4,530万円、補助がその中で1億1,149万9,000円でありまして、残りの1億3,380万1,000円が、いわゆる自己資金であります。自己資金の内訳についても、当然、前提として把握していると思えますので報告してください。

次に、16番目、地域振興住宅建設について、1億3,304万2,000円。

その1、建設予定地について。

2番目、入居者の、大体どこから転出されてきたのか。家族構成。

そして最後に、この地域振興住宅の発注についても、令和3年度はこの発注の在り方が随意契約ですか、変則的でありまして、これには関連する業者にも一定不満が見られました。当然、4年度は本来のやり方へ戻すべきだと言えますけども、このことへの考え方も報告してください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、徳峰議員から質問のあった件について、お答えいたします。

まず、今回の当初予算の編成の流れ、これについてだったと思います。

まず1点目でございますが、これにつきましては、予算編成につきましては10月

1日に各課に対して当初予算編成の基本方針を示して、11月5日までの提出を依頼したところでございます。

その後、各課からの要求に対しまして、11月の11日から副市長査定を延べ13日間実施しております。その13日間の後、12月の24日及び27日並びに年が明けてから1月11日から、市長、副市長による現地調査を含めた市長査定を延べ7日間行ったところでございます。それで当初予算案を編成したところでございます。

予算額につきましては、各課からの当初要求額が、繰入金を除く歳入が225億9,861万2,000円、歳出が270億9,862万8,000円であり、歳入不足額が45億1万6,000円あったところでございます。

その後、両副市長、それから市長査定等による不足額の調整等を行って、最終的な財源調整として基金の繰入金を32億6,343万8,000円計上したところでございます。

続きまして、財政運営、今回の点で注意した点についてでございます。

本市の財政につきましては、国、県の動向に大きく左右されることから、国の予算編成方針や地方財政計画、県の動向等を注視しながら、特に歳入が過大になることを避けるとともに、歳出において、慣例化した事業の見直しや事務的経費の削減を図りながら、一方で新規事業等の新たな財政需要に弾力的かつ的確に対応していく必要があると考えております。これらを踏まえまして、令和4年度予算編成方針の基本方針において、健全財政を基本として、地方自治法の第2条第14項に定める最少の経費で最大の効果が達成できる予算となるように各課に通知をお願いしたところでございます。

続きまして、税収をはじめとする収入の確保についてということで、歳入全般について御説明を申し上げます。

まず、市税につきましては、予算額が31億9,313万1,000円で、前年度に対しまして520万1,000円、0.2%の増となりました。主な要因としましては、固定資産税の家屋が3,720万8,000円、4.9%の増となったところでございます。

次に、地方交付税につきましては、予算が80億……。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

それにつきましては、税務課長のほうからあると思います。

次に、地方交付税につきましては、予算額が80億6,045万1,000円で、前年度に対しまして1億8,181万2,000円、2.3%の増となったところでございます。

普通交付税につきましては、前年度実績等を考慮して算定しまして77億6,045万1,000円、特別交付税につきましては、昨年と同額の3億円としたところでございます。

使用料、手数料につきましては、予算額を2億7,716万円、前年度に対して594万9,000円、2.2%の増となったところでございます。

国庫支出金につきましては29億5,871万7,000円で、前年度に対して4億3,407万8,000円、12.8%の減となりました。これにつきましては、岩川小学校の学校施設環境改善交付金が大きな減の要因だと考えております。

次に、県支出金につきましては、予算額が21億6,782万4,000円で、前年度に対して6,588万円、3.1%の増となったところでございます。要因としましては、産地パワーアップ事業補助金が増となったところでございます。

続きまして、思いやりふるさと寄附金の関係でございます。

思いやりふるさと寄附金につきましては、令和3年度末の残高見込みが18億9,741万円、今回、令和4年度では18億円の繰入れを行っております。末の残高見込みとしては18億9,759万4,000円という形で考えておりますが、思いやりふるさと寄附金につきましては、やはりその年度でいろいろあると思いますが、寄附金を集めたものは全て積立金とします。そして翌年度において、それを取り崩して繰入れをしていきますので、この関係で、要するに寄附金の額が落ちてくると、そこに頼っている分、事業等については大変苦勞する部分もあるかなと考えているところでございます。今年は、この18億円を51事業に充当したところでございます。

続きまして、庁舎の関係でございます。271ページのほうの本庁舎の改修工事についてということでございます。

今回、計上しております本庁舎改修工事につきましては、令和4年度の本庁・支所機能再編に伴う課・局の配置変更によるものでございます。

事業内容につきましては、課の配置変更に伴う執務室等の改修工事費9,681万8,000円と工事に伴う工事監理業務委託料553万2,000円、机や椅子等の備品購入費1,564万円でございます。

続きまして、275ページのほうの庁舎整備事業費についてでございます。

これにつきましては、本庁増築庁舎につきましては、令和3年10月から着工しまして、現在順調に工事が進んでいるところでございます。

令和4年度の主な事業については、本体工事4億1,000万円、それから駐車場整備工事を1,947万5,000円、外構工事を7,524万5,000円、地質補強工事を4,233万9,000円、備品購入費を9,457万6,000円としているところでございます。

これにつきましては、全体事業費といいますと、令和2年度の執行額が2,833万5,000円、令和3年度の予算措置額、これが8億2,773万9,000円、令和4年度の予算措置額が6億5,082万7,000円となっております、総

額で15億690万1,000円となっておるところでございます。

以上でございます。

○税務課長（山中竜也）

それでは、私のほうからは市税の収入等について、税目ごとに説明させていただきます。

まず、市民税ですが、前年度より4,929万5,000円、4.5%の減となっているところでございます。

個人市民税の均等割額は、納税義務者数の変動は少ないと見込みまして、前年度より5万4,000円、0.1%の減で計上し、所得割額は特別徴収の前年分等を勘案しまして、前年度より4,659万円、5.2%の減と見込んでおるところでございます。

また、法人市民税につきましては、令和2年度の決算額を基に均等割額は前年度より39万円、0.6%の減で、法人税割額は前年度より226万1,000円、2.8%の減額と見込んでおるところでございます。

固定資産税につきましてですが、固定資産税につきましては評価替えが令和3年度からとなっておりますので、令和4年度は評価替えの2年目ということになります。こちらにつきましては、前年度より5,009万1,000円、2.9%の増となっているところでございます。

まず、土地につきましてですが、評価変動に伴う増減を勘案いたしまして、前年度より99万8,000円、0.3%の減となったところでございます。

また、家屋につきましては、令和3年度ですが、コロナウイルス等による減免措置があったことから、令和3年度より4年度当初予算につきましては3,720万8,000円の4.9%の増となったところでございます。

償却資産につきましても、令和3年度のコロナウイルス等による減免措置の影響によりまして、前年度より1,404万7,000円、2.4%の増となったところでございます。

以上であります。

○企画課長（外山直英）

それでは、244ページ、交通対策事業についてお答えいたします。

令和2年11月ですが、地域公共交通活性化再生法というものが改正されまして、地域公共交通計画の策定が努力義務化されたところです。今後、公共交通の運行に関わる国庫補助の要件に、この地域公共交通計画の策定が明示されたために策定を計画するものでございます。

次に、256ページ、南九州畜産獣医学拠点事業ですが、まず、設立団体ということでしたが、設立準備委員会をまず設置いたします。委員会は10名以内の委員で構

成を予定しておりますが、曾於市、鹿児島大学、関連の民間企業を想定しております。

法人につきましては、一般財団法人といたしまして、農業公社等を参考にしながら詳細を今後決定していきたいというふうに考えております。

それから２番目に、測量業務が漏れていたのかということでしたけれども……。

(何ごとか言う者あり)

○企画課長（外山直英）

法人の設立は10月をめどに予定しております。

今回の当初予算で測量設計が漏れていたのかということでございましたが、これまで何回かに分けて特別委員会を設置させていただいておりました。その中で説明しておりましたのは、まず、校舎の改築あるいは畜舎の建設を優先しております、その後、関連団体と協議した上で、馬関係については、後もって設計あるいは建築をしていくというふうな御説明をさせていただいておりましたので、今回そのような流れになったところでございます。

トータルの金額を申し上げますが、少し順を追って説明をさせていただきます。

まず、９月議会の補正予算で設計関係を8,091万6,000円、承認を頂いております。これは全て一般財源でございます。先ほど補正予算を可決していただきましたけれども、今３月議会で提案いたしました20億774万円、これは財源については後ほど説明いたします。そして、今提案しております当初予算の4,566万6,000円、合計いたしますと21億3,432万2,000円になります。

この財源ですが、先ほど申し上げました９月で提案した8,091万6,000円は一般財源。それから、今回の当初予算で提案しております4,566万6,000円は、ほぼ一般財源なんです。500万円は企業版ふるさと納税を予定しております。補正予算の20億774万円、これは補正予算の委員会説明資料の財源を見ていただきますとお分かりいただけると思うんですが、国庫支出金を９億9,504万9,000円、地方債を９億9,500万円、その他というのは企業版ふるさと納税を計上しておりますが、この時点で1,630万円、一般財源が139万1,000円となっております。

収支計画についてですが、今シミュレーションしております収支計画は、令和６年４月に開校した際の法人についての運営収支計画でございまして、トータルで1,981万9,000円を計画しております。

まず、支出のほうで主なものは人件費、それから施設清掃業務委託などの委託料で、合計の1,981万9,000円でございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○企画課長（外山直英）

今回、当初予算で財団運営に係る設立準備委員会設置をお願いしますので、それらも含めて早い時期に……。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（外山直英）

現段階では、この運営収支計画は変更になっておりませんが、詳細を今後、詰めた上で、早い時期に……。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（外山直英）

5月中をめどに。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（徳留 弘）

それでは、276ページの大隅支所庁舎整備事業、それから277ページの財部支所庁舎整備事業、併せて御説明を申し上げます。

大隅支所庁舎整備事業につきましては、令和4年度に建設予定地の用地取得を6,246万9,000円計上し、7,011㎡を取得する計画であります。整備に係る主な予算は、現況測量業務委託料99万7,000円、それから大隅支所庁舎建設基本構想・基本計画策定業務委託料445万円、地質調査業務委託料227万7,000円、大隅支所庁舎基本・実施計画業務委託3,487万5,000円であります。

財部支所庁舎につきましては、整備事業費といたしまして、建設予定地の現況測量業務106万9,000円と財部支所庁舎建設基本構想・基本計画策定業務委託料445万円であります。

以上です。

○市民課長（上村 亮）

それでは、302ページ、クリーンセンター修繕費等について、お答えをいたします。

まず、修繕内容についてでございますが、緊急補修用の修繕費1,000万円につきましては、クリーンセンター施設の焼却処理設備や粗大ごみ処理設備などに緊急的な修繕が生じた場合に執行させていただくための座置の分でございます。

次に、粗大ごみ処理設備の2,256万5,400円につきましては、回転式破砕機の定期的な交換を必要とする部材や、粗大ごみなど、市民の方が安全に投入するための受入れ供給設備であるダンピングボックスの老朽化に伴う取替え修繕でございます。

そして、焼却設備耐火物修繕の1,089万円でございますが、こちらにつきましては、令和元年度に焼却処理設備の基幹的整備改良工事が完了いたしまして、令和

2年度から通常運転しておりますが、こちら、定期的な耐火物の消耗部分の補修を行うための修繕でございます。

続きまして、クリーンセンターの設置年月日ということでございますが、平成8年に完成いたしましたして、同年9月より稼働をしているところでございます。

そして、設置後、大きな修繕はなかったかということでございますけれども、こちらにつきましては、焼却設備の老朽化が著しくなったことから、設備の長寿命化計画を目的としました基幹的改良工事を行ったところでございまして、金額につきましては17億円かかったところでございます。

そして、これからの修繕についてでございますが、焼却設備に関しましては保証期間の2年が経過するため、今後は火を扱う焼却炉の内部につきましては、消耗品部分が簡易補修が1,000万円ほど必要となってまいります。

また、粗大ごみの破碎処理設備に関しましては、平成8年から稼働しておりますので、老朽化部分の交換が必要になってまいります。毎年行っております点検により、10年計画を策定しておりますが、毎年それを更新しながら、点検により、先に送れる箇所につきましては先に送りまして、前倒ししないといけない部分につきましては前倒しをし、調整を行っておりますが、設備の取替え部分によりましては修繕費が増える場合もございますが、最小限の費用で運転できるようにしてまいりたいと考えております。

また、先ほど振興計画ということでございますが、こちらのほうは計画に入っているところでございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうは、まず431ページ目のユズの施設管理についてでございますが、事業量の対比ということでしたので、恐らくメセナ食彩センターの、この事業量の対比という受け止め方でございますが、昨年度の売上げが2億2,871万2,000円で、今期の上半期で8,820万6,000円となっておりますして、約6,549万円ほど、まだ売上げが低い状況でございます。

これにつきましては、やはり原料販売の部分がうまくいっていないと、こういう状況でございまして、先般も答弁いたしましたけれども、在庫のほうは2020年産、いわゆる令和2年産が165トンほど、それから令和3年の部分が約172トンほどございます。これをトータルしますと、令和3年産も含めると、やはり3億円を超える在庫というふうになっております。

（何ごとか言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

令和2年産、3年産を含めると、いろんな在庫でいくと3億円を超えるところでございます。果汁のほうがですね。

この在庫の販売をどう促進するのかということでございますが、やはりコロナ禍で今、果汁が動かない状況でございまして、この果汁の販売先というところをつくっていかねばならないというふうに考えているところでございます。

それから、ユズの施設の整備費でございます。

まず、財源の内訳でございます。事業費が7億572万2,000円となっておりますが、県支出金が3億3,064万4,000円、これは産地生産基盤パワーアップ事業という国の事業のいわゆる補助金でございます。

それから、地方債については過疎債を予定しているところでございます。3億7,020万円ですね。それから、その他の300万円については、ふるさと開発基金を充当させていただきたいということで、トータル7億572万2,000円でございますが、あと規模につきましては、既存の面積に686.75㎡を増築しまして、合計で1,022.25㎡になる面積でございます。この内容につきましては、まず大きなものは機械設備でございますが、これが今、ユズを搾汁する機械が4台ございます。これを倍の8台へするものが一番大きなものでございます。

それから、スケジュール的なものでございますが、現在、県のほうへ産地生産基盤パワーアップ事業、申請をしているところでございます。これにつきましては、この工事に入れるのが、どうしてもユズの搾汁期間がございまして。そういったことから、建屋のほうを、まず先行して改修に入る計画でございまして、今年度の搾汁もございまして、搾汁の時期を外して、建屋の改築、増築に入ります。

それから、搾汁期間が終わるのがどうしても12月ということになりますので、それから機械を据えて、あと給排水の工事とか、そういったものを入れますと、どうしても繰越しになるのかなというふうに考えているところでございます。まだ、その辺は国の事業の確定がいたしませんので、まだ、はっきりと言えないところでございます。

(「めどは一応何月ですか」と言う者あり)

○農林振興課長(竹田正博)

めどといたしましては、繰越しで実施したいと思っておりますので、来年の搾汁期間の前、最長、延ばしたときでも次年度の9月までには終わらせたいというふうに考えているところでございます。

それから、どの程度対応できるのかということでございます。現在の機械が、能力的に搾汁が1日25トンできる容量でございます。若干、無理をしながら、今、約40日ちょっとかけて、1日28トン、30トン、もちろんこれは残業をしていますが搾っ

ております。この機械を導入することで、1日の処理能力が43トンございます。したがって、ユズの一番の収穫期である1か月間で全て終了するというような形でございます。

と申しますのが、やはり農家の方々も収穫をして、搬入されますけれども、どうしても1日30トン、40トン入ってきて、搾り切れない。そういった中で腐敗になってしまう果実もかなり出てまいります。そういった部分を、やはり解消をされるのではないかとこのように思っているところでございます。

それから次に、収入保険の制度でございます。概要につきましては、若干複雑でございまして、過去5年間の収入額を基準収入額といたします。いわゆるその5年間の平均が、この人の収入ですよということで決まります。今度は保険料につきましても、いわゆる積立方式と、あと保険方式ということで選択があります。

そして、あとは、その基準収入額を下回った場合に補填される額が、基準収入額の80%、70%、90%と、本人の選択制でございます。その中から、その選択の段階によって保険料が変わるということで御理解頂ければというふうに思います。この保険に関しましての主体というのは、農林水産省がこれは出している部分でございまして、これを取り扱うのが、農業共済組合というふうになっているところでございます。

次に、かんしょの振興事業です。

(何ごとか言う者あり)

○農林振興課長（竹田正博）

カンショの育苗センターにつきましては、もう合併当初から……。

(「収入保険の」と言う者あり)

○農林振興課長（竹田正博）

収入保険の……。

(何ごとか言う者あり)

○農林振興課長（竹田正博）

すみません。収入保険につきましては、元年度から加入をされております。ちょっと、お待ちください。

(何ごとか言う者あり)

○農林振興課長（竹田正博）

令和元年度が11名、加入されております。令和2年度が28名、加入されております。それから、令和3年度が63名、加盟されているところでございまして、令和4年度の予定が大幅に増える予定ではあるんですが、まだ見込みでございすけれども、約97という見込みを立てているところでございます。

それから、かんしょの振興事業でございます。

カンショの育苗センターでございます。カンショの育苗センターにつきましては、合併前からJAさんのほうに委託しておりますが、苗の生産を、毎年72万3,000本ほど生産をしていただいております。単純に計算しますと20ha分ぐらいになりますが、この苗がいわゆる次の子床に行って、そこからまた増殖するという部分もございますので、単純にこの72万3,000本が面積に換算できるという部分ではございません。

例年、バイオ苗、それから普通苗、品種につきましてはコガネセンガン、シロユタカ、高系、それからムラサキマサリ、こないしんといったような品種をこのセンターで苗を作っていたいただいているところでございます。

それから、資材補助の算定ということでございます。これにつきましてはかんしょ振興事業で新たに資材の補助ということで、令和3年度、今年になってからなんですが、国のかんしょ重要病害虫の事業に申請をされました。154名の方がいらっしゃいます。この方々が全てカンショの基腐病の被害があった方ということになります。

この面積が975ha。国のこの補助事業の対象の中には、次期作をつくる方への支援とか、あとは堆肥を入れた場合の助成、そういったものが含まれておりますが、資材等にはこの対象になっておりません。農薬等は対象になっているんですが、資材等が対象になっておりませんので、どうしてもマルチ資材を使いますので、マルチ資材が10a当たり1万円程度かかるというようなことから、3分の1の10a当たり3,000円の助成という形で決定をさせていただいたところでございます。

もちろん、この基腐病については、まだ原因が全部究明されておりませんので、今年度途中、あるいは次年度、やはりこういった助成というものは続けていきたいというふうに考えております。

次に、441ページの農業者応援給付金事業でございます。

これにつきましては、以前も、農業者には一律の給付金はないのかということでの議会でも御質問を頂いたところでございました。今回、地方創生臨時交付金を活用させていただきまして一律の給付ということに決定したわけですが、5万円の根拠ということなのですが、我々としては、販売農家というふうにしております。販売農家ですので、センサス数字からいくと1,750名ほどなんですが、やはり販売の額もそれぞれ違います。当初は、法人はちょっと増やそうかという意見もあったんですが、給付金というような考え方でございますので、一律5万円という形で決定をさせていただいたところでございます。

それから……。

（「1回限り」と言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

はい、現在のところは1回限りです。

それから、444ページの有害鳥獣対策でございます。

有害鳥獣の実態ということでございます。直近の有害鳥獣の捕獲でございます。今年度の捕獲数の直近の数字でございます。イノシシが858頭になっております。それから、鹿が135頭、タヌキが538頭、アナグマが313頭、野ウサギが45羽、カラスが925羽ということで、イノシシがかなり増えております。昨年がイノシシが719頭でございましたので、大分増えているところでございます。

それから、狩猟者の数ということでございました。狩猟者におきましては、いわゆる捕獲隊に登録をされている方々ということになります。令和3年度の有害鳥獣の駆除隊の従事者でございますが、銃による駆除隊が第二種銃、いわゆる空気銃も含めて66名いらっしゃいます。それから、わな猟については129名、これはもちろん、わなも銃も重複される方もいらっしゃいます。会員数はトータルで154名いらっしゃるということです。

それで、今年度、いわゆる狩猟免許の助成をしておりますが、受講者、受験者が31名いらっしゃいました。この方々が、即、この駆除の従事者になるかといえば、そうではないんですけれども、なるべくこの方々も入っていただけるような形でお願いをしたいと思っております。

それから、地域別ということでございましたが、銃の60名に関しましては、末吉が18名、大隅が28名、財部が14名、それから第二種猟銃が末吉が5名、財部が1名。あとは、わなは平均的にいらっしゃるところでございます。どうしても、この銃器を持っていられる方々というのが高齢化されている部分があるということでございます。

（何ごとか言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

会員は、銃器のほうは減る傾向にあると思います。わなにつきましては、今回、新規で31名受けられておりますので、この方々が従事していただければ、わな猟は増えてくるのかなというふうに思っているところでございます。

それから、体制でございます。この捕獲隊につきましては、令和3年度に一本化したしました。曾於市の捕獲隊ということで一本化させていただいて、年に3回集まっていいただいて、それぞれ捕獲の状況であったり情報交換であったり、そういった会議を開きますので、その中で、体制づくりは、今やっと出来上がったところかなというふうに思っております。

それから、把握をするためのマップの作成ということでございますが、特に今、イノシシにおきましては、もう市内全土という発生状況でございます。私どもも電話連絡とか、そういったものが来た場合については、即、担当のほうが現場のほうに向かいます。それから、この捕獲隊の皆さん方からの情報、こういったものも入れながら動いております。

ただ、マップを作りますと、ほとんど全域にまたがってしまうのかなというふうには思っておりまして、現在のところでは、マップは作成はいたしておりません。

それから、ワイヤーメッシュについてでございます。

(「課長、それはよろしいですよ。この前、一般質問であったから」と言う者あり)

○農林振興課長（竹田正博）

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、482ページ、資源リサイクル畜産環境整備事業の内容と実績、それと活用についてお答えいたします。

資源リサイクル畜産環境整備事業の事業内容でございますが、大規模経営体における家畜排せつ物の地域資源のリサイクルシステムを構築することにより、環境汚染の防止と畜産経営の合理化を目的に、堆肥化处理施設、浄化处理施設等のふん尿処理施設を整備する事業でございます。

令和4年度におきましては養豚経営体での尿処理施設、それと用排水施設整備、周辺環境整備等の整備を行う計画でございます。

これまでの実績でございますが、平成30年度から令和2年までの実績といたしましては、養豚を中心とした4経営体が事業を実施し、主には尿浄化处理施設と堆肥化处理施設等の整備でございます。これまでの平成30年から令和2年までの総事業費が4億5,964万7,000円、補助額が3億3,151万4,000円となっているところでございます。

この資源リサイクル畜産環境整備事業をすることによりまして、大規模経営体でのふん尿処理施設の環境汚染防止と畜産経営の合理化が図られて有効活用されているということでございます。

続きまして……。

(何ごとか言う者あり)

○畜産課長（野村伸一）

場所等につきましては、大隅町の畜産基地内でございます。今回の内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、尿の浄化处理施設ということで、今回、頭数を増頭される、これに伴います機能強化ということでございます。

続きまして、畜産クラスター事業についてでございます。

ページ491ページでございますけれども、畜産クラスター事業の事業内容でございますが、畜産の収益力強化に必要な施設の整備を図るために、地域での中心的経営体に対し支援する事業でございます。令和4年度におきましては酪農家での取組でありまして、内容は乳用牛の増頭に伴う牛舎整備等でございます。総事業費が2億4,530万円、補助金額が1億1,149万9,000円でございます。現在、頭数が搾乳牛60頭でございますが、これを、目標といたしまして125頭までの増頭というような計画でございます。

なお、補助残等の自己負担額につきましては、日本政策金融公庫のスーパーL資金を活用するということで、20年で償還の計画をされているところでございます。

以上でございます。

○建設課長（園田浩美）

続きまして、533ページの地域振興住宅について、お答えをしたいと思います。

建設予定地、それから入居者の家族構成、それから発注の在り方等についてだったと思います。

まず、建設予定地につきましては、令和4年度につきましては5戸を建設する予定でございます。

あと、入居者の家族構成ということになってはいますけれども、まだ入居者のほうが決まっておきませんので、お知らせはできないところでございます。

あと……。

（「予定地もまだ決まってないわけですね。土地込みにするというのは……建設する予定地はまだ決まっていない」と言う者あり）

○建設課長（園田浩美）

はい、そうです。予定地も決まっておきません。

発注の在り方につきましては、令和3年度において、ウッドショックという木材の単価の上昇、それから鉄筋等の単価の上昇、それから労務単価の上昇と大幅な建設費の増加があったところでございます。

そのため、コスト縮減対策として、これまで建築工事、それから電気設備工事、それと給排水設備工事を分離して発注をしたところでございます。

しかし、一括発注を行うことで経費が削減できるということで、3年度におきましては一括発注とさせていただいたところでございます。

令和4年度の発注につきましても、単価上昇がまだ予想されるため、発注方式を含めて、このコスト縮減についてまだまだ検討していきたいと一応考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（久長登良男）

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時06分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。同僚議員から、なるべく簡潔にと無言の要望がありましたので、一応簡潔にしたいと思います。市長並びに担当課長の踏み込んだ答弁を期待をいたします。

まず、交通対策事業についてでございますが、この4年度において、新たな取組を含めて、もしあったらお聞かせ願いたいと考えています。

実は、たまたま昨日、大隅町のある方から手紙が実名入りで、この交通対策事業で寄せられました。2年ほど前に、この手紙によると五位塚市長にも交通対策事業について改善を求める要望を出されて、そして市長名で、企画課を通して一応回答があったということで記憶にあるでしょう、女性の方でありますけども。私のところにも昨日、改善がされていないということで——私は面識はない方ではありますが手紙が寄せられました。

2年ほど前の市長の回答書が、改善についての、一つは、自宅から目的地まで運行するデマンド交通、あるいは地域住民同士で自家用車を使用して運行する自家用有償の運送についてなど、今後の地域公共交通の在り方について検討しているところでありますという回答書であります。デマンド交通を含めて、どれだけ改善されて、この新年度予算に生かされているのかを含めて、課長のほうでいいですので答弁してください。

1日の乗車が、もう1名から2名という路線については十分検討はされていると思うんですけども、いろんな形でのデマンド交通を含めて——これはデマンド交通は、もう合併直後の十六、七年前から議論されているんですよ。私も総務委員会に当時入って、長野県の安曇野なんかを含めて研修しております。ですから、これがなかなか改善が難しいのは分かりますけども、理解できますが、これを今後さらに定着させるためには大事なことはないかと考えており、その点で踏み込んだ答弁をしてください。

次に、南九州畜産獣医学拠点事業については、総務委員会で特別委員会が設置されていないために、十分深い議論がされると思いますので期待いたします。

収支計画については、5月をめどに一応議会にも出したいといったことでございました。

1点だけ、この財政問題について質問をいたします。21億3,432万2,000円の中で大きな部分が国からの補助、これは曾於市がかなり頑張った結果だと思います。残りの約半分が地方債でありますけども、起債でありますけど、この交付税措置が50%でしょう。ここまで持ってきた努力は評価いたしますが、この交付税措置が50%というのは、私、大型事業ではこの間、聞いたことがないんですよ。地方債といいますと一般的に過疎債、合併は特例債が中心であり、もっといいのはもちろん辺地債がありますけども、70%か80%の交付税措置が昔から当たり前です、旧町時代から。今回は50%、これをどう見るか。もっと内容のいい地方債が見つからなかったという点は考えられますけども、ここまで頑張って、やっとこの50%を提案できたというふうに受け止めていいのか、この1点だけ確認いたします。今後の償還計画に大きく、結果として、この事業が影響を与える、あるいは与えかねないからであります。この1点だけ質問をいたします。

そして、次の本庁舎、大隅・財部支所の事業費について、まず1つの質問は、議会の意見を、どれだけ今聞いているのかでございます。議会も、残念ながら特別委員会が設置されていないために、これまでは特別委員会が選挙前までは設置されていましたが、私たち同僚議員のどなたも、深い全体的な概要はつかみにくい点ですが、これは理解の問題としてありますけども、一方、この当初予算を含めて、事業は予算がそれぞれ提案されてきて、あるいは今後されつつあります。

そうした点で議会の意見を聞くについて、例えば財部支所については財部出身の全議員、あるいは大隅町については大隅町出身の全議員から1回以上あるいは複数回、意見を聞いたことはあるんでしょうか。私たち全議員については1回もありません。この手法がいいかどうかは別にいたしまして、そうしたことがないまま予算が先行されている点があるために、その点からの質問であります。

次に、関連いたしまして大隅支所は、まだ建設場所が用地取得という意味で確定いたしておりません。取得がこれからでございます。あるいは財部についても、先日の全員協議会でも、既存の図書館、公民館との併合については、その説明がありましたけども、まだこれもこれからでございます。そして当初予算でも、その一部が予算計上されておりますが、こうしたことで、今後の全体の財部・大隅の支所建設についても一定の軌道修正は心配されます。この点での問題点はないのかどうか、この1点を伺います。

次に、農業経営収入促進の推進事業、金額は少ないんですが153万8,000円、内容的にも、課長説明がありましたように非常に複雑であります。この点、曾於市は園芸を中心として、どうしても力を入れなければいけないですけども、生産額は残念ながら落ち込んでいると、さらに輪をかけて主要作物のサツマイモが大きな打撃を受けている、そうした中でのこの新年度予算であります。これまで増えたとはいえ、課長答弁では九十数名でございますが、その点で、また先日の五位塚市長の答弁にもありましたように、対象者が青色申告の方が対象であります、白色は対象となっていないと。ですから、提案されているこの保険事業については、さらに充実していくと。例えば、3分の1補助を2分の1に引き上げられないものかどうか、これが第1点。これは市長に答弁をいただきたい。

それから第2点目は、白色を含めて、園芸をどうしても今後立て直して振興させるためには、十分じゃなくても、この点での価格保証政策、価格保証制度を曾於市独自に設置するという大きな長期的な展望に立って、独自の保険制度を、毎年、数千万円単位かけて行う決意が必要じゃないか。農業、園芸、特に振興のためには、あるいは今のサツマイモ対策のためには、そうした決断はできないものか、この点での質問であります。

次に、カンショの振興事業、関連いたしまして、これはこれで提案された内容は率直に評価したいと思います。しかし、農家を回りますと、カンショ農家、まず入り口の段階で苗についての戸惑い、不満、心配があります。先ほども休憩時間に専門の今鶴議員にもお聞きしたんですが、やはり今鶴議員もそう話しております。カンショ苗、この点で問題点はどこにあるかとお聞きしたら、曾於市以上に、農協のほうでそうした受皿ができていないという点もありますけども、ここをどうしても突き崩していかなければ、せっかくの主要作物のカンショが今後、来年度以降、安定的に維持することがなかなか、今の基腐病問題が起きる中、厳しいんじゃないかと。その点で市長に答弁をしていただきたい。このカンショ振興事業についても、年度途中でもいいから、可能な限りあらゆる、この苗問題を含めて手だてを行っていくと、その決意を示していただきたいと思っております。

先ほどの1回目の答弁でも、農林課長は本年度途中でも考えていきたいという答弁だったですね。私はそういった質問もしなかったんですけども、課長が率先して答弁してくれました。これを統括する市長として、それぐらいカンショ問題は深刻であります。本当回れば回るほど深刻です、これは。その点で、決意を含めて答弁していただきたいと思っております。

農業者応援給付金は、もうカットいたします。次に、ふるさと寄附金推進事業もカットいたします。資源リサイクル、これもカットいたします。

有害鳥獣問題であります。有害鳥獣も、データのにも、課長答弁にありましたように、これは深刻であります。ある面では、基腐病とは違った意味で深刻であります。基腐病も農家の方々が心配された中での深刻な被害であります。有害鳥獣は一晩、二晩で畑が荒らされるわけですよ。ですから、農家の失望、怒り、不満、もうこれはすごいです。

これは農家を回って、私はおとといも末吉のある農家から、夜ですけども、厳しく言われました。言葉悪いですけども、こういったことです。その方は大隅町まで畑を借りている、大隅町の月野広津田辺りを含めて。一晩、二晩でもうやられると言っているんですよ。怒りが、会ってはいないんだけど、市役所の職員に怒りがぶちまかされるんですよ。役場の職員は何しちよったろうかいと。いろいろ聞いたんですけど、その点で提案したいんです。例えば、今の曾於市の中でも、先ほども同僚議員からあった消防関係は、市の職員が数十名溶け込んでいって頑張っております。あるいは自治会でも、職員が入っていって頑張っております。退職後は自治会長や公民館長でも頑張っておりますよ。ということで、今、市の職員がいろんな形で住民の中に溶け込んでおります。

この有害鳥獣についても、課長答弁にありましたように猟銃関係が、もう高齢化でなかなか人数が増えない、一方で被害が増えている。ですから、提案でありますけども、市の職員で、市長から提案されて、そして興味と関心がある方々については一つのチームをつくって、そして免許も持ってもらって頑張っていただく。そうしたら機動性もあるし、五位塚市政に対する評価もぐっと高まりますよ、これは。チームを組んで、それをできないものか。私はできると思うんですよ。その点で検討をする気はないかと。これは、実はおととい、役場の職員に厳しく言った、その人からの提案なんですよ。帰ってから考えてみると、やっぱり1つの提案だなんて私は思いました。その点で答弁をしてください。

次に、クラスター事業について、1点、課長に答弁をいただきます。

これまで大きなお金をかけて、新年度も含めて、この事業を行っております。課長とはかねがね意見交換しているんですが、私が心配しているのは約半額の自己資金、有利な借入条件とはいえ、ほとんどが言わば融資でございます。今後、5年、10年たちますと施設も古くなったり修繕を余儀なくされますが、基本的にはこれも自己負担でございます。かつての肥育農家の何軒かが、残念ながら過大投資のために経営を断念を余儀なくされたケースが幾つかありますが、このクラスター事業については今のところ、あるいは今後将来を含めて、そうした心配されるケースは出ないのかどうかです。あまりにも、金額は1億円単位であります、自己資金が。その点で、一定の手だてを打てる点は活用するとしても、やっぱり考えておく必要が、

今後の助言の在り方を含めて十分な検討が必要じゃないかと、常々、私、心配いたしておりますので、状況について、今後を含めて担当課長が一番よく知っておりますので答弁をしてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

まず、財部高校跡地の南九州獣医学の拠点事業であります。今回、国に約20億円の事業費をお願いいたしました。創生事業で、この半分を補助金という形で認定を受けました。残りの半分が100%の充当率で、50%が補正債で活用ができます。これは非常にありがたい、私は市にとっても本当にこんな有利な事業はなかったというふうに思っております。残りを3年据置きで、20年で返済をしてまいります。当然ながら、この返済についても、またいろいろと今後考えていきますけど、なるべく市の持ち出しを少なくするように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

農家の収入保険の問題であります。実際この保険に該当する人は青色申告の方が基本だということになっておりますので、これを曾於市が白色の人たちに簡単に認めるというわけにはいかないのが現実でありますので、それは認めていただきたいというふうに思います。

ただ、この問題については、同じ農業者でありながらこういう不公平が出ておりますので、ちゃんと物を言えるところについては意見を言ってまいりたいというふうに思います。

あとのイノシシ、鹿を含めた問題であります。私は、鹿児島県の中で曾於市が一番、この対策にお金を出しているというふうに思っております。今回も冬場の時期は、今までは国も、イノシシを捕獲しても猟銃の方々にお金を支払っていませんでしたけど、曾於市は独自でちゃんとやっております。また、今年度から、2万円まで引き上げてやりたいというふうに思っております。

今言われました市の職員の方も、この対策に乗り出すべきじゃないかということでありました。当然必要だというふうに思っております。今、市の職員にも、わなの取得とか、そういうのを、やれる人については提案をしてまいりたいというふうに思っております。

あとのことについては、各担当課長から答弁をさせます。

カンショの基腐病については、この間いろんな形で議論して必要な予算を出してきました。今後については、もう苗については準備が始まっております。ただ、今後どうできるかということは、十分、担当課長も含めて、農協さんを含めて、苗の確保について準備しております。今後もいろんな形で努力をしていきたいというふう

うに決意を申し上げたいと思います。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

補正では、苗は難しいんですよ。それはまた考えますので。

○企画課長（外山直英）

それでは、交通対策事業につきまして、お答えさせていただきます。

デマンド事業や自家用有償運行につきましても、これまで検討してまいりましたが、令和元年以降の乗車人員の推移を申し上げますと、1年ごとに10%程度ずつ乗車人員が減少しております。このような状況で運行形態を見直しをしてしまいますと、通常に戻った際に、再度大がかりな変更が必要となることから、今般、当初予算でお願いしておりますが、地域公共交通計画を策定した上で、この計画が国土交通省の補助要件の一つになっておりますので、国の補助を採択するために、この計画を策定しながら、再度内容について、十分専門家を交えて検討させていただきたいということで、今回当初予算に計画しておるところでございます。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（徳留 弘）

それでは、大隅支所につきまして御報告を申し上げます。

大隅支所につきましては、平成30年の11月に岩川の市街地活性化検討委員会、それと大隅地区の検討委員会でそれぞれ検討いただきまして、現在の支所庁舎に近く、利用者の利便性を保障することが可能な文化会館周辺への移転を中央公民館と併設した施設で検討するということがうたわれているところでございます。

これを受けまして、今まで用地の選定等を行ってまいりましたが、1か所につきましては市有地を併設した場所でしたが、隣接の地権者の同意あるいは造成費がかなり高額になるといったようなことから、現在の1か所に今回絞ったところでございます。内容につきましては、先般の全協でも説明をさせていただいたところでございます。

また、大隅出身の議員の方への全ての説明というのは、今のところ実施をしていないところでございます。今後の用地が確定すれば、そういった方向で進めるというふうに思っているところでございます。

以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

私のほうから、財部支所の建設場所についての答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、議会の皆様と意見交換をしたことがあるかということでございましたが、

特に公式に、一堂に会しての意見交換というものは行っておりませんが、個々に、今こういう状況でございますということは話をさせていただいたことはございます。

（「非公式にはないですか」と言う者あり）

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

いや、非公式にもやっていないです。

（何ごとか言う者あり）

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

はい。3月9日に市民の代表の意見を聞く財部市街地活性化検討委員会という委員会を設けまして、そちらのほうから答申書を出していただきました。答申書の中では、今の中央公民館の隣にあります郷土館、図書館の解体を行った上で、中央公民館に併設して建設するという事で答申が出されたところでございます。これを受けまして、今後、議会の皆様とも意見交換をしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

問題点はないかということでございましたが、市街地活性化検討委員会の中から、きらめきセンターでイベントがあったときに駐車場が狭くなるのではないかとということが出ております。また、図書館、郷土館というものがなくなると、財部の町のほうに図書館がなくなるということで、これについても、ぜひ新しい支所庁舎か公民館の中で、展示室も含めて検討をすることということがありました。あと、面積が非常に狭くなりますので、避難所としての機能をしっかりと持たすことというような御意見を頂きましたので、これを踏まえて、しっかりと基本計画をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

畜産クラスター事業についての自己負担額が大きいと、今後、経営のほうは大丈夫かというようなことでございましたけれども、この事業につきましては実施計画を作るに当たり、酪農家であれば酪農の母体となる県酪農協あるいは県の機関等も含めまして、長い日数をかけて協議等しております。令和4年でありますと、令和2年度から時間をかけて協議等を進めて、規模決定なり、また内容なり、そういうものを協議したところでございます。

また、特に償還計画等につきましては償還終了までの収支計画、こういうものと併せまして労働力の関係、あるいは畑、そういうもの等のこと等を考慮しながら計画を作成し、計画実現に向けてできるだろうということで、このような計画で進めているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

3点ほど、簡潔に申し上げます。

1つは、前後いたしますが、財部・大隅支所の建設については、本年、新年度から来年度が非常に重要な時期でありまして、特に、こういった形でこういった規模内容で造るかということで、まさに今が大事であります。ですから、最終的には、せっかくの我が郷土に支所を造るわけでありますので、望むべくは全会一致で進められるように、大隅、財部についても、それぞれの全議員を対象として、非公式じゃなくて公式的に意見交換したり、要望、意見を聞くというのが、私は非常に大事なことだと思いますので、その点は特に意見として申し上げておきたいと思っております。答弁はよろしいです。

それから、交通対策の中でデマンド事業が昔から議論されているんですが、企画課長、これはなかなか難しいですね。ですから、市長の手紙の中でも、デマンド交通について検討しているところでありますということで、それが今のところ、まだめどがないと市長はうそを言ったということになるわけですよ。文書で来ているわけですから。そうした配慮が必要だし、なぜ難しいのかということを含めて、デマンド交通も一つの最終的な在り方かなと——それから全面的でなくっても、難しくっても——考えております。今の、大隅、財部の、特に農村地域の状況を見た場合は、ですから、その点は実践的な方向で検討をすべきじゃないかって、まず、現場の課長の役どころが大事でありますので、答弁をしてください。

それから、最後3点目ではありますが、これは大休寺副市長に1点だけ質問いたします。

今るる質問いたしましたけど、特に事業関係は大休寺副市長の役割でございます。いろいろ言いたい点はあるんですが、1点だけ、イノシシ対策、その中で、市職員の中で一つの対策チームをつくっていくというか、これはそう難しいことじゃないと思うんです。担当課長、副市長を中心として、ぜひこれは実践的な方向で、これは可能だと思います。また、評価が高いと思うんです、市民からの。やっぱり目に見える対策を行っているということで、予算とは違った意味で、その点でこれは取り組んでいただきたい。できると思いますので、この点で副市長の答弁をお願いいたします。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

新年度から組織再編で、この有害鳥獣対策係を設置します。それは専門チームになりますので、そのまた陣容とかもあるんですが、限られた定数職員の中で幾ら

ぐらいはけるか。その係の様子を見ながら、市長がさっき申されましたそういうのでできるのであれば、ちょっと係以外の仕事になりますけども、そこあたりは検討はさせていただきたいと。まずは専門の係ができるということで、一歩進めるかと思っております。

○企画課長（外山直英）

公共交通につきましては議員御指摘のとおり、利用者の動向についても大変重要かと考えておりますが、また一方で運行業者の存続、維持等につきましても、大変考慮が必要かなというふうに感じております。この両面につきまして、今回提案します地域公共交通計画の中で十分な検討しながら、持続可能な運行形態ができるように検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第32 議案第34号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

日程第33 議案第35号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第34 議案第36号 令和4年度曾於市介護保険特別会計予算について

○議長（久長登良男）

次に、日程第32、議案第34号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計予算についてから日程第34、議案第36号、令和4年度曾於市介護保険特別会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第32、議案第34号から日程第34、議案第36号まで一括して説明をいたします。

日程第32、議案第34号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計予算について、説明をいたします。

まず、予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を56億2,121万9,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を5億円と定め、第3条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

国民健康保険制度は、平成30年度から県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことになり、市町村と共同で運営をしております。

予算編成については、国民健康保険制度の使命とその性格に鑑み、これまでの実績を基に、療養給付費、療養費、高額療養費、国民健康保険事業納付金等を推計し、これを賄うに足りる保険税を公平かつ適正に賦課徴収することを旨としております。

また、療養諸費等は、年間平均の世帯数を対前年度1.9%減の5,791世帯、被保険者数を対前年度約3.0%減の9,445人として見込んだところであります。

予算総額は56億2,121万9,000円となり、令和3年度当初予算に対して2,114万6,000円、0.4%の減となりました。

次に、日程第33、議案第35号、令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について、説明をいたします。

まず、予算書の20ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億5,095万9,000円と定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

令和4年度における後期高齢者医療特別会計予算については、2年ごとに実施される保険料率の改定により、令和4年度から5年度の保険料率を所得割率10.88%、均等割額5万6,900円とし、年間平均の被保険者数を7,992人として保険料等を見込みました。

予算総額は6億5,095万9,000円となり、令和3年度当初予算に対して3,146万7,000円、5.1%の増となりました。

次に、日程第34、議案第36号、令和4年度曾於市介護保険特別会計予算について、説明をいたします。

まず、予算書の24ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を59億5,960万9,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を5億円と定め、第3条は、歳出予算の流用について定めたものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

令和4年度の介護保険事業も、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続

けていくことができるよう、引き続きサービスが必要となった際の介護給付や予防給付と、地域支援事業を展開してまいります。

予算総額は59億5,960万9,000円となり、令和3年度当初予算に対して1億769万1,000円、1.8%の増となりました。

以上で、日程第32、議案第34号から日程第34、議案第36号まで一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第35 議案第37号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

日程第36 議案第38号 令和4年度曾於市水道事業会計予算について

日程第37 議案第39号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計予算について

○議長（久長登良男）

次に、日程第35、議案第37号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算についてから日程第37、議案第39号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計予算についてまでの以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第35、議案第37号から日程第37、議案第39号まで一括して説明をいたします。

日程第35、議案第37号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について、説明をいたします。

まず、予算書の28ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6,837万4,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を4,000万円と定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、12ページをお開きください。

事業開始の平成14年度から令和3年度までの20年間の計画期間を終了し、当初の目的を達成したことや、市内の浄化槽整備推進制度を統一するための条例改正や制度改正により、令和4年度の当初予算では浄化槽の新設に関わる予算を削減し、維

持管理に関する予算のみ計上となっております。

予算総額は6,837万4,000円となり、令和3年度当初予算に対して4,442万1,000円、39.4%の減となりました。

次に、日程第36、議案第38号、令和4年度曾於市水道事業会計予算について、説明をいたします。

予算書及び予算提案理由書により説明をいたしますので、予算書の32ページ及び当初予算提案理由書の13ページをお開きください。

令和4年度予算は、令和2年度実績及び令和3年度実績見込みを基に編成をいたしました。

施設整備は、水源施設、管路の更新が主なものです。

第2条における業務の予定量は、給水戸数1万5,039戸で、年間総給水量は327万8,826トン、1日の平均給水量は8,983トンの予定であります。

第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的支出につきましては、提案理由書に記載しておりますので御覧いただきたいと思います。

第9条は、流用についての定めでありまして、第11条における他会計からの補助金は、一般会計からの補助金6,789万7,000円であります。

第13条は、棚卸資産購入限度額を90万5,000円と定めるものであります。

次に、日程第37、議案第39号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計予算について、説明をいたします。

予算書及び予算提案理由書により説明をいたしますので、予算書の37ページ及び当初予算提案理由書の16ページをお開きください。

令和4年度は、施設の維持管理及び下水道加入促進に取り組んでまいります。

第2条における業務の予定量は、接続戸数1,738戸で、年間総排水量は37万9,009トン、1日の平均排水量は1,038トンの予定であります。

第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的収入及び支出につきましては、提案理由書に記載しておりますので御覧いただきたいと思います。

第7条は企業債でありまして、限度額を1,600万円とするものであり、第8条は、一時借入金の限度額を1億4,433万5,000円と定めるものであります。

第9条は流用についての定めでありまして、第11条における他会計からの補助金は、一般会計からの補助金1億2,833万5,000円であります。

以上で、日程第35、議案第37号から日程第37、議案第39号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可しま

す。

○19番（徳峰一成議員）

予算説明並びにただいまの市長説明に若干ダブる点もありますけども、質問いたします。

まず、議案第37号の生活排水。

質問の1、令和4年度の収支の主な内容、主な内容だけでよろしいです。

2点目、今後も特別会計で生活排水は対応されるのか、あるいは一般会計で対応するとなったら、何年度を一応予定しているか。

次に、議案第38号の水道事業について。

その1、令和4年度の主な事業内容、もう細かい点はいいですので、主な事業内容について。

それから、2点目、配水設備の改良あるいは老朽化対策は計画にのっとって行っているか。なぜかという、こうした事業計画が、令和4年度を含めて議会に示されていないからでございます。ですから、その点でのっとって行っているか。こうした年度の事業計画は策定していると思うんですが、やはり議員への配付を含めて提示すべきだと思いますが、答弁してください。

次に3点目、令和4年度当初の積立金、基金、現金保有高を含む財政状況について説明してください。

次に、議案第39号の公共下水道。

1、令和4年度の主な事業の内容について。

2点目、特にその中の営業外収益について。

3点目、加入の状況、先ほど1,738戸とありましたが、加入の状況と加入率、今後の見通しについて。この地域も高齢化が進んでおりますので、説明してください。

最後に4点目、今後大きな修繕費が心配される箇所はないかどうか、併せて答弁してください。

以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（荒武圭一）

それでは、議案第37号、生活排水処理事業についての御質問にお答えいたします。

収支に関する御質問でございましたので、予算に関する説明書、こちらの146ページ、147ページで説明したいと思います。タブレットのほうではしおりの21番に追加してありますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

予算に関する説明書の146ページと147ページでございますが、146ページの歳入でございます。浄化槽の新設整備に係る分担金及び負担金、国県支出金及び市債を皆減しておりますので、浄化槽の使用料及び手数料4,436万8,000円が主なものとな

っております。

また、歳入の不足を補うため、一般会計からの繰入金金を2,400万2,000円計上しているところでございます。

一方、147ページの歳出でございます。浄化槽の新設整備に係る生活排水処理事業費を皆減いたしました。維持管理に関する総務費5,273万5,000円と公債費1,513万9,000円、予備費50万円を計上しているところでございます。維持管理に関する予算のみを計上しておりますので、令和3年度当初予算総額1億1,279万5,000円と比較いたしまして4,442万1,000円減の総額6,837万4,000円となったところでございます。

2番目の質問です。今後も特別会計で扱うのかということでございますが、令和3年度で浄化槽の新設が終了いたしました。令和4年度から順次、所有者へ無償譲渡を行ってまいりますけれども、環境省に対する財産処分の申請は、設置から10年経過するまで行えないということになっております。そのため、令和3年度に設置しました浄化槽が10年経過し、譲渡手続が完了できるのが令和13年度となりますので、特別会計として令和13年度まで計上を続けていきたいと思っております。

以上です。

○水道課長（吉元健治）

令和4年度の収支の主な内容、配水設備改良の老朽化対策は計画にのっとって行っているか、当初の財政状況についてお答えいたします。

収支の主な内容及び当初の財政状況につきましては、今会計は令和3年度実績見込み等を基に、業務予定量として給水戸数1万5,039戸、年間総給水量327万8,826 m^3 を予定しており、収益的収入5億7,682万8,000円、収益的支出5億6,518万4,000円、資本的収入はございません、資本的支出4億2,479万円となり、資本的支出額に対し不足分は内部留保資金で補填するものでございます。令和2年度末の内部留保資金は12億4,179万6,185円、令和3年度末の企業債残高見込みは20億1,670万6,809円となっております。

配水設備改良の老朽化対策につきましては、水道事業の建設改良工事はおおむね計画のとおり執行しております。当初計画から変更があった箇所としましては、令和元年度に大隅の吹谷第1水源地の取水量低下が判明し、代替水源地として令和3年度に新規でさく井工事を実施したのが主なものでございます。今後も、水需要の動向、施設の状況を適切に把握いたしまして、施設の更新の優先順位を見極めて対応してまいります。

続きまして、公共下水道事業の令和4年度の収支の主な内容、その中の営業外収益について、加入状況と今後の見通し、今後、大きな修繕等が心配される箇所につ

いてお答えいたします。

収支の主な内容につきましては、令和4年度は施設の維持管理及び下水道加入促進の取組を基に、収益的収入2億3,304万8,000円、収益的支出1億9,851万6,000円、資本的収入2,080万円、資本的支出1億2,139万6,000円となり、資本的支出額に対し不足分は内部留保資金で補填するものでございます。

営業外収益につきましては1億8,803万1,000円を計上しており、主なものは一般会計からの補助金である資本費繰入収益1億1,120万円及び他会計補助金1,713万5,000円と長期前受金戻入5,968万8,000円でございます。

加入状況と今後の見通しにつきましては、令和2年度末で総接続数1,738件、接続率70.77%でございます。

今後の見通しにつきましては、人口の減少及び高齢化等によりまして接続数は伸び悩むことが考えられます。

大きな修繕等が心配される箇所につきましては、公共下水道は平成15年度に供用開始を行い17年以上が経過しております。浄化センターの施設の更新及び長寿命化の必要が生じています。令和3年度において、ストックマネジメント実施方針を策定しておりまして、更新や修繕の必要な箇所の把握を行っているところでございます。優先順位として高いものは、浄化センター監視装置の更新、土壌脱臭施設の更新がでございます。今後、施設の状況を適切に把握いたしまして、施設の更新、優先順位を見極めて対応してまいります。

○議長（久長登良男）

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○19番（徳峰一成議員）

2回目であります。水道事業について質問いたします。

2年ほど前だったですか、この本会議で水道事業の全体事業計画が策定されていないということで、特に大休寺副市長と質疑を交わしたことがあります。そのときの答弁が、事業計画を一応策定して議会に提示したいという答弁だった記憶いたしております。課長に質問であります。事業計画は一応策定されているわけですね。やはりこうした大きな事業で、全市にまたがる大事な命に関わる事業でありますので、やはり全体の事業計画を常に定め、見直しをしながら、議会にも提示しながら、議会の意見も聞いて行うというのが、水道事業の場合は安定的な運営のためには大事じゃないかと思っております。事業計画が策定されているのかどうか、これが第1点。

それから、されていたら、議会に提示していただきたい。策定していなかったら、これはどうしても策定すべきであります。それを踏まえた議会での質疑が、科学的

な意味で大事じゃないかと思っておりますが、答弁をしてください。

内部留保資金も12億4,179万円ですか、これも毎年、若干ながら増えておりますよね。ですから大事な財源でありますので、これを今後、計画的に、効果的に対応していくという点からも大事でありますので答弁をしてください。

次に、公共下水道についてでございます。

内部留保資金、そう大きくないと思うんですが、現在、3年度末でどれぐらいの内部留保資金がありますか、これが第1点であります。

今後の修繕です。課長答弁にありましたように、もう既に十数年以上たっておりますので、特に浄化センターが今後老朽化、そして必要な修繕が心配されますが、やはり億円単位の大きなお金にも、修繕費はなりかねない浄化センターであります。もっと詳しく、これも修繕計画も立てながら対応していくことが大事じゃないかと。新年度も実に1億2,000万円、一般会計からの補助なしには対応できない下水道事業でありますので、その点で心配される箇所については、まだ議会に示せる修繕計画がつくっていなかったら、これも出すべきじゃないかと、議会の意見も聞きながら対応していくということでの質問であります。答弁をしてください。

○水道課長（吉元健治）

水道事業につきまして答弁いたします。

水道事業の整備計画のことについての御質疑だと思いますが、平成31年ごろに、全協におきまして、当初の計画を報告させていただいていると思います。その中で、計画は管路、既存水源池の状況及び水質等の変化を踏まえまして、随時見直しを行いますということで御説明をさせていただいております。そして、その毎年の報告につきましては、いたしていないところでございます。

それと内部留保資金についてのお尋ねですが、今お尋ねの水道事業整備計画を推進していきますと、今、12億円の内部留保資金がございますが、この計画について見直しを毎年度行っていかなければ内部留保資金が減っていくと、10年後には7億円、8億円ぐらいになるのではというようなシミュレーションもしているところでございますので、事業と内部留保資金と比べまして整備計画を推進してまいりたいと考えております。

下水道事業会計につきまして、内部留保資金のお尋ねでございます。

内部留保資金につきましては、2年度から公営企業会計ということで移行いたしまして、3年度が2年度目ということになります。2年度末の内部留保資金残高ですが、3,551万4,347円となっております。

（「何年度末ですか」と言う者あり）

○水道課長（吉元健治）

令和2年度末になります。

あと、下水道につきまして、修繕計画のお尋ねでございます。

先ほど申し上げましたように令和3年度、今年度におきましてストックマネジメントの実施方針を策定いたしております。もう供用開始後17年以上経過してございますので、いろいろなところで修繕の必要も出てきているところでございます。先ほど申し上げましたように浄化センター監視装置の更新、土壌脱臭施設の更新が当面の修繕が必要なところでございます。また、浄化センターの監視装置につきましては、令和4年度で設計業務委託も計上をお願いしているところでございます。

ストックマネジメントを策定いたしましたので、今後、修繕的な計画を立ててまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

最後に、統括する大休寺副市長に質問いたします。

ただいまの課長答弁にもありましたけども、水道事業、公共事業、今後の計画を含めて、特に水道事業については、やはり包括的な水道事業の今後の計画を策定して、できたら全員協議会で、全議員に1年に1回は水道事業の状況について説明をする機会をつくったらどうかと。例えば、これは報告義務事項になっているとはいえ、食彩センターを含めて、毎年、昔から全協で説明があります。そうしたスタイルはつくったほうが、当局にとってもいいと思うんですよね。議員が全体の理解を深めるという意味で。それも全体の事業計画にのっとって、今どうであるか。そうした点について、今後検討をすべきだと思いますけれども、最後に、まとめの意味で大休寺副市長の答弁をしてください。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

先ほど課長が申し上げた平成31年3月に、全員協議会で整備計画なるものをお示しいたしました。これを基本的にずっと改定をしながら、ローリングをしてやっております。向こう10年間の計画でございます。そういうことですので、今度また全協の機会が、あればこれをまたお示しをしたいと思っております。

まず、考え方としましては、先ほど申し上げた内部留保金12億円というのがありますので、そこをなるべく崩さないようにということで、今までは、考え方としては起債を借りて整備事業をしてきました。簡水については交付税措置があった関係で、内部留保を使うより起債を借りたほうが有利だということでやってきたわけですが、これが全て合併をし、簡水の交付税措置がなくなりました。そういう

ことで、借りても交付税措置はありませんので、全然、内部留保を使っていくということで、ここ2021年、2022年、起債を一切借らずにやってきております。

しかしながら、これをやっていきますと、将来の償還額は非常に大きくなりますので、考え方としては、また全協でも説明はすると思いますけど、約1億1,000万円を年間返すという計画でいけば、内部留保金等がある程度食いながらやっていくと、そういう基本的なスタンスを持っておりますので、また詳しくは全協のほうで御説明をさせていただきたいと思います。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、付託いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月25日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 5時07分

令和4年第1回曾於市議會定例会

令和4年3月25日

(第5日目)

令和4年第1回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和4年3月25日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

第1 議案の訂正について

（以下4件一括議題）

- 第2 議案第5号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第6号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第7号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第8号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

（総務常任委員長報告）

第6 議案第12号 曾於市出産祝金支給条例の一部改正について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

- 第7 議案第2号 曾於市地域振興住宅譲渡条例の制定について
- 第8 議案第14号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

（建設経済常任委員長報告）

第9 議案第33号 令和4年度曾於市一般会計予算について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第10 議案第34号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
- 第11 議案第35号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第12 議案第36号 令和4年度曾於市介護保険特別会計予算について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第13 議案第37号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について
- 第14 議案第38号 令和4年度曾於市水道事業会計予算について

第15 議案第39号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計予算について
(総務常任委員長・建設経済常任委員長報告)

第16 発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案

第17 発議第3号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案

(以下2件一括議題)

第18 発議第4号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書案

第19 発議第5号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書案

第20 議会改革調査特別委員会の設置について

第21 閉会中の継続調査申出について

第22 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	渕合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 鶴田洋一 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市	長	五位塚剛	教	育	長	中村涼一
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人	
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長	平千力	
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳留弘	農	林	振興課長	竹田正博	

財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	安 藤 誠
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	朝 倉 幸 一 郎
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	園 田 浩 美
市 民 課 長	上 村 亮	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会計管理者・会計課長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	岩 元 浩
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農業委員会事務局長	中 山 純 一

開議 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案の訂正について

○議長（久長登良男）

日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第1、議案の訂正について説明をいたします。

議案第7号、曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について訂正を申し上げます。

議案書の33ページ及び新旧対照表の6ページの第23条第2項中「しなけらば」と記載しておりましたが、「しなければ」に訂正するものであります。

記載誤りがありましたので、おわびして訂正をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（久長登良男）

お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案の訂正については、これを承認することに決しました。

日程第2 議案第5号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第6号 曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第7号 曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第8号 曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改

正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、議案第5号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正についてから、日程第5、議案第8号、曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正についてまでの以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案6件を、3月14日から17日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、結論を得ましたので報告します。

1、議案第5号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について。

本案は、令和3年度人事院勧告に伴い、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を改正するため、条例の一部を改正するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号、曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について。

令和3年度人事院勧告に伴い、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号、曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

本案は、人事院の国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置について関連する規定を改正するため、条例の一部を改正するものです。

当該職員又はその配偶者の育児休業承認の請求が円滑に行われるようにするための研修対象者についての質疑に対し、管理職等へ研修を実施するとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号、曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改

正について。

消防団員の報酬等の基準の策定等について、消防庁長官通知及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律により、関連する規定を改正するため条例の一部を改正するものです。

近隣市町との違いはないかとの質疑に対し、出動報酬は時間当たり1,000円であり、同じであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会では、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に、議案第8号の消防団関係について1点だけ質問いたします。

改正案の中身は、もちろん待遇改善が中心であり積極的な内容であります。これに伴う年間の新たな財源について、国から交付税を含めてどれだけの支援があるのか、質疑がされていたら報告をいただきます。この1点です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。消防団員の報酬等についての国庫負担については3割程度というような説明でありました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案4件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第5号から議案第8号までの以上4件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案4件に対する常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第8号までの以上4件は、委員長報告のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第6 議案第12号 曾於市出産祝金支給条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第6、議案第12号、曾於市出産祝金支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案5件を、3月14日から17日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第12号、曾於市出産祝金支給条例の一部改正について。

本案は、出産祝金支給条例をこれまでの第3子以降に10万円を支給していたものに加えて第1子、第2子にも1万円を支給するため、一部を改正するものです。

改正の決定過程についての質疑に対し、副市長以下11人で構成される人口減少対策委員会の暮らし・子育て専門部会から提案されたものであるとの答弁がありました。

委員より、1万円では支給額が少ない、人口増対策や少子化対策になるのか疑問であるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第12号には賛成であります。

ただ、委員長報告の中にもありましたけども、第1子と第2子に今後1万円を支給するという事で、現行の条例は第3子以降が出産につき10万円と、1万円と10万円では大きな落差がありますので、今後、関係者の若い方々の意見も聞きながら検証を重ねて1万円を引き上げていただくことを期待したいと思います。ないよりは1万円というのはもちろんいいですので賛成であります。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第7 議案第2号 曾於市地域振興住宅譲渡条例の制定について

日程第8 議案第14号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第7、議案第2号、曾於市地域振興住宅譲渡条例の制定について及び日程第8、議案第14号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正についてを一括議題といたします。

議案2件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案5件を、3月14日から17日に委員会を開き、

執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第2号、曾於市地域振興住宅譲渡条例の制定について。

本案は、地域振興住宅等の譲渡を希望する入居者等へ譲渡することに関し、必要な事項を定めるために制定されるものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について。

令和3年度地域振興住宅建設事業により既存住宅に新たに建設した4戸を追加し、新規団地として1団地1戸を新設したことに伴い、関連する規定を改定するために条例の一部を改正するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案第2号について4項目、委員長に質問をいたします。

議案第2号は、曾於市の市単独の地域振興住宅の中で、建設後一定の経過がたっている振興住宅については今回新たに条例を制定して、市長答弁では格安の値段で希望者に住宅を払い下げるというのを中心内容とした条例制定であります。

質問のまず第1点は、条例制定でありますので現地調査をされたと思うんですが、されたかどうか、これが第1点。

第2点目は、提案された住宅の中で既に入居者を含めて譲渡の間合せがあるのかどうか、あるいは譲渡の見通しがあるのかどうか、確認されていたら報告してください。

それから質問の3点目、今後、市としては今回の条例制定を契機として、毎年建設後古くなった住宅から譲渡したい住宅を広げていく、そうした意向であるようですが、この点が委員会審議の中で委員会として確認がされているのかが3点目であります。

最後に、第4点目は、関連いたしまして、今後の市としてのこの地域振興住宅の譲渡対象について一定の見通しなり、あるいは計画があるのかどうか。計画が全く立てにくいということで計画が立てられていないのかどうか、審議されていたら報告してください。

次に、議案第14号の地域振興住宅の本年度、令和3年度に建設された住宅につい

て、新たに条例に加えるための条例改正であります、これは2点あります。

1点は、現地調査をされたのかどうかでございます。やはり、現地調査が非常に大事ではないでしょうか。市単独事業でありますので。

第2点目は、私も全部回っているんですけども、それぞれ特徴や違いがあるようであります。今回提案された条例改正の対象となる地域振興住宅は地域性も違います。また周辺の環境も幾らか違います。あるいは、特に近くの小学校との距離数も違います。そうした違いがある中でももちろん共通点も見られます。

これらの点で、今後地域振興住宅を市としては、毎年5戸以上は建設したいといった市の方針がありますが、本年度建設された地域振興住宅を今後さらに生かす上での教訓点があると思うんですが、その点での議論がされていたら報告をしてください。

以上です。

○建設経済常任委員長（九日克典）

徳峰議員の質問に対してお答えします。

現地調査をしたかということですが、平成20年度の分譲予定地が10棟ありまして、それから21年度の建設分譲地が11棟ということで21棟、数あるということで現地調査はしていないところであります。

入居者数は何名かということですが、5名の問合せがあったということでございました。

拡大の関係は、令和4年度は5戸の計画でしたが、1戸は空き家が5戸ありまして、諏訪のほうの空き家の地域振興住宅に入居ということで、令和4年度はゼロというような計画であります。また、令和5年度のことは分かりませんけども、市長の答弁からあるように5戸は毎年計画したいという計画でありましたので、そのとおりになるのではないかなと思っています。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（九日克典）

譲渡計画は、平成22年度築が19棟、該当するのが。平成23年度が10棟、平成24年度が23棟の計画があるということで答弁があったようです。

あと、令和3年度現地調査をしたかということ、現地調査はやっておりません。学校への距離とかそういったいろんなところに建てられているわけですけども、意見はなかったところでございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第2号及び議案第14号を一括して採決いたします。

お諮りします。議案2件に対する常任委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号及び議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第9 議案第33号 令和4年度曾於市一般会計予算について

○議長（久長登良男）

次に、日程第9、議案第33号、令和4年度曾於市一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第33号、令和4年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。なお、本案については現地調査を実施いたしました。

財政課関係では、財部町南俣の駐車場用地購入地、財部支所庁舎建設予定地、大隅支所庁舎及び中央公民館建設予定地の現地調査を実施しました。

財部支所の庁舎予定地は、図書館を取り壊し建設するが、図書館をどこに移転するのかとの質疑に対し、検討中との答弁がありました。委員より、図書館利用者のことを考えて、取壊し前に移転先を含め協議を行うよう求める意見がありました。

庁舎建設後の駐車場についての質疑に対し、きらめきセンターの駐車場と合わせて316台、大隅支所庁舎は、現庁舎の解体後のスペースを含めると442台であり、大隅文化会館周辺では312台になるとの答弁がありました。両支所は、本庁舎増築部分の完成後は職員数が大幅に減るので、大隅支所の用地取得は必要最小限にする必要があるとの意見がありました。

また、財部町南俣の用地取得費の単価が4,900円／㎡、旧財部高校進入路取得単価が6,000円／㎡であるが、大隅支所庁舎用地取得の単価が8,910円／㎡であるので、用地取得費の再検討が必要ではないかとの意見がありました。

合併特例債の借入れ可能額についての質疑に対し、令和4年度当初予算後は、残り約16億3,000万円になるとの答弁がありました。

委員より、大型工事の入札契約については適正な参加業者数を確保すること、さらに議会の議決が必要な案件については、議会で十分な審査ができるよう入札日時の対応を要望する意見がありました。

総務課関係では、庁舎 I C T 環境整備事業のモバイルノート P C 借上げが500台計画されているが、増築庁舎完成に併せて導入できるかとの質疑に対し、かなり厳しい部分があるが、順次導入し、業務に支障がないようにするとの答弁がありました。

議会事務局関係では、議場放送音響設備等改修工事が令和3年度に完了したことにより、前年度予算に対して大きく減額になったとの説明がありました。

会計課関係では、収納手数料についての質疑に対し、コンビニ収納手数料は金融機関より高いが、市民の利便性と収納率に影響しているとの答弁がありました。

税務課関係では、思いやりふるさと寄附で、曾於市民が他市町村に寄附している状況についての質疑に対し、580人、1,521万円が他市町村に寄附しているとの答弁がありました。

市民課関係では、本庁舎改築工事完了後、ワンストップ窓口の強化のため、本庁舎窓口の体制について会計年度任用職員5人増員し、サービス向上に努めるとの説明がありました。

両支所の体制と本庁の窓口対応に大きな開きがあるのではとの質疑に対し、財部支所では地域振興課を1階に配置するので、以前より対応が改善されると答弁がありました。また、10月開庁に併せて、小規模水道事業は水道課に移管するとの答弁がありました。

企画課関係では、南九州畜産獣医学拠点事業、財部宅地分譲地、古民家再生活用モデル提案事業の現地調査を行いました。

南九州畜産獣医学拠点事業の令和3年度の繰越事業分については、令和4年度完

了が原則であるが可能かとの質疑に対し、計画的な工事発注により完成させるとの答弁がありました。

古民家再生活用モデル提案事業の現地調査では、建物の老朽化が進み、雨漏りや土台の腐食が進んでいるが、今後の対応についての質疑に対し、事業提案者と十分な協議により対応したいとの答弁がありました。

委員より、事業の見直しを含め、検討しなければならない課題が多いのではとの意見がありました。

子ども未来館検討委員会の内容について、検討委員会設置要綱の設置目的について説明を求めましたが、理念的な説明であり具体的な構想が見えないため、第2款総務費第1項総務管理費、第5目企画費、企画事務費、第7節報償費、第1細節謝礼金の子ども未来館検討委員会出会謝礼22万4,000円を減額する修正案を提出すべきとの意見があり、委員会として修正案を作成しました。

本案についての討論では、原案に賛成の討論はなく、修正案に反対の討論もありませんでした。修正案に賛成の討論があり、同設置要綱の第1条（設置）に、施設についての調査及び検討と記載されており建物を意味している、子ども未来館の方向性が議会に説明がなされない、子育て世代からすれば施設ではなくソフト事業を望む、教育委員会社会教育課と協議もされていないとして、修正案に賛成するとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案に対する修正案について採決の結果、配付してある修正案のとおり全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、修正部分を除く原案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第33号、令和4年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。なお、本案については現地調査も実施いたしました。

福祉事務所関係では、生活困窮者自立相談支援事業についての質疑に対し、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を新年度から社会福祉協議会に委託するとの答弁がありました。また、丸投げをしたら実態がつかめなくなる心配がある、検証が必要ではないかとの質疑に対し、今後は支援調整会議を行い、市としても加わっていきたいとの答弁がありました。

生活保護世帯についての質疑に対し、令和4年2月末で233世帯、275人が受給し

ており、ここ3年間は毎年20世帯程度の減少で推移しているとの答弁がありました。

清寿園の指定管理状況で、入所定数50人に対し入所者数が33人であるため、市は指定管理へ50人に近づけるための指導を行っているかとの質疑に対し、協議や打合せを行っており、市としてもチラシ等をつくって周知していきたいとの答弁がありました。また、指定管理料は定数50人分で見ているが入所者は33人である、この矛盾をどうするのかとの質疑に対し、都城市は入所者数に応じた指定管理料を支払っているようなので、今後は曾於市でも指定管理料の在り方を研究していきたいとの答弁がありました。

自殺予防対策事業についての質疑に対し、曾於市では、県内の市の中で人口10万人当たりの自殺者数が2番目に多い状況で推移している。原因は健康問題、経済的などが多いとの答弁がありました。対策としては、相談場所の設置や生活相談支援センター、社会福祉協議会とも連携し、臨床心理士による月1回の相談等を実施しており、今後も広報紙やFM放送等で周知、啓発していきたいとの答弁がありました。

保健課関係では、PCR検査補助金についての質疑に対し、要綱を改正して2分の1補助から3分の2の補助とし、上限を1万5,000円に改正する予定であるとの答弁がありました。

さらに副市長の出席を求め、委員会の総意で全額補助すべきとした経緯があるのに、全額補助にしなかったのはなぜかとの質疑に対し、近隣市町を調査した結果、全額補助は既に県が実施している。これまでに補助をした方との不公平感もある、そして医療機関で検査料の差があるため、全額補助としなかったとの答弁がありました。

救急医療体制についての質疑に対し、医師の常駐体制については曾於医師会立病院が8人、都城市郡医師会病院が29人であるとの答弁がありました。また、救急搬送状況についての質疑に対し、令和元年7月に、末吉に松岡救急クリニック分院が開院してから、曾於医師会立病院への搬送が減少している。年間300人前後が松岡救急クリニック分院に救急搬送されているとの答弁がありました。

介護福祉課関係では、介護保険特別会計繰出金についての質疑に対し、令和4年度は2%の給付費の伸びを見込んで繰出金を計上したとの答弁がありました。

教育委員会関係の審査では、冒頭、教育長の出席を求め、令和4年度の教育委員会の基本方針や新規事業についての説明を受け、質疑を行いました。

教育委員会総務課では、小学校の在り方検討委員会について、5月下旬に委員会を設置し、6月から5回程度委員会を開催して、小学校の現状や児童数の推移、学校規模、現地調査等を行って、今後の教育委員会としての学校の在り方に関する基

本方針等を決定したいとの説明がありました。また、これまでのスクールバスの在り方や運行についての質疑に対し、現在のやり方を踏襲してできるだけ民間委託の方向で検討したいとの答弁がありました。

委員より、学校の統廃合が進み、少子化や児童数減少の推移もあることから、現状と今後の状況について議論する場を設け、方向性や方針を決めておく必要があるのではないかと意見がありました。

小中学校の給食費についての質疑に対し、令和4年度の給食費は未定であるが、令和3年度の給食費は小学校が月4,200円、中学校が4,600円で、これまで一律1,200円の補助であったが、令和4年度は小学校が1,400円の補助、中学校が1,600円の補助に引き上げるとの答弁がありました。

学校教育課関係では、タブレットを利用したGIGAスクールの課題と取組についての質疑に対し、課題は、物理的に小中学校で一斉にタブレットを使用すると通信環境が悪くなり、つながらなかったり使えなかったりするので原因調査を行い、対応策について検討をする。教職員については、タブレットの使用スキルに差があるので、今後も研修会を実施したい。子供たちは、授業によって使用状況に差があるので、タブレットを持ち帰らせて宿題や学習ドリルなどで活用してもらうよう計画しているとの答弁がありました。

新規事業の統合型校務支援システムについては、システムの導入により児童生徒の基本情報の一元管理が可能となり、出欠、出席簿、通知表、指導要領、健康状態などの情報を先生間で共有することができ、進級や進学、卒業後も小中学校間で情報の共有が可能となることから、教職員の業務量の負担軽減や働き方改革にもつながるとの説明がありました。学校内だけで使用するシステムであるのかとの質疑に対し、子供たちの成績など個人情報が含まれるため、校内の先生のための使用になるとの答弁がありました。

特色ある学校づくり、学校経営マネジメント授業（学校経営支援事業補助金）についての質疑に対し、校長のリーダーシップの下に学校長提案型でアイデアを出してもらい授業を進めてもらう。実施後は、校長研修会等での聞き取りにより事業の検証をしていきたいとの答弁がありました。

社会教育課関係では、自主文化事業についての質疑に対し、令和4年度は、昨年の4事業から6事業に増やして実施したいとの答弁がありました。また、自主文化事業の選定方法についての質疑に対し、いろんなジャンルで各地区の文化センター規模に合わせて選定しており、幼児から高齢者まで楽しめるような事業にしているとの答弁がありました。

委員より、以前はジャズなど音楽関係の授業が多くあった。今後検討してほしい

との意見がありました。

吉井淳二記念大賞展の40回記念大会の内容についての質疑に対し、受賞者への賞金の増額や祝賀会、講演会を予定しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

議案第33号、令和4年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。なお、本案については現地調査も実施いたしました。

建設課関係では、市道については改良率が68.7%であり、県内市町村の平均とほぼ同一水準の状況にある。厳しい財政状況ではあるが、辺地・過疎対策事業など市財政にとって有利な起債事業と補助事業等を活用したい。また、市民のニーズと地域の実情にあった安全で安心な暮らしを支える道路網の確保と側溝や流末排水路についても災害防止の観点から機能強化を図るため整備を進める。地域高規格道路都城志布志道路については、九州縦貫自動車道都城インターチェンジまでの5.7kmが令和6年度開通予定となっている。

住宅事業については、曾於市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替えや改善、用途廃止などを計画的に実施していくとの説明がありました。

委員より、地域振興住宅が5戸計画されているが、現在1戸の申込みしかないと説明であったが、人口増の有効な施策であるので啓発・推進して計画を達成できるようにしてほしいとの意見がありました。

また、道路の整備状況について、旧3町の道路状況を調査し、各町の格差をなくした均衡ある改良に取り組んでほしいとの意見がありました。

水道課関係では、合併浄化槽設置事業を推進し、河川の浄化や清流の保全に努める。令和4年度の補助対象は140基を計画しているとの説明がありました。

農業委員会関係では、食料・農業・農村計画に基づいて、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる『かけ橋』」の組織理念の下、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と農地を最大限に有効活用する活動を積極的に展開するとの説明がありました。

商工観光課関係では、ふるさと納税制度を活用した思いやりふるさと寄附金推進事業について、返礼品等の創造、情報発信等に重点を置き、曾於市の全国的なPR

活動に取り組む。新規就業支援対策事業等は、曾於市商工会と連携して商工業の振興に取り組むとの説明がありました。

委員より、思いやりふるさと寄附金推進事業について、曾於市観光協会と連携して地域の魅力ある返礼品を全国へ発信し、目標達成に努めてほしいとの意見がありました。

耕地課関係では、農業の生産性を高め、農業経営の安定を図るため、ほ場整備、農道整備、農業用排水施設整備など、農業の持続的発展と活力ある農村を支える基盤の整備に努めるとともに、効果的な防災・減災対策事業の活用により、災害に強い農村づくりを進める。

畑地かんがい事業では、大隅南地区、曾於北部地区で県営畑地かんがい水利事業を実施中であり、給水栓設置及び散水機具の導入推進を図っていくとの説明がありました。

また、多面的機能支払交付金事業は、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、農地、水路、農道等の基礎的保全や長寿命化を図る活動の支援及び推進を行い、地域資源の保全、管理に重要な役割を担っている。令和5年度の広域化に向け、末吉・大隅地区の体制強化を図るため準備委員会を設け、参加意思の確認、決定と組織設立に向けて取り組むとの説明がありました。

畜産課関係では、特に肉用牛繁殖経営戸数は高齢者の離農に伴い、著しく減少し続けており、大きな課題となっている。J A等関係機関との連携を図りながら、畜産振興に努め生産基盤の拡大を図る。家畜防疫については、家畜の悪性伝染病の豚熱や口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の防止に努めるとの説明がありました。

委員より、令和4年度には5年に一度の和牛のオリンピックと言われる全国和牛能力共進会が鹿児島県で開催される年となる。再度、曾於市から出品して、日本一の獲得に努めてほしいとの意見がありました。

農林振興課関係では、担い手の確保・育成や、農地の集積・集約を行うことで、生産性の向上を図りながらスマート農業の導入など、国、県の施策と合わせながら取り組む。林業振興については、切ったら植えるという再生林の推進を重要課題として、取り組んでいくとの説明がありました。

委員より、サツマイモは本市の基幹作物であるが、サツマイモ基腐病が多発している。今後の対策について、プロジェクトチームの速やかな対応を求めるとの意見がありました。また、ユズの果汁在庫の解消を図るために、なお一層の販路拡大に努めてほしいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原

案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

総務委員長に、3項目質問をいたします。

最初に、240ページの子ども未来館の検討委員会の謝礼22万4,000円でございます。委員会としては、報告では全会一致でこの22万4,000円は一応削除するということで、最終的な取扱いがされております。削除の理由について、委員長報告を見ますと、1つはこの理念的な内容が説明であり、さらに具体的な構想が見えないためということがあります。一応、削除の理由はこの2つが特に主な理由ということで、理解していいのでしょうか。大事な点でありますので、一応確認をさせてください。削除した理由ですね。

それから第2点目は、関連いたしまして、これまで子ども未来館について、設置してほしいといった市民からの要望等が、市当局に上がっているのかどうか、上がっているとしたら、どのような形でいつ頃、どのような団体などが上げたのか、あるいは全く上がってないのかどうか、質疑をされてたら報告してください。

第3点目は、これまで市当局は、どれだけこのことについて、深い議論がされてきたのかどうか。一応担当課は企画課であります。企画課を含めてもちろん子どもの問題でありますから、この教育委員会とも関連がありますが、どれだけ市当局として内部で議論された上での、今回のこの予算提案になったのか、議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。子ども未来館関係は以上3点でございます。

次に、質問の2点目、南九州畜産獣医学拠点事業についてでございます。質問の中には、本来議案提案時に当局に質問すべき内容がありますけれども、私自身の準備不足がありましたので御勘弁を願いたいと思っており、答弁できる範囲内で委員長、答弁よろしく願いいたします。

質問の第1点は、もともと先日の議案提案でも申し上げましたけども、ちょうど1年前の昨年の3月議会では、この南九州畜産の関連の事業については、全くまだ白紙の状態であり、予算はもちろんのこと総合振興計画にも全く触れてなかった内容であります。わずか1年余の間に総合振興計画等を含めて、そして事業費もこれまで先日の財政課長の答弁では、これまで既に21億3,432万2,000円が予算計上されております。そうした中で、この新年度、令和4年度予算では、馬舎棟関係の実施設計を含む関連予算が4,566万6,000円計上されております。

質問の第1点は、なぜこの馬舎棟関係だけが後になって、この令和4年度予算で

計上されたことになったのか、理由、いきさつがあらうかと思いますので、もし質疑がされてたら報告してください。本来だったら当局に質問すべき内容なんですが、私自身の準備不足で申し訳ありません。

それから質問の第2点目は、これまで予算計上された、そして議決した予算については、国の補助あるいは50%の交付税措置の地方債が主な内容でありましたが、今回提案の4,566万6,000円は全くそれがなく、基本的な一般財源でございます。なぜ全額一般財源となったのか質疑がされてたら報告してください。

それから3点目、冒頭申し上げましたように既に21億円以上の予算が計上されておりますが、今回を含めて、今の段階ではこの総事業費が24億4,314万9,000円になるようでございます。これだけの大変な金額になりますが、さらに最終的に幾らか増えそうなのかどうか、例えば25億円台になるのかどうか、もし質疑がされてたら増える見通しを含めて報告してください。南九州関連は以上3項目でございます。

最後に、276ページの大隅支所、財部支所を中心とした末吉本庁を含めた、支所再編の事業費について質問いたします。これも先日の議案提案時に本来質問すべき内容でございますが、準備不足だったために答弁できる内容で、1点だけ報告してください。

委員長報告の中にも詳しくいろんな角度からの審議の経過がこの関係は先ほど報告ありました。質問の1つは、この2つの支所の事業費についてでございます。まだ、事業費が定まっておりません。委員長報告の中にありましたけれども、例えば、財部についても、図書館をどこにどれだけの規模で造るのが、これからの検討事項であります。これも一例でございます。今のこの令和4年度の総務委員会の審議の中で、市当局として、この2つの支所の総事業費がそれぞれどれだけのなるのか、当然、予算を提案している以上、事業計画はしっかりとあるはずであります。ですから、今の段階でのこのそれぞれの2つの支所についての、事業計画に基づいた建設費がそれが幾らであるのか、一番大事な点でありますので審議はされていると思いますが、現段階での総事業費について報告をしてください。この1点であります。

以上です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

まず削減の理由について総括質疑でしたか、の中でも市長の答弁にもありましたが、子どもたちが虫と戯れたり、自然を生かして学ぶというようなこと等、抽象的な説明で具体的内容が示されておりませんでした。皆様にはもう資料として配っております、委員会設置要綱案等見れば書いてありますので、そこはそれぞれ熟読していただきたい。市民の要望等については、具体的にはありませんでした。委員会

として企画課に検討委員会をつくった場合、たたき台として検討委員会の委員に説明する資料は、作るのではないかということでありましたが、それについては今現在のところでは、答弁できない、説明できないということでしたので、今回のようなことになりました。

議会としては審議する内容に疑問があり、議員の質疑に対して明確な答弁がないということで、今回のように減額するということに全会一致でなりました。

企画課のほうに聞いても私の報告書のとおり、教育委員会等との協議もないという状況でした。

南九州獣医学拠点事業につきましては、今回ＪＲＡ等の兼ね合いもあり、牛舎等の馬の施設以外の分については、補正予算で出されたとおりであります。今回の予算につきましては、準備段階である設計等を含む内容であるので一般会計から出すということでありまして。

支所再編事業については、予算についての総額の明確な答弁は求めましたが、今の段階では設計ができてないということで、概算設計数字も正確にはできないということでありました。

支所再編の件であります、委員長報告であった内容等の質疑しかありませんでした。総事業費、改築費等については、質疑はありませんでした。ただ面積については、以前の議会にも示されてるとおりの内容ということでありました。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

２回目の質問ですね。この支所再編を含めての基となる財源ですね。基本的には地方債は合併特例債であります、この財政問題について、１点だけ審議の過程を報告をお願いいたします。末吉の本庁舎が若干残っております。新年度も。そして大隅、財部支所が新年度含めて、今後の改築が大きな事業費となりますが、ただいま委員長報告にもありましたけれども、現段階での事業費については答弁が聞かれませんでしたけれども、例えば、この曾於市の支所を含めた令和４年度から特例債の期限が切れる令和７年度までに、私の試算では、合併特例債を１８億６,５２０万円使う計画であると理解いたしております。約１８億６,０００万円でございます。その結果、委員長報告の中にも少しありましたけれども、合併特例債の残りが僅かに９,２７０万円となるようで。

（何ごとか言う者あり）

○１９番（徳峰一成議員）

特例債の残です。１６億円を使ったとして、最終的に自由に使える合併特例債が９,２７０万円となるようでございます。これは昨日、財政課と確認した数字でありま

す。そうした中で、まだ支所を含めてこれだけ、今後どれだけ令和4年度以降、支所の事業費が増えるかが定かではありませんけれども、基本的にはもう特例債が使えないといった中で、新たな地方債、こういった地方債を持ってくるか、財政運営を含めてこれが大きな課題と、現段階でもなります。その点でこの支所の改築に関わる事業、基本的には合併特例債でももちろんありますけど、今言われましたように16億円余ありますけれども、しかしそれだけでは恐らく足りないであろうっていうことを想定した議論がもしされていたら、報告していただきたいと思っています。この1点だけでございます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

徳峰議員にお願い申し上げます。簡潔に質疑していただかないと、質疑の内容が理解し難いですが、最後のほうだけが質疑だと思って理解しておりますが、今後の建設費についての質疑は、委員会ではなかったところであります。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかにありませんか。

○1番（山中雅人議員）

それでは総務委員長に、1点質問させていただきます。

その理念的な説明でなっており、具体性に欠けるということが報告書でありました。またその中で、施設については検討しているということであったんですけども、その理念的な説明なのに、施設に関しては検討するということは、ややちぐはぐな印象を受けました。その点について、委員会ではどのような議論がなされたのかについて、お伺いをいたします。

○総務常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

委員会では、特に設置要綱の中を見たときに、ちょっと文面読み上げますと「未来へ希望を持ち豊かな創造性を育み、社会を生き抜く力を身につけることに寄与する施設について調査及び検討するため、この検討委員会を設置する。」とありました。ということで、施設ということになっておりましたので、具体的構想があつて、その上でこういう館といいますか、建物についての検討じゃあないのかというようなことで質疑がありましたが、明確な回答が来ておりません。市長が総括質疑等で述べた程度の内容の中で、この予算案を計上するということに対して、理解し難いと。先ほど申し上げたとおり、委員が質疑をした内容について、明確な答弁が得られない、理解できないということで、今回このような形になったところです。

○1番（山中雅人議員）

それでは、建設経済委員長に1点、地域振興住宅の件で質問をいたします。

報告書の中で5戸のうち1戸しかない、ということでは啓発などをして、入居者を増やしてほしいという要望が書かれてありましたが、1戸しか入居がない状況について、その原因について議論がなされたのか。もう1点として、事前の建設課長との本会議でのやり取りを伺いますと、1,600万円ぐらいの建設費用、その中で350万円程度で譲渡するということがありました。これを見ると、やや費用対効果などについても疑問が出るのですが、その地域振興住宅の費用対効果について議論がなされたのでしょうか。

以上2点に質問をいたします。

○建設経済常任委員長（九日克典）

5戸建設予定計画であったけども、1戸の申込しかなかったということで、それ以上の審議はなかったところであります。新しく1戸の方は、先ほど徳峰議員のほうに言いましたとおり、既存の空き家の空室がある関係上、そちらのほうに回していただいたということでもあります。

費用対効果っていうのは、建設経済委員会の資料のほうにあると思います。多分、別にあると思いますので、そちらのほうを見ていただければ、分かるかと思うので、以上です。

○議長（久長登良男）

ほかにありませんか。

○11番（今鶴治信議員）

総務常任委員長に2点、文厚委員長に2点質問いたします。

南九州畜産獣医学拠点事業につきまして、令和4年度終了が原則であるということですが、国の交付金がついた大きな事業でありますので、いろいろコロナ禍の中、資材等の調達、ほかの住宅関連でも相当遅れてるという情報がございしますが、計画的に工事をして間に合わせる予定であるとは思いますが、万が一令和4年度中に終了しなかった場合の繰越しは可能か、質疑があったらお願いいたします。

それともう大分出ましたけど、子ども未来館事業でございしますが、検討委員会の開催の賃金というか、そのお金の予算を今度修正ということですが、検討委員会は何人で、どういう方々がされる予定か説明がもしあったらお願いいたします。

文厚委員長に質問いたします。

今回、生活困窮者の自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託されるという報告でございましたが、このことは曾於市が今回特にされたのか、どこの市町村もそう

いう指導でされてるのかどうか、そういう質疑があったらお願いいたします。

それと自殺予防対策事業でございますが、人口10万人当たり自殺者数が県内で2番目に多いということでございますが、具体的数値等で説明があったらその内容をお示しいただきたいと思います。

それと保健課関係のPCR検査補助金の質疑なんですが、実質何人この検査を受けられたか、もし審議の中であったら説明を求めます。

以上です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

説明いたします。

南九州獣医学拠点事業につきましては、議員も御承知のとおり令和3年度の補正予算で計上したわけでありますので、令和3年度事業ですので、令和4年度中に完了するのが基本というか、常識であるのは御存じだと思います。そういうところがあります。ただ以前、耕地課関係ではありましたが、不測の事態があった場合には、国との協議ということになって、事故繰越しということもあり得るかもしれませんが、我々議会で審議する場合には、しっかりと令和4年度内の完成というところで、確認をしたところであります。

次に、子ども未来館検討委員会については、議員皆さん方には事前に配付されてあります要綱のところに書いてあるとおりですので、これについては熟読していただきたい。ただ、組織については見識を有する10人以内の委員を持って組織すると書いてありますので、これは資料を熟読していただきたい。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

先ほどの質問にお答えいたします。

生活困窮者支援関係の社協への委託事業、他の市町村等の状況についての質問がありましたかということですが、質問と議論はなされておられません。

自殺予防関連の数値のところですが、議論がありました。数値的にはここ3年間

の自殺者数として、平成30年度が12名、令和元年度が12名、令和2年度が13名という報告でございました。

コロナ支援事業、これにつきまして具体的に、これは新年度ではなくて補正のときの話で、確定が148名、今1,000名の予定をしていたのが148名で少なくとも700万円に減額したということでの報告がなされたところです。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

大体、今の説明で分かったところでございますが、総務常任委員長に資料にあるからという、見てくださいじゃなくて、私が聞いたのは学識経験者とそういう人たちに対して具体的審議がなされたかということをお伺いしたことで、その資料に書いてあるとかどうとかは必要ない委員長説明だと思います。

それと、文教委員長にもう一点、審議がなされなかったんじゃない、分からないところですが、社会福祉協議会も介護保険の認定から非常に事業も多いと思うんですが、生活困窮者支援事業を今回委託されるということで、人手的にも足りているのか、特に今回、市が社会福祉協議会に委託した大きな理由等は示されていたら、質問いたします。

以上です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

組織の委員には見識を有する10名以内ということで、このところで教育委員会等の協議がされているのかということで、教育委員会とは協議をしていないということでしたので、議会側に正確な内容が示されなかったという状況であります。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

生活困窮者の自立相談支援事業、社協への委託の件ですけれども、議論がありましたのは今の体制からすると社協に委託したほうが、今よりもよりきめ細かな支援体制ができるというお話がございました。具体的には社協の体制が何名、こちらが何名という確認はいたしておりません。今よりも社協のほうが、そういう体系的な体制が取れるというような説明があったところです。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

大体分かりましたけど、最後に、その中で、今後は委員会の中で出たということで支援調整会議を行うということがございましたが、この支援調整会議等の具体的な内容について、もし質疑がなされていたら説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

具体的な議論はなされておられません。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案に賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

原案に反対の討論はありますか。

○15番（山田義盛議員）

私は、原案に反対する立場で討論させていただきたいと思います。

子ども未来館に対する説明内容に不足を感じております。したがって、原案に反対をいたします。

以上であります。

○議長（久長登良男）

修正案に賛成の討論はありますか。

○6番（重久昌樹議員）

私は、この令和4年度曾於市一般会計予算修正案について賛成の討論をいたします。

令和4年度の施政方針におきましては、本市の財政運営は自主財源に乏しく、国、県補助金や地方交付税に依存し、本市の財政状況は一段と厳しくなるものと思われるかとございます。

本市においては、本庁舎増築、大隅・財部支所庁舎の建設、南九州畜産獣医学拠点施設事業、あるいは給食センター建設など、多くの箱物建設が予定されております。子ども未来館ということから想定されますが、建物の建設なりということが想定されます。子ども未来館に関する具体的な説明に乏しく、新築をするにしても、あるいは既存の建物を改築して利用するにしても多額の建築費用が予想されるところでございます。現段階において十分な見当が必要と思い、修正案に賛成します。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

私も修正案には賛成いたします。

この要綱を見ましても、子ども未来館の、あるいは委員長報告と質疑を踏まえても、やはり市としては、一言で言って準備不足であったと。ですから委員会審議でも十分に担当課が答えられないと、これ一例でありますけども、この種の事業は十分に実態を踏まえた上で、周到な準備の上で提案するべきであるという意味において、削除を含めた修正案というのは、これはもう賛成であります。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○17番（渡辺利治議員）

修正案に対しまして、賛成の立場で討論いたします。

子供のために費やす、決して無駄な投資じゃないと思いますけど、現状鑑みますと時期尚早、あるいはまた中央一体型の施設、政策になりまして、町を離れた、中央部以外はどんどん置いてけぼりを食うような、このような形での政策はあってはならない、全てが平等でないというようなことを痛感いたします。よって、この予算につきましては修正をして通したいと思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。本案に対する総務常任委員長の報告は修正であります。また、文教厚生常任委員長及び建設経済常任委員長の報告は可決であります。

まず、総務常任委員長の修正案について、起立により採決いたします。総務常任委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久長登良男）

起立全員であります。よって、総務常任委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除く部分を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久長登良男）

起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第34号 令和4年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

日程第11 議案第35号 令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第12 議案第36号 令和4年度曾於市介護保険特別会計予算について

○議長（久長登良男）

次に、日程第10、議案第34号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計予算についてから、日程第12、議案第36号、令和4年度曾於市介護保険特別会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第34号、令和4年度曾於市国民健康保険特別会計予算について。

令和4年度の予算編成方針についての質疑に対し、コロナの影響で病院の受診控えが見られ、受診者数が減少し給付費も1.7%減少しているが、感染者数が減少傾向となれば受診者数が伸びる傾向が見られるため、これまでの実績を基に編成することが難しく、前年度並みの給付費をベースに予算編成したとの答弁がありました。

委員より、歳計外繰入金2億5,000万円を繰り入れなかった場合の被保険者の負担額についての質疑に対し、繰入金がある場合は平均額で1人当たり年7万2,445円に対して、歳計外繰入金がない場合は9万8,914円になるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号、令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について。

県全体の後期高齢者医療費の伸びについての質疑に対し、令和2年度で0.25%、令和3年度で1.02%上昇している。主な原因は、被保険者の増に伴い、保険給付費が増加しているとの答弁がありました。

また、被保険者の保険料の平均額についての質疑に対し、年6万5,365円であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号、令和4年度曾於市介護保険特別会計予算について。

令和4年度の予算編成では、令和3年度は給付費が0.53%程度の伸びであるが、令和4年度は2%の給付費の伸びで計上した理由と保険料総額についての質疑に対

し、全体の実績が見えない中で、第8期計画の中で1.86%の伸びを見込んでいたことから、2%の給付費として計上した。保険料総額については8億6,862万3,000円で、被保険者数は1万4,200人であるとの答弁がありました。

また、一般会計からの法定外繰入について、ペナルティーや国からの通知は来ていないかとの質疑に対し、ペナルティーも通知も来ていないとの答弁がありました。

新規事業である移動支援型訪問サービスについての質疑に対し、要支援者等が対象となり在宅で生活が続けられるようサービスを行っているが、現在、送迎がなく要望があったことから、送迎サービスの事業であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○11番（今鶴治信議員）

議案第34号について質問いたします。

法定外繰入金2億5,000万円が繰り入れなかった場合の被保険者の平均額が示されていますが、今、県の広域連合組合になっておりますが、その中で法定外繰入金は将来的に認められない方向であるということで、こういう算定が示されたのかどうか伺います。

それと、議案第35号、議案第36号でございますが、全会一致ではなく賛成多数であったということで、もし反対等の意見があったらお示してください。

以上です。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

34号につきましては、今後の県連合会への歳計外繰入の件につきまして、具体的な議論はなかったところです。ただ、おそれとしてこの歳計外繰入ができなくなると、値上がりをする可能性があるというような議論はありました。

それから、35号、36号につきましては、反対意見としましては、35号のほうは具体的な反対の内容的なところはありませんでしたが、これまでも反対をしているということでございました。多分、後で反対討論があるのではないかと思います。

36号につきましては、介護保険料の引下げをするべきであるというようなことで、反対の意向であるというような話だったと思います。またこれも、反対討論が後ほどあるのではないかと考えております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

大体分かりましたが、法定外繰入が具体的に広域連合でできなくなるということ

ではなかったもので、安心はしているところでございますが、私が聞いた中では県下で法定外繰入をしている自治体数がかなり減ってきているという話も聞いておりますが、そういうことは審査の中で執行部の説明はなかったか、また、今回は報告に出てませんが、固定資産割が、現在、曾於市は4方式の課税対象でございますが、3方式に移行するのはいつ頃であったか、とかいうのは委員会ではなかったか質問いたします。

以上です。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

県連合会への繰入れの——自治体数ですね、それについて具体的な議論はしておりません。

それから、固定資産割を含めた4方式、これを変更するという、今回の委員会の中での議論はなかったところです。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議長、賛成と反対まとめていいですか。

○議長（久長登良男）

はい。

○19番（徳峰一成議員）

議案第34号の令和4年度国民健康保険特別会計の予算には賛成をいたします。

報告と質疑にもありましたけども、令和4年度の一般会計から2億5,000万円の多額の繰入れを行っております。率直に言いまして、繰入れを行っていることで、これはペナルティーがあります。しかし、やはり値上げを抑えるという意味で行っている、これは積極的にもろ手を挙げて賛成をいたします。

次に、議案第35号の後期高齢者医療特別会計予算には反対をいたします。私は、この反対の理由の一つに、この保険制度は県内市町村で構成される広域連合議会で運営をいたしておりますが、この広域連合議会は県内の20名の市町村長と議長で構成され、そして1年に2回総会が開かれていて、いずれも僅か2時間から3時間の短い時間で2,000億円を超える大きな予算、あるいは決算を一応審議いたしており、

さらに2年に1回保険料の値上げもこの2時間か3時間の限られた時間の中で決めており、今年2月10日に開かれた連合議会でも16名の出席がありましたけども、令和4年度は0.5%の引上げを決めております。

さらに後期高齢医療保険は、令和3年度、県全体では医療費の伸びは対前年度比0.25%の伸びしかありませんでしたが、令和4年度の伸びを明確な根拠が示されない中1.02%伸びを想定して予算を計上いたしております。このことを前提として、0.5%の引上げを決めているのでございます。このようにこの制度は、被保険者にとって風通しが非常に悪い保険制度であり、このため令和4年度予算には賛成できず、反対であります。

次に、議案第36号令和4年度介護保険特別会計予算も、以下の理由で反対をいたします。

1つは、令和4年度の介護保険には一般会計からの繰入れがないまま、昨年3月議会で決まった保険料の平均で17%引上げを前提として予算を編成しているからであります。昨年、今年と国民健康保険には一般会計から2億5,000万円の繰入れを行い、保険税の引上げを抑えているのとは大きな違い、対照的な違いがあります。

委員会審議では、一般会計から介護保険会計の繰入れを行ったとして法律上支障はないとの課長答弁がありました。これが国民健康保険の場合はペナルティーがありますが、介護保険の場合はペナルティーを含めてありません。そのことは委員会審議の中でも確認された点であります。

2点目、私は令和3年度の給付費の伸びを3.39%と見込み予算を編成いたしましたが、実際は予算上の伸びは1.8%でありまして、このため今現在、1億2,000万円以上の当初の見込みを超えた、いわゆる剰余金が生じております。そうした中で明確な根拠が示されないまま、令和4年度の給付費の伸びを2%として想定して予算を編成いたしております。こうした厳しくいって大ざっぱな予算の立て方には賛成できず、令和4年度の予算には反対であります。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

反対討論がありましたので、採決は分離して、起立により行います。

まず、議案第35号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立多数であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第36号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立多数であります。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第34号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第37号 令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

日程第14 議案第38号 令和4年度曾於市水道事業会計予算について

日程第15 議案第39号 令和4年度曾於市公共下水道事業会計予算について

○議長（久長登良男）

次に、日程第13、議案第37号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算についてから、日程第15、議案第39号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第37号、令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

本事業による合併浄化槽の新設は令和3年度で終了し、設置年度の古い合併浄化槽から無償譲渡するとの説明がありました。

今後の合併浄化槽の譲渡についての質疑に対し、令和4年度は平成14年度に設置した85基について譲渡手続を進め、令和13年度までの10年間で計画的に譲渡処分していくとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（九日克典）

議案第38号、令和4年度曾於市水道事業会計予算について。

本事業は、市民が健康で豊かな生活を営む上で、良質かつ安定した水の供給が常に求められている。令和4年度の業務予定量は給水戸数1万5,039戸、年間総給水量327万8,826㎥の予定であるとの説明がありました。

建設改良費の工事内容についての質疑に対し、末吉地区上水道整備の高松浄水場整備工事が主なものであり、高松水源の水質には鉄分、マンガンが基準値より多く含まれ、濁度も基準値を超えているので、除去するために急速ろ過装置を2基設置する予定であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第39号、令和4年度曾於市公共下水道事業会計予算について。

本事業は、平成29年度に計画面積200haへ変更認可を受け、令和4年度の業務予定量は接続戸数1,738戸の予定となっており、接続率は70%を超えたところであるが、引き続き施設の維持管理及び下水道加入促進に努めるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第37号から議案第39号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案3件に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第39号までの3件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、発議第2号から日程第19、発議第5号までの以上4件は、会議規則第37条3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号から発議第5号までの以上4件は、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決しました。

日程第16 発議第2号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案

○議長（久長登良男）

まず、日程第16、発議第2号、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○1番（山中雅人議員）

発議第2号、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議案。

上記の議案を別紙のとおり、曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。令和4年3月25日、曾於市議会議長久長登良男殿。

提出者、曾於市議会議員山中雅人。

賛成者、曾於市議会議員出水優樹、同上瀬戸口恵理、同上矢上弘幸、同上片田洋志、同上重久昌樹、同上鈴木栄一、同上上村龍生、同上岩水豊、同上湊合昌昭、同上今鶴治信、同上九日克典、同上土屋健一、同上原田賢一郎、同上山田義盛、同上大川内富男、同上渡辺利治、同上迫杉雄、同上徳峰一成。

提案理由、本市議会は、ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議するとともに、ロシア軍の撤退を強く求める決議を提出するものであります。

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議。

ロシア、プーチン政権によるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為である。これは明白な国連憲章と国際法違反であり、断じて許すことはできず、これを厳しく非難する。ウクライナ国民の

生命及び財産、自由が失われていることに、深い悲しみと強い怒りを覚えてならない。曾於市市議会は、ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議するとともに、ロシア軍の即時かつ無条件での完全撤退を強く求めるものである。以上、決議する。令和4年3月25日、鹿児島県曾於市議会。

以上よろしく申し上げます。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、発議第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第17 発議第3号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案

○議長（久長登良男）

次に、日程第17、発議第3号、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

○14番（原田賢一郎議員）

発議第3号、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。令和4年3月25日、曾於市議会議長久長登良男殿。

提出者、曾於市議会議員原田賢一郎。

賛成者、同じく岩水 豊、同じく片田洋志、同じく鈴木栄一、同じく上村龍生、同じく今鶴治信、同じく九日克典。

提案理由、平成8年7月20日に施行された「海の日」は、平成15年以降、7月の第3月曜日となっています。国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするために、「海の日」を7月20日に固定化をすることを要望する意見書を提出するものであります。

意見書につきましては、別紙のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上、御採択くださるようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

今日の段階で、7月20日に固定化するということには、まだ十分な体制、教育関係者を含めて意見を聞いておりませんので、判断材料に乏しいということで反対いたします。頭から20日の固定化に反対しているということではございません。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。

反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久長登良男）

起立多数でございます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第4号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書案

日程第19 発議第5号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書案

○議長（久長登良男）

次に、日程第18、発議第4号、医療費助成制度の現物給付を求める意見書案及び日程第19、発議第5号、医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書案を一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

発議第4号、医療費助成制度の現物給付を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。令和4年3月25日、曾於市議会議長久長登良男殿。

提出者、曾於市議会議員瀬戸口恵理。

賛成者、上村龍生、湊合昌昭、大川内富男、土屋健一、徳峰一成、矢上弘幸、山中雅人。

提案理由、子ども医療費の窓口負担無料（現物給付）は、未就学児から高校生までが新たな対象となっていますが、現在の窓口負担無料は住民税非課税世帯が対象となっており、非対象世帯は償還払いとなっています。また、重度心身障がい者医療及びひとり親家庭医療費の医療費助成制度も償還払い方式であるため、費用負担が大きく必要に応じた医療を安心して十分に活用できない事象が生じています。

こうした現状は、償還払いによって実際には必要な医療が受けられない課題を抱えており、県において住民の健康増進及び傷病の早期発見、早期治療による重症化予防のため、医療費の現物給付化を早期に実現するよう要請するものです。

意見書につきまして、別紙のとおりとなっておりますので、お目通しください。

続きまして、発議第5号、医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。令和4年3月25日、曾於市議会議長久長登良男殿。

提出者、曾於市議会議員瀬戸口恵理。

賛成者、上村龍生、湊合昌昭、大川内富男、土屋健一、徳峰一成、矢上弘幸、山中雅人。

提案理由、国は地方単独医療費助成制度の現物給付化が医療費の増大をもたらす要因であるとし、それを抑制するため、現物給付を導入している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を講じています。

このことは、国が本来果たすべきセーフティーネットを担う地方自治体の努力や

独自性を阻害するものであることから、地方単独医療助成制度の重要性や必要性に鑑み、医療費助成制度の現物給付を行う国庫負担金の減額措置を廃止し、安心して医療を受けられる制度の構築を強く切望することから、関係機関に意見書を提出するものです。

同じく、意見書につきましては、別紙のとおりとなっておりますのでお目通しください。

以上、御採択くださいますよう、お願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、発議2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、発議第4号及び発議第5号を一括して採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号及び発議第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま意見書案が3件議決されましたが、この提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第20 議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（久長登良男）

次に、日程第20、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております、特別委員会の設置は、本市議会の最高規範として制定した曾於市議会基本条例の趣旨を遵守し、議会及び議会の在り方等について、議会改革を行い、時代に応じた対応が求められています。

本市議会として、将来にわたり魅力的で活力あふれるまちとして行けるよう、また開かれた議会を目指すため、総合的に改革する必要があると考えております。そこで、議会定数削減や市長選挙と市議会議員選挙の同日選挙実施などの調査研究を行うため、議長を除く議員19人をもって構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議会の特別委員会の設置、ただいまの議長のほうから一般的、抽象的な内容で具体性はありませんでしたが、この特別委員会の設置は2つの目的があると、先日の議会全員協議会で説明がありました。共産党議員団は、合併後過去2回のいわゆる定数削減には賛成をいたしております。

しかし、その結果、現在特に大隅町と財部町は、中でも農村地域から非常に議員が少なくなっている現状があります。これ以上議員が少なくなったら、特に大隅、財部町の農村地域の議員の空白が、さらに増えることになりかねません。地域住民の声を届けるといった議会本来の存在と役割がますます小さくなりかねないと心配をいたしております。

一方、設置される特別委員会は、7月の市長選挙と11月の市議選挙を一緒にできないかも検討することになっており、このこと自体は議論を深めることに意義があると思っております。特別委員会は、こうした検討する2つのテーマがあるために、私はあえて反対はしないという立場で、消極的な立場からの賛成であります。

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。

よって本件については、議長を除く議員19人をもって構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中も継続して調査することに決しました。

委員会条例第9条第2項の規定により、議会改革調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選することになっております。また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がいないときは、議長が委員会の招集日時、場所を定めて、委員長の互選を行わせることになっております。ここで、議会改革調査特別委員会を

開会していただき、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

議会改革調査特別委員会開会のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 零時 10 分

再開 午後 零時 22 分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に開会されました、議会改革調査特別委員会から委員長及び副委員長の互選の結果について、議長に報告がありましたのでお知らせいたします。

議会改革調査特別委員会委員長、今鶴治信議員。同副委員長、原田賢一郎議員。
以上のとおりであります。

日程第21 閉会中の継続調査申出について

○議長（久長登良男）

次に、日程第21、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第22 議員派遣の件

○議長（久長登良男）

次に、日程第22、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により次期定例会まで、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、

変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

3月議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと思います。一般会計と全ての特別会計、また多くの条例、財部高校跡地の南九州畜産獣医学拠点整備事業など、全ての議案を可決していただき感謝申し上げます。

10月からの本庁、支所再編に伴って、曾於市が大きく変わっていきます。市民の声を聞きながら、引き続き市政前進のために職員と力を合わせて、全力で取り組んでまいります。

今回、3月末をもって退職される8人の課長はじめ13人が退職されます。長い間ありがとうございました。引き続き市政発展のため、御協力をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

終わりに、ロシアのプーチン大統領によるウクライナに対する武力攻撃に対して、曾於市として怒りを込めて抗議をいたします。この21世紀において、今この瞬間にも幼い子供、民間人の尊い命が失われております。こんなことがあってはなりません。ロシアに一日でも一分でも早く戦争を止め、ウクライナからの撤退を強く求めるものです。抗議文については、ロシア大使館へ送付をいたします。

ロシア連邦大統領、ウラジミール・ウラジーミロヴィチ・プーチン閣下、ウクライナへの軍事侵攻に対する抗議文。

貴国が行った軍事侵攻により、ウクライナの主権と領土を侵害し、多数の人命、財産、自由を奪う行為は明らかに国際連合憲章に違反し、国際社会の平和と秩序、安全を著しく脅かすものであり、断じて容認することができない暴挙である。

武力行使によるウクライナ国民の平和な生活が脅かされることは、恒久平和を希求する全世界の人々の気持ちを踏みにじるものであり、ましてや、核兵器を使用することなど決してあってはならない。よって、曾於市は平和で民主的な世界を切望する市民とともに、ロシア連邦によるウクライナの主権侵害に厳重に抗議するとともに、即時停戦、即時撤退及び国際法に基づいた一刻も早い平和的解決を強く求める。2022年3月25日。日本国鹿児島県曾於市長、五位塚剛。

以上であります。

終わります。

○議長（久長登良男）

以上をもちまして、令和4年第1回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時 26 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議會議員

曾於市議會議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 1 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	全会一致 可 決
議 案 第 5 号	曾於市特別職の職員の給与に関する条例及び曾於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 6 号	曾於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 7 号	曾於市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 8 号	曾於市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 9 号	曾於市個人情報保護条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 10 号	曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 11 号	曾於市国民健康保険税条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 20 号	曾於市末吉農村地域活性化定住促進対策事業に関する条例の廃止について	全会一致 原案可決
議 案 第 26 号	令和3年度曾於市一般会計補正予算（第11号）について	賛成多数 原案可決
議 案 第 30 号	令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について	賛成多数 原案可決
議 案 第 33 号	令和4年度曾於市一般会計予算について（所管分）	全会一致 修正可決
議 案 第 37 号	令和4年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 3 号	曾於市中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 号	曾於市地区公民館の設置及び管理に関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 12 号	曾於市出産祝金支給条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 15 号	曾於市小学校及び中学校の設置並びに管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 16 号	曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 17 号	曾於市教職員住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 18 号	曾於市地区集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 19 号	曾於市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 26 号	令和3年度曾於市一般会計補正予算（第11号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 27 号	令和3年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 28 号	令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 29 号	令和3年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 33 号	令和4年度曾於市一般会計予算について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 34 号	令和4年度曾於市国民健康保険特別会計予算について	全会一致 原案可決
議 案 第 35 号	令和4年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について	賛成多数 原案可決
議 案 第 36 号	令和4年度曾於市介護保険特別会計予算について	賛成多数 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 2 号	曾於市地域振興住宅譲渡条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 13 号	曾於市営住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 14 号	曾於市地域振興住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 2 1 号	大隅都市計画事業八合原土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 2 号	末吉都市計画事業上町土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 6 号	令和 3 年度曾於市一般会計補正予算（第 1 1 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 3 1 号	令和 3 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 5 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 3 2 号	令和 3 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 3 3 号	令和 4 年度曾於市一般会計予算について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 3 8 号	令和 4 年度曾於市水道事業会計予算について	全会一致 原案可決
議 案 第 3 9 号	令和 4 年度曾於市公共下水道事業会計予算について	全会一致 原案可決

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

ロシア・プーチン政権によるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為である。これは明白な国連憲章と国際法違反であり、断じて許すことはできず、これを厳しく非難する。

ウクライナ国民の生命及び財産、自由が失われていることに、深い悲しみと強い怒りを覚えてならない。

曾於市市議会はロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議するとともに、ロシア軍の即時かつ無条件での完全撤退を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月25日

鹿児島県曾於市議会

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日に施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっています。

わが国の海との歴史的、文化的小よび経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の小切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の小全小よび環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望します。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年3月25日

鹿児島県曾於市議会議長 久長 登良男

内閣総理大臣

岸田 文雄殿

医療費助成制度の現物給付を求める意見書

子ども医療費の窓口負担無料（現物給付）は、未就学児に加え、令和３年４月から高校生（18歳に達する日以降最初の３月31日）までが新たな対象となっている。しかし、現在の窓口負担無料は、住民税非課税世帯を対象にした現物給付方式がとられており、非対象者である住民税課税世帯へは償還払いとなっている。

また、重度心身障がい者医療費及びひとり親家庭医療の医療費助成制度は、いずれも償還払い方式であるため、初期の費用負担が大きく、必要に応じた医療を安心して十分に活用できない事象が生じている。

こうした現状は、医療費助成制度が子育て世帯や重度心身障がい者を抱えている家庭、ひとり親家庭が安心して医療を受けられるための制度でありながら、償還払いによって、実際には必要な医療が受けられないという課題を抱えている。

2016年に鹿児島県が報告したデータによると、子育て世代の貧困率は全国でワースト３位と報告され、母子世帯では約40%が貧困であると報告されている。現物給付は、乳幼児、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭の方々にとって、安心して傷病の早期発見・早期治療をすることができる必要な制度であり、権利である。

よって、県において、住民の健康増進及び傷病の早期発見・早期治療による重症化防止のため、下記事項について早期に実現をするよう要請する。

記

1. 県は医療費助成制度（公費負担事業）における現物給付化（窓口負担の廃止）を所得制限なく、安心して医療を受けることができる制度の構築を行うこと。
2. 重度心身障がい者医療及びひとり親家庭医療の医療費を現物給付にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和４年３月25日

鹿児島県曾於市議会
議長 久長 登良男

鹿児島県知事

塩田 康一殿

医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書

地方自治体が単独で行っている医療費助成制度は、乳幼児、ひとり親家庭や重度心身障がい者（児）等の医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう全国の自治体で実施されている。

一方、国においては、地方単独医療費助成制度の現物給付化が医療費の増大をもたらす要因であるとし、それを抑制するため、現物給付を導入している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を講じている。

このことは、国が本来果たすべきセーフティーネットを担う地方自治体の努力や独自性を阻害するものである。

よって、曾於市議会は、下記事項が速やかに実現されるよう、国において、地方単独医療費助成制度の重要性や必要性に鑑み、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国庫負担金の減額措置を廃止し、安心して医療を受けられるよう制度の構築を強く切望する。

記

1. 国は医療費助成制度で現物給付を導入している自治体に対する国庫負担金の減額措置を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日

鹿児島県曾於市議会
議長 久長 登良男

衆議院議長	細田 博之殿
参議院議長	山東 昭子殿
内閣総理大臣	岸田 文雄殿
厚生労働大臣	後藤 茂之殿
財務大臣	鈴木 俊一殿
総務大臣	金子 恭之殿